小竹町地域防災計画

令和4年12月

小竹町防災会議

小竹町地域防災計画

第１編　風水害等対策編

令和４年１２月

小竹町防災会議

第１編　風水害等対策編

目　　次

第１部　　総　則

第１章　計画の目的・性格等

第１節　計画の目的等 …… 1
第２節　計画の性格 …… 2
第３節　計画の構成 …… 4
第４節　用語 …… 5

第２章　風水害防災面から見た小竹町の特性・災害の想定

第１節　町の概況 …… 6
第２節　小竹町の気象災害の特色 …… 8
第３節　災害の想定 …… 11

第３章　防災関係機関等の業務大綱

第１節　実施責任 …… 14
第２節　処理すべき事務又は業務の大綱 …… 15
第３節　町民及び企業等の基本的責務 …… 26

第４章　計画の運用等

第１節　平常時の運用 …… 28
第２節　災害時の運用 …… 28
第３節　計画の周知 …… 28

第５章　災害に関する調査研究の推進 …… 29

２部　災害予防計画

第１章　防災基盤の強化

第１節　治水治山の対策 …… 31
第２節　土砂災害防止 …… 35
第３節　火災の予防 …… 39
第４節　都市構造の防災化 …… 42
第５節　建築物及び文化財等の災害予防 …… 44
第６節　電気施設、ガス施設の災害予防 …… 46
第７節　上水道、下水道施設の災害予防 …… 48
第８節　交通施設の災害予防 …… 50

第２章　町民等の防災力の向上

第１節　町民が行う防災対策 …… 52
第２節　自主防災体制の整備 …… 54
第３節　企業等防災対策の促進 …… 57
第４節　防災知識の普及 …… 59
第５節　防災訓練の充実 …… 64

第６節　町民の心得 66

第３章　効果的な応急活動のための事前対策

第１節　広域応援・受援体制の整備 69
第２節　防災体制・施設・資機材等の整備 72
第３節　災害救助法等運用体制の整備 77
第４節　情報管理体制の整備 78
第５節　広報・広聴体制の整備 81
第６節　二次災害の防止体制の整備 83
第７節　避難体制の整備 85
第８節　交通・輸送体制の整備 94
第９節　帰宅困難者支援体制の整備 96
第 10 節　医療救護体制の整備 98
第 11 節　要配慮者安全確保体制の整備 101
第 12 節　災害ボランティアの活動環境等の整備 105
第 13 節　災害備蓄物資等の整備・供給 107
第 14 節　住宅の確保体制の整備 110
第 15 節　保健衛生・防疫体制の整備 111
第 16 節　災害廃棄物処理体制の整備 112
第 17 節　鉱山の災害予防 114
第 18 節　農林業の災害予防 115
第 19 節　複合災害の災害予防 116
第 20 節　防災関係機関における業務継続計画 118

第３部　災害応急対策計画

第１章　活動体制の確立

第１節　町の組織体制の確立 121
第２節　自衛隊の災害派遣要請 136
第３節　応援要請 139
第４節　災害救助法の適用 142
第５節　要員の確保 145
第６節　災害ボランティアの受入・支援 149

第２章　災害応急対策活動

第１節　防災気象情報等の伝達 153
第２節　被害情報等の収集伝達 163
第３節　広報・広聴 170
第４節　避難対策の実施 173
第５節　水防対策の実施 186
第６節　消防活動 188
第７節　警備対策の実施 191
第８節　救出活動 192
第９節　医療救護 194
第 10 節　飲料水の供給 198

第 11 節　食料の供給 …… 200
第 12 節　生活必需品等の供給 …… 203
第 13 節　交通対策の実施 …… 206
第 14 節　緊急輸送の実施 …… 209
第 15 節 保健衛生、防疫、環境対策 …… 212
第 16 節　要配慮者の支援 …… 216
第 17 節　安否情報の提供 …… 220
第 18 節　遺体の捜索、収容及び火葬 …… 222
第 19 節　障害物の除去 …… 224
第 20 節　文教対策の実施 …… 226
第 21 節　住宅の確保 …… 231
第 22 節　災害廃棄物等の処理 …… 235
第 23 節　電気施設　一般通信施設、ガス施設の災害応急対策 …… 239
第 24 節　上水道、下水道施設の災害応急対策 …… 241
第 25 節　交通施設の災害応急対策 …… 243
第 26 節　土砂災害の応急対策 …… 245
第 27 節　二次災害の防止 …… 247
第 28 節　農林業施設等の災害応急対策 …… 249

第４部　災害復旧・復興計画

第１章　災害復旧・復興の基本方針

第１節　基本方針 …… 253
第２節　町災害復旧・復興推進本部の設置 …… 253

第２章　災害復旧事業の推進

第１節　復旧事業計画 …… 254
第２節　激甚法の指定 …… 256

第３章　被害者等の生活再建等の支援

第１節　り災証明書の発行 …… 259
第２節　被災者台帳の整備 …… 260
第３節　生活相談 …… 261
第４節　雇用機会の確保 …… 262
第５節　義援金品の受入れ及び配分 …… 262
第６節　生活資金の確保 …… 263
第７節　郵便事業の特例措置 …… 266
第８節　租税の徴収猶予、減免等 …… 266
第９節　災害弔慰金等の支給等 …… 268
第 10 節　災害時の風評による人権侵害等を防止するための啓発 …… 269

第４章　経済復興の支援

第１節　金融措置 …… 270
第２節　農林漁業者への支援 …… 272
第３節　中小企業者への支援 …… 272

第５章　復興計画

第１節　復興計画作成の体制づくり ····· 273
第２節　復興に対する合意形成 ····· 273
第３節　復興計画の推進 ····· 274

第１部　総　　則

第１章　計画の目的・性格等
第１節　計画の目的等
第２節　計画の性格
第３節　計画の構成
第２章　風水害防災面から見た福岡県の特性・災害の想定
第１節　町の概況
第２節　小竹町の気象災害の特色
第３節　災害の想定
第３章　防災関係機関等の業務大綱
第１節　実施責任
第２節　処理すべき事務又は業務の大綱
第３節　町民及び企業等の基本的責務
第４章　計画の運用等
第１節　平常時の運用
第２節　災害時の運用
第３節　計画の周知
第５章　災害に関する調査研究の推進

本部は、風水害時に町及び防災関係機関が実施する様々な対策について、実施担当者、手順などの基本事項を定めたものである。

各対策項目は、被害の発生が予想される場合及び災害が発生した場合を想定して、災害警戒又は発生直後から時間経過（初動活動期→応急活動期→復旧活動期）にそって整理している。

時　期　区　分	目安とする期間
初　動　活　動　期	災害警戒又は発生～2 日目まで
応　急　活　動　期	3 日目～7 日目まで
復　旧　活　動　期	8 日目以降

第１章　計画の目的・性格等

第１節　計画の目的等

本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号）第 42 条及び小竹町防災会議条例（平成 12 年条例第 5 号）第２条の規定に基づき、小竹町の地域に係る防災（災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興）のうち風水害対策等に関し、町、県、関係機関、公共的団体等が処理すべき事務及び業務について、総合的かつ計画的な大綱として小竹町防災会議が定めたものであり、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、被害の軽減を図り、もって社会秩序の維持と公共の町民福祉の確保に資することを目的とする。

この計画の実施に当たっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるため、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、衆知を集めて効果的な災害対策を講じる。

また、町民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくべく、町民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や地方行政団体等の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現を目指した町民運動の展開を推進する。

なお、計画に基づく災害対策は、以下の事項を基本理念として行う。

１　本町の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図る。

２　町、県、国及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、町民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進する。

３　災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずる。並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図る。

４　災害の発生直後、その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限り的確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護する。

５　被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障がいの有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護する。

６　災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図る。

計画の推進に当たっては、重点課題の設定や関係機関の連携強化等を戦略的に行う。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るべく、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するために、町防災会議における委員の性別の偏りを是正する等、防災に関する政策・方針決定過程において、女性や高齢者、障がいのある人などの参画を拡大する。

第２節　計画の性格

第１　計画の位置づけ

本計画は、災害対策基本法の規定に基づく「小竹町地域防災計画」の「風水害対策編」として、小竹町防災会議が策定する計画であり、小竹町の地域における風水害等の防災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

また、この計画は、小竹町域の防災に関する基本計画であり、福岡県地域防災計画を見直し指針として策定したものであって、国、県等が策定する防災業務計画に抵触することがないよう緊密に連携を図ったものである。

なお、本計画は、災害対策に関し、関係機関の防災業務の実施内容、責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図る上での基本的な大綱を示すもので、毎年、防災会議において検討を加え、所要の修正を行っていく。

■計画の位置づけ及び構成

○　地方公共団体が計画的に防災行政を進める上での指針としての役割

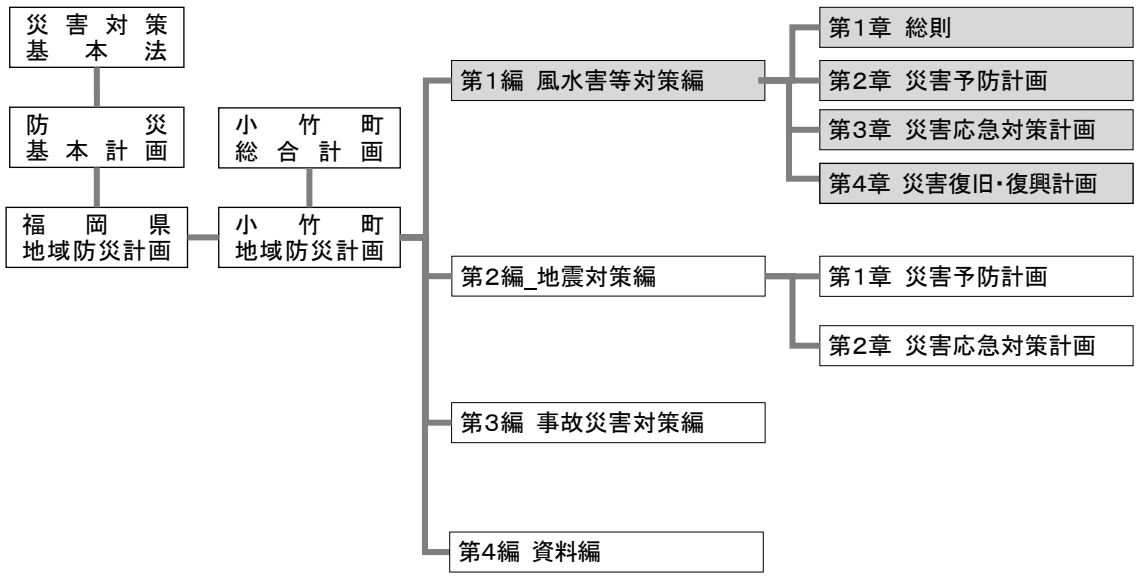

○　町民等の防災活動に際しての指針としての役割

○　国が各種の地域計画を策定し、事業を行うに当たっての尊重すべき指針としての役割

■地域防災計画の役割

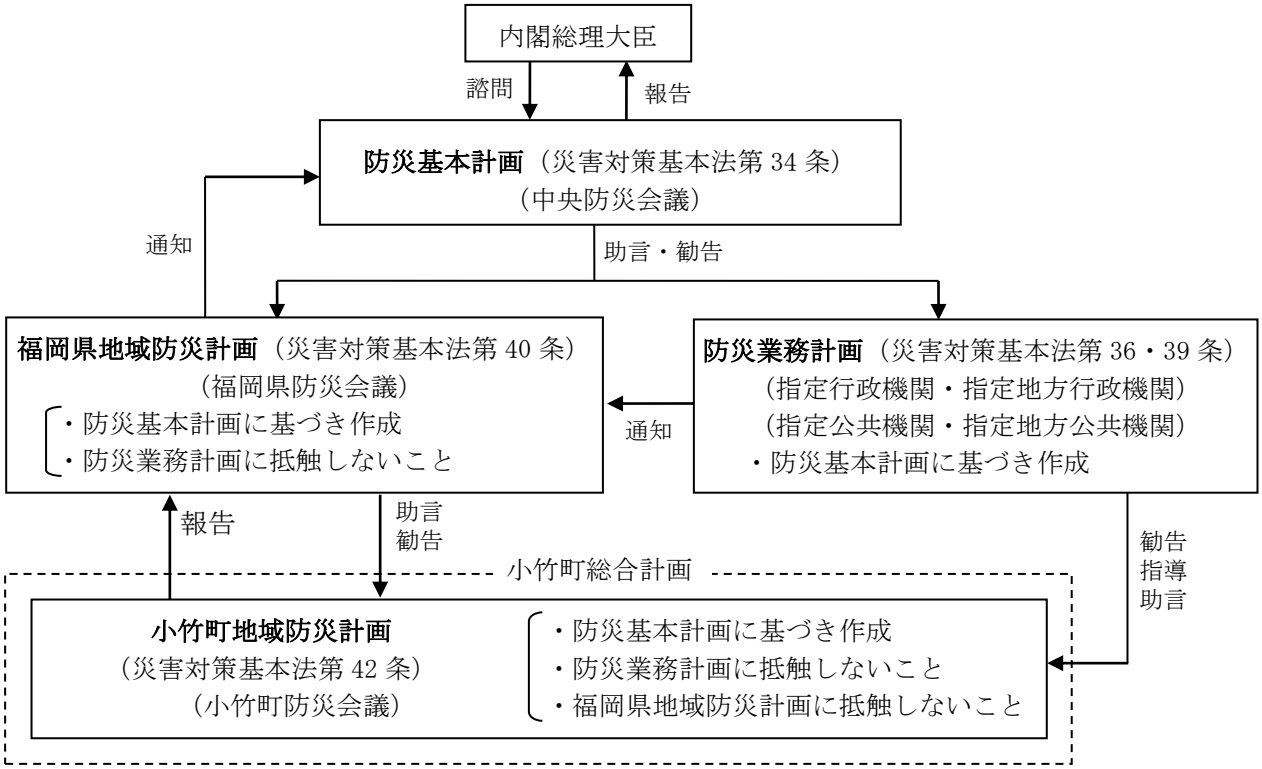

第２　見直しの背景と方針

１　見直しの背景

平成29年７月九州北部豪雨災害をはじめ、近年の災害に係る教訓を踏まえた水害対策、土砂災害からの避難対策、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策など、新たな国の防災基本計画や関連法令との整合を図る見直しが行われている。

福岡県は、「減災」を基本方針とした防災対策の推進（「自助・共助・公助」の概念に基づき、県・市町村・防災関係機関・住民一丸となった取り組み）のもと、関係法令等の改正が行われている。

こうした国、県の修正状況等をふまえ、本町においても災害対策基本法第42条に基づき「小竹町地域防災計画」の見直しを行うものである。

２　見直しの方針

(1) 防災知識の普及・啓発及び地域防災力の強化

災害の状況を正しく予測し、行動できるよう平常時から啓発、教育、訓練を行うことを基本とし、以下の観点から流域治水、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた住民、自主防災組織、事業所等の防災対応能力を強化する。

・学校における児童・生徒に対する防災教育の実施、防災体制の充実
・住民一人ひとり、家庭、職場、運転者における心得、とるべき措置などの啓発
・防災活動を支える防災人材、自主防災組織、事業所や団体の育成・体制の強化

(2) 職員の初動対応、災害対策本部の設置・運営の強化

災害が発生し、または発生のおそれがある場合に、地域防災計画等に基づき速やかに所定の配備につき、迅速な災害応急対策がとれることを基本とし、以下の観点から職員の初動対応、

災害対策本部の設置・運営体制を強化する。

・新たな組織体制を考慮した職員の配備体制、組織体制の点検、整備
・災害対策本部の設置・運営の強化のためのマニュアル、訓練等の充実
・自主防災組織等と連携した地域ごとの災害対応力の強化

(3) 情報収集・伝達体制の強化

住民が避難を開始するためには、“避難を促す情報”を得ることが第一に必要であり、多重・多様の情報伝達手段を拡充することを基本とし、以下の観点から情報収集・伝達体制を強化する。

・災害・被害状況、二次災害の発生状況等の早期収集・集約、伝達体制の強化
・避難指示等基準、警戒レベル等の見直しと伝達体制・手段の確立・強化
・災害に強い多様な情報伝達手段の活用・拡充

(4) 避難支援、避難所運営体制の強化

速やかな避難、中長期の避難生活への対応を図ることを基本とし、次の観点から避難体制を強化する。

・流域治水、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所の見直し、避難計画の策定
・住民避難の促進、自主防災組織等を中心とした避難所の運営体制の確立
・想定最大規模の降雨による洪水、大規模地震災害、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた飲料水、食糧、資機材等備蓄物資の拡充・整備
・避難行動要支援者への避難支援と福祉避難所における運営体制の整備
・避難所等における女性や子育て家庭など生活者の多様なニーズ等への配慮

(5) 各種災害予防・応急対策の推進

福岡県地域防災計画等との整合性を図るため、以下に示すような予防・応急対策についても推進、強化する。

・ため池施設に対する安全対策の強化
・災害ボランティアの活動内容及び町の対応の明確化
・男女共同参画の視点からの災害対応の周知・強化
・多様な視点を踏まえた避難等の情報収集伝達、緊急避難体制の整備、広域的避難への対応
・被災者のメンタルケア、被災者の住宅対策等の支援体制の強化

第３節　計画の構成

第１　計画の構成

本計画の構成は次のとおりである。

第１部　総則
　第１章　計画の目的・性格等
　第２章　風水害防災面からみた小竹町の特性・災害の想定
　第３章　防災関係機関等の業務大綱
　第４章　計画の運用等
　第５章　災害に関する調査研究の推進

第２部　災害予防計画
　第１章　防災基盤の強化
　第２章　町民等の防災力の向上
　第３章　効果的な応急活動のための事前対策
第３部　災害応急対策計画
　第１章　活動体制の確立
　第２章　災害応急対策活動
第４部　災害復旧・復興計画
　第１章　災害復旧・災害復興の基本方針
　第２章　災害復旧事業の推進
　第３章　被災者等の生活再建等の支援
　第４章　経済復興の支援
　第５章　復興計画

第２　計画の修正

本計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、本町の地域構造の変化及び災害応急対策の効果等を検証し、必要があると認めるときは、これを小竹町防災会議において修正する。

第４節　用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

１　基本法……災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）をいう。
２　救助法……災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）をいう。
３　町防災計画……災害対策基本法第 42 条に基づき、小竹町防災会議が策定する小竹町地域防災計画をいう。
４　県防災計画……災害対策基本法第 40 条に基づき、福岡県防災会議が策定する福岡県地域防災計画をいう。
５　町災対本部……災害対策基本法第 23 条に基づき、設置する小竹町災害対策本部をいう。
６　県災対本部……災害対策基本法第 23 条に基づき、設置する福岡県災害対策本部をいう。
７　町災対本部長…小竹町災害対策本部長をいう。
８　県災対本部長…福岡県災害対策本部長をいう。
９　要配慮者……高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者、難病患者、外国人、旅行者等の防災施策において特に配慮を要する人をいう。
10　避難行動要支援者……要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人をいう。

第２章　小竹町の災害特性・災害の想定

第１節　町の概況

第１　自然的条件

１　位置、面積、地勢

本町は、福岡県のほぼ中央に位置する鞍手郡の南東部にあって、町を南北に貫流する遠賀川沿いに開けた直方平野の南部に位置する。

北部は直方市と宮若市、西部は宮若市、南部は飯塚市、東部は直方市と飯塚市に接している。

行政面積は 14.28ｋ㎡で、町内の平均標高は 11.66m となっており、町の中央を遠賀川が南北に流れ貫き、町の東西両端にやや小高い丘があるほかはほぼ平坦な地形で、筑豊盆地の中央に位置する標高 10m 前後の盆地地帯である。

２　気象

本町の気候は、内陸盆地特有の気候を示し、年間を通じて気温の寒暖差が県内の他地方に比して大きいという特徴がある。

平均気温は、16℃前後で温暖であるが、年々上昇する傾向にある。2011 年～2020 年の過去 10 年間の降水量は年平均 1,900㎜程度であり、この期間の最大月雨量は 2020 年 7 月の 663㎜である。

日本への台風の接近は年あたり 10 回を超え、そのうち九州北部接近は 3.8 回となっている。

■資料編１－１「本町の気象」参照

３　地形、地質

小竹町を構成する基盤岩類は、古第三紀堆積岩類が主体であり、一部白亜紀花崗岩類が分布する。ボタ山が分布するのも特徴であり、山地を切り開いた人工改変地も多い。段丘は、砂礫から構成される砂礫段丘からなる。

河川周辺には第四紀堆積物が分布しており、特に表層部は 10～20m ほどの沖積層と呼ばれる軟弱な地層からなっている。

■福岡県内で確認されている活断層の位置

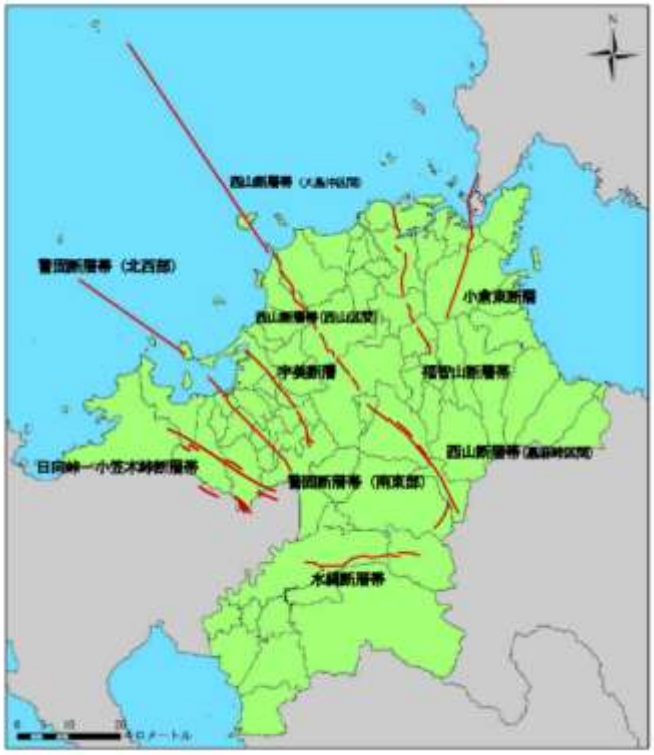

第２　社会的条件

１　人口

本町の人口、世帯数（令和２年国勢調査）は、7,152 人、3,184 世帯である。

人口は、平成 27 年国勢調査時が 7,810 人であったものが、令和２年国勢調査時では 8.4％（658 人）減少している。

世帯数は、核家族化が進行するものの漸減してきている。

65 歳以上の高齢人口は、全体の 31.0％以上を占め、超高齢社会であることを示すとともに、今後も高齢化が進行すると予想される。

2021 年１月１日における小竹町の総人口は 7,416 人（外国人を含む）で、男性が 3,573 人、女性が 3,843 となっている。そのうち 65 歳以上の高齢者は 40.5％をしめ、人口の 2.5 人に１人が 65 歳以上、4.9 人に１人が 75 歳以上で、高齢者(65 歳以上)と生産年齢人口(15～64 歳)の比率は、１対 1.2 となっている。

■資料編１－２「小竹町の人口」参照

２　土地利用の状況、変遷

本町の近年の土地利用変遷の状況を下表に示す。近年の動向は、森林、その他土地の評価替えがなされているが、宅地が年々増加してきている。

■資料編１－３「土地利用変遷」参照

第２節　小竹町の気象災害の特色

第１　災害り歴

本町に大きな被害を及ぼした災害の特徴をみると、主因は台風や低気圧によるもので、大雨によっての洪水が発生すると被害が大きくなっている。

１　台風による災害

台風の年間発生数の平年値は約 25.1 回である。このうち、小竹町を含む九州北部地方への接近・上陸は年平均 3.8 個である。台風が接近・上陸すると風害、水害、土砂災害などの大きな災害が発生するおそれがあり厳重な警戒を要する。

台風は７月から９月を中心として、小竹町に接近・上陸するが、秋に接近・上陸する台風は大型が多い。また、梅雨期や秋雨期など小竹町付近に前線が停滞しているときに台風が九州の南海上にあると、台風周辺の暖かく湿った空気が流入し、前線が活発化して、大雨による災害の危険性が増す。

1945 年９月に鹿児島県枕崎市付近に上陸後九州を北上した枕崎台風は、福岡県においても大きな被害を与え、死者・行方不明者は 87 名に達した。また、1991 年９月に長崎県に上陸し、福岡県を北東に通過した台風第 17 号・第 19 号では、死者・行方不明者 14 名、負傷者 891 名、家屋の全半壊 4,448 棟その他風倒木等により農林業も大きな被害を受けた。

(1) 台風害

台風のまわりでは反時計回りの強い風が吹いており、中心付近が最も強い。このため、台風が接近すると強風によって建造物の倒壊や倒木の発生、鉄道・航空機の運航等交通機関に著しい影響を与えるおそれがある。

一般に台風の進行方向に向かって右側は左側に比べて風が強い。このため、本町が台風の進路の右側にあたる場合は特に注意を要する。また、台風が本町の西を通る場合は南よりの風が最も強く吹き、東を通る場合は北よりの風が最も強く吹く。台風の目に入った場合は一旦風が弱まるが、その後必ず強い吹き返しの風があることを忘れてはならない。

(2) 水害

風は強風とともに大雨をもたらす。台風のまわりには活発な雨雲が取り巻いており、激しい雨によって、洪水・浸水害、土砂災害等を発生させるおそれがある。また、盛夏期の台風には進行速度が遅いものがあり、このような台風が接近すると長時間にわたり大雨を降らせることになり警戒を要する。

また、福岡県付近に前線が停滞しているときに台風が九州の南海上にあると、台風周辺の暖かく湿った空気の流入で前線が活発化し、本町で大雨が降ることがある。このような場合、台風が遠くにあっても注意を要する。

■台風の平年値

項目	１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月	計
発生数	0.3	0.3	0.3	0.6	1.0	1.7	3.7	5.7	5.0	3.4	2.2	1.0	25.1
接近数				0.2	0.7	0.8	2.1	3.3	3.3	1.7	0.5	0.1	11.7
内九州北部地方接近数				0.0	0.1	0.3	0.8	1.1	1.1	0.4			3.8
上陸数					0.0	0.2	0.6	0.9	1.0	0.3			3.0

資料：気象庁「気象統計情報」（1981 年～2020 年の 40 年平均値）

（注 1）日本への接近は 2 ヶ月にまたがる場合があり、各月の接近数の合計と年間の接近数とは必ずしも一致しない。
（注 2）値が空白となっている月は、平年値を求める統計期間内に該当する台風が 1 例もなかったことを示す。
（注 3）「発生」は協定世界時(UTC)を基準にしている。
（注 4）「接近」は台風の中心が国内のいずれかの気象官署から 300 ㎞以内に入った場合を指す。
（注 5）「上陸」は台風の中心が北海道、本州、四国、九州の海岸線に達した場合を指す。

２　大雨による災害

一般に降り始めからの降水量が100㎜を超えるときや１時間に30㎜を超す激しい雨が降ると、中小河川の増水や氾濫、低地の浸水などが発生し、床上・床下浸水や交通障害などの災害が起こりやすくなる。

また、地盤の弱い急傾斜地などでは土砂災害の発生するおそれもある。降り始めからの降雨量が 200㎜を超えたときや１時間に 50㎜を超す非常に激しい雨が降るときは大きな土砂災害の発生する危険性が高まり、厳重に警戒する必要がある。近年の都市化に伴い、道路の舗装や下水道の整備が進み、土地の保水力が低下しているため、従来では災害の起こらなかった程度の雨でも浸水するような状況が増えている。

福岡県における最も大きな大雨災害は、286 名の死者・行方不明者を出した 1953 年（昭和 28 年）６月 28 日の梅雨前線による大雨災害（西日本大水害）であり、近年でも 1990 年（平成２年）６月 28 日の梅雨前線による大雨で筑後地方を中心に死者４名､床上床下浸水 8,496 戸の被害が、1999 年（平成 11 年）６月 29 日の梅雨前線による大雨では福岡地方を中心に死者２名、床上床下浸水 6,163 戸の被害が発生した。

2009 年（平成 21 年）７月 19 日から 26 日にかけて発生した「平成 21 年中国・九州北部豪雨＜梅雨前線＞」では、24 日から 26 日にかけ福岡地方を中心に死者 10 人、床上床下浸水 5,222 戸の被害が、2012 年（平成 24 年）７月３日から 14 日にかけて発生した平成 24 年７月梅雨前線豪雨災害では、筑後地方を中心に死者５人、床上床下浸水 5,763 戸の被害が発生した。

また、2017 年（平成 29 年）７月５日から６日にかけて発生した「平成 29 年７月九州北部豪雨」では、筑後地方を中心に死者 37 人（災害関連死の１名含む）、床上床下浸水 616 戸の被害が発生した。2017 年の大雨では、線状降水帯が形成され、数キロ単位の範囲で記録的な大雨となり、屋内避難の被害者が多く、家屋被害も全壊半壊が 1,106 戸と、浸水被害より多いという特徴が見られた。

さらに、2018 年（平成 30 年）７月２日から 17 日にかけて発生した「平成 30 年７月西日本豪雨」では、死者４人、床上床下浸水 3,390 戸の被害が発生した。

福岡県における大雨の気象要因は、梅雨前線によるものがほとんどであり、次のときに大雨が降ることが多い。

１　梅雨前線が対馬海峡又は九州北部付近にあって､梅雨前線上を次々に低気圧が通過するとき
２　梅雨前線が九州付近で南北にゆっくり移動を繰り返すとき、特に福岡県を南下するとき
３　福岡県付近に前線が停滞し、九州の南海上に台風や熱帯低気圧があるとき

大雨が降ることが多い。

３　竜巻による被害

本町で竜巻の被害は発生していないが、福岡県では、1961 年以降 22 回の竜巻が確認されており、発生時の気象状況としては、台風接近時よりも前線の影響によるものが多い。

■資料編１－４「主な災害履歴」参照

第２　災害危険箇所

本町において風水害を受ける可能性のある対象は、福岡県地域防災計画（災害危険箇所編）、遠賀川水系浸水想定区域図によると、次のとおりである。

■風水害により被害を受ける可能性のある箇所・面積

災害形態	所　管	危　険　区　域　等	箇所数・面積
土砂災害	国土交通省	急傾斜地崩壊危険個所	82 箇所
		土石流危険渓流	８渓流
		土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地の崩壊）	215 箇所
		土砂災害（特別）警戒区域（土石流）	８渓流
	農林水産省	山腹崩壊危険地区（民有林）	９箇所
		崩壊土砂流出危険地区	－
浸　水	国土交通省	浸　水　危　険　地　区	4.7 km^2

資料：福岡県地域防災計画（災害危険箇所編）（令和２年４月修正）
国土交通省九州地方整備局遠賀川河川事務所
「遠賀川水系浸水想定区域図」

第３節　災害の想定

本計画は、本町における地勢、地盤・地質特性、気象等の自然的条件に加え、人口、土地利用の現況等の社会的条件及び過去に発生した各種災害を勘案し、本町で発生するおそれがある災害を想定し、これを基礎として作成を行った。

この計画の作成の基礎として想定する主な災害は、次のとおりである。

■想定の災害

１．風水害
○　集中豪雨、大雨による河川・水路の氾濫、浸水及び破堤等による災害
○　台風に伴う強風による家屋の倒壊等による災害
○　豪雨（想定最大規模の降雨【1,000 確率規模相当】）に伴う河川・水路の氾濫、浸水及び破堤等による災害
○　低湿地域などの排水不良による浸水等の災害
○　豪雨、台風に伴う大雨による土砂災害

２．地震災害
○　福岡県内で確認されている活断層による地震
○　福岡県で想定される地震被害【小竹町の被害想定：西山断層による被害】

３．大規模事故
○　大規模な交通事故（道路事故、鉄道事故）
○　航空機事故
○　大規模な火災
○　土木工事等における事故
○　その他

４．危険物等災害
○　消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）で規定する「危険物」による災害
○　毒物及び劇物取締法（昭和 25 年 12 月 28 日法律第 303 号）で規定する「毒物」、「劇物」、「特定毒物」による災害
○　高圧ガス保安法（昭和 26 年 6 月 7 日法律第 204 号）で規定する「高圧ガス」による災害
○　火薬類取締法（昭和 25 年 5 月 4 日法律第 149 号）で規定する「火薬類」による災害

５．林野火災
○　火災による広範囲にわたる林野の焼失等

６．放射線・原子力災害
○　火災、その他の災害が起こったこと等による放射線の放出又は運搬中の事故に伴う放射性物質の漏えい等の発生

７．鉱山災害
○　地表の変動（沈下、傾斜など）、地下水の変化
○　ボタ山の崩壊、地すべり、流出、自然発火、有毒ガスや酸性不良水の発生

１　活断層

福岡県内の活断層としては「地震調査研究推進本部の長期評価（平成 25 年 2 月 1 日発表）」の結果等によると、主なものとしては以下の７断層(系)をあげることができる。

小竹町に影響を及ぼす近隣の活断層は、③の活断層で、**最大震度６強**が推定されている。
①小倉東断層、②福智山断層、③西山断層系、④警固断層系、⑤水縄断層系、⑥宇美断層、⑦日向峠－小笠木峠断層（④⑤を除き、歴史時代には活動していない。）

■資料編１－５「福岡県に存在する活断層の国等における評価」参照

２　地震災害の想定

県内には、主要な活断層として「小倉東断層」、「西山断層」、「警固断層」、「水縄断層」、「福智山断層」、「宇美断層」の６つの断層がある。

福岡県の「地震に関する防災アセスメント調査報告書（平成 24 年 3 月）」（以下、「県地震アセス報告書」という。）では、これら６断層のうち①小倉東断層、②福智山断層、③西山断層、④警固断層、⑤水縄断層、⑥宇美断層が存在するが、特に人口が集中している県内の主要都市（福岡市、北九州市、飯塚市、久留米市）を中心とする地域に被害を及ぼすと判断される４断層（①小倉東断層、②西山断層、③警固断層、④水縄断層）について、地震による被害予測を行っている。

これら４つの断層のうち、断層の配置等から本町に甚大な被害をもたらすのは西山断層であると推定される。県地震アセス報告書では、西山断層の想定地震モデルを最新の調査成果を踏まえ、福岡県周辺で起こりうる想定上最大限の地震として、西山断層の延長部分を考慮した地震として、震源断層の長さ 80km、震源断層の幅 15km（上端の深さ 2km、下端の深さ 17km）、地震の規模マグニチュード 8.0 を想定している。

■地震被害想定(福岡県)

想定地震	－	小倉東断層(北東下部)	西山断層(中央下部)	警固断層南東部(中央下部)	基盤一定
震度	－	6弱	6強	6弱	6弱
液状化危険度	－	町北部地域で高い	西部地域の一部で極めて高く、北中部の広い地域で高い	町北部地域の一部で高い	町の大部分で高い
建物被害	全壊棟数	26	76	12	45
	半壊棟数	29	62	27	31
	全半壊棟数	55	138	39	76
	(全半壊率)	1.3%	3.3%	1.0%	1.8%
地震火災被害	出火件数	0	1	0	0
	焼失棟数	0	0	0	0
人的被害	死者数	1	4	1	3
	負傷者数	141	269	89	196

想定地震	－	小倉東断層（北東下部）	西山断層（中央下部）	警固断層南東部（中央下部）	基盤一定
	要救出現場数	10	30	5	18
	要救出者数	7	21	4	13
	要後方医療搬送者数	14	27	9	20
	避難者数	44	129	20	76
	食料供給対象人口	1094	8,842	438	5254
	給水対象世帯	499	4,033	200	2396
	生活物資供給対象人口	44	129	20	76
ライフライン被害	上水道管被害箇所数	5	50	2	24
	下水道管被害箇所数	0	0	0	0
	都市ガス管被害箇所数	0	0	0	0
	電力（電柱）被害本数	0	2	0	1
	電話（電話柱）被害本数	0	1	0	0
道路被害	国道 200 号被害箇所数	6	11	7	10
	宮田小竹線被害箇所数	0	0	0	0
鉄道被害	筑豊本線被害箇所数	22	51	22	50
	平成筑豊鉄道被害箇所数	7	12	4	11
重要施設被害	災害対策本部制約施設数	0	0	0	0
	警察・消防活動拠点制約施設数	0	0	0	0
	避難活動拠点制約施設数	5	40	2	24
	医療活動拠点制約施設数	2	14	1	9
生活支障	住居制約世帯数	512	3,960	207	2370
	食料・飲料水制約世帯数	490	3,960	196	2353
	電気制約世帯数	0	507	0	0
	情報通信制約世帯数	0	188	0	0

資料：福岡県地震に関する防災アセスメント調査（平成 24 年 3 月）

■資料編１－６「福岡県の地震被害想定」参照

第３章　防災関係機関等の業務大綱

防災関係機関等は、その業務が直接的なもの、あるいは間接的なものを問わず、一体となって災害の防止に寄与するよう配慮しなければならない。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側の意図することが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練･計画的かつ継続的な研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

本町を管轄する各防災関係機関等の防災活動の実施責任、所在、及び処理すべき事務又は業務の大綱は､次のとおりである。

第１節　実施責任

第１　町

町は、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の防災関係機関の協力を得て防災活動を実施する。

第２　県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域をこえて広域にわたるとき､災害の規模が大きく市町村で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の防災関係機関の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その総合調整を行う。

第３　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を取る。

第４　指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は､その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

第５　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する

第２節　処理すべき事務又は業務の大綱

第１　町

機関の名称	事務又は業務の大綱
小　竹　町	（災害予防） 1　防災会議に係る事務に関すること 2　災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること 3　防災施設の整備に関すること 4　防災に係る教育、訓練に関すること 5　県及び防災関係機関との連絡調整に関すること 6　防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること 7　生活必需品、応急食料等の備蓄に関すること 8　給水体制の整備に関すること 9　管内における公共的団体及び自主防災組織の充実、育成及び指導に関すること 10 住民の自発的な防災活動の促進に関すること 11 災害危険区域の把握に関すること 12 各種災害予防事業の推進に関すること 13 防災知識の普及に関すること 14 要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保に関すること 15 企業等の防災対策の促進に関すること 16 企業等の協力の確保についての協定の締結に関すること 17 災害ボランティアの受入れ体制の整備に関すること 18 帰宅困難者対策の推進に関すること 19 調査・研究に関すること 20 防災まちづくりに関すること （災害応急対策） 1　水防・消防等応急対策に関すること 2　災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること 3　高齢者等避難、避難指示及び避難者の誘導並びに指定避難所の開設に関すること 4　災害時における文教、保健衛生に関すること 5　災害広報及び被災者からの相談に関すること 6　被災者の救難、救助その他の保護に関すること 7　被災者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他被災者の保護に関すること 8　復旧資機材の確保に関すること 9　災害対策要員の確保・動員に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
	10 災害時における交通、輸送の確保に関すること 11 被災建築物の応急危険度判定の実施に関すること 12 関係防災機関が実施する災害対策の調整に関すること 13 災害ボランティアの活動支援に関すること 14 町所管施設の被災状況調査に関すること 15 し尿・がれき・ごみの処理に関すること 16 被災証明等に関すること 17 清掃に関すること （災害復旧） 1　公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の災害復旧及び改良に関すること 2　災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付け等災害融資等に関すること 3　町民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関すること 4　義援金品の受領、配分に関すること

第２　消防本部

機関の名称	事務又は業務の大綱
直方・鞍手広域市町村圏事務組合消防本部 ※以下、消防本部という。	（災害予防） 1　風水害、火災等の予防に関すること 2　消防力の維持向上に関すること 3　市町村と共同での地域防災力の向上に関すること 4　危険物施設の保安確保に必要な指導、助言に関すること 5　防災知識の普及に関すること （災害応急対策） 1　災害に関する情報収集、伝達に関すること 2　消防用施設等の整備に関すること 3　風水害、火災等の警戒、防御に関すること 4　消防活動に関すること 5　救急・救助活動に関すること 6　避難活動に関すること 7　その他災害対策本部長が要請する災害応急対策に関すること

第３　消防団

機関の名称	事務又は業務の大綱
小竹町消防団	（災害予防） 1　風水害、火災等の予防に関すること 2　団員の能力の維持・向上に関すること 3　町及び消防本部が行う防災対策への協力に関すること （災害応急対策） 1　風水害、火災等の警戒、防御に関すること 2　消防活動に関すること 3　救急・救助活動に関すること 4　避難活動に関すること 5　行方不明者の捜索に関すること 6　町及び消防本部が行う防災対策への協力に関すること

第４　自主防災組織

機関の名称	事務又は業務の大綱
自主防災組織 （行政区対応）	（災害予防・災害応急対策） 1　地域内住民への災害に関する情報伝達、広報広聴活動に関すること 2　出火防止及び初期消火に関すること 3　被災者の救出救護及び避難誘導の協力に関すること 4　被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び指定避難所運営業務等に関すること 5　その他応急対策全般についての協力に関すること

第５　県

機関の名称	事務又は業務の大綱
福岡県 （県本庁 教育庁及び 飯塚・直方県税 事務所、 嘉穂・鞍手保健福祉 環境事務所、 田川児童 相談所、 筑豊労働者 支援事務所、 飯塚中小企業振 興事務所、 飯塚農林 事務所、 北部家畜 保健衛生所、 直方県土整備 事務所）	（災害予防） 1　防災会議に係る事務に関すること 2　福岡県災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること 3　防災施設の整備に関すること 4　防災に係る教育、訓練に関すること 5　国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること 6　他の都道府県との相互応援及び広域避難、広域一時滞在についての協定の締結に関すること 7　防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること 8　生活必需品、応急食料等の備蓄に関すること 9　危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立ち入り検査に関すること 10 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること 11 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関すること 12 防災知識の普及に関すること 13 要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保に関すること 14 消防応援活動調整本部に関すること 15 企業等の防災対策の促進に関すること 16 企業等の協力の確保についての協定の締結に関すること 17 災害ボランティアの受入れ体制の整備に関すること 18 保健衛生・防疫体制の整備に関すること 19 帰宅困難者対策の推進に関すること （災害応急対策） 1　災害予警報等情報の収集・伝達に関すること 2　市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること 3　被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関すること 4　災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）に基づく被災者の救助に関すること 5　災害時の防疫その他保健衛生に関すること 6　水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関すること 7　公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関すること 8　農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること 9　緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の

機関の名称	事務又は業務の大綱
	確認及び確認証明書の交付に関すること 10 自衛隊の災害派遣要請に関すること 11 県管理港湾施設等の維持管理及び障害物等の除去に関すること 12 被災建築物の応急危険度判定の実施、支援、調整に関すること 13 災害ボランティアの活動支援に関すること 14 県所管施設の被災状況調査に関すること （災害復旧） 1　公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の災害復旧及び改良に関すること 2　物価の安定に関すること 3　義援金品の受領、配分に関すること 4　災害復旧資材の確保に関すること 5　災害融資等に関すること

第６　警察

機関の名称	事務又は業務の大綱
福岡県直方警察署	（災害予防） 1　災害警備計画に関すること 2　警察通信確保に関すること 3　関係機関との連絡協調に関すること 4　災害装備資機材の整備に関すること 5　危険物施設の保安確保に必要な指導、助言に関すること 6　地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること 7　防災知識の普及に関すること （災害応急対策） 1　災害情報の収集及び伝達に関すること 2　被害実態の把握に関すること 3　被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること 4　行方不明者の調査に関すること 5　危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関すること 6　不法事案等の予防及び取締りに関すること 7　被災地、指定緊急避難場所、重要施設等の警戒に関すること 8　避難路及び緊急交通路の確保に関すること 9　交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること 10 広報活動に関すること 11 遺体の見分・検視に関すること

第７　指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州管区警察局	（災害予防） 1　警備計画等の指導に関すること （災害応急対策） 1　広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること 2　広域的な交通規制の指導調整に関すること 3　他の管区警察局との連携に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
	4　管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること 5　災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること 6　警察通信の運用に関すること 7　津波警報等の伝達に関すること
福岡財務支局	（災害応急対策） 1　災害時における金融機関に対する緊急措置の指示・調整に関すること 2　国有財産の無償貸付等の措置に関すること （災害復旧） 1　地方公共団体に対する災害融資に関すること 2　災害復旧事業の査定立会い等に関すること
九州厚生局	（災害応急対策） 1　災害状況の情報収集、通報に関すること 2　関係職員の現地派遣に関すること 3　関係機関との連絡調整に関すること
九州農政局	（災害予防） 1　米穀の備蓄に関すること 2　防災体制の指導及び農地防災事業の推進に関すること 3　農地保全施設の管理体制の強化、指導に関すること （災害応急対策） 1　応急用食料の調達・供給に関すること 2　農業関係被害の調査・報告に関すること 3　災害時における病害虫の防除及び家畜の管理等に関すること 4　種子及び飼料の調達・供給に関すること （災害復旧） 1　被害農業者等に対する融資等に関すること 2　農地・施設の復旧対策の指導に関すること 3　農地・施設の復旧対策の査定に関すること 4　土地改良機械の緊急貸付に関すること 5　被害農林漁業者等に対する災害融資に関すること 6　技術者の緊急派遣等に関すること
九州農政局北九州地域センター	（災害応急対策） 1　災害時における政府所有米穀の供給の支援に関すること
九州森林管理局（福岡森林管理署）	（災害予防） 1　国有保安林・治山施設の整備に関すること 2　林野火災予防体制の整備に関すること （災害応急対策） 1　林野火災対策の実施に関すること 2　災害対策用材の供給に関すること （災害復旧） 1　復旧対策用材の供給に関すること
九州経済産業局	（災害予防） 1　各取扱業者に対する予防体制確立の指導等に関すること （災害応急対策） 1　災害対策物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関すること 2　り災事業者の業務の正常な運営確保に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
	3　電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関すること （災害復旧） 1　生活必需品・復旧資機材等の供給の円滑な確保に関すること 2　被災中小企業の復旧資金の確保・斡旋に関すること
九州産業保安監督部	（災害予防） 1　火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保対策の推進に関すること （災害応急対策） 1　鉱山における応急対策の監督指導に関すること 2　災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保に関すること
九州運輸局（福岡運輸支局）	（災害予防） 1　交通施設及び設備の整備に関すること 2　宿泊施設等の防災設備に関すること （災害応急対策） 1　所管事業者等への災害に関する予警報の伝達指導に関すること 2　災害時における所管事業者に関する情報の収集に関すること 3　災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導に関すること 4　災害時における輸送分担、連絡輸送及び物資輸送拠点等の調整に関すること 5　緊急輸送命令に関すること
大阪航空局（福岡・北九州空港事務所）	（災害予防） 1　指定地域上空の飛行規制等その周知徹底に関すること 2　航空通信連絡情報及び航空管制の整備に関すること （災害応急対策） 1　災害時における航空機輸送の安全確保に関すること 2　遭難航空機の捜索及び救助活動に関すること
福岡管区気象台	（災害予防・災害応急対策） 1　気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること 3　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4　地方公共団体が行う防災対策の技術的な支援・助言に関すること 5　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること
九州総合通信局	（災害予防） 1　非常通信体制の整備に関すること 2　非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること 3　災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器及び移動電源車の貸し出しに関すること （災害応急対策） 1　災害時における電気通信の確保に関すること 2　非常通信の統制、管理に関すること 3　災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること
福岡労働局	（災害予防） 1　事業所における災害防止のための指導監督に関すること 2　労働災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及高揚に関す

機関の名称	事務又は業務の大綱
	ること （災害応急対策） 1　労働者の業務上・通勤上の災害補償に関すること （災害復旧） 1　被災地域内の事業所への雇用継続の要請、被災による離職者の再就職の斡旋等に関すること
九州地方整備局(遠賀川河川事務所、直方出張所、北九州国道事務所、筑豊維持出張所)	国土交通大臣が直接管理する河川・道路・公園・官庁施設等について下記の措置をとる。また、緊急を要すると認められる場合、協定書に基づく適切な緊急対応を実施する。 （災害予防） 1　気象観測通報についての協力に関すること 2　防災上必要な教育及び訓練等に関すること 3　災害危険区域の選定又は指導に関すること 4　防災資機材の備蓄、整備に関すること 5　雨量、水位等の観測体制の整備に関すること 6　道路、橋梁等の耐震性の向上に関すること 7　水防警報等の発表及び伝達に関すること 8　港湾施設の整備と防災管理に関すること （災害応急対策） 1　洪水予警報の発表及び伝達に関すること 2　水防活動の指導に関すること 3　災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること 4　災害広報に関すること 5　港湾、港湾区域内における災害対策の技術指導に関すること 6　緊急物資及び人員輸送活動に関すること 7　海上の流出油等に対する防除措置に関すること 8　監視カメラ及び災害調査用ヘリコプターによる被災地映像提供に関すること 9　災害対策用車両（照明車、排水ポンプ車等）の貸与に関すること 10 国土交通省所管施設の被災状況調査に関すること 11 通信途絶時における地方公共団体との通信確保（ホットライン確保）に関すること 12 市町村その他の防災関係機関との協定に基づく、災害応急対策の支援、協力に関すること （災害復旧） 1　被災公共土木施設の復旧事業の推進に関すること 2　港湾・海岸保全施設等の応急工法の指導に関すること

第８　自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第四師団（飯塚駐屯地）	（災害予防） 1　災害派遣計画の策定に関すること 2　地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること （災害応急対策） 1　災害派遣による県・市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関すること

第９　指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本郵便㈱ （小竹郵便局・新多郵便局）	（災害応急対策） 1　災害時における郵便事業運営の確保に関すること 2　災害救助法適用時における郵便事業に係る災害特別事務取扱、援護対策及びその窓口業務の確保に関すること
九州旅客鉄道㈱ 西日本旅客鉄道㈱	（災害予防） 1　鉄道施設の防火管理に関すること 2　輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること 3　災害時における緊急輸送体制の整備に関すること （災害応急対策） 1　災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること 2　災害時における鉄道通信施設の利用に関すること （災害復旧） 1　被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること
西日本電信電話㈱ （北九州支店） NTTコミュニケーションズ㈱ ㈱NTTドコモ(九州支社) KDDI㈱	（災害予防） 1　電気通信設備の整備と防災管理に関すること 2　応急復旧通信施設の整備に関すること （災害応急対策） 1　津波警報、気象警報の伝達に関すること 2　災害時における重要通信に関すること 3　災害関係電報、電話料金の減免に関すること
日本銀行 （福岡支店、北九州支店）	（災害予防・災害応急対策） 1　銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節に関すること 2　資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関すること 3　金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること 4　金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること 5　各種措置に関する広報に関すること
日本赤十字社 （福岡県支部）	（災害予防） 1　災害医療体制の整備に関すること 2　災害医療用薬品等の備蓄に関すること （災害応急対策） 1　災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること 2　指定避難所奉仕、義援金品の募集、配分等の協力に関すること
日本放送協会 （福岡放送局）	（災害予防） 1　防災知識の普及に関すること 2　災害時における放送の確保対策に関すること （災害応急対策） 1　気象予警報等の放送周知に関すること 2　指定避難所等における災害情報収集のための放送受信の確保に関すること 3　社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること 4　災害時における広報に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
	（災害復旧） 1　被災放送施設の復旧事業の推進に関すること
西日本高速道路㈱	（災害予防） 1　管理道路の整備と防災管理に関すること （災害応急対策） 1　管理道路の疎通の確保に関すること （災害復旧） 1　被災道路の復旧事業の推進に関すること
日本通運㈱ （福岡支店） 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	（災害予防） 1　緊急輸送体制の整備に関すること （災害応急対策） 1　災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関すること （災害復旧） 1　復旧資機材等の輸送協力に関すること
九州電力㈱ （飯塚営業所）	（災害予防） 1　電力施設の整備と防災管理に関すること （災害応急対策） 1　災害時における電力の供給確保に関すること （災害復旧） 1　被災電力施設の復旧事業の推進に関すること

第 10　指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
西日本鉄道㈱ 筑豊電気鉄道㈱	（災害予防） 1　鉄道施設の防火管理に関すること 2　輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること 3　災害時における緊急輸送体制の整備に関すること （災害応急対策） 1　災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること 2　災害時における鉄道通信施設の利用に関すること （災害復旧） 1　被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること
公益社団法人 福岡県トラック協会	（災害予防） 1　緊急・救援輸送即応体制の整備に関すること （災害応急対策） 1　緊急・救援物資の輸送協力に関すること
西部ガス㈱ 直方ガス㈱	（災害予防） 1　ガス施設の整備と防災管理に関すること 2　導管の耐震化の確保に関すること （災害応急対策） 1　災害時におけるガスの供給確保に関すること （災害復旧） 1　被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
一般社団法人 福岡県ＬＰガス協会	（災害予防） 1　ＬＰガス施設の整備と防災管理に関すること 2　ＬＰガス供給設備の耐震化の確保に関すること （災害応急対策） 1　災害時におけるＬＰガスの供給確保に関すること （災害復旧） 1　被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること
公益社団法人 福岡県医師会	（災害予防・災害応急対策） 1　災害時における医療救護の活動に関すること 2　負傷者に対する医療活動に関すること 3　防災会議における行政関係機関及び郡市医師会･医療機関間との連絡調整に関すること
一般社団法人 福岡県歯科医師会	（災害予防） 1　歯科医療救護活動体制の整備に関すること （災害応急対策） 1　災害時の歯科医療救護活動に関すること
公益社団法人 福岡県看護協会	（災害予防） 1　災害看護についての研修や訓練に関すること （災害応急対策） 1　要配慮者への支援に関すること 2　指定避難所等における看護活動に関すること 3　災害支援看護職の要請・受入れ等の支援に関すること
公益社団法人 福岡県薬剤師会	（災害予防） 1　患者への啓発（疾病・使用医薬品等の情報把握）に関すること （災害応急対策） 1　災害医療救護活動に関すること 2　医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の構築に関すること 3　医薬品等の供給（仕分け、管理及び服薬指導等）に関すること 4　指定避難所等での被災者支援（服薬指導等）に関すること 5　その他公衆衛生活動に関すること
西日本新聞社 朝日新聞西部本社 毎日新聞西部本社 読売新聞西部本社 時事通信社福岡支社 共同通信社福岡支社 熊本日日新聞福岡支社 日刊工業新聞社西部支社	（災害予防） 1　防災知識の普及に関すること 2　災害時における報道の確保対策に関すること （災害応急対策） 1　気象予警報等の報道周知に関すること 2　社会奉仕事業団等による義援金品の募集･配分等の協力に関すること 3　災害時における広報に関すること （災害復旧） 1　被災報道施設の復旧事業の推進に関すること
ＲＫＢ毎日放送㈱ ㈱テレビ西日本 九州朝日放送㈱ ㈱福岡放送 ㈱ＴＶＱ九州放送 ㈱エフエム福岡 ㈱ＣＲＯＳＳ　ＦＭ	（災害予防） 1　防災知識の普及に関すること 2　災害時における放送の確保対策に関すること （災害応急対策） 1　気象予警報等の放送周知に関すること 2　指定避難所等への受信機の貸与に関すること 3　社会奉仕事業団等による義援金品の募集･配分等の協力に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
ラブエフエム国際放送㈱	4　災害時における広報に関すること （災害復旧） 1　被災放送施設の復旧事業の推進に関すること
公益社団法人福岡県水難救済会	（災害応急対策） 1　水難等による人命及び船舶の救助に関すること
社会福祉法人福岡県社会福祉協議会	（災害予防） 1　社会福祉法人・施設を対象とした研修や訓練に関すること 2　職員や住民の災害に対する意識の向上に関すること （災害応急対策） 1　福祉の観点からの要配慮者への支援の充実に関すること 2　災害ボランティアの活動体制強化に関すること 3　福岡県共同募金会等との協働による募金活動への取り組みに関すること

第 11　広域連合・一部事務組合

機関の名称	事務又は業務の大綱
宮若市外二町じん芥処理施設組合 ふくおか県央環境施設組合 福岡県介護保険広域連合	（災害予防・災害応急対策） 1　所掌事務についての防災対策に関すること

第 12　公共的団体・防災上重要な施設の管理者

機関の名称	事務又は業務の大綱
宮田消防署小竹出張所	（災害予防・災害応急対策） 1　水害、火災等の予防、警戒、防御に関すること 2　災害に関する情報収集、伝達に関すること 3　被災者の救出救護及び避難誘導に関すること 4　その他消防活動に関すること
危険物施設等管理者	（災害予防） 1　安全管理の徹底及び防災施設の整備に関すること
直方鞍手医師会	（災害応急対策） 1　医療救護及び助産活動に関すること 2　遺体の検案に関すること 3　県医師会並びに各医療機関との連絡調整に関すること
直方歯科医師会	（災害応急対策） 1　歯科医療活動に関すること 2　遺体の検案の協力に関すること 3　県歯科医師会並びに各歯科医療機関との連絡調整に関すること
直方鞍手薬剤師会 福岡県病院薬剤師会	（災害応急対策） 1　医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること 2　医薬品の調達、供給に関すること 3　県薬剤師会並びに薬剤師との連絡調整に関すること
病院等経営者	（災害予防・災害応急対策） 1　避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること 2　災害時における負傷者の医療、助産、救助に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
小竹町社会福祉協議会	（災害応急対策） 1　災害時のボランティアの受入れに関すること 2　福祉の観点からの要配慮者への支援の充実に関すること 3　福岡県共同募金会等との協働による募金活動への取り組みに関すること
社会福祉施設経営者	（災害予防・災害応急対策） 1　避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること 2　災害時における入所者の保護に関すること
直鞍農業協同組合	（災害応急対策） 1　町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること 2　農作物の災害応急対策の指導に関すること 3　被災農家に対する融資及び斡旋に関すること 4　農業生産資機材及び農家生活資機材の確保、斡旋に関すること
小竹町商工会	（災害応急対策） 1　町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること 2　災害時における物価安定の協力に関すること 3　救助物資、復旧資機材の確保の協力、斡旋に関すること
小竹町防災組合	（災害応急対策） 1　道路・河川等公共土木施設の応急対策の協力に関すること 2　倒壊住宅等の撤去の協力に関すること 3　応急仮設住宅の建設の協力に関すること 4　その他災害時における復旧活動の協力に関すること 5　各事業者との連絡調整に関すること
福岡県防犯協会直方地区防犯協会	（災害応急対策） 1　災害危険箇所、異常現象等の連絡通報に関すること 2　災害時の交通規制、防犯対策の協力に関すること 3　その他災害応急対策の業務の協力に関すること
金融機関	（災害応急対策） 1　被災事業者等に対する資金の融資及びその他緊急措置に関すること

第３節　町民及び企業等の基本的責務

第１　町民の基本的責務

町民は、自らの命は自らが守るとの観点に立って、平常時から、地域における災害の危険性を把握し、避難等の行動を確認するほか、食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備、自動車へのこまめな満タン給油や家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策を講ずるとともに、地域の防災訓練等に積極的に参加し、自主防災組織の結成・活動を進めるなど、日ごろから自主的に災害に備える。

また、災害時には自主的な相互救済活動を行うとともに、行政機関が行う防災活動と連携・協力する。

さらに、内閣総理大臣から、社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関

連性が高い物資又は燃料等国民経済上重要な物資を、みだりに購入しない等の必要な協力を求められた場合は、これに応じるよう努める。

第２　企業等の基本的責務

企業等は、従業員や顧客の安全の確保、二次災害の防止、経済活動の維持（燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応や取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続等）、帰宅困難者の一時滞在への協力などの地域への貢献といった役割を認識し、災害時行動マニュアルの作成や、従業員や顧客等が帰宅できない場合に一定期間滞在するための食料・飲料水等の備蓄等の防災体制の整備や防災訓練・研修の実施に努める。また、災害時にはこれらの役割を果たすとともに、行政機関が行う防災活動と連携・協力する。

特に、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時に重要な役割を担うことから、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施できる必要な措置を講じるとともに、町、県、国との物資・役務の供給協定の締結に努める。

注）サプライチェーン：原材料の調達から生産・販売・物流を経て最終需要者に至る、製品・サービス提供のために行われるビジネス諸活動の一連の流れのこと。業種によって詳細は異なるが、製造業であれば設計開発、資機材調達、生産、物流、販売などのビジネス機能（事業者）が実施する供給・提供活動の連鎖構造をいう。

第４章　計画の運用等

第１節　平常時の運用

第１　基本理念及び災害予防計画に基づいた事務の遂行

１　施策・事業の企画段階での防災上の検討

町は、各種施策・事業の企画段階において、当該施策・事業が本計画の基本理念及び災害予防計画に合致したものとなっているかを点検し、問題がある場合は当該施策・事業の修正を行う。また、施策・事業計画の企画に際し以下の点を検討し、その結果を施策・事業計画書中に記載するよう努める。

(1) 当該地域の地形地盤条件の考慮

(2) 災害危険への影響

(3) 施策・事業計画における防災上の効果等

２　施策・事業の総合調整

町は、複数の施策・事業を組み合わせることにより、防災面から相乗的な効果を期待できるものについて総合調整を行う。また、老朽化した社会資本については、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

第２　災害応急対策計画等への習熟及びマニュアル（活動要領）の整備

災害時の防災活動は災害応急対策計画、災害復旧・復興計画に沿って行われることから、その成否は担当する活動計画への職員の習熟程度によって左右される。

そのため、町の職員は、関係する計画について日頃から習熟しておくとともに、必要に応じて計画運用のためのマニュアルを整備しておく。

特に、応急活動のためのマニュアルにおいては、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理するものとし、マニュアルを職員に周知するとともに定期的に訓練や研修を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

第２節　災害時の運用

災害時には、災害応急対策計画、災害復旧・復興計画等を積極的に活用し、被害を最小限にとどめるよう努める。

第３節　計画の周知

この計画は、町の職員に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については住民にも広く周知徹底する。

第５章　災害に関する調査研究の推進

第１　災害に関する調査研究

町は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、災害要因の調査、被害想定及び社会環境の変化に対応した防災体制等について調査研究を継続的に実施又は推進し、その成果を積極的に災害防災対策に取り込み、その充実を図る。

第２　大学・学会・防災研究機関等との連携

災害対策の推進に当たっては、災害及び防災に関する調査研究を行う大学等との連携が重要であり、特に大規模災害による被害の甚大性等に鑑みれば、調査研究の成果を活用した事前対策を推進する必要性は極めて高い。

具体的には、町は、構造物の耐震補強などに関する土木工学、建築学など工学的応用学的分野での調査研究、災害時の人間行動や情報伝達など社会学的な分野での調査研究など、多岐にわたる関連分野相互の連携を図りながら、防災に関する調査研究を一層総合的に推進し、大学等との連携を図るとともに、その体制の構築に努める。

調整ページ

第２部　災害予防計画

第１章　防災基盤の強化

項　　目	担　　当
第１節　治水治山の対策	総務課、農政環境課、建設課、消防団、（関係機関）
第２節　土砂災害の防止	総務課、建設課
第３節　火災の予防	総務課、消防団、建設課、農政環境課、上下水道課、（消防本部）、（関係各課）消防団
第４節　都市構造の防災化	企画調整課、建設課
第５節　建築物及び文化財等の災害予防	建設課、管財課、総務課、教育課、消防団、（消防本部）、関係各課
第６節　電気、一般通信施設、ガス施設の災害予防	総務課
第７節　上水道、下水道の災害予防	上下水道課、（関係機関）
第８節　交通施設災害予防	建設課、農政環境課、（関係機関）

第１節　治水治山の対策

町、県及び関係機関は、河川、ため池の決壊並びに山地崩壊等による災害を未然に防止し、治水、治山の総合的対策を推進するため、危険箇所の実態を把握するとともに、必要な区域の指定等を行い、各年度における計画的な災害防止事業を実施する。

また、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるよう努めるとともに、災害防止事業の実施時には、環境や景観へも配慮する。

さらに、水災については、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「福岡県大規模氾濫減災協議会」等を活用し、町、国、県、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。

町及び県は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。また、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。

第１　治水計画

１　河川対策

建設課及び農政環境課は、関係機関、施設管理者と協力し、河川施設について、以下のとおり、水害予防対策を推進する。

また、災害防止事業の実施時には、周辺の環境や景観への影響の低減・回避にも配慮する。

(1) 河川施設

国・県等施設管理者に、安全で安心な生活のための社会資本整備として、地域性に配慮しながら河道拡幅や築堤等の河川改修事業の実施を要請するとともに、堤防、水門及び排水機場等の河川関連施設について、重要度・緊急度の高いものから耐震化工事等を要請し、その推進に協力する。

(2) 水防体制の強化

総務課、建設課及び消防団は、水防計画に基づき、消防本部、関係機関と連携し、浸水による被害を最小限にとどめるため、水防体制の強化に努める。

■水防体制の強化事項

○　河川情報の観測施設の整備、管理
○　情報連絡体制の整備
○　水防倉庫の整備及び保守点検
○　水防用資機材の点検、補充
○　水防訓練を通じた水防意識及び水防技術等の向上

(3) 洪水浸水想定区域等の把握及び住民等への周知

1)　洪水浸水想定区域の指定

総務課は、水防法の一部改正（昭和 27 年 5 月　法律第 193 号）第 14 条の規定に基づく浸水想定区域の指定があったときは、当該浸水想定区域ごとに、次にかかる事項の施設の名称及び所在地について町防災計画に定める。

ア　洪水予報等の伝達方法、

イ　指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項、

ウ　洪水に係る避難訓練に関する事項

エ　その他洪水時の円滑かつ迅速な避難所等の確保を図るために必要な事項

オ　洪水浸水想定区域内に、要配慮者利用施設（主として高齢者、障がいのある人、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの

なお、名称及び所在地を定めた施設については、総務課は、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

また、町長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

2)　洪水浸水想定区域における避難措置等の住民への周知

町長は、次にかかる事項について住民周知する。

○　洪水予報等の伝達方法
○　指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項、
○　洪水に係る避難訓練に関する事項
○　その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項

また、洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について

住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ）を作成し、住民説明会、避難訓練、防災学習などの場において利用方法を説明するなど、継続的な住民への分かりやすい周知に努める。

その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

なお、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、食料、飲料水を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

3)　名称及び所在地を定められた施設等の対応

ア　要配慮者利用施設の所有者又は管理者

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、次の計画を作成し、この計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。また、作成した計画及び自営水防組織の構成員等について町長に報告する。

○　水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項
○　避難誘導に関する事項
○　避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
○　防災教育・訓練に関する事項
○　水防法に基づき設置した自営水防組織の業務に関する事項

福祉課は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

イ　大規模工場等の所有者又は管理者

大規模工場等の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、次の計画を作成し、この計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。また、作成した計画及び自営水防組織の構成員等について町長に報告する。

○　防災体制に関する事項、
○　浸水の防止のための活動に関する事項、
○　防災教育・訓練に関する事項
○　水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項

■資料編２－１「重要水防箇所」参照

２　ため池対策

(1) ため池施設整備の実施方針

農政環境課は、ため池等の管理者が所管する施設等の実態を把握し、災害時においても常に健全な状態が維持できるよう、堤体、余水吐、樋管等の整備を必要とするため池について、県営ため池等整備事業、団体営ため池等整備事業等の採択を要請し、その推進に協力する。

また、緊急を要するものについては適切な措置を講ずる。

(2) 安全対策の指導及び防災情報連絡体制の整備

農政環境課は、県及びため池の管理者である水利組合等と連携してため池を調査し、安全対策及び防災情報連絡体制の整備を図る。

総務課は、ため池に関するハザードマップの作成に当たっては、ワークショップを開催するなど十分に地域と連携するとともに、作成後は、説明会や防災学習などの場などを通じて継続的な住民への分かりやすい周知に努める。

■資料編２−２「防災重点ため池」参照

３　平常時の巡視

総務課、建設課及び消防団は、暴風雨時の危険を事前に察知し被害の拡大を防ぐため、平常時に予想される危険区域を巡視し、異常箇所等を把握するとともに、必要に応じて、関係部署又は関係機関等に適切な対応を求める。

第２節　土砂災害の防止

町、県及び関係機関は、地震及び風水害等による土砂災害を未然に防止するため、危険箇所の実態を把握し、危険箇所における災害防止策をハード・ソフト両面から実施する。なお、災害防止事業の実施時には、環境や景観へも配慮する。

特にソフト面では、県が土砂災害警戒区域等の指定をし、町はそれに基づき警戒避難体制の整備やハザードマップの作成を行うなど、土砂災害の防止に努める。

町及び県は、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

第１　土砂災害危険箇所

「土砂災害危険箇所」とは、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべりを発生原因として住民の生命又は身体に生ずる被害をいう。

１　土石流危険渓流

「土石流危険渓流」とは、土石流の発生の危険性があり、人家(人家がない場合でも官公署、学校、病院、駅、旅館、発電所等のある場所を含む)に被害を生ずるおそれがあるとされた渓流をいう。

２　急傾斜地崩壊危険区域

「急傾斜地崩壊危険箇所」は、がけ崩れの発生するおそれのある箇所をいう。

急傾斜地崩壊危険区域内においては、「がけ地」の崩壊を助長又は誘発する原因となる行為は、法律に基づき規制し、「がけ地」の保全を図るとともに、居住用建物に関しては、建築基準法に基づき建築制限を行う。

また、移転を必要とし、かつ移転可能な居住用建物については、費用の助成、融資のあっせん等を行い、移転を促進する制度がある。

３　急傾斜地崩壊危険区域の指定、整備

建設課は、県に対し、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年 7 月 1 日法律第 57 号（以下「急傾斜地法」という。）等による危険区域の指定や対策工事を要請し、その推進に協力する。

２　町の対策

(1) 避難体制等の整備

総務課は、関係住民を安全な指定緊急避難場所に誘導するため、次の項目について措置するものとする。

1)　土石流危険渓流の周知

町は、土石流危険渓流及び土石流危険区域を掲載するとともに、関係機関に危険箇所マップを常設し、住民に危険箇所を周知する。

さらに各危険渓流には、危険渓流標識等を設置し、周知の徹底を図る。

2)　警戒避難雨量の設定

警戒又は避難を行うべき基準は雨量で定め、土石流危険箇所ごと、もしくは地域ごとに設定する。

3)　警報装置等の整備

住民の避難が自主的かつ円滑に実施されるよう簡易雨量計、警報装置等の整備に努める。

(2) 避難路の整備等

避難路の整備等については第３章「効果的な応急活動のための事前対策」第７節「避難体制の整備」による。

(3) 情報収集及び伝達体制の整備

1)　情報の収集

総務課は、日頃から過去の災害事例等を基に、どの程度の雨量により土砂災害危険箇所の発生のおそれがあるかを的確に把握しておく。

2)　情報の伝達

ア　総務課は、情報伝達に必要な機器の整備、充実に務める。

イ　総務課は、所有、管理する伝達機器並びにその稼働に必要な動力源が浸水等により被害をうけ、伝達不能にならないようその設置箇所に留意する。

ウ　総務課は、関係住民に対する気象予警報等情報の伝達が円滑に実施できるよう伝達体制を整備するとともに、危険渓流周辺における簡易雨量計等の観測者、及び防災パトロール実行者による緊急情報の伝達方法についても、その整備に配慮する。

(4) 防災知識の普及

総務課は、関係住民に対し、日頃から継続的に下記事項をはじめとする防災知識の普及を図るとともに、特に土石流による災害の発生するおそれのある時期（梅雨期・台風期）に先がけ、全国的に実施される土砂災害防止月間等において各種行事や防災訓練等の実施に努める。

1)　土石流災害の特性

2)　警戒避難すべき土石流の前兆現象

ア　立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合

イ　渓流の流水が急激に濁りだした場合や流木等がまざり始めた場合

ウ　降雨が続いているにもかかわらず渓流の水位が急激に減少し始めた場合
（上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険があるため）

エ　渓流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合

オ　渓流の付近の斜面において落石や斜面の崩壊が生じ始めた場合やその前兆が出始めた場合

3) 災害時の心得

ア　気象予警報等の聴取方法

イ　避難の時期、方法、場所

ウ　飲料水、非常食料の準備

エ　その他災害特性に応じた措置

特に、雨量については、各危険区域に設置された簡易雨量計により、自主的な観測体制を整えなければならない。

(5) 自主防災組織の育成

総務課は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が円滑かつ迅速に遂行されるよう、関係住民の協力を得て、区域の町内会長等を責任者とする自主的な防災組織の育成に努める。

(6) 急傾斜地崩壊危険区域の防災パトロール及び点検の実施

建設課は、地元警察署と連携して、危険区域の崩壊による災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、管轄区域内について、梅雨期、台風期また豪雨が予想されるときは、随時防災パトロールを実施するとともに、当該区域の総点検を行い、高さ、勾配、亀裂有無、湧水・地表水の危険雨量等について的確に把握しておく。

第３　土砂災害防止対策

１　土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の定義

「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域で、警戒避難体制を整備する必要のある土地の区域をいう。

「土砂災害特別警戒区域」とは、警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域をいう。

２　町の対策

(1) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定

県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（＝「土砂災害防止法」）及び国土交通省が定める「土砂災害防止対策基本指針」に基づく基礎調査を実施し、その結果を公表する。

町長は、土砂災害警戒区域等の指定を受けたときは、町防災計画において次の事項を定める。

○　警戒区域ごとに情報伝達、
○　予警報の発表・伝達に関する事項、
○　指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項、
○　土砂災害に係る避難訓練に関する事項、、
○　避難、救助
○　その他必要な措置

また、指定を受けた区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるとき、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設は、その名称及び所在地について町防災計画に記載する。

名称及び所在地を定めた施設については、町防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

(2) 土砂災害警戒区域の指定に係る必要事項の周知

町長は、土砂災害警戒区域の指定に係る次の事項について、印刷物等（ハザードマップ等）を作成し、住民説明会、避難訓練、防災学習などの場において利用方法を説明するなど、継続的な住民への分かりやすい周知に努める。

○　土砂災害に関する情報の伝達方法、
○　指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項
○　その他円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項

なお、新たな基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定後、上記と同様の措置を講ずる。

■資料編２－３「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域」参照

第４　山地災害対策

１　山地災害危険地の定義

「山地災害危険地」とは、山地災害危険地区調査要領（平成 18 年７月３日付け 18 林野治第 520 号林野庁長官通知）に基づく調査により、山腹の崩壊、地すべり、崩壊土砂流出の危険性があり、人家又は公共施設に直接被害を与えるおそれがあるとされた地区をいう。

■資料編２-４「山腹崩壊危険地区（民有林）」参照

２　町の対策

(1) 山地災害危険地区の周知

町防災計画に山地災害危険地区を掲載し、地域住民への周知を図る。

(2) 防災意識の普及

山地災害が多くなる梅雨期の前に「山地災害防止キャンペーン」期間として、関係機関での山地防災ポスターの掲示、パンフレットの配布及び町と関係機関による危険地区パトロールや施設の点検などを実施し、地域住民の防災意識の普及に努める。

(3) 山地災害対策施設の整備等

農政環境課は、次の山地災害対策施設の整備に協力し事業の推進を図る。

県は、台風、集中豪雨等により山地災害が発生又は発生するおそれが高い箇所など山地災害の実態や緊急性、必要性を踏まえ、順次治山事業を実施していく。特に、流木災害が発生するおそれのある森林については、流木補足式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。

第３節　火災の予防

町及び消防機関は、火災の防止に関し、基本的重要事項として、出火防止、初期消火の徹底、火災の拡大防止等の多面的な対策を実施する。

第１　消防力の強化

１　消防施設の強化

(1) 総務課は、「消防力の整備指針」に基づき、国や県の補助制度を活用し、消防救急車両、資機材及び通信施設等の整備充実を図るとともに、点検要領を定めて定期点検を行う。

(2) 更なる消防力・防災力の強化を推進するため、地域の人口密度、交通ネットワーク、消防水利の基準、安全な避難所、医療施設の分布等を踏まえて、消防救急車両、資機材等の整備充実を図るとともに、安全な地域への消防施設の拡充を推進する。

(3) 災害危険区域の被害を想定し、「浸水想定区域移転事業」等を活用し、災害危険区域以外への消防施設の適正配置を検討する。

(4) 災害災害危険区域内での移転となる際には、「浸水想定区域移転事業」等を活用し、通信施設等を浸水想定より高層階へ設置するなど防災施設の維持･機能強化により消防力の維持を図る。

２　消防水利の強化

総務課は、「消防水利の基準」に基づき、消火栓のみに偏ることなく、建設課、企画調整課及び上下水道課と連携し、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置を図る。

また、消防水利の不足又は道路事情により、消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進し、地域の消火体制の強化を図る。

３　消防施設等の保全

火災の場合の消防活動、火災その他の災害の場合の行動を迅速に行うため、総務課は、現有消防ポンプ自動車等の整備並びに性能点検を実施することにより、常にその性能の維持向上を図り、有事の際の即応体制の確立を期する。

４　消防団の体制整備

消防団組織の整備と活動の充実のため、消防団員の処遇改善や教育訓練の充実を図るとともに、防災資機材格納庫、可搬式動力ポンプ等の施設、装備及び活動資機材の充実、強化を図る。

消防団員の確保に当たっては、公務員への働きかけ、女性や大学生の入団促進など幅広い層へ働きかけるとともに、「消防団協力事業所表示制度」等を活用し、事業所との連携体制を整備する。

なお、消防団員の確保については、基本団員（全ての活動に参加）の確保を基本とするが、基本団員の確保が困難な場合は、特定の活動や大規模災害等に限定して参加する「機能別団員・分団制度」等により、地域の実情に適した入団促進を行う。

５　消防職団員の教育訓練

総務課は、消防職員及び消防団員の知識及び技能の向上を図るため、県消防学校及び消防大学

校に必要に応じ派遣するほか、一般教養訓練の計画を策定し、実施する。

６　総合的な消防計画の策定

総務課は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における、消防機関の組織、消防隊の編成、運用及びその他活動体制等について定める消防計画を策定するとともに、毎年検討を加え、必要に応じて修正する。

７　市町村相互の応援体制の強化

総務課は、災害時における消防活動の万全を期するため、消防組織法（昭和 22 年 12 月 23 日法律第 226 号）第 39 条の規定に基づき、消防に関し相互に応援するよう努めるとともに、相互応援について協定を締結し、消防体制の確立を図るものとする。

第２　火災予防対策

消防長は、火災予防のため、次の各号のとおり事業所等に対する予防対策の推進を要請する。

１　火災予防査察の強化

消防法第４条の規定により、防火対象物の所有者等に対し、火災予防上必要な資料の提出や防火対象物への立入検査等を行い、火災予防の徹底を図り、火災発生の危険がある箇所の発見に努め、予防対策の指導を強化する。

２　防火管理者制度の推進

消防法第８条の規定により選任されている防火管理者に対し、防火管理講習を実施するとともに、防火対象物にかかる消防計画の作成、消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防設備等の点検、火気の使用等の監督、収容人員の管理、その他防火管理上必要な業務を適切に実施するように指導し、防火管理者制度の推進を図る。

３　建築同意制度効果的運用

建築物の新築、改築等の許可、確認の同意時、防災の観点からその安全性を確保するため、消防法に定する建築同意制度の効果的運用を図る。

４　防火対象物定期点検報告制度の推進

対象施設の関係者の防火に対する認識を高め、点検基準適合（防火セイフティマークの取得）の取組みを推進する。

５　危険物施設の指導

消防法の規制を受ける危険物施設の所有者及び管理者に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、危険物施設等に対する保安の確保を図る。

また、消防法の規定による立入り検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

さらに、火災予防条例の規定による少量危険物及び指定可燃物の管理及び取扱いについても、所有者及び管理者に対して必要な助言又は指導を行う。

６　自衛消防組織等の育成

事業所、商店街等における自衛消防組織あるいは民間消防組織の結成を促進し、防災訓練等を指導して地域における自主防火体制の強化を図る。

７　町民に対する啓発

総務課及び消防団は、災害発生時における住宅からの火災発生を未然に防止するため、住宅防

火診断等を通じ、災害発生時の火気使用設備・火気器具の適切な取り扱い、消火器の使用方法等についての啓発を行い、震災時における火災の防止と消火の徹底を図るとともに、住宅用防災機器の設置･普及促進に努める。

また、町民に対し、火災予防運動をはじめ、講習会･講演会、報道機関等による防火意識の高揚を推進する。

なお、住宅火災による被災の危険性が高い寝たきり又は一人暮らしの高齢者、身体障がい者等の住宅を優先して住宅防火診断等を実施する。

８　火災予防運動の推進

町民に対し、次のような火災予防運動を推進する。

■火災予防運動

○　春秋火災予防運動の普及啓発
○　講習会、講演会等による一般啓発
○　報道機関等による防火思想の普及

９　民間防火組織の育成・強化

地域社会においては、住民一人ひとりが常に防火防災に関心を持ち、日ごろから出火防止、避難、応急救護などの知識を身につけておくことが必要である。

そのため、総務課は、地域住民の防火防災意識の高揚、及び知識の普及並びに地域防災力の向上を図るため、民間の防火組織として、地域に密着した幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人防火クラブの組織づくりと育成強化に努める。

第３　林野火災予防対策の推進

町は、消防本部、消防団及び関係機関と連携し、次の各号のとおり林野火災の予防対策を推進する。

１　監視体制の強化

消防団及び農政環境課は、林野火災の発生のおそれがあるときは、消防本部と協力して監視等を強化するとともに、次の予防対策を推進する。

(1) 火災警報

気象状況等が火災予防上危険であると認められるときは、火災に関する警報の発令、地区住民及び入山者への周知等必要な措置をとる。住民及び入山者への火災警報の周知は、打鐘、サイレン等消防信号を活用するほか、広報車による巡回、防災行政無線等を通じ周知徹底を図る。

(2) 火入れの制限

火入れによる出火を防止するため、小竹町火入れに関する条例に基づき、時期、許可条件等について事前に消防本部と十分調整する。また、火入れの場所が隣接市町に近接するときは、関係市町に通知する。

(3) たき火等の制限

気象条件によって入山者等には火を使用しないように指導する。また、必要に応じて火災予防条例等に基づき、期限を限って一定区域内のたき火、喫煙を制限する。

２　予防施設、資機材等の整備

消防団及び関係機関は、防火水槽や自然水利利用施設の増強を図るとともに、消火作業用資機材の確保、消火薬剤等の備蓄を推進する。

３　防火思想の普及

消防団は、林野火災の発生期を中心に、林道、樹木等へのポスター、防火標識等の設置並びに広報紙等の配布を通じて、予防広報を積極的に推進する。

第４節　都市構造の防災化

町は、建築物の不燃化、都市空間の確保と整備、市街地再開発事業、浸水想定区域移転事業等により、防災対策の改善を図るとともに、その中から事業の緊急性等を勘案し、広域避難地、避難路等の整備に係るものを中核とした防災対策緊急事業計画を策定し、都市の防災化対策を推進する。

町は、立地適正化計画による防災まちづくりの推進に当たっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

第１　安全な市街地の形成（防災化）

企画調整課、建設課は、住みよい市街地の形成及び機能的な都市活動の確保を目指すとともに、災害を最小限にくい止めるために、市街地整備事業を推進する。

市街地の無秩序な開発を防ぎ、避難路や延焼遮断帯並びに防災活動拠点ともなる基幹道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、老朽木造密集市街地の解消など防災に配慮した事業を推進する。

第２　建築物不燃化の推進

企画調整課は、都市計画法により防火、準防火地域を設定するとともに、建築基準法第 22 条に基づき屋根の不燃化及び外壁の延焼防止対策等を行う地域の指定を行い、都市の防災対策を推進する。

１　防火・準防火地域の指定

木造住宅や飲食店等が密集している地区は、火災による大きな被害が発生するおそれがある。

企画調整課は、こうした商業地域等を必要に応じて防火地域又は準防火地域として指定するとともに、それ以外の用途地域については、建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）第 22 条に基づく屋根の不燃化及び外壁の延焼防止対策等を行い、耐火建築物、準耐火建築物又は防火構造の建築物の建築を促進する。

２　建築基準法第 22 条に基づく指定区域の設定

用途地域のうち、防火地域及び準防火地域に定められた地域以外の区域を、建築基準法第 22 条に基づき屋根の不燃化等を行う区域として指定する。

３　町営住宅の不燃化推進

管財課は、既存の町営住宅のうち木造及び簡易耐火構造の住宅を計画的に建て替え、不燃化の推進を図る。新築の町営住宅については、不燃建築物とオープンスペースの一体的整備により防災空間の創出を図る。

４　住環境整備事業の推進

住環境整備事業を行うことにより、不良住宅が密集している地区を防災上有効な住環境としての整備を推進する。

第３　公園・緑地等防災空間の確保、整備、拡大

公園・緑地は、町民の憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場としての機能の他に、災害時における指定緊急避難場所あるいは防火帯、応援隊集結地・野営地、ごみ・がれきの仮置場、ヘリコプター臨時発着場、応急仮設住宅建設地、災害用仮設トイレ設置場所等様々な機能を有するオー

プンスペースとしての役割を有している。

企画調整課は、これらの機能について配慮しながら、特色ある公園・広場の整備、市街地周辺の緑地保全及び民間宅地開発等における公園など、公園・緑地の積極的な確保とその適正な配置に努める。

第４　無電柱化事業の推進

建設課は、緊急輸送道路など防災上重要な道路について、電柱・架線等の防災活動に支障を及ぼすところについて共同溝・電線共同溝の整備を推進し、ライフラインの確保、電柱の倒壊による道路の寸断防止等、防災機能向上を図る。

第５　造成地の災害予防対策

建設課は県と連携して、造成地で発生する災害の防止を図るため、開発許可基準に則り、開発区域の地盤が軟弱である場合、崖が発生する場合、切土・盛土を行う場合は、各々、地盤沈下、崖崩れ等が発生しないよう、土の置き換え、水抜き、擁壁の設置その他の措置が講ぜられるよう当該工事の施工において、指導、監督を行う。

第６　広域防災拠点の整備

地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備に努め、施設の耐震、耐火並びに浸水対策等を考慮し、災害時の防災拠点機能の充実（消防・救急・救助、避難所、物資輸送、災害復旧、情報発信等）、災害時に必要となる物資等の備蓄、再生可能エネルギーの導入等、災害時の防災機能の維持・強化に努めるための広域防災拠点施設等の整備充実を推進する。

また、災害危険区域の被害を想定し、「浸水想定区域移転事業」等を活用し、災害危険区域以外への消防施設の適正配置を検討する。災害区域内での移転となる際には、上記事業等を活用し、通信施設等を浸水想定より高層階へ設置するなど防災施設の維持･機能強化により消防力の維持を図る。

第５節　建築物及び文化財等の災害予防

町は、所管施設について、災害時に被害の発生が予想される箇所に対する点検整備を強化するとともに、耐震性、耐火性を保つよう配慮する。特に町立病院、町立学校等の公共建築物については、不燃化を進めるとともに、老朽施設の更新、補強を進めるものとする。

また、民間の施設及び一般建築物等については、防災対策の重要性の周知徹底に努め、日常点検を指導する。

第１　建築物等の災害予防対策

町は、被害の発生が予想される箇所に対する点検・整備を強化するとともに、耐震化、不燃化、液状化対策の指導・整備を推進する。

１　建築物等に対する指導

建設課は、老朽建築物について、構造、敷地、危険度等を調査し、保安上危険である又は衛生上有害であると認められる場合には、補修等必要な措置の指導及び建築物の窓ガラス、外装材等の落下物予防措置やブロック塀等の倒壊防止の指導を行う。

町、県及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。また、がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、建築基準法第39条の規定による災害危険区域を指定し、住宅等の建築制限を行う。

２　公共建築物の堅牢化

管財課は、避難収容施設等の防災上重要な公共建築物等について、所管施設のうち、当該施設の重要度を考慮して順次整備補強に努める。

３　特殊建築物等の定期報告、指導

(1) 学校、病院、マーケット等特殊建築物及びその設備について、定期的に所有者等からその状況を報告させ、又は、実際に調査し、その結果に基づいて適切な指導を行う。

(2) 特殊建築物のうち不特定多数が使用するものについては、特に査察を実施し、その結果に応じて、改修等必要な助言、勧告を行う。

４　工事中の建築物に対する指導

落下物に対する防護、土留め工事、建方工事の崩壊防止等の工事現場の危険防止について関係機関の指導により安全確保を図る。

第２　文化財災害予防対策

町は、消防団、消防本部及び防災関係機関と連携し、文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、予防対策の強化を図る。

１　文化財保護思想の普及・啓発

教育課は、県と連携し、文化財に対する町民の防災意識の高揚と愛護精神の普及徹底を図るため、「文化財防火デー（1月26日）」等を活用した広報活動を推進する。

２　火災予防体制の強化

教育課及び消防団は、文化財所有者・管理者等に対して、文化財収蔵場所及び周辺における火気使用の制限、焚火、禁煙区域の設定等の防火措置を推進し、改善点を指導するとともに、防火

管理体制の徹底を図る。

３　防火施設等の整備推進

総務課は、消火施設、警報設備等、防火施設の整備推進及び助成措置を行う。

４　文化財の破損防止及び点検設備

教育課は、古墳･遺跡を含む文化財の破損防止対策、点検整備を実施する。

第６節　電気施設、一般通信施設、ガス施設の災害予防

電気、ガス、石油・石油ガス、電気通信サービスは日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであり、万一、災害によりこれらの施設設備が被害を受けた場合、住民の避難、救命・救助、安否確認等の応急対策活動などに支障をきたすとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、その供給は緊急性を要するため、電気、ガス、電気通信サービス事業者はこれらの供給を円滑に実施するため浸水防止対策等の措置を講ずる。

また、施設の機能の確保等を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。

第１　電力施設

１　災害予防対策

電気事業者は、突発性地震等の非常災害時の電力施設の災害を防止し、また、発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備を図る。

町は、電気事業者が実施する対策等に対して協力をする。なお、電力施設の災害予防は、九州電力(株)、九州電力送配電(株)の災害予防計画の定めによる。

２　広報活動

(1) 電気事故防止ＰＲ

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し次の事項を中心に広報活動を行う。

○　無断昇柱、無断工事をしないこと
○　電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること
○　断線垂下している電線には絶対触らないこと
○　浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと
○　屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること
○　電気器具を再使用するときは、ガス漏れや器具の安全を確認すること
○　その他事故防止のため留意すべき事項

(2) 停電関連

病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家用発電設備の設置を要請する。

第２　一般通信施設

通信事業者（西日本電信電話(株)福岡支店）は、電気通信設備等に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該施設を災害から防除し、一般通信サービスを確保するための予防措置を講ずる。

また、西日本電信電話(株)福岡支店は、通信設備の浸水防止対策、県及び町の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の

安全・信頼性強化に向けた取組みを推進することに努める。

町は、西日本電信電話(株)福岡支店が実施する対策等に対して協力をする。なお、電信・電話施設の災害予防は、西日本電信電話(株)福岡支店の災害予防計画の定めによる。

第３　ガス施設

１　災害予防対策

ガス事業者は、風水害等災害によるガス施設の被害及び二次災害の発生を防止し、また、発生した被害を早期に復旧するため、ガスの製造・供給にかかる設備、体制及び運用について、総合的な災害防止対策を推進する。

町は、ガス事業者が実施する対策等に対して協力をする。なお、エルピーガス、都市ガスの災害予防は、福岡県ＬＰガス協会、イワタニ九州株式会社(九州)の災害予防計画の定めによる。

２　広報の実施

ガス事業の管理者等は、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止、液化石油ガスボンベの転倒防止等必要な措置に関する広報を実施する。

■資料編２−５「ライフライン関連事業者」参照

第７節　上水道、下水道施設の災害予防

上下水道課は、水道及び下水道の施設の災害時の被害を最小限にとどめ、かつ可及的速やかに被害施設の復旧を可能にするために、必要な浸水防止対策等の施策を実施する。

また、施設の機能の確保等を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。

第１　水道施設

上下水道課及び水道事業者は、災害による水道の被害を最小限にとどめ、速やかに水の供給を確保するため、水道施設の整備増強に努める。

また、水道施設については、「水道施設の技術的基準を定める省令」、日本水道協会制定の「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」等により施設の耐震化を推進する。

１　水道施設の機能保持

重要施設について被災を最小限に留めるための計画をたて、施設の新設・拡張・改良・耐震計画に合わせて計画的に整備を進める。

特に、過去の風水害の被災経験を踏まえ、同じ地盤の地域内で他の公共施設等が風水害等により被災した箇所及びそのおそれがある箇所については、施設の新設・増設・改築に当たって、十分な防災対策を講じる。

また、電力停止時の機能確保のために、非常用電力の確保について、自動化設備等のバックアップ等の対策を図る。

２　水道施設の保守点検

平常時においても、貯水、浄水、導水、送水、配水等の施設巡回点検等を行い、老朽施設、故障箇所の改善を実施する。

また、水道台帳の整備、災害履歴の作成、被災の可能性が高い箇所の把握を図る。

３　断水対策

基幹施設の分散、系統多重化による補完機能の強化、配水区域のブロック化（緊急遮断弁の設置）による被害区域の限定化を図る。

４　系統間の相互連絡

導水管路・送水管路及び配水幹線が災害で被害を受けると、その系統の全給水区域が断水となり大きな影響を受けるため、導水・送水及び配水幹線の各段階で異なる系統間との相互連絡を検討する。

第２　下水道施設

上下水道課は、市街化の拡大に対応し、浸水災害等の被害を防止するため、雨水、下水の迅速な排除が行えるよう下水道施設の整備拡大に努める。下水道施設の設計及び施工では、耐震性の確保を推進する。

１　情報交換の迅速化

終末処理場においては、集中監視システムを導入し、ポンプ場の流入量、流出量、水質等や水防情報を専用回線で結び、瞬時に把握するとともに、河川管理者との情報交換を行い、総合的な浸水防止対策を図る。

２　動力源の確保

災害時における停電等による二次的災害を考慮すると、最小限の排水機能を確保するためには、自家発電設備をはじめとした動力源が必要であることから、電源の二重化、自動化設備のバックアップなどの対策を図る。

３　施設機能の維持

民間事業者等との協定締結などにより、発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努める。併せて、浸水により機能が停止することがないように、下水道施設の耐水化計画を作成し、下水道施設の整備に努める。

４　機動性のある支援･受援体制の確立

平常時から、下水道関係の経験を有する技術者や支援に必要な資機材を把握するとともに、下水道の専門的技術を有する団体と協定を結ぶなど、機動性のある支援、受援体制の充実を図る。

■資料編２－６「水道施設・し尿処理施設」参照

第８節　交通施設の災害予防

建設課、企画調整課及び道路管理者は、災害を防止するため所管する施設等の実態を把握し、災害時においても常に健全な状態が維持できるよう諸施設の整備等を行うものとする。

また、基幹的な交通施設については、大規模災害発生時の輸送手段の確保、風水害に対する安全性の確保に努める。

さらに、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路については、必要に応じ、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

第１　所管する道路の整備

１　道路防災点検

風水害等時における道路機能の確保のため、所管道路について、道路防災点検を実施し、対策工事の必要な箇所を指定して、道路の整備を推進する。

２　道路啓開用資機材の整備

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材の分散配備、増強に努めるとともに、あらかじめ建設業者、団体との間で協定等を締結し、道路啓開用資機材を整備しておくものとする。

３　交通安全施設の防災機能強化

緊急交通路として確保すべき道路を重点に交通信号機、交通管制システム等の交通安全施設の停電対策、耐震対策及び復旧対策等の防災機能の強化を図る。

４　道路冠水対策

道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努める。

５　橋りょうの整備

災害時における橋りょう機能の確保のため、所管橋りょうについて、緊急度の高い橋りょうから順次耐震点検調査を実施し、対策工事の必要箇所を指定して、必要に応じて橋りょうの補修、耐震補強及び架換を行う。

第２　幹線道路の整備

１　幹線道路の整備

幹線道路は、災害時の救助活動、救援活動、物資輸送など緊急輸送路や、火災の延焼防止機能としても有効である。特に本町では、国道 200 号、県道宮田小竹線、県道南良津宮田線、県道勝野下境線、小竹頴田線等が幹線道路として重要であり、被災により不通となったときは、町域が分断され、大きな障害が発生する。

そのため、広域幹線道路として重要な役割を担っている国県道について、歩道及び広い幅員の確保、道路排水施設の整備等、道路の整備を促進するよう国、県に要請する。

また、これら幹線道路と接続する町の主な避難路として、防災対策に向けて計画及び整備を推進する。

２　避難路の整備

避難路は、災害時の避難活動や緊急車両が通行する防災上重要な道路である。そのため、生活道路を幹線道路の整備や市街地の開発等にあわせ整備する。

また、既存道路については、交通量や交通動線等を把握し、幅員の狭い道路の解消、歩道の整備、排水施設の整備等を推進するとともに、維持、管理に努める。

３　緊急輸送路ネットワークの整備

緊急輸送路ネットワーク（幹線的な道路並びにこれらの道路と防災拠点とを連絡する道路網又は防災拠点を相互に連絡する道路網）に位置づけられた道路については、耐震性の確保を要請する。

４　拠点の整備検討

大規模災害時における道路の早期啓開の拠点となり得る路線を選定し、必要な機能の整備を検討する。

■資料編２−７「避難路整備計画」参照
■資料編「水防倉庫」参照
■資料編「要配慮者施設一覧」参照
■資料編「小竹町火入れに関する条例」参照

第２章　町民等の防災力の向上

項　　目	担　　当
第１節　町民が行う防災対策	総務課
第２節　自主防災体制の整備	総務課、消防団
第３節　企業等防災対策の促進	総務課、消防団
第４節　防災知識の普及	総務課、消防団、教育課、福祉課
第５節　防災訓練の充実	総務課、建設課、消防団、関係各課、（消防本部）
第６節　町民の心得	総務課、（消防本部）

第１節　町民が行う防災対策

町民は、一人ひとりが「自らの命は自ら守る」という防災の基本に基づき、自ら各種手段を講じるとともに、地域の防災活動に参加する等、平常時から災害に対する備えを進める。

第１　町民が行う防災対策

総務課は、町民に対する防災意識の高揚を図る。

１　防災に関する知識の修得

(1) 台風、大雨・洪水等の災害に関する基礎知識
(2) 過去に発生した災害の被害状況
(3) 災害危険箇所の把握
(4) 災害時にとるべき行動（初期消火、警報・注意報発表時や避難指示等発表時の行動、避難方法、指定避難所での行動、的確な情報収集等）
(5) 災害教訓の伝承

２　防災に関する家族会議の開催

(1) 指定緊急避難場所・経路の事前確認
(2) 非常持出品、備蓄品の選定
(3) 家族の安否確認方法（福岡県災害情報等配信システム「防災メール・まもるくん」、ＮＴＴの災害用伝言ダイヤル「１７１」や携帯電話の災害用伝言板の活用等）
(4) 災害時の役割分担（非常持出品の搬出、幼児や高齢者に対する責任等）等

３　非常用品等の準備、点検

(1) 食料、飲料水、衣料品、医薬品、携帯ラジオ、懐中電灯等の非常持出品
(2) ３日分相当の食料・飲料水・生活必需品、毛布等の非常備蓄品
(3) 消火用具、スコップ、大工道具等資機材の整備

４　住宅等の安全点検、補強の実施（屋根や鉢植え等の飛散防止、飛来物によるガラス飛散防止等）

５　応急手当方法の習得

６　町、県又は地域（自治会、自主防災組織等）で行う防災訓練、防災講演会等への積極的参加

７　地域（自治会、自主防災組織等）が行う、地域の相互協力体制の構築への協力等

８　愛護動物との同行避難や指定避難所での飼養に対する準備

第２節　自主防災体制の整備

災害時においては、地域住民、事業所等の自主的な初期防災活動が災害の拡大を防止するため、極めて重要である。そのため、町は、地域住民、事業所等が迅速かつ的確な行動がとれるよう、地域住民による自主防災体制の育成・指導を行い、協力体制の確立に努める。その際、多様な世代が参加できるような環境の整備に努めるとともに、特に女性の参画の促進に努める。

また、災害が発生した際、地域住民が的確に行動し、被害を最小限に止めるよう、地区防災計画の作成を支援し、平常時から地域内の安全点検や町民への防災知識の普及啓発、防災訓練を実施するなど、災害に対する備えを推進する。

さらに、災害時には、自主防災組織の活動が的確に行えるよう、災害に関する情報の伝達、協力要請、活動指導について必要な措置を講じる。

第１　自主防災体制の整備方針

１　住民等は、大規模災害時に防災行政機関の活動が遅滞するような事態に対し、被害の防止・軽減を図るため、「自分の命は自分で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」をスローガンに、個人・家庭、地域、自主防災組織が平常時及び災害発生時のそれぞれの役割を自覚し、備えを図る。

２　企画調整課は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期消火活動や救出・救護活動の実施、指定避難所、避難ルート等の周知・安全確認、避難行動要支援者の避難の誘導・安否確認等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図るなど、住民等の自主防災意識の向上と自主防災体制の整備の促進に努める。

第２　自主防災体制の整備

１　活動内容

自主防災組織による活動内容は、次のとおりとする。

(1) 平常時の活動内容

1)　自主防災組織の防災計画書（地区防災計画）の作成

2)　防災知識の普及

ア　災害等の知識及び平常時における防災対策、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等

3)　防災訓練の実施

ア　情報の収集及び伝達の訓練

イ　出火防止及び初期消火の訓練

ウ　避難訓練

エ　救出及び救護の訓練、災害時に利用できる医療機関の把握

オ　炊き出し訓練

カ　災害図上訓練

キ　その他の地域の特性に応じた必要な訓練

4)　防災用資機材の整備・点検等

ア　消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検

5)　自主防災地図（防災マップ）の作成

6)　地域内の他組織との連携

ア　自主防災組織と昼間人口を構成する人々との連携の促進

イ　自主防災組織と地域コミュニティとの連携の促進

(2) 災害発生時の活動内容

1)　初期消火の実施

ア　家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講ずるように呼びかける。

イ　火災が発生した場合、消火器、水バケツ、小型動力ポンプ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

2)　情報の収集・伝達

ア　地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町等へ報告する。

イ　防災関係機関の提供する情報を地域住民等に伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動の実施に努める。

3)　救出・救護の実施及び協力

ア　崖崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者が発生したときは、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用した速やかな救出活動の実施に努める。

イ　自主防災組織では救出できない者については、防災関係機関による救出活動の円滑な実施に必要な情報の提供等を行う。

ウ　負傷者に対し応急手当を行うとともに、医師の救護を必要とする者があるときは救護所等へ搬送する。

4)　集団避難の誘導、避難生活の指導

ア　町長や警察官等から避難指示等が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に指定緊急避難場所に誘導するとともに、自らも避難する。

イ　避難の実施に当たって、次の点に留意する。

・市街地……冠水、火災、落下物、危険物

・山間部、起伏の多いところ……土石流、崖崩れ、地すべり

5)　炊き出し及び救助物資の支給に対する協力

ア　避難が長期間にわたり、炊き出しや救援物資の支給が必要となるとき、炊き出しを実施する。

イ　町が実施する給水、救援物資の支給に協力する。

２　自主防災組織の育成・支援

町は災害対策基本法第５条の規定に基づき、自主防災組織育成の主体として位置付けられており、その組織化に積極的に取り組む。

(1) 総務課及び消防団は、町民、自治組織、事業所及び各種団体等に対し、町広報紙やパンフレットの配布等を通じ、自主防災組織の活動の重要性や役割の啓発を行う。

(2) 企画調整課は自治会、町内会等に対する指導助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成に努める。その際、女性の参画の促進に努める。

(3) 総務課は県と協力し、自主防災組織のリーダー等の地域防災リーダーを育成するために、研修会等を開催し、防災士等の防災人材の育成強化、地域における自主防災活動の推進を図る。

(4) 自主防災組織の円滑な活動を期するため、防災資機材の配備について考慮する。

(5) 総務課は、災害時において、自主防災組織の活動が的確に行えるよう、災害に関する情報の伝達、協力要請、活動指導等について必要な措置を行う。

(6) 自主防災組織の好事例を集め、広報するとともに、連絡・実働体制が整っているか、要支援

者を的確に把握しているか、必要な防災資機材を確保しているか、指定緊急避難場所・避難経路を的確に把握しているか及び日頃の防災活動等を考慮して、優秀な自主防災組織の表彰をおこない自主防災組織の育成・指導に資するよう努める。

(7) 町防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町防災計画に地区防災計画を定める。

(8) 個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。なお、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

３　自主防災組織活動の促進と消防団との連携

総務課は、自主防災組織に対して適切な指導を行うとともに、消防団と自主防災組織との連携を通じて、自主防災組織の訓練その他の活動の充実が図られるよう努める。

また、消防団が自主防災組識の訓練に参加して資機材の取扱いの指導を行ったり、消防団経験者が自主防災組識の役員に就任したりするなど、組識同士の連携や人的な交流等を積極的に図るように努める。

なお、総務課は、自主防災組織の教育訓練において消防団が指導的役割を担うための措置を講ずるよう努める。

４　コミュニティファイル（防災ファイル）づくりの推進

総務課は、コミュニティのファイルづくりを推進し、自主防災組織を中心とした町民や地域団体等が情報共有し、連携強化により活動活性化するよう支援に努める。

さらに、これらの情報をファイルとして管理することにより、災害等の緊急時における応急対応や、そのための備えの充実等に活用する。

５　地区防災計画

自主防災組織等は、防災訓練、物資及び資材の備蓄、その他地区の防災活動に関する計画（地区防災計画）の素案の作成に努め、これを地域防災計画に定めることを町防災会議に提案する。

町防災会議は、この提案があった場合、その必要性があると認めるときは地域防災計画に地区防災計画を定める。

第３節　企業等防災対策の促進

企業等は災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、事業継続計画（ＢＣＰ）を策定・運用するよう努めるとともに、自ら防災組織を結成するなどして、地域と連携した防災の取り組みを実施し、地域防災力の向上に寄与する。

第１　企業等の役割

企業等は、直接の防災関係機関ではないが、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など、災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、町及び県、国が実施する企業等との協定の締結や、防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するように努める。

第２　企業等の防災組織

企業等は、特に、大規模な災害が発生した場合には、行政や町民のみならず、企業等における組織的な応急活動が災害の拡大を防ぐ上で重要である。このため、企業等は、自衛消防組織等を編成し、自主防災組織と連携を図りながら、地域の安全の確保に積極的に努める。

また､企業等は豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

事業所等における主な防災対策及び防災活動

○　防災訓練	○　避難対策の確立
○　従業員等の防災教育	○　応急救護
○　情報の収集・伝達体制の確立	○　飲料水、食料、生活必需品等物資の備蓄
○　火災その他災害予防対策	○　施設耐震化の推進
○　事業継続計画（BCP）の策定	○　施設の地域避難所としての提供
○　帰宅困難者対策	○　消防団、自主防災組織との連携・協力

第３　町の役割

１　防災訓練

総務課は、企業を地域コミュニティの一員として、防災訓練等の機会をとらえ、企業等に対し訓練への参加等を呼びかける。

２　事業継続計画（ＢＣＰ）及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の普及啓発

総務課は、企業等に対して、関係団体と緊密に連携し、企業等の事業継続計画及び事業継続マネジメント構築支援に努める。

３　事業所との消防団活動協力体制の構築

また、総務課は、「消防団協力事業所表示制度」等を活用し、事業所との消防団活動協力体制の構築を図る。なお、制度の円滑な運用を行うため、消防庁が示した「消防団協力事業所に関する要綱」等を参考にして、地域の実情に適した消防団協力事業所の要綱を定める。

※消防団協力事業所表示制度－消防団に対して事業所が、町の定める協力を行っている場合に、事業所の申請又は町等の推薦により、「消防団協力事業所表示制度」表示マークを掲示することができる制度。

４　企業の防災に係る取り組みの評価

さらに、町は、各企業の防災に係る取り組みについては、優良企業表彰等を行うことにより、企業の防災力向上に努める。

５　商工会・商工会議所等との連携

企画調整課は、あらかじめ商工会・商工会議所等との連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

第４節　防災知識の普及

災害に強いまちづくりを推進するため、町は、職員に対し防災教育を行うとともに、県及び防災関係機関等と連携し、相互に密接な連携を保ち、単独又は共同して、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する知識の普及を推進する。

第１　町民等に対する防災知識の普及

町及び自主防災組織及び消防団は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得る。

また、過去に発生した災害被害などを示しながらその危険性を周知させるとともに、災害発生時に町民が的確な判断に基づき行動できるよう、防災に関する知識の普及啓発を図る。

総務課は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基盤となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、気候変動の影響も踏まえた防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行う。その際には、要配慮者への対応や被災時における多様な性のニーズにも留意する。

総務課は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者の中から性暴力・ＤＶの被害者も加害者も出さないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

また、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

さらに、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、ハザードマップや防災に関するテキスト、マニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を行う。

なお、ハザードマップ等の活用に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで、とるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）に惑わされないこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

１　一般啓発

(1) 啓発の内容

1) 災害に関する基礎知識や、５段階の警戒レベル、災害発生時、警報等発表時、避難指示、高齢者等避難の発令時に具体的にとるべき行動に関する知識
2) 過去に発生した災害被害に関する知識
3) 備蓄に関する知識
4) 住宅等における防災対策に関する知識
5) 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
6) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

7)　様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にとるべき行動
8)　土砂災害警戒区域、浸水想定区域等に関する知識
9)　緊急地震速報、防災気象情報、避難指示等に関する知識
10) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
11) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
12) 避難生活に関する知識
13) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
14) 応急手当方法等に関する知識
15) 自主避難の重要性に関する知識
16) コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識
17) 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）の事前確認
18) 災害情報の正確な入手方法
19) 要配慮者への配慮
20) 災害時における風評による人権侵害を防止するための知識
21) 出火の防止及び初期消火の心得
22) 水道、電力、ガス、通信サービスなどの地震災害時の心得
23) 被災地支援に関する知識（小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になること等）
24) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
25) その他の必要な事項

(2) 啓発の方法

1)　各種メディア（テレビ、ラジオ、新聞、インターネット、広報紙、パンフレット、ポスター、映画、ビデオ等）
2)　各種相談窓口の設置
3)　消防団、防災士※を通じた啓発
4)　講演会、講習会の実施
5)　防災訓練の実施
6)　各種ハザードマップ等の利用
7)　広報車の巡回による普及
8)　市街地における想定浸水深等の表示（標識の設置）等
9)　防災週間での実施

※　防災士：防災に関する十分な意識・知識・技能を有し、家庭・地域・職場において、知識と技術を効果的に発揮できる者。

２　社会教育を通じての普及

教育課は、社会教育において、PTA、成人学級、社会学級、青年団体、婦人団体等の会合及び各種研修会、集会を通じて防災に関する知識の普及啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高めていく。

啓発の内容は、町民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

３　学校教育を通じての普及

学校教育の中での防災教育は、地域の災害リスクに基づいた防災教育を、多数の人々を対象に、体系的かつ継続的に実施しうる条件を最も有している。そのため、幼稚園から大学まで一貫した方針のもとに防災教育が実施された場合、大きな効果をあげる可能性がある。

このことを念頭に、児童・生徒等、教職員及び保護者に対して、学校における教育活動の機会（防災訓練、防災関係行事、教科指導、課外活動、授業参観等）を通じて、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じて、災害に関する基礎的知識や災害から身を守るための知識・方法を中心にした啓発を行う。

また、教育課は、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

第２　児童・生徒に対する防災教育

教育課は、関係機関と連携して、園児・児童・生徒等が、発達段階に応じて知識を習得するとともに、体験的な活動を通して、自らの判断で行動する態度や能力を育成する防災教育を推進する。

１　防災に関する知識の習得

(1) 学習指導要領に基づく、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動等を通じた学習指導の充実
(2) 自然災害の発生メカニズム、応急手当等、基本的な知識に関する指導の充実
(3) 先進事例や地域の特性を踏まえた学習指導の充実

２　周囲の状況に応じ、安全に行動する態度や能力の育成

(1) 日頃から、身の回りに潜む危険（災害危険箇所等）を認識し、回避する能力の育成
(2) 災害時に、想定にとらわれず、自らの命を守り抜くために最善を尽くす避難訓練等の体験的な活動の実施
(3) ボランティア活動等を通した安全で安心な社会づくりに進んで貢献する態度の育成

３　防災管理・組織活動の充実・徹底

(1) 校長を中心とした防災教育推進委員会等の設置
(2) 教職員研修の充実
(3) 自然災害に係る学校安全計画や危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の充実
(4) 家庭、地域、関係機関と連携した推進体制の構築

第３　町職員に対する防災教育

総務課は、町職員に対し、平常時の的確な防災対策の推進と災害時における適正な判断力を養い、それぞれにおける防災活動の円滑な実施を期すため、次により防災教育の普及徹底を図る。特に、所掌事務に留意し、初動活動について重点をおくようにする。

また、教育課は、応急対策全般への対応力を高めるため、国、県、大学等の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材育成を体系的に図る仕組みを構築するとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

１　教育の方法

以下に示す方法等を繰り返し実施することにより防災教育を行う。

(1) 新任研修

通常の新任職員研修の一項目として行う。

(2) 職場研修

各職場では、防災訓練等にあわせて以下の項目に重点を置いた研修を実施する。

1) 各職場の災害予防事務及び応急対策事務の確認
2) 各職場の初動時の活動要領の確認
3) 研修会、講習会、講演会等の実施
4) 見学、現地調査等の実施
5) 防災活動手引等印刷物の配布

２　教育の内容

(1) 災害に関する基礎知識

1) 災害種別ごとの特性、災害発生原因についての知識
2) 本町の災害特性、災害別・地域別危険度
3) 過去の主な被害事例

(2) 県防災計画、町防災計画、各機関防災業務計画その他の防災に関する計画及び各機関の防災体制と各自の任務分担

(3) 職員として果たすべき役割（任務分担）

(4) 初動時の活動要領（職員の動員体制、情報収集伝達要領、無線取扱い要領等）

(5) 防災知識と技術

(6) 防災関係法令の運用

(7) その他の必要な事項

第４　防災上重要な施設の管理者等の教育

町及び消防本部は、防災上重要な施設の管理者に対し、防災教育を実施し、その資質の向上を図るとともに、特に、消防訓練等を通じて、出火防止、初期消火及び避難等、災害時における行動力、指導力を養い、緊急時に対処しうる自主防災体制の強化を図る。

また、学校、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等の管理者については、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。

第５　防災知識の普及に際しての留意点等

総務課は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止、大規模広域避難に関する総合的な防災知識の普及を実施する。

また、防災知識の普及の際には、要配慮者や子育て中の親子等にも十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時における多様な性のニーズに十分配慮するよう努める。

さらに、総務課は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

第６　防災意識調査

総務課は、町民の防災意識を把握するため、アンケート調査、及び、行政モニターからの意見聴取等の防災意識調査を必要に応じて実施する。

第７　災害教訓の伝承

企画調整課は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧・情報発信・共有できるよう、地図情報その他の方法により公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

また、住民は、自ら災害教訓の伝承に努め、総務課は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第５節　防災訓練の充実

町は、地域防災計画、防災業務計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化及び住民の防災思想の高揚を図ることを目的に、関係機関等の参加とその他関係団体及び要配慮者を含む地域住民等と連携した各種災害に関する訓練を実施する。

第１　総合防災訓練

総務課、消防団及び消防本部は、災害時の防災体制に万全を期するため、消防団、消防本部、近隣市町村、国、県、警察署、自衛隊、水防協力団体、非常通信協議会等の防災関係機関や、電気、ガス、通信等の関連民間事業者、さらには自主防災組織、ＮＰＯ・ボランティア、一般町民・企業等の協力を得て地震、大雨等による災害を想定し、情報の収集・伝達、災害対策本部設置、被災地偵察、避難誘導、救出救助、医療救護、火災消火、交通規制、救援物資の輸送、給水給食等の各訓練を総合的に実施する。

なお、実施に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮するとともに、広域合同訓練や市町村相互の応援協定に基づく広域合同訓練の実施についても考慮する。

第２　各種訓練

１　応急対策計画確認訓練

応急対策計画の実効性の確認を主眼とした訓練を実施する。なお、訓練は以下の要領で実施する。

(1) 総務課は、応急対策の流れ、情報連絡系統（連絡窓口）等の確認を行う。また、協定締結先機関の協力を得て、協定内容とその実効性、協定先担当者、要請手続等の確認を行う。

(2) 総務課は、災害対策本部の設置運営を円滑に行うための図上訓練、地域における災害に対する危険性の把握や防災力の向上を図るための住民を対象とした図上訓練を実施する。

訓練形態としては、個人単位でのイメージトレーニング（個人において災害対応の初動時からの活動をイメージし、その活動を遂行する上でのポイントや問題点を整理する訓練）、課単位での図上訓練、関係機関・団体の協力を得て実施する災害対策本部図上訓練等種々考えられる。

２　組織動員訓練

総務課は、町職員に対し、組織動員訓練、被害調査訓練、情報収集・伝達訓練、避難誘導訓練等、災害応急対策で担当する業務について必要な訓練を実施する。

３　非常通信訓練

総務課は、災害時において、有線通信系が不通となり、又は利用することが著しく困難な場合に、無線通信系における通信の円滑な運用を図るため、非常通信に関する訓練を実施する。

４　水防訓練

総務課、建設課及び消防団等は、河川、水路等の決壊や氾濫等に対する警戒と災害時の水防活動が的確に行えるよう、町職員・消防団員の動員、水防資機材等の輸送、水防工法、水門等の操作、避難等の水防訓練を実施する。

５　消防訓練

消防団は、消防本部と連携し、災害の規模や事象に応じた消防計画の習熟を図り、突発的な災害に対処できるよう、非常招集、通信連絡、住民の避難誘導、火災防御技術、救助技術等の訓練

を実施する。

総務課は、消防職員及び消防団員の知識及び技能の向上を図るため、県消防学校及び消防大学校に必要に応じ派遣するほか、一般教養訓練の計画を策定し、実施する。

６　施設・事業所等の訓練

保育所、幼稚園、学童保育所、小学校、中学校及び社会福祉施設等の管理者は、関係機関の協力を得て、避難訓練等を実施する。

また、各事業所も消防計画及び防災計画に基づき、避難訓練等を実施する。

第３　住民の訓練

総務課及び消防団は、自主防災組織等住民の防災行動力の向上に資するため、住民を主体とした次の訓練に対し、可能な限り資機材の貸与、助言者の派遣等により積極的に援助する。

また、要配慮者等を含む住民参加による訓練等を積極的に行う。

■防災訓練の種類

○　出火防止訓練	○　応急救護訓練
○　初期消火訓練	○　災害図上訓練
○　避難訓練	○　その他の地域の特性に応じた必要な訓練
○　情報の収集及び伝達の訓練	○　炊き出し訓練

第４　防災訓練に際しての留意点等

総務課、消防団及び消防本部は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施する。

また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。

総務課は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の住民の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

さらに、訓練の際には、避難行動要支援者の多様なニーズに十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時における多様な性のニーズに十分配慮するよう努める。

第５　訓練準備段階での課題及び訓練結果の防災計画等への反映

防災訓練を準備する過程で把握された問題点や課題、訓練を通じて得られた教訓・課題を訓練終了後整理し、その結果を防災計画の改正や次回訓練の際に有効に活用する。

第６節　町民の心得

近年の災害の経験を踏まえ、町民は、「自らの命は自らが守る」ことが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

災害発生時に、町民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとる。

第１　家庭における心得

１　平常時の心得

(1) 家の中の安全な場所、非常用持出袋の配置位置、地域の指定緊急避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。

(2) 自分の住まいの周辺や避難経路に、氾濫の危険のある河川や水路、急傾斜地やひび割れのある斜面又は裂け目がある崖など危険な箇所がないか、ハザードマップや現地確認等で事前に把握する。

(3) 飲料水、非常用食料、救急用品、非常持出用品を準備する。

(4) 地域の防災訓練に進んで参加する。

(5) 隣近所と災害時の協力について話し合う。

(6) 浸水の可能性があるところでは、高いところへ貴重品を移動する。

２　大雨・台風等風水害発生時の心得

(1) 外出は必要最低限とする。

風水害時に田畑の確認、屋根の修理等を行っていて被災する事例（特に高齢者）が多発しているため、風水害発生時の外出は最低限とする。

(2)) 危険を感じたら、あるいは避難指示等が発令されたらすぐに避難する。

「これくらいの雨なら大丈夫」と思っているうちに、避難できなくなるため、近所の様子見をせず、率先して避難する。

(3) 緊急安全確保の指示が発令された場合や避難が危険と判断される場合は、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避など、安全を確保しつつ、救援を呼び、救助を待つ。

緊急安全確保の指示が発令された場合、水深や水の流れの速さをみて避難が危険と判断される場合、腰まで水につかる場合、夜間などには、無理せず建物の二階以上（できれば鉄筋コンクリートなど堅固な建物）のできるだけ崖や斜面から離れた部屋など高い所や近傍の堅固な建物などに避難し、救援を呼び救助を待つ。

(4) 子どもとはぐれないようにする。

子どもとはぐれないように、おんぶ紐で子どもを背負うなど工夫するとともに、絶対に子どもから目を離さないよう細心の注意を払う。

(5) 避難の際は、長い杖を携行し、ひもでしめられる運動靴で避難する。

裸足、長靴は歩行に支障が出るため、ひもでしめられる運動靴をはき、長い棒を杖がわりにして、安全を確認しながら避難する。

(6) 避難したら安全が確認できるまで帰らない。

家に忘れ物を取りに帰り、道中で被災するケースもあることから、避難したら安全が確認されるまで帰らないようにする。

(7) 車での避難には注意する。

車は浸水すると、水圧でドアが開かなくなったり、パワーウインドーが動かなくなったりして脱出不能になる可能性があり、危険なため、注意して使用する。危険と判断したら使用しない。

(8) 情報取集を怠らない。

雨が強くなってきたら、気象情報、雨量情報、河川水位情報、避難情報に注意する。

(9) お年寄りや子供、乳幼児、身体の不自由な人などが安全に避難できるよう声をかけて協力する。

３　竜巻災害発生時の心得

(1) 屋内では、部屋の１階に移動するとともに、窓やシャッターなどを閉める。

※ただし、部屋の隅やドア、外壁からは離れ、中心部に近い所に移動する。

(2) 屋外では、近くの丈夫な建物に避難するか、無い場合は近くの水路やくぼみに身を伏せて両腕で頭と首を守る。

※ただし、物置や車庫及び橋の下などは危険である。

４　土砂災害発生時の心得

(1) 土砂災害は、突然発生し、逃げる余裕がないことが多いことから、避難指示等の発令前でも、前兆現象（前触れ）に気づいたら、早めに避難する。

○土石流の前触れ	○がけ崩れの前触れ	○地すべりの前触れ
・山鳴りがする。 ・川が濁り、流木が混ざり始める。 ・雨が降り続いているのに、川の水位が下がる。	・がけから小石がぱらぱら落ちてくる。 ・がけに割れ目ができる。 ・がけから濁った水がわき出る。 ・わき水が濁る。	・地面がひび割れたり、陥没する。 ・擁壁や家にひびが入ったり、電柱や樹木が傾く。 ・家の戸が開かなくなる。 ・沢や井戸の水が濁ったり、減少する。

(2) 土砂災害が迫って逃げる際には、流れに直角に避難する。

土砂災害が迫って逃げる際には、土石流はスピードが速いため、流れを背にして逃げるのではなく、直角に逃げる。

５　外出時の心得

河川上流付近が大雨で急な下流で急に増水するケースもある。特に河川敷や海岸でレジャーを楽しんでいるときは、天候の変化に留意し、雷が鳴ったり雨が降り始めたりしたら、急いで安全な場所に移動する。

第２　職場における心得

１　平常時の心得

(1) 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること

(2) 消防計画により避難訓練を実施すること。

(3) とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること

(4) 重要書類等の非常持出品を確認すること

(5) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること

２　災害発生時の心得

無理に帰宅行動をとらず、状況に応じて職場にとどまることも検討する。

第３章　効果的な応急活動のための事前対策

項　　目	担　　当
第１節　広域応援・受援体制の整備	総務課、消防団、関係各課
第２節　防災体制・施設･資機材等の整備	総務課、建設課、管財課、農政環境課
第３節　災害救助法等の運用体制の整備	総務課、関係各課
第４節　情報管理体制の整備	総務課、消防団
第５節　広報・広聴体制の整備	総務課、関係各課
第６節　二次災害の防止体制の整備	総務課、建設課、関係各課
第７節　避難体制の整備	総務課、建設課、教育課、福祉課 消防団、病院事務局、関係各課
第８節　交通・輸送体制の整備	総務課、管財課、建設課、農政環境課 教育課、消防団
第９節　帰宅困難者支援体制の整備	総務課、関係各課
第 10 節　医療救護体制の整備	福祉課、健康増進課、病院事務局
第 11 節　要配慮者安全確保体制の整備	総務課、福祉課、建設課、教育課 企画調整課、病院事務局、消防団 関係各課
第 12 節　災害ボランティアの活動環境等の整備	総務課、教育課、社会福祉協議会
第 13 節　災害備蓄物資等の整備・供給	総務課、上下水道課、企画調整課 管財課、病院事務局
第 14 節　住宅の確保体制の整備	管財課、建設課
第 15 節　保健衛生・防疫体制の整備	病院事務局、教育課、企画調整課
第 16 節　災害廃棄物処理体制の整備	農政環境課、上下水道課、関係各課
第 17 節　鉱山の災害予防	企画調整課、消防団（消防本部）
第 18 節　農林業の災害予防	農政環境課
第 19 節　複合災害の災害予防	総務課、関係各課
第 20 節　防災関係機関における業務継続計画	総務課、関係各課

第１節　広域応援・受援体制の整備

大規模災害時における応急対策をより迅速・的確に実施するためには、広域的な支援・協力体制が不可欠であることから、町は、相互応援の協定を締結する等、連携強化を進めることにより、平常時より体制を整備し、災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるように努める。

また、必要な場合、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請するものとし、町が職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

町は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備

を整えておく。

町は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。

町は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

第１　市町村間の相互協力体制の整備

総務課は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、平常時から福岡県消防相互応援協定に基づく消防相互応援の体制整備を推進するとともに、近隣の市町村と大規模災害時に備えた相互応援協定を締結し、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるよう努める。

また、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

第２　自衛隊との連携体制の整備

総務課は、「福岡県大規模災害対策連絡協議会」における協議や防災訓練の実施等を通じ、平常時から連携体制を構築し、その強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り決め、自衛隊に書面にて連絡しておくとともに、相互の情報連絡体制の充実に努める。

第３　防災関係機関の広域応援体制の整備

総務課は、直方警察署及び消防本部との連携を強化し、災害時の支援体制の整備に努める。

消防本部は、消防相互応援体制の充実を図るとともに、「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体勢の整備に努める。

第４　受援計画

総務課は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援計画を定める。

また、受援計画に基づく応援の受入を想定した訓練等の実施を通じて、計画の継続的な見直しを行うなど、災害対応業務の実効性確保に努める。

総務課は、県や他の地方公共団体等からの応援職員等を受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

第５　広域応援拠点等の整備

総務課は、県や関係機関等と協議し、全県的な見地から円滑な広域応援活動を実施する上で、応援隊の受入れ・活動調整の拠点となる場所、施設等を選定･整備し、関係機関と情報を共有する。

■資料編２−８「災害応援協定一覧」参照

第２節　防災体制・施設・資機材等の整備

町は、応急対策の円滑な実施のために、災害対策本部体制の整備や必要な施設及び資機材等の整備、充実に努める。

第１　小竹町防災会議

町は、災害対策基本法第 16 条及び小竹町防災会議条例第２条の規定に基づき、定期的に小竹町防災会議を開催し、町及び関係機関相互の調整、地域防災計画の見直し等、防災対策を推進する。

■防災会議で協議する事項

１　災害に関する情報を収集
２　各防災関係機関との災害時の応急・復旧対策における調整
３　町の防災体制に対する意見・方向性

第２　町災害対策本部体制の整備

町は、発災段階あるいは警戒段階において、効果的に災害に対応するため、災害対策本部体制等の整備を図る。

１　初動体制の整備

総務課は、職員の非常参集等、次の体制の整備を図る。

(1) 専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成、
(2) 参集基準及び参集対象者の明確化、
(3) 連絡手段の確保、
(4) 参集手段の確保、
(5) 参集職員が徒歩参集可能な範囲での必要な宿舎の確保、
(6) 携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保

また、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災等などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう参集訓練等の実施に努める。

さらに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

２　登庁までの協議体制の整備

総務課は、勤務時間外に災害が発生した場合、本部長等の幹部職員の登庁を待つことなく、必要な意思決定を行う必要があるため、迅速・確実な連絡が可能なように幹部職員に防災行政無線（携帯無線）、あるいは携帯電話（災害時優先電話仕様）の配備を推進する。

３　災害対策本部設置場所の整備

災害対策本部設置場所は、災害の状況を踏まえ次の点に留意して整備を行う。

(1) 災害対策本部の代替施設

本庁舎内に災害対策本部設置が不可能となった場合、代替施設は、建物の耐震化等の安全性、通信機能や非常用電源施設等、災害対策本部として有すべき機能を備えるよう努める。

(2) 自家発電機

エンジン発電式のみならずその他の代替エネルギーシステムの活用についても検討を行うよう努める。

(3) 災害対策本部室・事務局室の確保・配置方法、電話の余裕回線の確保

(4) 災害対策本部等防災基幹施設の通信、電力等の優先復旧体制

(5) 応急対策用地図

(6) 手回し等自家発電機能付携帯型ラジオ

４　関係機関等の参画

総務課は、災害対策本部における意見聴取・連絡調整等の際、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

５　人材の確保

総務課は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、緊急の派遣に応じることのできる職員をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、退職者の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

第３　防災中枢機能等の整備・充実

町は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）、土砂災害警戒区域等に配慮し、防災中枢機能を果たす施設、設備の充実、及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努める。

１　保有する施設・設備については、代替エネルギーシステムや電動車の活用も含めた自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、燃料供給が想定復旧期間を超える場合などを想定し、十分な期間（想定復旧期間が明らかでない場合は、例えば１週間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。

その際、物資の供給が困難な場合を想定した食料、飲料水等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信等の整備等の非常用通信手段の確保を図る。

２　災害時に孤立するおそれのある地区で停電が発生した場合に備え、衛星通信などにより、当該地区の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。

３　燃料に関しては、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進する。

４　災害時において情報を迅速かつ的確に把握し的確な防災対策が実施できるよう、自ら管理する情報システムについては、引き続きシステムの多重化・高度化、自治体間クラウドサービスの導入の検討など所要の対策に努める。

第４　防災拠点施設の整備・充実

総務課及び建設課は、大規模災害時に地域の災害対策活動（救援・救護、復旧活動、災害ボランティア活動、がれき等の仮置き場等）の拠点となる施設の整備・充実化を図っていく。

また、これらの施設の整備・充実化に当たっては、施設の耐火対策並びに災害時に必要となる物資等の備蓄に配慮し、平常時、自主防災組織等の防災教育・訓練等にも活用できる、防災教育機能を具備させることも検討していく。また、災害時でも最大限機能を維持できるよう再生可能エネルギー等、災害に強いエネルギーを防災拠点となる公共施設等への導入に努める。

第５　災害用臨時ヘリポートの整備

総務課及び建設課は、災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できる臨時ヘリポートの選定、整備に努める。

１　臨時ヘリポートの選定基準等

総務課は、臨時ヘリポートの選定場所として、学校の校庭、公共の運動場、河川敷等から、次の基準等に留意して選定する。

臨時ヘリポート設定時の目安要件を示す。

(1) 中型（ＡＳ３６５、ベル４１２等以下）のヘリコプターの場合

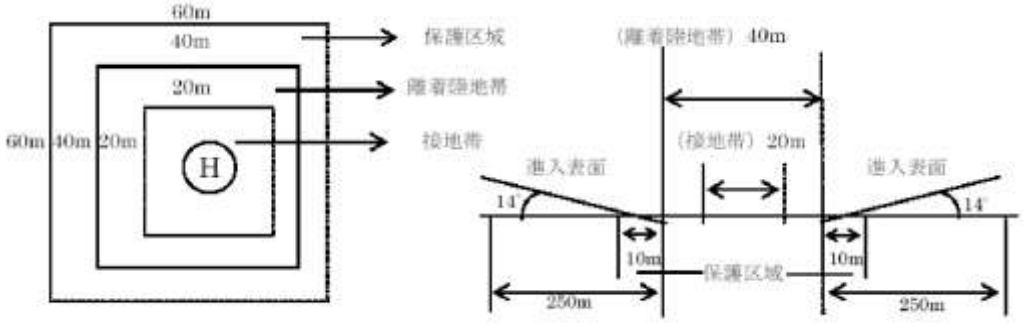

(2) 大型（Ｖ－１０７、ＡＳ３３２等以上）のヘリコプターの場合

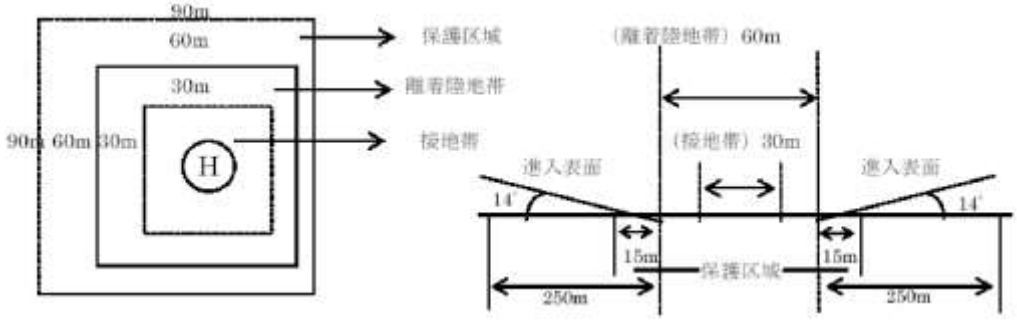

注１　離着陸地帯とは、ヘリコプターの離着陸のために設けられた設置帯を含む矩形部分をいう。

接地帯を除き、約 30cm 程度までの高さを限度として、できるだけ平坦でなければならない。

注２　接地帯とは、離着陸地帯の一部であって、ヘリコプターが離陸浮揚では着陸接地に使用する矩形部分をいい、使用機の全長以上を一辺とする図に示す広さを目安とする。

表面の傾斜は３°以下で、使用機の運航に十分耐え得る強度でなければならない。

注３　保護区域とは、ヘリコプターが離着陸する際の吹き下げ流等を考慮し、安全を確保するため、離着陸地帯の外側に設けるスペースであり、図に示す幅を目安とする。

(3) 臨時ヘリポートの標示

1)　石灰等を用い、接地帯の中央に直径５ｍ程度の円を書き、中にＨの字を標示する。なお、

積雪時は墨汁、絵具等明瞭なもので行う。

2)　旗又は発煙筒等で風の方向を表示する。

(4) 危険防止上の留意事項

1)　ヘリコプターの離着陸は、風圧等による危険を伴うため、警戒員を配置し、関係者以外の者及び車両等の進入を規制する。

2)　離着陸帯及びその周辺には、飛散物等を放置しない。

3)　砂塵の発生が著しい場所では、散水等の事前措置を講ずる。

4)　航空機を中心として半径 20m以内は、火気厳禁とする。

２　県への報告

総務課は、新たに臨時ヘリポートを選定した場合、「小竹町地域防災計画」に定めるとともに、県に、臨時ヘリポート番号、所在地及び名称、施設等の管理者及び電話番号、発着場面積、付近の障害物等の状況、離着陸可能な機種を報告（略図添付）する。

また、報告事項に変更を生じた場合も同様とする。

３　臨時ヘリポートの管理

総務課は、選定した臨時ヘリポートの管理について、平素から当該臨時ヘリポートの管理者と連絡を保つなど現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう配慮する。

■資料編２－９「災害時における臨時ヘリポート」参照

第６　装備資機材等の整備充実

１　備蓄（保有）資機材等の点検

消防本部は、応急対策の実施のため、備蓄（保有）する災害用装備資機材等（消防用資機材及び施設、救急車等の救助用資機材等）を、随時点検記録しておくとともに、必要に応じてそれらを充実させていく。

２　資機材等の調達

消防本部は、災害時における必要な資機材等の円滑な調達を図るため、調達先の確認等の措置を講じておく。

３　保有状況の把握

町及び消防本部は、それぞれに係る資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行うよう努める。

■資料編２-10「消防団詰所」参照
■資料編２-11「水防倉庫」参照

第７　備蓄物資の整備

総務課は、備蓄体制に関する県の指導・助言に従い、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料、飲料水、生活必需品等の物資について、備蓄個別計画を策定し、備蓄体制（関係事業者との供給協力協定の締結を含む。）を整備する。

第８　被害情報等の収集体制の整備

総務課は、情報の収集等の迅速正確を期すため収集及び伝達に関する報告用紙、調査要領、連絡方法、写真撮影等について、あらかじめ整備しておく。

第９　惨事ストレス対策

健康増進課及び消防本部は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。消防本部は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第 10　復興の円滑化のための各種データの整備保全

税務住民課は、復興の円滑化のため、あらかじめ戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設･地下埋設物等情報及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制について整備しておく。

第３節　災害救助法等の運用体制の整備

大規模災害の場合は、通常、災害救助法が適用されるが、その運用に際し混乱を生じることのないよう、関係各課は、日頃から災害救助法に基づく災害救助の基準や運用要領等に習熟する。

第１　災害救助法等の習熟

１　災害救助法等の運用の習熟

(1) 災害救助法運用要領の習熟

町は、災害救助法に基づく災害救助の基準や運用要領に習熟し、それに対応した体制を整備する。

(2) 災害救助法実務研修会等

関係各課は、自己研さん等により、その内容に充分習熟しておく。

(3) 必要資料の整備

総務課は、「災害救助の運用と実務」（第一法規出版）、県細則等、災害救助法運用に際して必要となる資料を整備しておく。

２　運用マニュアルの整備

総務課は、災害救助法等の適用申請から適用を受けた後の運用方法について、県の指導・支援を受け災害救助法の適用された事例を参考にし、わかりやすいマニュアルの整備に努める。

第４節　情報管理体制の整備

町は、災害時の初動応急活動に係る情報通信の重要性を認識し、情報通信施設等資機材及び運用体制の整備強化を積極的に行う。

また、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検を実施し、専門的な知見・技術をもとに耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（地震災害においては耐震性があること、風水害においては浸水する危険性が低い場所）への設置等を図る。

町は、気象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

第１　通信手段の種類・特徴

災害時に使用する通信手段は、基本的に次のものが考えられる。

種　　類	使用不能となる場合・特徴
防災行政無線（地上系）	・停電時には非常用電源で機能。 ・使用不能（輻輳等）になりにくい。
防災行政無線（移動系）	・使用不能（輻輳等）になりにくい。
防災行政無線（衛星系）	・停電時には非常用電源で機能。 ・激しい降雨の際には一時的に使用不能となる。
ＭＣＡ無線 （ふくおかコミュニティ無線）	・停電時には非常用電源で機能。 ・使用不能（輻輳等）になりにくい。
ＮＴＴ加入電話（一般）	・輻輳時には通信制限がかかる。 ・有線施設が切断され不通になる可能性がある。 ・停電時は交換機が停止しなければ使用可。
ＩＰ電話	・輻輳時には通信制限がかかる。 ・有線施設が切断され不通になる可能性がある。 ・停電時は使用不可。
携帯電話（一般）	・輻輳時には通信制限がかかる可能性がある。 （メール通信は比較的有効） ・中継局の設備破損や停電時は不通。 （数時間は予備バッテリーで機能）
衛星通信	・一般的に輻輳しにくい。 ・激しい降雨の際には一時的に使用不能となる。
災害時優先電話） ＮＴＴ加入電話 携帯電話	・回線輻輳時の発信が優先的に接続。

※輻輳（ふくそう）：交換機の処理能力を超えるような通話が殺到し、電話がつながり難く、発信規制がかかること

第２　町の災害通信網の整備

総務課は、災害時における情報伝達を確保するため、次のとおり通信施設、連絡体制、被害情報等の収集管理体制の整備を推進する。

１　町防災行政無線等の整備拡充

(1) 大規模災害時における町民への情報提供や被害情報等の収集伝達手段として、町防災行政無線等（同報系）の整備・拡充を図る。また、消防本部と連携し、防災行政無線を有効に機能させるため、夜間運用体制の確立を図る。

(2) 消防庁より伝達される土砂災害警戒情報や竜巻注意情報等の防災情報を受信する全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）により、自動的にその内容をスピーカーで放送し住民へ周知するよう努める。

(3) 災害時における近距離間の連絡に使用する移動用無線機について逐次更新、整備を図る。

(4) 非常用電源設備を整備するとともに、燃料の確保が困難な場合を考慮し、非常用の燃料確保の体制整備に努める。

(5) 無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底に努める。

(6) 専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなどによる堅固な場所への設置等に努める。

(7) 消防本部と連携し、防災行政無線を有効に機能させるため、夜間運用体制の確立を図る。

(8) 町役場から学校等の指定避難所への情報伝達のため、通信施設等の整備強化に努める。

■資料編２-12「町防災行政無線」参照

２　地域住民等に対する通信手段の整備

(1) 情報伝達手段の確保

災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、県のＬアラート（災害情報共有システム）を介し、ＮＨＫ、民放放送、ＣＡＴＶ、ラジオ（コミュニティＦＭ含む。）等のメディアへの情報配信や活用への働きかけ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、衛星携帯電話、ワンセグ、データ放送、ソーシャルメディア及び各種ボランティアの協力等を含めたあらゆる情報伝達手段の活用について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備・充実に努める。

なお、町防災行政無線に関しては、町内全域で放送内容を聞き取れるよう、屋外スピーカーの聞こえにくさの解消に努める。

(2) 孤立集落の通信手段の確保

総務課は、災害による道路が寸断・遮断され孤立が予想される集落において、災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網とともに、町防災行政無線、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努める。

(3) インターネットの活用

現在、本町ではホームページを活用し防災情報を伝達しており、災害発生時には住民に適切な情報を速やかに提供できるよう、体制の充実を図る。

第３　各種防災情報システムの整備

防災情報の一元化に資する情報システム体制の重要性を認識し、各種防災情報システムの整備及び充実を図る。

１　総務課は、福岡県防災・行政情報通信ネットワークの福岡県防災情報システムを災害時等に効

果的に運用できるよう、必要なデータの整備（当該データの加除修正を含む。）をする。

２　消防本部は、防災情報システム体制の確立のため、資機材の整備、増強を図る。

第４　通信訓練の実施

総務課は、様々な通信手段の活用を実用化するため、定期的な訓練の実施に努める。

第５　情報通信設備の維持

総務課は、必要な観測機器の維持・整備に努めるとともに、地域衛星通信ネットワークや防災行政無線等を活用すること等により、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ)、Ｌ アラート（災害情報共有システム）その他の災害情報等を瞬時に伝達するシステムを維持・整備するよう努める。

第５節　広報・広聴体制の整備

町は、災害時において住民に対して迅速かつ正確な広報活動を実施するために必要な体制を整備する。

また、被災者の要望、苦情等の広聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資するとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や一般住民の様々な相談に適切に対応するために必要な体制を整備する。

第１　被災者への的確な情報伝達体制の整備

１　被災者への情報伝達

(1) 総務課は、被災者への情報伝達手段として、特に防災行政無線（戸別受信機を含む）の充実強化を図るとともに、ＩＰ通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるとともに、有線系や携帯電話等での情報発信、携帯通信事業者が提供する緊急速報メールの活用や、広報車等の活用も含め、多様な手段の整備に努める。併せて、適時に適切な情報伝達を行えるようマニュアルの整備にも努める。

(2) 総務課は、防災気象情報の伝達等について、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」等による伝達手段の整備拡充に努める。

(3) 総務課は、避難指示等の情報を被災者等へ伝達できるよう、福岡県災害緊急情報自動配信システムを活用し、放送事業者への迅速な情報提供体制の整備に努める。

(4) 総務課は、通信事業者等が行う被災者の安否情報等の収集及び伝達に係るシステムの効率的な活用が図られるように普及啓発に努める。

(5) 総務課は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

(6) 総務課は、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておく。

(7) 総務課は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努める。

(8) 総務課は、避難行動要支援者、災害により孤立する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、在住外国人、訪日外国人、都市部における帰宅困難者、車中泊、テント泊等の避難者等情報が入手困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るよう努める。

２　運用体制の整備

下記により広報運用体制の整備を図る。

■広報運用体制の整備

○　広報重点地区（各災害危険地域）の把握
○　地域住民（避難行動要支援者）の把握
○　広報・広聴担当者の熟練
○　広報文案の作成
○　広報優先順位の検討
○　伝達ルートの多ルート化

第２　関係機関の連絡体制の整備

広報活動及び広聴活動を行うに当たっては、他の関係機関との連携を図りながら実施する。

第３　報道機関との連携体制の整備

総務課は、災害時の広報について報道機関との連携体制を構築する必要があることから、報道機関に対する情報提供の方法を定めるなど、連携体制を整備する。

第４　要配慮者への情報提供体制の整備

要配慮者への適切な情報提供を行うため、文字放送、データ放送、携帯通信事業者が提供する緊急速報メール、ファクシミリや外国語による放送の活用など要配慮者を考慮した広報体制の整備に努める。

また、聴覚障がいのある人や外国人の相談等にも適切に対応できるよう、手話通訳者や外国語通訳者を確保するなど必要な体制の整備に努める。

第５　町の保有する情報の安全管理

町が所有するコンピューターシステムについては、災害時における町の業務継続のため、重要な情報（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等）の消失を防ぐため、また、大量のデータ処理によるサーバ負荷の軽減のため、サーバの分散を図る。

なお、サーバについては、データのバックアップや非常用電源設備の確保を図るとともに、堅固な場所への設置に努める。

第６節　二次災害の防止体制の整備

町は、降雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備するとともに、土砂災害等の危険度を応急的に判定する技術者の養成、並びに事前登録など活用のための施策を推進する。また、二次災害の防止を図るために必要な資機材の備蓄を行う。

第１　降雨等に伴う二次災害の防止体制の整備

建設課及び関係各課は、余震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険個所の点検を行う地元在住の専門技術者（コンサルタント、建築士、県・市町村職員ＯＢ等）の登録等を推進する。

また、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。

第２　危険物施設等災害予防対策

危険物施設等の事業者、施設管理者は、平常時から自然災害、大規模事故等に起因する安全確保に努めるとともに、災害発生時の被害拡大の予防対策を推進する。

■危険物施設等の予防対策

消防法上の危険物	（危険物施設の関係者が実施する対策） ・施設の堅牢性の向上 （消防機関が実施する対策） ・　施設の関係者に対し、災害発生時の安全確保についての必要な安全対策の周知、再点検 ・　危険物施設の関係者に対し、堅牢性の向上を図るため、必要に応じて改修、移転等の指導、助言等 ・自主保安体制、事業所相互の協力体制の確立
火薬類	（火薬類事業者が実施する対策） ・災害発生による影響を考慮し、火薬類製造施設等の安全確保 （規制及び指導） ・福岡県火薬類保安協会及び（社）日本煙火協会福岡県支部の緊急出動体制、応援協力体制の充実強化 ・住民の安全確保のため、町、消防、警察、火薬類保安協会、報道機関等と密接な連携のもと、広報活動、避難誘導等の情報伝達体制の整備強化 ・自主保安体制の確立

高圧ガス	（高圧ガス事業者が実施する対策） ・高圧ガス設備の架台、支持脚等の補強 ・防火設備、緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の保安設備を重点に日常点検業務の強化 ・感震器連動遮断装置、可とう性配管の設置等、設備の堅牢性強化 ・ホームのブロック化、ロープ掛等による容器の転倒・転落防止、二段積み防止（多数の容器を取扱う施設） ・高圧ガス防災協議会、高圧ガス関係保安団体、消防署及び警察署等の関係機関の連携、地域防災体制の充実強化 ・自主保安体制の確立 （規制及び指導） ・必要に応じて感震器連動緊急遮断装置の設置等の改善、移転等の指導、助言を行い耐震性、安全確保の向上を促進 ・高圧ガス防災協議会や高圧ガス関係保安団体等が速やかに対応できるよう、消防署、警察署、高圧ガス防災協議会等関係機関と緊密な連携のもと、地域防災体制の充実強化 ・住民の安全確保のため、町、消防署、警察署、高圧ガス防災協議会、報道機関等と緊密な連携のもと、広報活動、避難誘導等の情報伝達体制の整備強化
毒物・劇物	（毒物又は劇物を取り扱う者の行う対策） ・消防機関、警察、市町村、国等に対する通報連絡体制の整備 ・運搬事故時における応急措置に関する基準等の周知徹底 ・自主保安体制の確立
放射性物質	（放射性同位元素等取扱施設の設置者の行う対策） ・消防機関、警察、市町村、国等に対する通報連絡体制の整備 ・緊急時において放射線の量及び放射性物質による汚染の状況を測定する体制の整備 ・自主保安体制の確立

第７節　避難体制の整備

町は、消防団及び関係機関と連携し、災害発生時に住民等が安全・的確に避難行動・活動を行うために必要な体制を整備しておくとともに、指定緊急避難場所・指定避難所、避難路等の選定及び整備を行い、計画的な避難対策の推進を図る。

また、町は、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地・公有財産の有効活用を図る。

第１　避難誘導体制の整備及び誘導方法の習熟

町は、本編 第３部 第２章 第４節「避難対策の実施」に示す活動方法・内容に習熟する。

１　避難誘導計画の策定と訓練

総務課は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、避難誘導計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

避難計画の作成に当たっては、総務課と福祉課との連携の下、消防団、自主防災組織、町社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の福祉関係者と協力し、避難行動要支援者情報の共有や、避難支援者をあらかじめ明確にしておき、次の事項に留意して、避難行動要支援者等の避難支援の体制構築に努める。また、避難の長期化についても考慮し、その体制の整備にも努める。

(1) 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を行う基準、伝達方法、発令区域・タイミング
(2) 避難指示等に係る権限の代行順位
(3) 指定緊急避難場所等の名称、所在地、対象地区及び対象人口
(4) 指定緊急避難場所等への経路及び誘導方法
(5) 避難行動要支援者に配慮した避難支援体制

２　避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成

総務課は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等について、「避難情報に関するガイドラインの改定」（令和３年５月）」を参考としてマニュアル作成を行うとともに、必要に応じて見直すよう努め、気象警報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。マニュアルは、次の事項に留意し作成する。

(1) 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用し、国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。
(2) 県、気象台、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、土砂災害警戒情報等の収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にする。
(3) 土砂災害については、土砂災害警戒区域から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。
(4) 避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底する。

(5) 住民等に対し、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とする。

なお、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

３　避難誘導体制の整備

総務課は、避難指示等を行う具体的な発令基準及び伝達方法の設定に当たっては、「避難情報に関するガイドラインの改定」（令和３年５月）」を参考とする。また、避難指示等の解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等、水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定する。

土砂災害に対する住民の警戒避難体制としては、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

(1) 避難情報と警戒レベル

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を５段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

町が避難指示等を発令する場合又は福岡管区気象台が大雨注意報等該当する防災気象情報を発表する場合には、災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルを用いて提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解し、警戒レベルに対応した避難行動がわかるような避難情報の提供に努める。

町民は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても福岡管区気象台等が発表する防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的な避難を心がける。

警戒レベル	居住者がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	発令・発表者
警戒レベル５	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をする。	災害発生情報	町
警戒レベル４	・危険な場所から指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内	避難指示	町

警戒レベル	居住者がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	発令・発表者
	のより安全な部屋への移動等の緊急の避難をする。		
警戒レベル３	避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は、危険な場所から立退き避難する。その他の人は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	高齢者等避難	町
警戒レベル２	ハザードマップ等により災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	注意報（洪水、大雨、高潮）	福岡管区気象台
警戒レベル１	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	早期注意情報（警報級の可能性）※大雨に関するもの	福岡管区気象台

(2) 避難指示等の発令対象区域の設定

1) 水害

総務課及び建設課は、水害について次のような避難指示等の発令対象区域を設定しておく。

ア　洪水予報河川と水位周知河川

洪水予報河川と水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

また、避難指示等の発令対象区域については、水防法に基づき公表されている洪水浸水想定区域を参考に、区域を設定する。

イ　その他河川

その他河川については、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについて、洪水予報河川と水位周知河川と同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定する。また、避難指示等の発令対象区域については、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ地形や過去の浸水実績等の情報も活用し、それぞれの河川の特性に応じて区域を設定する。

ウ　洪水浸水想定区域

洪水浸水想定区域は、最大水深を公表しているものであるため、実際の避難指示等の発令においては、発令時の河川の状況や決壊等のおそれのある地点等を考慮する必要があることから、総務課及び建設課は、河川管理者が算定した洪水規模別、破堤地点別に浸水が想定される区域を、あらかじめ把握しておく。

エ　避難指示等の発令対象区域

避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等についてわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して指示したり、屋内での安全確保措置の区域を示して指示したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

2)　土砂災害

総務課は、土砂災害の避難指示等の発令対象区域は、危険度に応じてできるだけ絞り込んだ範囲とし、発令時には、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に避難指示等を発令することを基本とする。

また、状況に応じて、その周辺区域も含めて避難指示等を発令することを検討する。

(3) 消防団は、自主防災組織と連携し、安全な避難誘導体制を検討する。特に、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難支援マニュアルの作成等により避難誘導体制の整備に努める。

4　避難行動要支援者に対する避難誘導体制の整備

(1) 個別避難計画の作成

福祉課は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成 25 年８月）等を参考とし、避難行動要支援者の状況把握、避難支援者の登録等を積極的に行い、避難行動支援が適切に行われるよう、避難行動要支援者に関する全体計画を策定し、避難行動要支援者名簿を整備するとともに、具体的な避難方法等についての個別避難計画の作成に努める。

(2) 地域住民等の連携

福祉課は、地域住民、自主防災組織や福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有等の避難行動要支援者の避難誘導体制の整備を図る。

また、日頃から避難行動要支援者に対する避難訓練を実施するなど、避難行動要支援者に対して避難の重要性の認識を普及させ、円滑に避難を実施できる体制の構築に努める。

(3) 高齢者等避難の伝達体制整備

高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化するため、避難指示のほか、高齢者等避難（一般住民に対して避難の準備を呼びかけるとともに、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかけるもの）の伝達体制整備に努める。

5　広域避難体制の整備

総務課は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の移送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結に努める。

また、具体的な避難・受入方法を含めた計画を定め、関係者間で適切な役割分担を行ったうえで広域避難を実施するよう努める。

総務課は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第２　避難路、指定緊急避難場所・指定避難所の選定・指定

町長は、①洪水、②崖崩れ、土石流、③一時的に大量の降雨が生じた場合において、被害を受けるおそれがある住民全員が避難することができる安全な避難路、指定緊急避難場所、指定避難所を選定、指定及び整備し、住民に周知する。

１　避難路の選定

選定に当たっては、危険区域及び危険箇所を通過する経路はつとめて避け、車両通行可能な程度の広い道路を選ぶなど、下記の事項に配慮して選定する。

・沿道に耐火建築物が多いこと
・落下物・転倒物等による危険又は避難障害のおそれが少ないこと
・避難地等の周辺では出来るだけ進入避難路を多くとること
・自動車の交通量が比較的少ないこと
・危険物施設等による火災や爆発などの危険性が少ないこと
・耐震性貯水槽等の防火水槽及び自然水利の確保が比較的容易であること
・浸水により通行不能になるおそれがないこと
・通行障害発生時の代替道路があること

２　避難路の整備

建設課は、総務課と連携し、地域住民や通勤者、観光客等の安全な避難を確保するため、主要幹線道路及び生活関連道路等について、避難路の整備を推進する。

■避難路の整備項目

○　広い幅員を確保し、歩道の整備に努める。 ○　避難路上の危険な重量塀・ブロック塀の倒壊、看板等の落下物の除去等について周知し、避難路沿道の安全化に努める。 ○　避難誘導標識、誘導灯、誘導索の設置を検討する。

３　指定緊急避難場所、指定避難所の指定

(1) 指定緊急避難場所の指定

総務課は、都市公園、都市農地、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、その管理者等の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所をあらかじめ指定し、公示するとともに、住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること、及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

指定緊急避難場所の管理者は、当該避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により、当該避難場所の現状に避難者の滞在の用に供する部分の総面積の十分の一以上の増減を伴う変更を行う場合は、町長に対し、当該変更の内容を記載した届出書を提出する。

(2) 指定避難所の指定

総務課は、想定される災害の状況、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公共施設その他の施設を、避難者が避難生活を送るために必要十分な施設を指定避難所としてあらかじめ指定する。

また、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。

災害時は指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

学校を指定避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮し、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

学校における指定避難所運営に関しては、町及び県の防災部局と教育関係部局が連携し、適切な協力体制の構築に努める。併せて、指定避難所として指定されている学校の災害時の安全性確保のための方策を検討する。

(3) 福祉避難所の指定・管理

総務課及び福祉課は、社会福祉協議会と連携し、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がいのある人等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。

なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設は、要配慮者の円滑な利用を確保するための対策がなされており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるもの等を指定する。

また、福祉避難所について、受入れ対象者を特定して公示するものとし、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

(4) 指定緊急避難場所と指定避難所の違いの周知徹底

総務課は、避難所の整備に当たり、一定期間の避難生活を送る場所として整備された指定避難所を、一時的、緊急に避難する指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

第３　指定緊急避難場所・指定避難所の機能の整備

１　連絡手段の整備

総務課は、災害対策本部と指定緊急避難場所・指定避難所との間の連絡手段を確保するため、衛星通信等の通信機器等の整備に努める。

２　指定緊急避難場所の設備等の整備

指定緊急避難場所においては、非常用照明施設、非常用電源、衛星通信等の通信機器、テレビ、ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備、施設の耐震性等の安全性の確保に努める。県は、これらについて適宜助言するよう努める。

３　指定避難所の設備等の整備

(1) 施設・設備の整備

1)　総務課は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用照明施設、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、電気通信事業者との連携による災害時公衆電話の事前設置等のほか、暑さ・寒さ対策としての空調、洋式トイレ等要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、防災行政無線、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備に努める。

2)　町及び県は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難

所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。

(2) 物資等の備蓄

総務課は、指定避難所又はその近傍での備蓄施設の確保や、指定避難所ごとに避難者数を想定し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーティション、炊きだし用具、毛布のほか、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等を備蓄するよう努める。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

４　指定緊急避難場所・指定避難所の管理・運営体制整備

避難所等の運営・管理に当たっては、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針」（内閣府　平成 28 年４月改定）を参考にしながら、避難所における生活環境のより一層の向上を図るため、必要に応じ、町、各避難所運営者は、専門家等との定期的な情報交換に努める。

なお、町（総務課及び関係各課）は、次の運営・管理体制を構築しておく。

(1)避難所の管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、開錠･開設を自主防災組織で担う等、地域住民等関係者・団体との協力体制等を整備する。

(2) 運営に必要な事項について、「避難所運営ガイドライン」平成 28 年４月等を参考にしながら、あらかじめ避難所運営マニュアル等を作成しておく。

(3)住民等に対し、住民参加による避難所開設・運営訓練等を通じて避難所の自主的な運営管理に必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮する。なお、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

(4) 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

(5) 指定避難所については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査して、定期的に避難所としての適性について当該施設の管理者等と検討を行い、避難機能の整備充実に努める。

(6)「災害時健康管理支援マニュアル」等に基づき、指定避難所における妊産婦、新生児や乳幼児、難病患者、介護が必要な高齢者など、特にきめ細かな支援が必要な要配慮者への健康管理支援に配慮する。

(7) 指定避難所の運営に女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮できるよう、事前に運営体制を検討しておく。

(8) 災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者の中から性暴力・ＤＶの被害者も加害者も出さないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

(9) 「福岡県災害時ペット救護マニュアル」を参考に、ペット同行避難について町防災計画及び避難所運営マニュアルに反映する。

(10)新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、指定避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。感染症患者が発生した場合の対応や感染者等の避難方法を含め、県が作成した「避難所運営マニュアル作成指針」（令和３年３月改定）等を参考にしながら、避難所設営初動マニュアル等を作成し、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、円滑な避難所運営のための体制の構築に努めるとともに、必要な場合には、旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

(11)指定緊急避難場所や指定避難所等に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わら

ず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

第４　指定避難所、避難路等の住民への周知

総務課は、災害時に的確な避難が行われるよう、地域住民に対し、広報紙への掲載、防災マップ等の配布、誘導標識の設置、避難訓練等を通じて、避難路、指定避難所等の周知に努める。なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

■住民への周知内容

○　防災マップの作成、配布による周知
○　指定緊急避難場所等を指定した際の公示
○　広報紙、インターネットによる周知
○　案内板等の設置による周知
　・　誘導標識
　・　指定緊急避難場所・指定避難所案内図
　・　指定緊急避難場所・指定避難所表示板
○　防災訓練による周知
○　防災啓発パンフレットの作成、配布による周知
○　避難計画に基づく避難地図（洪水ハザードマップ等）の作成、配付による周知
○　自主防災組織等を通じた周知

第５　多様な避難状況の把握

１　車中泊・テント泊等の避難状況の把握

(1) 総務課は、指定避難所以外の避難実態を把握することができるよう福岡県避難所運営マニュアル作成指針に基づき、避難所運営マニュアルを作成するとともに、指定避難所以外の避難実態を把握する。

(2) 総務課は、避難所運営マニュアルに基づき、指定避難所以外の避難者を支援する。

２　避難者の把握等についての避難所運営訓練の実施

総務課は、自主防災組織、自治会等の地域住民を対象に、ＮＰＯ等の関係団体と連携した避難所運営訓練を実施し、多様な避難者の状況把握の方法について習熟するよう努める。

第６　学校、病院等における避難計画

学校、社会福祉施設、病院等の施設管理者は、消防法に基づき作成する消防計画等に、以下の事項に留意した避難に関する計画を作成するなど、避難対策の万全を図る。

１　学校等の避難計画

学校等においては、多数の生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項等に留意して学校等の実態に即した適切な避難対策を図る。

(1) 避難実施責任者、避難誘導責任者及び補助者の指定

(2) 避難場所の選定、収容施設の確保

(3) 避難誘導の要領

1)　避難者の優先順位

2)　避難場所、経路及びその指示伝達方法
3)　避難者の確認方法
(4) 生徒等の保護者への連絡及び引渡方法（定まっていない場合、教育課は定めるように促す。）
(5) 防災情報の入手方法
(6) 教育課は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と町・施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

２　社会福祉施設等における避難計画

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮するとともに、避難対象者の活動能力等についても十分配慮し、施設等の実態に即した適切な避難対策を図る。

また、避難対象者の活動能力により、被災地周辺の施設だけでは避難所が足りないことも想定されることから、大規模災害に伴う施設の転所等について、関係団体等と協議しながら県内施設間の協力体制を整備するとともに、県域を越える広域避難が必要な場合も想定し、県外施設との連携に努める。

第７　救出救助体制の整備

救出救助活動は、関係機関のみならず、地域ぐるみの活動が重要である。総務課及び消防団は、消防本部と連携し、自主防災組織や消防団等の救出救助体制の整備を推進する。

１　自主防災組織等の活動能力の向上

現在、各自主防災組織に対し、救出用資機材等を備えた倉庫を設置しているが、訓練等を通じて、これら資機材を活用した救出救助方法の習熟や体制整備の支援を行う。

また、ジャッキ、クレーン等の資機材を保有する建設業事業者団体等と協定を締結するなど連携を図る。

２　消防団の活動能力の向上

消防団への教育指導を推進し、災害時の救助活動能力の向上に努めるとともに、地域の自主防災活動の指導者的役割を果たせるよう、教育訓練を推進する。

第８節　交通・輸送体制の整備

物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、輸送路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となる。このため、町及び関係機関はあらかじめ緊急輸送路、輸送体制について定めておく。

第１　緊急通行車両等の事前届出

総務課及び管財課は、災害時に使用する町有車両等について、知事及び県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認事務についての手続きを定めておく。

なお、緊急通行の交通需要を事前に把握するとともに、災害時における確認事務処理を省力化、効率化するため行う事前届出は、県公安委員会・直方警察署に対して行う。

また、事前届出済証を適正に保管するとともに事前届出済証の交付を受けた車両に廃車、配置換え等の変更が生じた場合は、速やかに事前届出済証の返還、変更の申請を行う。

第２　緊急輸送体制の整備

１　輸送車両等の確保

管財課は、物資等や被災者の緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定の締結等により、輸送体制の整備に努める。なお、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意する。

また、物資供給協定等においても、輸送を考慮した協定締結に努める。

福祉課は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

２　緊急輸送路の確保・啓開体制の整備

建設課は、総務課と連携し、災害時の緊急輸送路を速やかに確保できるように、あらかじめ関係機関等と必要な体制の整備を推進する。

なお、応急復旧等を迅速に行うため、あらかじめ応急復旧計画を立案するよう取り組むとともに、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入れ体制を整備する。

(1) 緊急輸送道路の設定

建設課は、県が指定する緊急輸送道路ネットワークを踏まえ、他の道路管理者と連携を図り、災害発生後の避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧等応急対策活動を実施するため、緊急輸送路（予定路線・区間）を設定し、緊急輸送路ネットワークを形成する。

(2) 緊急輸送道路の確保及び整備

建設課は、他の道路管理者と連携を図り、緊急輸送道路の確保のため、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保について建設事業者団体等と協議のうえ、協定等の締結に努める。

また、道路啓開等を迅速に行うため、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するよう努めるとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

(3) 緊急輸送路の周知

災害発生時において、災害応急対策等に必要な人員、物資等の緊急輸送等を確保するために

交通規制が実施された場合、町民に対し、広報紙等により自家用車両使用の自粛、「車両を左側に停止させる、避難のために車を利用しない」といった、運転者の義務等についての周知・啓発を図る。

３　円滑な輸送のための環境整備

管財課は、総務課と連携し、災害時の物資輸送を円滑に実施するため、運送業者や燃料業者等と協定を締結するなど、災害時の車両、燃料の調達体制を整備する。

４　輸送施設・輸送拠点の整備

総務課は、緊急輸送道路ネットワーク計画を踏まえ、災害時の物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ適切な輸送施設及び広域物資輸送拠点（県）・地域内輸送拠点（町）について指定・点検する。

教育課は、総務課と連携し、物資集配拠点について、保管場所、輸送車両の進入ルート、駐車場所など使用方法についてあらかじめ検討する。

５　協定締結事業者への周知

総務課は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、緊急通行車両等確認証明書及び確認標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両等確認証明書及び確認標章を円滑に交付されること旨、民間事業者等に対して周知し、自らも事前届出を積極的に行い、普及を図る。

■資料編２-13「町有車両」参照

第９節　帰宅困難者支援体制の整備

町は、災害時における帰宅困難者を支援するため、帰宅困難者への適切な情報提供、一時的な避難所の提供、企業や学校等における対策の啓発等について検討し、関係機関等と連携して各種施策の推進を図る。

第１　帰宅困難者の定義

「通勤・通学・買い物等の目的で周辺地域から流入・滞在している者のうち、災害の発生により交通機関の運行が停止した場合に徒歩での帰宅が困難になる者」を帰宅困難者とする。

第２　帰宅困難者対策の実施

１　基本原則の周知

町は、大規模災害発生直後においては、救助・救急、消火及び緊急輸送等の応急活動を迅速に行う必要があることから、帰宅困難者の発生を抑制するため「むやみに移動を開始しない」という基本原則について、平常時から積極的に広報し、住民、企業、学校等、関係団体等への周知を図る。

２　災害時の情報収集伝達体制の構築

企画調整課は、公共交通機関の運行・復旧状況や道路の規制等の状況、徒歩帰宅者支援ステーションの設置状況等を、庁舎や交番等における張り紙、放送機関からの放送等により、迅速に提供できる体制の整備に努める。

３　帰宅困難者の家族等の安否確認の支援

総務課は、帰宅困難者とその家族間において安否確認が取り合えるように、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」及び、福岡県防災公衆無線ＬＡＮ「福岡防災フリーＷｉ－Ｆｉ」をはじめとする公衆無線ＬＡＮを利用したインターネットによる安否確認の支援や、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル（171）等の複数の安否確認手段など、家族間であらかじめ確認手段を決めておく必要性について周知を図る。

４　一時滞在施設の提供

町が所管する施設において、帰宅可能になるまで待機する場所がない出張者、観光客等の帰宅困難者を対象とした一時的収容の可能性を検討する。

また、総務課は、帰宅困難者の一時滞在に協力する事業所等との協定締結を推進し、一時滞在施設を確保するとともに、協力事業所における一時滞在に必要な支援を実施するよう努める。

５　徒歩帰宅者に対する支援

町は、企業等との協定締結により、徒歩帰宅者支援ステーションの設置を推進し、情報提供や水道水の供給及びトイレの利用等の支援を行う。

６　事業所、通勤者等への啓発及び対策の推進

総務課は、事業所や通勤者等に対し、むやみに移動を開始しないこと、従業員等が一時滞在することを想定した備蓄、家族等の安否確認手段の確認、やむなく徒歩帰宅する場合に備えた歩きやすい靴や携帯ラジオ、地図等の準備について、インターネット、広報紙、リーフレットの配布、帰宅困難者対策訓練等を通じ、啓発に努め、実施を推進する。

７　観光客対策

企画調整課は、国内遠隔地や外国からの観光客の一時滞在施設の確保や輸送対策等の体制作りに努める。

第３　災害発生時に自宅外にいる者の心得の普及

総務課は、自宅外にいる者の下記の心得の普及を図る。

１　むやみに移動を開始しない

帰宅困難者の路上等への滞留による混乱を回避するため、帰宅できない状況になってもむやみに移動を開始せず、まずは、通勤・通学先や、一時滞在が可能な場所に身を寄せることを基本に行動する。

２　まず安否確認をする

電話や電子メール・携帯メールのほか、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」や災害用伝言ダイヤル１７１等の安否確認サービスを活用し、家族や職場と連絡を取り、冷静に行動できるよう気持ちを落ち着かせる。

３　正確な情報により冷静に行動する

公共機関等が提供する正確な情報を入手し、状況に応じて、どのような行動（帰宅、一時移動、待機等）が安全なのか自ら冷静に判断する。

第４　事業所、町民等の役割

帰宅困難者になる可能性がある通勤・通学者等は、平常時からの備えに努め、発災時には冷静に行動する。

事業所は、発災時にはその責任において、交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等を施設内に留め置くことを基本に扱いを検討し、発災直後の一斉帰宅行動を抑制する。

第 10 節　医療救護体制の整備

大規模な災害発生時には、局地的又は広域的に多数の負傷者が発生することが想定され、かつ即応体制が要求されるため、健康増進課、福祉課、病院事務局は、嘉穂・鞍手保健環境事務所等と連携し、必要な体制の整備を推進する。

また、災害時に医薬品等が大量に必要になることから、医薬品等の確保・供給体制の整備を検討する。

第１　医療救護体制の整備

１　実施体制

(1) 被災者に対する医療救護は、町が行う。なお、町のみで実施困難なときは県に対して医療救護班の派遣を要請し、隣接する市町村、県その他の医療機関の応援により行う。

(2) 災害救助法が適用されたときは、県及び県の委任に基づき日本赤十字社福岡県支部が実施する。

２　初期医療体制の整備

健康増進課は、災害発生後の電話、道路交通等の混雑、不通により、救急医療体制が十分に機能しない事態に対処するため、次により初期医療体制の確立を推進する。

(1) 救護所の設置箇所を定め、住民に周知を図る。

(2) 救護所等に医療救護用の資機材を備蓄する。

(3) 医療機関の協力により、医療救護班を編成する。

(4) 医療救護班の派遣要請の方法、重症者の搬出方法等を定める。

(5) 応急手当等の家庭看護の普及を図る。

３　医療救護所の指定

(1) 健康増進課は、地区医療機関の協力を得て、あらかじめ初期医療救護に相当する応急処置等を行うための「医療救護所」を指定する。また重症患者等の処置及び収容を行う病院をあらかじめ指定しておく。

(2) 健康増進課は、障がい者等の要配慮者が避難する福祉避難所、あるいは福祉施設において、医療救護の支援が必要となるときは、地域災害医療情報センターに医療救護班の派遣を要請することとし、要請と受入れに係る計画を事前に策定しておく。

(3) 健康増進課は、日頃から医療救護所の設置される場所について、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所と情報の共有を図る。

４　医療救護班の編成

(1) 健康増進課は、直方鞍手区医師会等と協議調整し、災害時における医療救護活動に関する協定締結をするなどして、あらかじめ救護班を編成する。

医療救護班の構成は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、事務職員、運転手等を含むものとし、班の人数については災害の規模により適宜定める。

町独自で医療救護班編成が困難な場合は、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所の協力のもと、広域圏で編成する。

(2) 町で編成された医療救護班については、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所へ報告する。変更した場合も同様とする。

第２　医療救護体制に係る連携強化

１　情報収集・連絡体制の整備

健康増進課は、発災時における救助・救急・医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段を確保するとともに、その多様化に努める。

２　保健福祉環境事務所等との連携強化

災害時は、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所が地域災害医療情報センターとして機能し、応急医療のネットワーク化が図られる。そのために必要な事項について、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所等と連絡調整を図る。

３　地域医療関係機関との連携体制

健康増進課は、直方鞍手医師会等と活動体制や内容について事前に協議しておくとともに、必要に応じ協定を締結しておく。

４　災害拠点病院等との連携強化

災害拠点病院等は地域のサブセンターとして機能し、応急医療が実施される。そのため健康増進課は、災害時に町内の医療施設で対応できない場合、災害拠点病院との密接な連携体制の構築により後方医療体制の充実を図るとともに、災害時の通信手段等の確保を図る。

第３　負傷者の医療機関への搬送体制

健康増進課は、災害時における負傷者の搬送、救護スタッフの搬送及び医薬品等医療用物資の搬送について、消防本部、消防団、県及び医療関係機関・団体と連携した搬送体制を整備する。

また、消防本部は、患者の搬送途上において高度な応急処置を行うことができる救急救命士の計画的な養成を推進し、救急救命士の有効活用を図る。

さらに、ヘリコプターによる搬送も有効であるため、総務課は関係機関と連絡を密にし、県防災ヘリコプター及び関係機関所有のヘリコプターによる搬送体制を確保しておく。

第４　医薬品・医療資機材の備蓄・供給体制

１　医薬品、衛生材料、医療用品及び医療器具の整備

(1) 健康増進課は、応急医療活動に必要な医薬品・医療資機材を確保するため、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所等と連携し、災害時の調達手段を講じておく。

(2) 健康増進課は、災害時における医療救護活動の実施に備え、平常時から町内の医療機関、指定避難所として指定している施設等に医薬品、医療資機材等の備蓄を推進する。

(3) 健康増進課は、福岡県薬剤師会と発災時の医薬品供給に関する協定を締結する等により、医療救護所で使用する医薬品等の確保に努める。

２　薬剤師の確保

健康増進課は、医療救護所で医薬品の管理等を行う薬剤師の派遣について、福岡県医師会や福岡県薬剤師会とあらかじめ協議しておく。

第５　福祉支援体制の整備

大規模な災害時においては、福祉施設等に甚大な被害が生じ、また、長期間の避難生活が想定されることから、避難所等の高齢者、障がい者、乳幼児等の福祉の支援を必要とする者に対する支援体制を十分に確保できないことが想定される。

このため福祉課は、福岡県災害福祉広域支援ネットワーク協議会（県、県内市町村、福岡県社会福祉協議会、福祉関係団体等により構成）を基盤とする広域的な福祉支援ネットワークと連携して、避難所の高齢者、障がい者、乳幼児等に対して支援を行うための福祉・介護の専門職から構成される福岡県災害派遣福祉チーム（以下「災害派遣福祉チーム」という。）の派遣受入れ体制の整備に努める。

１　災害派遣福祉チームの体制における役割（平時）

(1) 町の地域防災計画などにおいて災害派遣福祉チームの役割を規定し、指定避難所の運営体制等を整備する。

(2) 災害派遣福祉チームの役割を念頭において、訓練等を実施する。

２　災害派遣福祉チームの体制における役割（災害時）

指定避難所等において災害派遣福祉チームと連携し、被災者支援を実施する。

３　災害派遣福祉チームの体制の整備に関する研修等の実施

町は、福岡県災害福祉ネットワーク協議会と連携して、発災時に指定避難所等において災害派遣福祉チームが円滑に活動できるよう、防災訓練等への参画を行う。

第 11 節　要配慮者等安全確保対策

町は、要配慮者及び避難行動要支援者（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児・児童、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等）（以下「要配慮者等」という。）の安全を確保するため、平常時から、要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、児童委員、障がい者団体等の福祉関係者、近隣住民、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力・参画により、要配慮者等を支援する体制づくりを推進する。

第１　基本的事項

１　地域防災計画・全体計画の策定

福祉課は、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するため、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和３年５月改訂内閣府、以下「取組指針」という。）等を参考に、地域防災計画に避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方や避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲等の事項を定める。

２　避難行動要支援者名簿の作成・利用・提供

(1) 名簿の作成・更新

福祉課及び総務課は、地域防災計画に基づき、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに役場庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう名簿情報の適切な管理に努める。

■避難行動要支援者名簿に記載する事項

○　氏名　　○　生年月日　　○　性別　　○　住所又は居所
○　電話番号その他の連絡先　　○　避難の支援を必要とする事由
○　その他避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(2) 名簿の利用・提供

1)　町長は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報を内部で利用することができる。

2)　町長は、避難支援等に携わる関係者として地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あるいは町の条例の定めによりあらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

３　個別避難計画の作成・利用・提供

福祉課は、町地域防災計画に基づき、総務課や福祉課など関係部局の連携の下、直方鞍手医師会、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の作成に努める。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

(1) 個別避難計画の記載または記録事**項**

○　氏名　　○　生年月日　　○　性別　　○　住所又は居所
○　電話番号その他の連絡先　　○　避難の支援を必要とする事由
○　避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者（以下「避難支援等実施者」という。）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
○　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
○　その他避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(2) 個別避難計画情報の利用・提供

1)　個別避難計画情報の利用

町長は、避難支援等の実施に必要な限度で、個別避難計画に記載し、又は記録された情報を、内部で利用することができる。

2)　個別避難計画情報の提供

ア　町長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供する。

イ　町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(3) 地区防災計画との整合性

福祉課は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

4　避難行動要支援者支援体制の整備

福祉課及び総務課は、一人暮らしの高齢者、寝たきり高齢者、障がいのある人、難病患者等の避難行動要支援者の分布を把握し、地域住民や自主防災組織、事業所の組織等の育成･指導を通じ、平常時における防災知識の普及啓発、災害時における避難指示等の情報伝達、安否確認、救助活動、避難誘導を行うなど、行政と地域社会が連携して、避難行動要支援者の避難を支援する体制づくりを推進する。

なお、体制づくりに当たっては、地域における生活者の多様な視点を反映させるため、要配慮者等やその家族、女性の積極的な参加が得られるよう努める。

5　防災設備等の整備

福祉課及び総務課は、一人暮らしの高齢者、寝たきり高齢者、障がい者等の安全を確保するため、避難行動要支援者に対する緊急通報システムの充実、強化に努める。

また、聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための緊急速報メールや一斉ＦＡＸ送信等文字情報の提供システムの構築に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火

装置及び火災報知器等の設置を推進する。

６　防災基盤の整備

建設課及び総務課は、避難行動要支援者自身の災害対応能力、及び在宅の要配慮者等の分布を考慮し、避難地及び避難路等の防災基盤の整備を図る。

第２　社会福祉施設等の対策

１　組織体制の整備

福祉課及び総務課は、社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者に対して、避難行動要支援者の安全確保のための組織・体制の整備を促進する。また、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じ、それらの防災組織と社会福祉施設等との連携を図り、要配慮者等の安全確保に関する協力体制を整備する。

さらに、災害発生時における社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互間の協力体制の整備に努める。

２　防災設備等の整備

福祉課及び総務課は、社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者を指導、支援し、災害時の要配慮者等の安全確保のための防災設備等の整備や、施設機能維持のための備蓄（水、電力、医薬品、非常用電源等）の推進、避難等の防災訓練の計画的な実施を促進するとともに、要配慮者等自身の災害対応能力を考慮し、消防機関等への緊急通報、避難誘導等のための防災設備及び体制の整備を行う。

社会福祉施設、介護老人保健施設および病院等の管理者は、施設の立地や構造等に留意し、建物の耐震化など施設自体の安全確保に努めるとともに、災害後の施設入所者の生活維持のための物資及び防災資機材等を整備する。

また、災害発生に備え、要配慮者等自身の災害対応能力を考慮し、消防機関等への緊急通報、避難誘導等のための防災設備及び体制の整備を行う。

さらに、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

３　防災基盤の整備

建設課及び総務課は、避難行動要支援者自身の災害対応能力、及び社会福祉施設等の立地を考慮し、避難地及び避難路等の防災基盤の整備を図る。

４　浸水想定区域内の要配慮者等利用施設の指定

総務課は、町地域防災計画において、浸水想定区域内要配慮者等が利用者する施設で当該施設の利用者が洪水時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地について定める。

また、「水防法」に基づく浸水想定区域内又は「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設は、本計画に名称及び所在地が定められた施設の管理者等が実施する避難確保計画の作成を義務化し、計画作成を支援する。

第３　幼稚園・保育所・学校等対策

教育課及び福祉課は、幼稚園・保育所、学校等の管理責任者に対し、災害時における幼児、児童の安全確保の方法、保護者等との連絡体制等の整備や避難訓練等の実施について要請する。

また、幼稚園・保育所・学校等が保護者との間で、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。

第４　外国人等への支援対策

１　外国人の支援対策

(1) 外国人に対する防災知識の普及対策

地域内で生活する外国人の災害時の安全確保を図るため、総務課は、広報媒体での外国語による防災啓発記事の掲載や、英語を始めとする外国語の防災パンフレット等による防災知識の普及に努めるとともに、災害時の避難場所等の情報提供体制の整備を図る。

また、建設課は、避難場所標識や避難場所案内板及び洪水関連標識等の多言語化やマークの共通化（ＪＩＳで規定された避難場所等に関する災害種別図記号の使用等）に努める。

(2) 通訳・翻訳ボランティアの確保

総務課は、県と連携し、災害時に外国人に対して適切な情報提供を行うため、通訳・翻訳ボランティア等の確保に努める。

また、県、(公財) 福岡県国際交流センター（以下「国際交流センター」という。）及びＦＭ放送局等と協力して、地域内で生活する外国人に対する災害時の情報提供体制の整備を推進する。

(3) 災害時外国人支援情報コーディネーターの育成

総務課は、行政等から提供される災害情報や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人避難者のニーズとのマッチングを行う、災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に係る国の取組みに協力する。

２　旅行者への支援対策

企画調整課は、災害発生時における旅行者への迅速な被害状況の把握と、その状況に応じた適切な避難場所や経路等の情報伝達を確実に行うことができるよう、ホテル、旅館等の宿泊施設の管理者や関係団体との情報連絡体制をあらかじめ整備する。

また、ホテル・旅館等の施設管理者は、町等と連携し、災害の状況に応じた避難場所、経路を事前に確認し、災害時の情報伝達に備える。

第５　新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の避難の確保

嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、町との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。

福祉課は、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

第６　避難行動要支援者等への防災教育・訓練等の実施

総務課は、避難行動要支援者及びその家族に対し、パンフレット、ちらし等を配布するとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎的な知識や福祉避難所の位置等の理解を高めるよう取り組む。

また、避難が必要な際に避難行動要支援者に避難を拒否されることで避難実施に時間を要し、避難を誘導・援護する地域住民、自主防災組織、福祉事業者や消防団の避難の遅れを極力防ぐため、日頃から避難行動要支援者に対する避難訓練を実施するなど、避難行動要支援者に対して避難の重要性の認識を普及させ、円滑に避難を実施できる体制の構築を図る。

第 12 節　災害ボランティア活動環境等の整備

被災者の多様なニーズにきめ細やかに対応するためには、ボランティアの参加・協力が不可欠であることから、町は、社会福祉協議会と連携し、地域団体、ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成に努めるとともに、災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう、その自主性を尊重しつつ、受入れ体制の整備等、ボランティアの活動環境の整備を図る。

第１　ボランティア活動の普及・啓発

総務課及び教育課は、町民、事業所等に対し、ボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてボランティア活動の普及に努める。

■災害ボランティア活動体制の整備

生活支援に関するボランティア	専門的な知識を要するボランティア
○　被災者家屋等の清掃活動 ○　現地災害ボランティアセンター運営の補助 ○　避難所運営の補助 ○　炊き出し、食料等の配布 ○　救援物資等の仕分け、輸送 ○　高齢者、障がいのある人等の介護補助 ○　被災者の話し相手、励まし ○　被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去 ○　その他被災地での軽作業（危険を伴わないもの）	○　救護所等での医療、看護 ○　被災宅地の応急危険度判定 ○　外国人のための通訳 ○　被災者へのメンタルヘルスケア ○　高齢者、障がいのある人等への介護・支援 ○　アマチュア無線等を利用した情報通信事務 ○　公共土木施設の調査等 ○　その他専門的な技術・知識が必要な業務

第２　災害ボランティアの受入れ体制及び活動環境の整備

１　福岡県災害ボランティア連絡会、社会福祉協議会の役割

福岡県災害ボランティア連絡会は、災害時におけるボランティアの支援活動を、効果的に実施することを目的とした団体である。また、社会福祉協議会は、厚生労働省防災業務計画において、災害時はボランティア活動の第一線の拠点として、被災者ニーズの把握や具体的活動内容の指示、必要な物資の提供等を行うこととされている。

災害の発生時のボランティアの受入れは、福岡県災害ボランティア連絡会及び社会福祉協議会が中心となって、県レベル、市町村レベルの２段階の災害ボランティア本部が立ち上げられるよう、平常時から行政、関係団体等と連携した活動環境の準備、取組を行う。

また、災害ボランティア活動支援体制に関する定期的な検討、情報交換等を行う場として、行政機関、日本赤十字社福岡県支部、ＮＰＯ・ボランティア等とのネットワークを構築する。

２　町の役割

総務課は、災害ボランティアの活動環境として、社会福祉協議会、ＮＰＯ・ボランティア等と連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

また、町防災計画において、災害ボランティアの受入れに関する実施計画、災害ボランティア

の受入体制の整備等（災害時における現地災害ボランティア本部（現地受入窓口）や連絡体制）を定めるとともに、必要に応じ、本部運営マニュアルを作成するなど、災害ボランティアの円滑な受入れに努める。

さらに、社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。また、健康増進課は、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努める。

３　日本赤十字社福岡県支部の役割

日本赤十字社福岡県支部は、活動拠点の運営など、災害ボランティア活動の支援に努める。

第３　ボランティアリーダー・コーディネーター等の育成・支援

社会福祉協議会は、厚生労働省防災業務計画において、災害時はボランティア活動の第一線の拠点として、被災者ニーズの把握や具体的活動内容の指示、必要な物資の提供等を行うこととされている。

一般ボランティアのコーディネートは、社会福祉協議会及びＮＰＯ等関係機関が中心となって、町レベル、県レベルの２段階に、速やかに災害ボランティアセンターが立ち上げられるよう、平常時から行政、関係機関等の協力も得ながら準備、取組を行う。

総務課は、社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるため、研修会や講習会を通じて、それぞれの地域におけるボランティアリーダー及びコーディネーターの育成・支援を推進する。

■災害ボランティアリーダー等の育成・支援活動

県	○　災害ボランティアに関する知識の普及啓発 ○　災害時における県民の積極的な参加・協力の呼びかけ ○　災害ボランティアリーダー等の育成・支援 ▽　講習会、防災訓練等の実施によるボランティア意識の醸成、災害ボランティアに関する知識の普及啓発 ▽　防災士等との連携体制の構築 ○　専門的な知識・技術を必要とする災害ボランティアの把握 ○　ボランティア保険の普及啓発
町	○　町社会福祉協議会との連携による育成・支援活動 ▽　講習会、防災訓練等の実施による「地区災害ボランティアリーダー」等の育成・支援
町社会福祉協議会	○　災害ボランティアリーダー等の育成 ○　災害ボランティア活動マニュアルの作成 ○　ボランティア保険の普及啓発
日本赤十字社福岡県支部	○　講習会の開催 ○　講師の派遣 ○　災害時ボランティア活動マニュアルの作成

第 13 節　災害備蓄物資等の整備・供給

第１　共通方針

１　町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、非常用電源、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・供給・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための備蓄基本計画の作成に努める。

２　町は、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努め、大規模な災害発生のおそれがある場合には、事前に備蓄状況を確認し、速やかに備蓄物資の提供が行われるよう準備に努める。

３　大規模な災害の発生に備え備蓄は、物資の性格に応じ、集中備蓄、又は指定緊急避難場所の位置を勘案した地域完結型の分散備蓄を行う。

４　備蓄拠点の設置場所は、洪水、土砂災害等の危険区域を避けるなど、その安全性に十分配慮する。

５　平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

６　交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、在住外国人、訪日外国人に対しても物資等が供給されるよう努める。

７　被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、指定避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、多様な性のニーズに配慮する。

８　町は、本編 第３部 第２章 第 10 節「飲料水の供給」、第 11 節「食料の供給」、第 12 節「生活必需品等の供給」に示す活動方法・内容に習熟する。

第２　給水体制の整備

上下水道課は、災害時は停電等による浄水施設等の停止により、水道水の汚染や断水が予想されるため、平常時から被災時の応急飲料水の確保や復旧のための体制づくりを進める。

１　給水用資機材の確保

水道事業者と連携し、必要な給水容器類及び応急給水用の給配水管等を準備しておくとともに、給水容器の借上や輸送等について、関係機関との間に災害時における協定を締結し、飲料水等の確保を図る。

２　危機管理体制の整備

水道事業者と連携し、被災時における水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段、相互応援体制及び応急給水活動体制等の整備に努める。

３　水道施設の応急復旧体制の整備

水道施設を速やかに復旧して飲料水の確保を図るため、復旧に要する業者等との間において災害時における協定を締結するなど応急復旧体制の整備を図る。

４　災害時への備えに関する啓発・広報

水道事業者と連携し、災害に備えた対策や災害時の対策の諸活動について、町民、事業所等に対して、広報紙、防災パンフレット等により、周知・広報しておくとともに、平常時から３日分（3 ﾘｯﾄﾙ／人・日）以上の飲料水の備蓄や飲料水以外の生活用水の確保のための啓発や情報の提供を行う。

第３　食料供給体制の整備

総務課､企画調整課及び管財課は､災害により日常の食事に支障を生じた者等に対する炊き出し､その他による食料の供給体制を整備する。

この場合、災害により混乱・途絶していた市場流通がある程度回復するまでの間の食料を、平常時からの備蓄及び業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備しておく。

１　食料の備蓄

(1) 給食用施設・資機材の耐震化と整備

避難所となる小・中学校等の給食用施設を有効に活用できるよう、給食施設の耐震化を図るとともに、野外炊飯に備えて炊飯器具を指定避難所等の備蓄施設に確保することを検討する。

(2) 食料の備蓄

食料の備蓄にあたり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は指定緊急避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう取り組む。

なお、この場合、食料の供給途絶が生命に係わる可能性のある高齢者、乳幼児及びアレルギー体質者等食事療法を要する者等に特に配慮する。

(3) 町民・事業所の備蓄推進

町民は、大規模地震発生直後は、行政等からの支援が困難になる可能性があることから、３日分相当の食料の備蓄に努める。また、事業所内においても最低３日間は従業員が待機できるように、その分の水や食料などを出来るだけ企業備蓄し、従業員に無理な帰宅指示を出すことがないように努める。

２　災害時民間協力体制の整備

食料関係業者（弁当等）及び農業団体との災害時の協力協定の締結を推進する。この場合、協定内容は原則として、食料の確保のほか、配送要員及び車両の確保も民間において行う内容とする。

また、指定避難所等へのＬＰガス及びガス器具の供給、被害を受けた学校給食施設等の応急復旧、炊飯施設の仮設等について、（社）福岡県ＬＰガス協会やガス事業者との間で協力体制を整備する。

第４　生活必需品等の供給体制の整備

生活上必要な被服、寝具その他の日常用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し給付又は貸与するため、総務課、企画調整課及び福祉課は、市場流通がある程度回復するまでの間の物資を､平常時からの備蓄及び業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備しておく。

１　生活物資の備蓄

(1) 町の備蓄推進

生活必需品の備蓄にあたり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は指定緊急避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう取り組む。

なお、この場合、生活物資の不足による影響が特に懸念される要配慮者等に特に配慮する。

(2) 町民・事業所の備蓄推進

町民は、大規模地震発生直後は、行政等からの支援が困難になる可能性があることから、３日分相当の生活必需品等の備蓄に努める。また、事業所内においても最低３日間は従業員が待機できるように、その分の水や食料などを出来るだけ企業備蓄し、従業員に無理な帰宅指示を出すことがないように努める。

２　災害時民間協力体制の整備

生活物資等関係業者との災害時の協力協定の締結を推進する。この場合、協定内容は原則として、生活物資等の確保のほか配送要員及び車両の確保も業者において行う内容とする。

第５　医薬品等の供給体制の確保

病院事務局は、県と連携し、大規模災害時における初動医療救護のための医薬品等を備蓄するとともに、その後の救護医療に必要な医薬品等の供給体制を確保する。

第６　血液製剤確保体制の確立

病院事務局は、災害時における血液の不足に備え、献血促進について町民への普及啓発を図る。また、災害時における血液の不足に備え、献血促進について町民への普及啓発を図る。

第７　資機材供給体制の整備

災害時には、ライフラインの被害等により、指定緊急避難場所、指定避難所や現地対策本部等で発電機や仮設トイレ、その他の資機材が必要となるため、総務課は迅速な供給ができるよう、備蓄個別計画に基づき平常時からの備蓄及び業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備しておく。

１　機材の備蓄

資機材の備蓄にあたり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定及び高齢者や障がい者、女性等にも配慮するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は指定緊急避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう取り組む。

２　災害時民間協力体制の整備

レンタル資機材業者との災害時の協力協定の締結を推進する。この場合、協定内容は原則として、資機材等の確保のほか、配送要員及び車両の確保も民間において行う内容とする。

第８　義援物資の受入体制の整備

総務課は、災害時に被災者が必要とする物資の内容を把握するとともに、迅速かつ的確に被災者へ供給できるよう受入れ体制の整備及び確保した義援物資の配送方法の確立に努める。

また、大規模災害発生時に全国から送られてくる義援物資の配分、輸送、在庫管理に災害対策本部等が忙殺されることがないよう、集積拠点の確保や迅速・的確な供給体制について、運送会社等との協定も活用し、あらかじめ整備しておく。

第 14 節　住宅の確保体制の整備

町は、被災者に対して応急仮設住宅等の住宅が迅速に提供されるよう、あらかじめ必要な体制を整備しておく。

第１　空き家住宅の確保体制の整備

管財課は、公営住宅の空き家状況を把握し、大規模災害時における被災者への迅速な提供に努める。そのため、関係機関と協議を行い、公的賃貸住宅の受入れに係る課題の共有・連携強化を実施する。

第２　応急仮設住宅の供給体制等の整備

管財課及び建設課は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、洪水、土砂災害等の各種災害に対する安全性に配慮しつつ、あらかじめ選定した住宅建設に適する建設用地の建設候補地台帳を作成・更新する等、供給体制の整備に努める。

第 15 節　保健衛生・防疫体制の整備

災害の被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が予想されるので、これを防止するための保健衛生・防疫体制を整備する。

第１　保健衛生・防疫活動要領への習熟と体制の整備

病院事務局は、第３部 第２章 第 15 節「保健衛生、防疫、環境対策」及び「災害時健康管理支援マニュアル」に示す活動要領・内容に習熟するとともに、感染症等の疾病の発生を防止するために必要な体制を整備する。

また、保健師や動物愛護に従事する職員等の資質の向上のための研修等を行う。

第２　防疫用薬剤及び資機材等の確保

病院事務局は、災害時において、調達が困難になることが予想される防疫用薬剤及び資機材等について、調達方法を把握するなど平常時からその確保に取り組む。

第３　学校における環境衛生の確保

教育課は、校長と連携し、保健室常備の救急用器材、薬品の確保及び井戸の汚染防止等に必要な処置を実施する。また、児童・生徒等に常に災害時における衛生について、十分周知せしめるよう指導する。

第４　家畜防疫への習熟

農政環境課及び関係機関は、第３部 第２章 第 15 節「保健衛生、防疫、環境対策」に示す活動要領・内容を習熟する。

第 16 節　災害廃棄物処理体制の整備

第１　ごみ処理体制の整備

税務住民課は、第３部 第２章 第 22 節「災害廃棄物等の処理」に示されたごみ処理活動の要領・内容を習熟するとともに、災害により一時的に大量に発生した生活ごみ及び粗大ごみ（以下、「ごみ」という。）を適正に処理するために必要な体制を整備する。

また、町は、災害時におけるごみの仮置場の選定を行う。選定の基準は以下のとおりとする。

■ごみの仮置場選定の基準

○　他の応急対策活動に支障がない場所
○　環境衛生に支障がない場所
○　搬入に便利な場所
○　分別、焼却、最終処分を考慮して便利な場所

第２　し尿処理体制の整備

１　し尿処理要領への習熟と処理体制の整備

税務住民課、上下水道課及び関係各課は、第３部 第２章 第 22 節「災害廃棄物等の処理」に示されたし尿処理活動の要領・内容に習熟するとともに、災害により発生したし尿を適正に処理するために必要な体制を整備する。

２　仮設トイレの確保・整備

税務住民課、上下水道課及び関係各課は、災害時に指定避難所や住宅地内で浄化槽や下水道施設の被災によりトイレが使用できなくなった地域に配備できるよう、仮設トイレを自ら保有する。

また、仮設トイレを保有する建設業、レンタル業者、下水道指定店等との協力関係を整備する。

３　素掘用資機材の整備

税務住民課、上下水道課及び関係各課は、災害用仮設トイレの整備と並行して、素掘用資機材の整備を推進するため素堀用仮設トイレの仕様の作成、資機材の種類、数量の把握、消毒方法の検討を行う。

４　し尿処理施設の整備

税務住民課、上下水道課及び関係各課は、社団法人日本下水道協会の「下水道施設の耐震対策指針と解説」に基づき、下水道台帳の整備及びし尿処理施設・下水道処理施設・下水道管の耐震診断を進め、必要な補強を行う。

第３　災害廃棄物処理体制の整備

町は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

１　災害廃棄物処理要領への習熟と体制の整備

税務住民課は、がれき処理活動の要領・内容に習熟するとともに、災害による建物の消失、倒壊及び解体により発生した廃木材及びコンクリートがら等（以下、「がれき」という。）を適正に処理するために必要な体制を整備する。

２　がれき等の仮置場の選定

税務住民課は、短期間でのがれきの焼却処分、最終処分が困難な場合を想定し、災害時におけるがれきの仮置場の候補地をあらかじめ選定しておく。選定の基準は以下のとおりとする。

■がれきの仮置場選定の基準

○　他の応急対策活動に支障がない場所
○　環境衛生に支障がない場所
○　搬入に便利な場所
○　分別、焼却、最終処分を考慮して便利な場所

３　応援協力体制の整備

税務住民課及び関係各課は、し尿・ごみ・がれきの収集処理を委託する業者や、応援を求める業者、団体等と協定を締結するなど、応援協力体制を整備する。

また、し尿・がれきの処理については、処理施設を有する他市町村との協力体制を整備する。

■資料編２-14「ごみ・廃棄物処理施設」参照

第 17 節　鉱山の災害予防

企画調整課及び消防団は、鉱山保安法（昭和 24 年 5 月 16 日 法律第 70 号)、石炭鉱山保安規則に基づき、現存しているぼた山災害防止については、巡回検査により状況の把握に努める。

また、管理者の存在しないボタ山、放置坑口、管理者はいても無資力で対策の実施が期待できない場合については、九州産業保安監督部、県と緊密な連絡をとり、災害防止を推進する。

第 18 節　農林業の災害予防

暴風、豪雨等による農作物等への災害を未然に防止するため、町は、県及び各関係機関と相互に連携を保ちながら、的確な対応を行う。

第１　農地、農業用施設の災害の防止

農政環境課は関係機関と連携し、洪水や土砂災害から人命及び公共施設等並びに農地及び農業用施設等を守るため、また、ため池や排水機場等の農業用揚排水施設の点検、整備、補修、更新・改修を総合的に推進するため、国の新たな土地改良長期計画等に則し災害発生の未然防止を図る。

また、既存のため池に、消防水利や生活用水等の緊急防災用水量を附加するなど、地域の総合的な防災安全度を高める。

第２　集落の安全確保

農政環境課は関係機関と連携し、集落の安全確保を図るため、避難路、避難地、延焼遮断帯、農道、農業集落道、防火活動拠点となる農村公園緑地、緊急時に消防用水や生活用水として取水することができる農業用揚排水施設、災害時の情報伝達を行うために必要な情報基盤施設について、緊急的な利用も考慮し、下記内容の整備を推進する。

１　避難路や避難地等の確保 ・　避難路整備 ・　災害拠点整備 ・　避難地用地整備 ２　消防用施設の確保 ・　営農飲雑用水施設整備 ・　防火水槽（防火貯水槽）の整備 ３　集落の防災施設整備 ・　集落防災施設整備 ・　公共施設補強整備	４　災害情報の伝達施設の確保 ５　農業気象対策の推進 ６　病害虫防除対策 ・　防除体制の整備 ・　防除器具の整備

第 19 節　複合災害の予防

町は、一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくする場合や別々の災害が偶発的に同時期に発生する場合等を意識し、そういった複合災害について、より厳しい事態を想定した対策を講じる。

第１　複合災害の応急対策への備え

町、県及び防災関係機関は、地震、火災、大雨、原子力災害等の複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、いくつかの時系列的なシナリオを構築した上で、地域防災計画等を見直し、備えを充実するよう努める。

１　活動体制

(1) 町は、複合災害時に備え、要員・資機材の投入判断についてあらかじめ定めておき、不足することが想定される場合は、県や近隣市町村、応援協定締結団体等からの支援を早期に要請することも定めておく。

また、平常時から防災関係機関相互の連携（要員、装備、資機材等に関する広域応援）について協議しておく。

(2) 複合災害時においては、それぞれの災害が別の災害の影響を受けるため、従来業務に付加される業務を明確にし、それが適切な災害対応の支障とならないよう、あらかじめ対応方法等について検討する。

(3) 一定の条件を満たした大規模自然災害が発生した時は、町は県と連携を図り原子力災害の同時期発生といった不測の事態に備え、原子力防災に係る警戒態勢を速やかにとることを考慮する。

(4) 複合災害発生時は、災害の全体像を大局的に捉え、対応の優先順位をつけるとともに、対策実施に関する具体的なスケジュールの立案に努める。

２　情報の収集・伝達体制の整備

(1) 町は、複合災害時には、関係市町村の災害対策本部等から得られる指定緊急避難場所の被害状況、道路の損壊及び道路交通の状況等の自然災害情報についても、県を通じて情報の共有化ができるよう、体制整備に努める。

(2) 町、県、防災関係機関及び原子力事業者等複合災害の発生に関係する機関は、必要な情報収集・連絡体制及び防災行政無線、専用回線、衛星回線等、複数の通信手段の整備に努める。

(3) 町、県、防災関係機関及び原子力事業者等は、複合災害時の情報伝達に当たり関係機関での情報の共有化を図り、救助活動等を実施する者に対して、原則として、それぞれの組織の指揮命令系統を通じて効果的な情報の提供を行う。

(4) 複合災害時において、町、県、防災関係機関及び原子力事業者等は、現状認識や今後の方針について、地域住民等の不安解消や混乱防止のため、適切な広報に努める。

３　避難・退避体制の整備

(1) 本町は、九州電力玄海原子力発電所から約 80km の位置にあり、発電所で事故等が発生した場合でも、人体に影響がでることはないと想定されている。しかし、天候によってある程度の放射性物質の影響を受ける可能性があるため、町内で通常の値を超える放射線を観測した場合

は、屋内又は車両内に避難するよう広報する。

(2) 複合災害時には、避難指示や避難誘導に影響を及ぼす事象が多数にわたる可能性があることから、情報の把握、意思決定、諸手続き等に関し、国等関係機関との必要な相互連携が確実に図られる状態になるよう留意する。

(3) 町は、複合災害時に迅速に避難誘導が実施できるよう、大規模自然災害に関するハザードマップ等から、指定緊急避難場所の被害の程度、経路の障害の程度を想定し、複数の代替ルート、輸送手段等を考慮した「避難誘導計画の基本型」をあらかじめ作成し、平素から多様な避難手段を把握しておくよう努める。

(4) 町は、避難経路等に影響を与える可能性のある自然災害が発生した場合においては、原子力災害の同時発生がある場合に備え、避難誘導計画への影響を考慮する。

第２　複合災害に関する防災活動

１　訓練の実施

町、県及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した机上訓練やシミュレーションを行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

また、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

２　複合災害に関する知識の普及啓発

町は、県と連携して原子力災害を含む複合災害時における町民の災害予防、及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

第 20 節　防災関係機関における業務継続計画

町は、災害の発生後においても行政機能を確保し、迅速かつ的確な応急対策等を実施するため、優先業務を特定し、業務遂行のための体制を検討する。

第１　業務継続性の確保

１　業務継続計画(ＢＣＰ)の策定

町は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画（ＢＣＰ）の策定等により、業務継続性の確保を図る。

２　業務継続体制の確保

町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、以下「重要６要素」について定めておく

・町長が不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、
・本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、
・電気・水・食料等の確保、
・災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、
・重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理

第２　電源及び非常用通信手段の確保対策

１　電源及び非常用通信手段の確保

町は、防災中枢機能を果たす施設・設備において、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電を可能とするための燃料の備蓄や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等、非常用通信手段の確保に努める。

２　再生可能エネルギーの導入推進

町は、県と連携し、大規模停電や計画停電を想定し、応急活動の拠点となる施設などへの太陽光発電その他の再生可能エネルギー等の導入を推進する。

第３　データ管理の徹底

町は、復興の円滑化のため、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等の情報、及び測量図面等データの整備保存、並びにバックアップ体制の強化等による重要データの消失を防止するとともに、これらを扱う情報システムを継続的に維持・稼働させることができるよう、整備保全を図る。

第３部　災害応急対策計画

第１章　活動体制の確立

項　　目	担　　当
第１節　町の組織体制の確立	総務班、関係各班
第２節　自衛隊の災害派遣要請	総務班、消防班
第３節　応援要請	総務班、消防班
第４節　災害救助法の適用	総務班、関係各班
第５節　要員の確保	関係各班
第６節　災害ボランティアの受入・支援	救護防疫班、関係各班

第１節　町の組織体制の確立

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　職員の配備動員	●			総務班、関係各班
第２　職員の応急活動体制	●			総務班、関係各班
第３　災害対策本部の運営	●			総務班、関係各班

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害発生直前の警報等の伝達等の災害未然防止活動を実施するとともに、必要に応じ町災害対策本部等を設置し、緊密な連絡、協力のもとに災害応急対策を実施する。

特に、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

なお、町は、災害応急段階においては、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

第1　職員の配備動員

町は、災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合には、町防災計画の定めるところにより、災害対策本部等を設置し、必要な職員を速やかに動員配備するとともに、県との密接な連絡・協力体制を確立する。

この場合、所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、小竹町災害警戒準備室（以下「準備室」という。）、小竹町災害警戒本部（以下「災害警戒本部」という。）又は小竹町災害対策本部（以下、「災害対策本部」という。）を設置する。

なお、町災害対策本部の機構及び運営については、「小竹町災害対策本部条例」、「小竹町災害対策本部規程」及び「小竹町災害対策本部運営要綱」に定めるところによる。

１　配備の基準及び動員体制

（1）配備職員

災害時の職員の配備は、気象情報、災害の状況に基づき、次の配備基準による。

■配備基準【風水害】

<table>
<tr><th>配備体制</th><th>配備の基準（自動配備）</th><th>活動内容</th><th>配備人員</th></tr>
<tr><td colspan="4">１.警戒準備室（室長：総務課長）</td></tr>
<tr><td>準備体制</td><td>(1)町内に大雨、洪水等の注意報が発表されたときで、総務課長が必要と認めたとき
(2)その他、特に総務課長が必要と認めたとき</td><td>総務課の所要人員で情報収集及び連絡活動が円滑に行い得る体制とする。</td><td>総務課職員他、総務課長が指示する職員</td></tr>
<tr><td colspan="4">２.災害警戒本部　（本部長：町長）</td></tr>
<tr><td>警戒体制</td><td>(1)町内に大雨又は洪水警報が発表されたとき
(2)町内に暴風等の警報が発表されたときで、本部長（町長）が必要と認めたとき
(3)台風の進路にあり、今後被害の発生が予想されるときで、本部長（町長）が必要と認めたとき
(4)その他、本部長（町長）が必要と認めたとき</td><td rowspan="2">関係課、消防団等の所要人員で災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により(緊急)災害警戒本部設置に移行できる体制とする。
災害応急対策に関係のある部班の所要人員で情報収集、連絡活動及び応急対策を実施し、状況により災害対策本部の設置に移行できる体制とする。</td><td>「災害対応初動対応班」
各班長が指名する職員</td></tr>
<tr><td>緊急警戒体制</td><td>(1)町内に大雨、洪水、暴風等の警報が発表されたときで、今後被害の発生が予測されるとき
(2)その他、本部長（町長）が必要と認めたとき</td><td>各班長が指名する職員</td></tr>
<tr><td colspan="4">３.災害対策本部　（本部長：町長）</td></tr>
<tr><td>非常体制</td><td>(1)町内に大雨特別警報が発表されたとき
(2)町内の上流河川の水位が氾濫危険水位を超えたとき
(3)町内に記録的短時間大雨情報 110 ミリが発表された場合で、24 時間雨量が 250 ミリを超え、かつ、１時間雨量が 70 ミリを超えたとき
(4)前号に該当しない場合であっても、大雨、洪水、暴風等により既に相当程度の人的被害、家屋被害等が発生し、又は今後の気象見通し等によりその発生が予想される場合
(5)その他、本部長（町長）が必要と認めたとき</td><td rowspan="2">災害応急対策に従事することができる半数以上の職員、または全職員を配備し、組織の全力を挙げて活動する体制とする。</td><td>各班長が指名する職員
（約1/2職員）</td></tr>
<tr><td>特別非常体制</td><td>(1)同時多発的大規模な人的被害、家屋被害等が発生し、またその発生が予想され、緊急に災害対策が必要と認められるとき
(2)その他、本部長（町長）が必要と認めたとき</td><td>全職員</td></tr>
</table>

※大雨、暴風、大雪、暴風雪特別警報のほか、緊急地震速報（震度６弱以上）が特別警報に位置づけられており、地震動については実測値に従う。

(2) 配備職員

各配備体制における配備職員は、次のとおりとする。

■各班の配備体制

班名＼配備区分		警戒体制	緊急警戒体制	非常体制	特別非常体制	備　考
総務班	総務課 企画調整課 議会事務局 会計課	4名	6名	1/2	全職員	
救護防疫班	税務住民課 福祉課 健康増進課 病院事務局	2名	4名			
技術工作班	建設課 管財課 上下水道課	6名	10名			
農林班	農政環境課	3名	5名			
教育班	教育課	2名	3名			
	合計	17名	28名			

※　配備人員は、各班長の判断により、必要に応じて増員、減員する。

※　各班は、配備ごとに数班を編成し、班員名簿を作成しておくこと。

※　消防班は、別に定める。

(3) 職員の動員要請

各班長は、災害対策の活動を行うにあたり、職員が不足し、他の対策部の応援を必要とするときは、総務班に職員の動員を要請する。

総務班は、各班長から職員動員の要請があった場合は、各対策班の活動状況を勘案の上、できる限り要請職員数が動員できるよう調整する。

２　動員指令及び伝達系統

非常体制等配備に関する職員の動員については、事前に各課等でそれぞれの場合の動員計画について定めておくほか、下記の連絡員についても定める。

なお、動員に当たっては町の各課等において職員の安否を確認する必要があるため、安否確認システムや災害時におけるその他の連絡手段を用いて安否確認を行う。

(1) 勤務時間内

災害対策本部が設置される場合は災害の状況により配備体制を決め各課長に庁内放送を通

じ指令する。

各課長等は直ちに所属職員に連絡し、小竹町災害対策本部活動要領による各班の活動体制をとる。

(2) 勤務時間外

1)　勤務時間外において、庁舎警備員が気象警報及び災害発生のおそれのある異常現象発見等の通報を受理したとき、又は非常事態の発生を知ったときは直ちに総務課長に連絡する。

2)　1)の通報を受けた総務課長は町長に報告するとともに、その指示に従い関係課長等に伝達する。関係課長等は、必要に応じ所属職員を所定の系統により動員し、警報の伝達、情報収集、その他応急対策実施の体制をとる。

3)　防災担当職員は、勤務時間外（夜間、休日も含む）に災害情報が入った場合は、防災メール・まもるくんや警備員等の連絡により、必要に応じ参集する。また、前記１の配備基準に定める事項に該当する事を知ったとき、又は推定される時は、動員指令を待つことなく自主的に参集する。

(3) 勤務時間外の自主配備

休日、夜間等勤務時間外に上記配備、本部設置等に該当する災害等が発生し、あるいは発生するおそれがある場合、あらかじめ災害規模等に応じて定めた登庁者に限らず、各々所定の人員は自主的に登庁し、配備につく。

各配備体制に基づく必要な職員の動員指令は、次の系統により行う。

(4) 参集場所

各職員は、勤務時間内・勤務時間外を問わず、各自の所属先に参集する。

ただし、交通途絶等で指定の参集場所に参集が困難なときは、最寄りの町庁舎又は指定避難所へ参集する。

なお、災害現場及び所属先以外へ直行する指示を受けた場合は、この限りでない。

(5) 参集の報告

参集した職員は、各係長に参集報告を行う。

各係長は係内の参集状況をとりまとめ、各課長に報告する。

各課長は、課内の参集状況をとりまとめ、各班長に報告する。

各班長は、班内の参集状況をとりまとめ、総務課長に報告する。

総務課長は、全体の参集状況をとりまとめ、町長（副町長)、教育長、消防団長に報告する。

■参集報告の系統

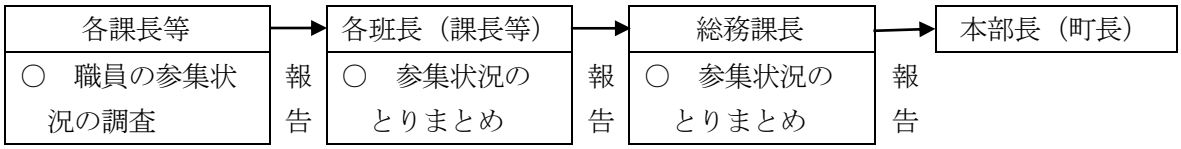

■動員指令系統

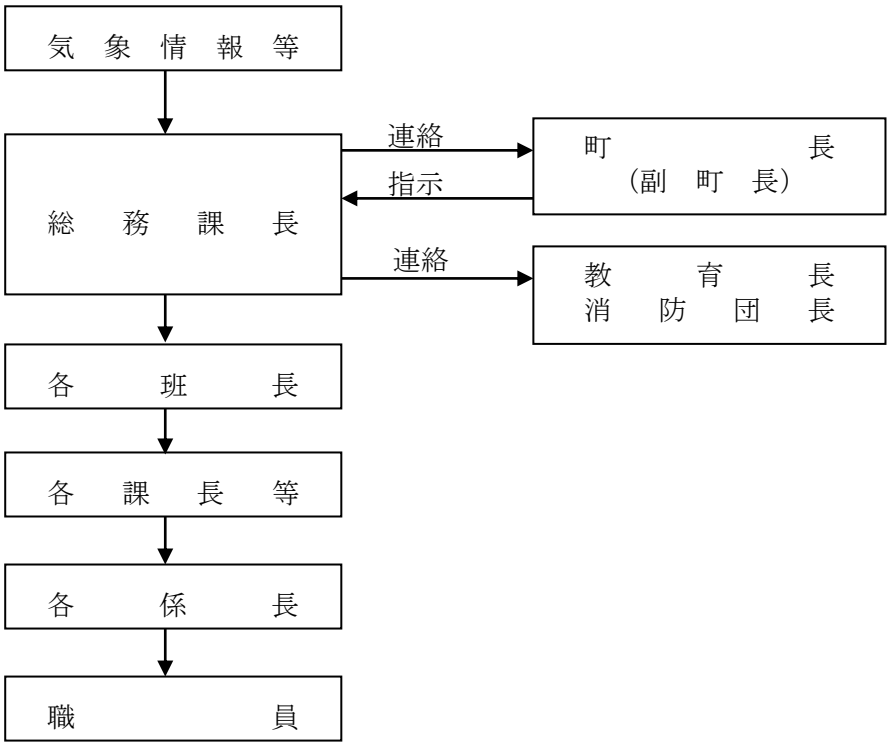

第２　職員の応急活動体制

１　災害警戒準備室

総務課長は、災害警戒本部の設置前の段階として、次の基準に基づき必要があると認めるときは、防災担当職員（総務課庶務係）の所要人員で情報収集及び円滑な連絡活動を行い得る、災害警戒準備室を設置する。

(1) 災害警戒準備室設置の基準

1)　町内に大雨、洪水等の注意報が発表されたときで、総務課長が必要と認めたとき

2)　その他、特に総務課長が必要と認めたとき

(2) 活動内容

風水害等の災害警戒準備として、防災担当職員（総務課庶務係）は、次の警戒活動を行う。

1)　大雨、暴風、洪水等の気象情報の収集並びに庁内連絡活動

2)　水害、土砂災害等に関する情報の収集並びに庁内連絡活動

２　災害警戒本部の設置

町長は、次の基準に基づき必要があると認めるときは、災害警戒本部を設置し、風水害等警戒配備体制として総務課及び関係課、消防団等の所要の担当職員を配備する。

(1) 災害警戒本部の設置基準

1)　町内に大雨、洪水警報が発表されたとき

2)　町内に暴風等の警報が発表されたときで、本部長（町長）が必要と認めたとき

3)　台風の進路にあり、今後被害の発生が予想されるときで、本部長（町長）が必要と認めたとき

4)　その他特に町長が必要と認めたとき

(2) 設置、指揮の権限

町長は、災害警戒本部の設置及び指揮を行うが、やむを得ない事情があるときは、副町長がこれを行う。

(3) 活動内容

風水害等の警戒体制として、災害応急対策に関係のある班の所要人員で情報収集、連絡活動及び応急対策を実施し、状況により災害対策本部の設置に移行できる警戒活動を行う。

1) 大雨、暴風、洪水等の気象情報の収集並びに庁内連絡活動
2) 水害、土砂災害等に関する情報の収集、警戒巡視並びに庁内連絡活動
3) 町域の被害情報の収集、県及び関係機関への伝達
4) 町民への気象情報等の伝達、避難情報等の発令準備

(4) 災害警戒本部の廃止等

町長は、予想された災害の危険が解消したと認められるときは、災害警戒本部を廃止する。なお、災害応急対策に備えるため、又は災害応急対策を実施するため必要と認められるときは、町長の判断により災害対策本部へ移行する。

3　災害対策本部の設置

災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合において、町長が必要と認めるときは、災害対策基本法第 23 条の規定に基づき災害対策本部を設置し、非常配備体制を敷く。

なお、災害対策本部設置前の段階でも被害の規模が相当程度に広がることが予想される場合、町長は速やかに災害対策本部を設置する。

(1) 災害対策本部の設置基準

1) 町内に大雨特別警報が発表されたとき
2) 町内の上流河川の水位が氾濫危険水位を超えたとき
3) 町内に大雨及び洪水警報が発表された場合で、気象庁及び福岡県が町内に設置した雨量観測局において観測された直近の 24 時間雨量が 250 ミリを超え、かつ、直近の１時間雨量が 70 ミリを超えたとき
4) 前号に該当しない場合であっても、大雨、洪水、暴風等により既に相当程度の人的被害、家屋被害等が発生し、又は今後の気象見通し等によりその発生が予想される場合で、災害対策上必要と認めるとき
5) その他前後の気象状況、災害発生状況、突発的災害の発生等により、特に町長が必要と認めたとき

※ 大雨、暴風、大雪、暴風雪特別警報のほか、緊急地震速報（震度６弱以上）が特別警報に位置づけられており、地震動については実測値に従う。

(2) 災害対策本部の設置場所

1) 災害対策本部は、庁舎内総務課に置く。
2) 災害対策本部を設置したときは、町役場正面玄関及び本部室前に標識を掲示する。
3) 町役場が建物損壊等により機能を全うできないときは、本部長（町長）の判断により、次のいずれかの施設に本部を移設する。

第１順位　中央公民館	第２順位　小竹中学校	第３順位　小竹南小学校

4　現地災害対策本部

本部長（町長）は、被災地付近において応急活動拠点を設置する必要が生じたときは、現地災害対策本部を設置する。

ただし、緊急を要する場合、代行者は本部長（町長）に代わり現地災害対策本部を設置することができる。この場合において、その旨を速やかに本部長（町長）に通知する。

また、本部長（町長）は、現地の災害応急対策が概ね終了したとき、或いは災害応急対策に備え

て設置した場合で、現地の災害発生のおそれが解消したときは、現地災害対策本部を廃止する。

(1) 組織

現地災害対策本部の本部長及び本部員は、本部長（町長）が副本部長、本部員、その他の職員のうちから指名する。

現地災害対策本部の責任者は、副本部長又は災害対策本部員とする。

(2) 災害対策に係る現地災害対策本部長の行為

現地災害対策本部長は、防災対策上緊急を要するときは、本部長（町長）に代わって次の行為をすることができる。この場合において、現地災害対策本部長は、その旨を速やかに本部長（町長）に通知する。

■現地災害対策本部長の行為

○　避難準備情報の発表
○　避難指示の発令（災害対策基本法第60条、町長の権限）
○　避難指示（水防法第29条、水防管理者の権限）
○　警戒区域の設定（災害対策基本法第63条、町長の権限）
○　通行規制（道路法第46条、道路管理者の権限）

５　災害対策本部の廃止

本部長（町長）は、予想された災害の危険が解消したと認められたとき、もしくは災害発生後における応急措置が概ね完了したと認められるときは、災害対策本部を廃止する。

なお、災害復旧について協議する必要があると認められる場合は、災害復旧対策本部又は災害復旧対策連絡会議に移行する。

６　災害対策本部の設置及び廃止の通知等

町長は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに県へ報告するとともに、必要に応じて、次のとおり通知・公表を行う。

■設置及び廃止の通知等

通知及び公表先	通知及び公表の方法
各　　課	○　庁内放送、防災行政無線、一般電話、ＦＡＸ、ホームページ等
関係機関	○　防災情報通信ネットワーク、一般電話、ＦＡＸ、ホームページ等
町　民　等	○　同報無線、広報車、報道機関、ホームページ等
報道機関	○　一般電話、ＦＡＸ、ホームページ等

第３　災害対策本部の運営

１　設置、指揮の権限

町長は、災害対策本部の設置及び指揮を行うが、町長の判断を仰ぐことができないときは、次の順位で代行する。

■代行順位

第１順位　副町長　　第２順位　総務課長　　第３順位　庶務係長

２　災害対策本部の組織等

災害対策本部の組織、役割は、次のとおりである。

ただし、災害が長期化した場合は、必要に応じてローテーション体制への移行や広域的要請等に

よる交代要員の確保を図り、運営を行う。

災害対策本部の事務局は、総務班とする。

■組織、役割

本　部　長	町長	○　災害対策本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督する。
副本部長	副町長（総務課長）、教育長、消防団長	○　本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。 ※副町長不在の時は総務課長が副本部長となる
本　部　員	各課長等のうちから本部長が定める。	○　本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。
本部連絡員	本部長が指定する班より各１名	○　本部会議の決定事項等の連絡を行う。
班　　長	本部長が定める。	○　本部長の命を受け、班の事務を処理する。
班　　員	本部長が定める。	○　上司の命を受け、災害対策事務に従事する。

なお、災害対策本部組織の詳細は、「■小竹町災害対策本部の組織図」に示す。

３　本部会議

本部長は、必要に応じて災害対策本部会議を開催し、活動方針の決定及び各班の連絡調整等を行う。

■災害対策本部会議の概要

開　催　時　期	○　災害対策本部設置後 ○　その他本部長が必要と認めたとき
構　成　員	○　災害対策本部の組織図を参照
事　務　局	○　総務課
協　議　事　項	○　被害状況の把握 ○　応急対策活動の調整 ○　災害対策本部の配備体制の切替え及び廃止 ○　自衛隊、県、他市町村及び関係機関等への応援要請 ○　警戒区域の設定、避難指示等の発令 ○　災害救助法の適用 ○　激甚災害の指定 ○　応急対策に要する予算及び資金 ○　国、県等への要望及び陳情 ○　町民等への緊急声明 ○　その他災害対策の重要事項

４ 関係機関連絡室の設置

必要に応じて、自衛隊、警察署、県土整備事務所、ライフライン機関等で構成する連絡室を庁舎内に設置し、災害対策本部との連携を図る。

５ 災害対策本部の表示

(1) 腕章等

災害対策業務の従事者は、必要に応じ本部の腕章を着用し、身分証明書（様式）を携帯する。

(2) 標旗等

災害対策業務に使用する車両には、本部の標旗（様式）等を掲示する。

(3) 看板

災害対策業務に使用する拠点施設には、必要に応じ本部等の看板（様式）を掲示する。

■主な災害対策拠点の種類

○　災害対策本部	○　応援部隊集結地	○　福祉避難所
○　現地災害対策本部	○　救護所	○　遺体安置所
○　災害ボランティア本部	○　災害対応病院（町指定）	○　給水所
○　プレスセンター	○　臨時ヘリポート	○　物資集積拠点
○　災害相談窓口	○　指定避難所	

６　分掌事務

災害対策本部の分掌事務に基づき、災害対応を実施する。被害状況に応じて柔軟な対応をとるため本部長の命により変更されることがある。

■資料編３－１「小竹町防災会議条例」参照

■資料編３－２「小竹町災害対策本部条例」参照

■様式－１「参集記録票」参照

■様式－２「参集途上の被災状況記録票」参照

■小竹町災害対策本部の組織図

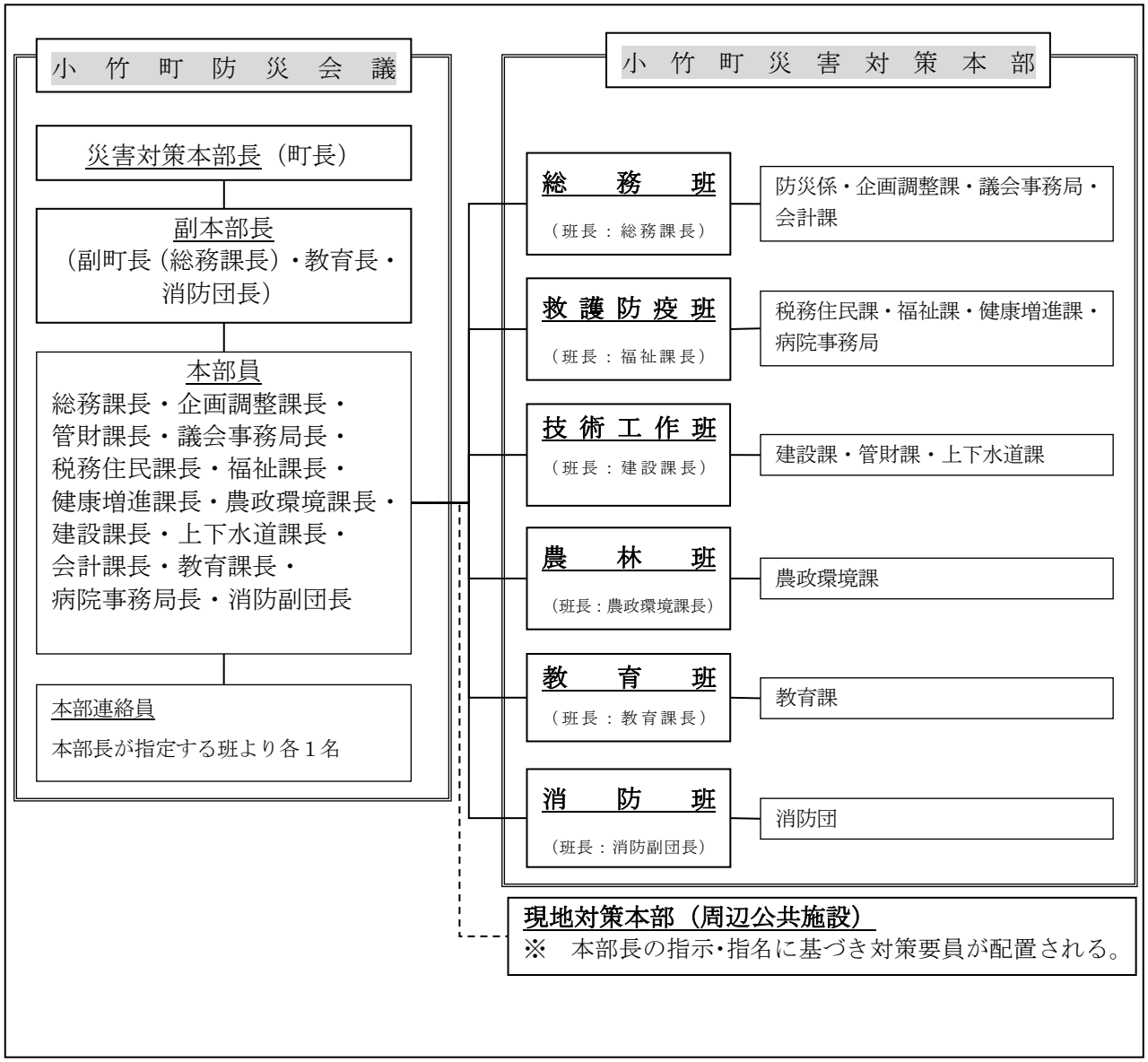

■小竹町災害対策本部の分掌事務（課別）

班名・課員		時期区分 初動	応急	復旧	分掌事務
総務班	総務課員 会計課員	●			職員の動員配備
		●			災害対策本部の設置、廃止、庶務
		●			本部会議の開催
		●			各班との連絡調整、活動状況のとりまとめ
		●			災害応急対策全般の調整
		●			気象情報、地震情報等の収集伝達
		●			県、関係機関との災害情報の交換
		●			災害情報のとりまとめ
		●			災害情報の県、国、関係機関への報告、通知
		●			報道機関への協力要請、報道対応
		●			自衛隊派遣要請、受入れ、連絡調整
		●			国、県、他市町村等への応援要請、連絡調整
		●			災害救助法の適用
		●			緊急通行車両の確認申請
		●			警戒区域の設定
		●			避難の勧告・指示
		●			住民の安否確認と支援情報等の提供
		●			二次災害における広報及び避難対策
		●			大規模事故の応急対策
		●			放射線災害の応急対策
		●			原子力災害への対策（体制の整備、情報の収集、提供）
		●			避難所の開設
			●		広域的避難者の受入れ
			●		職員の給食、衛生管理
			●		原子力災害への対策（緊急避難、応急対策活動）
			●		海外からの支援の受入れ
				●	見舞者等への応接、秘書
				●	災害応急対策に係る財政措置
				●	災害救助費関係資料の作成、報告
				●	り災証明
				●	義援金の受入れ、保管、配分
		○			水害の警戒活動
		○			土砂災害の警戒活動
		○			住民組織（自主防災組織等）との連絡
		○			災害広報

班名・課員		時期区分 初動	応急	復旧	分　掌　事　務
			○		避難所の運営
	企画調整課員	●			住民組織（自主防災組織等）との連絡
		●			災害広報
		●			旅行者、滞在者の安全確保
				●	外国人、旅行者、帰宅困難者への各種支援
				●	復興計画の企画立案
		○			本部長指示による被災地の現地調査
		○			旅行者、滞在者の安全確保
	議会事務局員	●			議員との連絡調整
		○			本部長指示による被災地の現地調査
救護防疫班	税務住民課員	●			行方不明者名簿の作成
		●			食糧、生活物資、資機材等の緊急輸送
		●			食糧の確保、供給
		●			生活物資の確保、供給
			●		民間建物等の被害調査
			●		物資集配拠点の設置
			●		炊き出しの実施、支援
			●		物資の受入れ、仕分け等
			●		被災者相談
		○			避難所の開設
			○		避難所の運営
	福祉課員 健康増進課員	●			医療救護所の設置
		●			嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所への医療救護の派遣要請、連絡調整
		●			医薬品、資機材の確保
		●			避難行動要支援者の安全確保、安否確認
		●			遺体の収容、安置
		●			保育所児童の安全確保、安否確認
			●		避難所の運営
			●		被災者の健康と衛生状態の管理
			●		食品の衛生対策
			●		避難所の保健衛生
			●		有害物質の漏洩等の防止
			●		被災地の防疫
			●		ボランティアの受入れ・支援
			●		避難所の避難行動要支援者に対する応急支援
			●		福祉避難所等の確保、避難行動要支援者の移送

班名・課員		時期区分 初動	応急	復旧	分　掌　事　務
				●	心のケア対策
				●	避難行動要支援者への各種支援
				●	避難行動要支援者への福祉仮設住宅での支援
				●	応急保育
				●	災害弔慰金等の支給
		○			医療救護活動
		○			避難所の開設
			○		炊き出しの実施、支援
			○		生活物資の確保、供給
			○		物資の受入れ、仕分け等
			○		被災者相談
			○		災害に関する写真、ビデオ等による記録
				○	外国人、旅行者、帰宅困難者への各種支援
				○	義援金の受入れ、保管、安否確認
				○	心のケア対策
				○	福祉仮設住宅の供給
	病院事務局員	●			医療救護活動
		●			医薬品、資機材の確保
		●			遺体の処理、検案
				●	心のケア対策
		○			救急活動
技術工作班	上下水道課員	●			飲料水の確保、供給
		○			仮設トイレの設置
			○		し尿の処理
			○		生活ゴミの処理
	建設課員	●			土砂災害の警戒活動
		●			交通情報の収集、道路規制
		●			道路交通の確保
		●			住家、河川等の障害物の除去
		●			二次災害における危険箇所の安全対策
			●		原子力災害への対策（応急対策活動）
				●	福祉仮設住宅の供給
				●	応急仮設住宅の建設等
				●	応急仮設住宅の入居者選定
				●	被災住宅の応急修理
				●	空家住宅への対応

班名・課員		時期区分 初動	応急	復旧	分　掌　事　務
		○			水害の警戒活動
			○		被災建築物の応急危険度判定
			○		被災宅地の危険度判定
	管財課員	●			本部長指示による被災地の現地調査
		●			車両、燃料の確保、配車
			●		公共施設、公共空地の利用調整
			●		被災建築物の応急危険度判定
			●		被災宅地の危険度判定
		○			緊急通行車両の確認申請
			○		民間建物等の被害調査
				○	応急仮設住宅の建設等
				○	応急仮設住宅の入居者選定
				○	被災住宅の応急修理
農林班	農政環境課員	●			土砂災害の警戒活動
		●			仮設トイレの設置
		●			納棺用品等の確保
			●		し尿の処理
			●		生活ごみの処理
			●		動物の保護、収容
			●		遺体の埋葬
				●	がれきの処理
		○			水害の警戒活動
		○			交通情報の収集、道路規制
		○			道路交通の確保
			○		動物の保護、収容
				○	がれきの処理
教育班	教育課員	●			幼稚園児、児童、生徒の安全確保、安否確認
			●		文化財対策
				●	応急教育
		○			避難所の開設
		○			臨時ヘリポートの設置
			○		避難所の運営
			○		炊き出しの実施、支援
消防班	消防団	●			水害の警戒活動
		●			消防応援の要請、受入れ、連絡調整
		●			消火活動

班名・課員	時期区分 初動	応急	復旧	分　掌　事　務
	●			救助活動
	●			救急活動
	●			臨時ヘリポートの設置
	●			避難誘導
	●			行方不明者の捜索
	●			遺体の捜索
	●			危険物等災害の応急対策
	●			放射線災害の応急対策
	●			林野火災の応急対策
	●			道路交通の確保
			●	応急復旧作業の支援
	○			気象情報、地震情報等の収集伝達
	○			土砂災害の警戒活動
	○			住家、河川等の障害物の除去
		○		海外からの支援の受入れ
各課共通				課内職員の動員配備
				災害に関する写真、ビデオ等による記録
				所管施設、所管事項の被害調査、応急対策
				本部調整に基づく所管事項に関する業者等への協力要請
				対策部内の応援
				本部の指示、調整に基づく各課の応援

注１）時期区分で、初動は災害警戒又は発生～２日目まで、応急は３日目～７日目まで、復旧は８日目以降に、主に対応する事務である。

２）●は主担当、○は副担当を示す。

■小竹町防災拠点機能

対策項目	防災拠点機能	施　設　名　等
本部活動	災害対策本部	町庁舎 （建物破損等の場合は本部長の判断により移設する）
	現地対策本部	被災地周辺公共施設等
応援要請	自衛隊駐屯地	町内小学校グラウンド、総合運動公園グラウンド
	ボランティアセンター	保健センター
医療救護	地域災害医療情報センター	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所
	医療救護所	指定避難所等
	地域災害拠点病院	小竹町立病院
交通輸送対策	県緊急輸送路	国道202号線、県道宮田小竹線、県道勝野下境線、 県道南良津宮田線
	物資集配拠点	中央公民館、北公民館、小竹南小学校、 小竹西小学校、小竹北小学校、小竹中学校、 七福コミュニティセンター
	臨時ヘリポート	小竹南小学校グランド、小竹西小学校グランド、 小竹北小学校グランド、小竹中学校グランド、 総合運動公園内グランド
避難対策	指定避難所	小中学校等の施設
	地区避難所	公民館等の施設
避難行動要支援者等対策	福祉避難所	保健センター等の福祉施設
生活救援	町備蓄倉庫	－旧庁舎
	給水拠点	指定避難所
	炊き出し場所	給食センター、学校の家庭科室、公民館等
	被災者相談窓口	町庁舎
住宅対策	応急仮設住宅の建設用地	総合運動公園、各小中学校グラウンド
清掃活動	がれきの集積場所	状況に応じて指定
遺体対策	遺体安置所	寺院
水防対策	水防（資機材）倉庫	役場水防倉庫

第２節　自衛隊の災害派遣要請

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　災害派遣要請の手続き	●			総務班
第２　派遣部隊の活動内容	●			総務班、*消防班*
第３　派遣部隊の受入体制	●			総務班、*消防班*

町は、災害時における自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、要請の手順、必要事項及び派遣部隊の活動等を明らかにし、応急対策に万全を期する。

第１　災害派遣要請の手続き

１　災害派遣要請の基準

⑴ 天災地変その他災害に際して人命又は財産保護のため緊急に必要であり、かつ自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められるとき。

⑵ 災害の発生が迫り予防措置が急を要する場合で、自衛隊の派遣以外の方法がないと認められるとき。

２　派遣要請依頼

本部長は、県知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、自衛隊災害派遣要請依頼書に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭等をもって県（防災危機管理局）に依頼し、事後速やかに知事に依頼文書を提出する。

なお、通信の途絶等により知事への依頼が出来ない場合で緊急を要する場合には直接最寄りの指定部隊等の長に通知することができるものとし、この場合、本部長は速やかに知事等にその旨を通知する。関係各班は、派遣要請を行った場合、直ちに受入れ体制を整備する。

災害派遣を要請する場合は、次の事項を明らかにした派遣要請書を知事に提出しなければならない。

要請依頼先	○　県知事（県防災危機管理局） ※　通信の途絶等により、県知事に依頼できないときは、自衛隊に通知
要請依頼伝達方法	○　文書　派遣要請書、電話又は口頭（事後速やかに文書送付）
要請依頼内容	○　災害の状況 ○　派遣を要請する事由 ○　派遣を希望する期間 ○　派遣を希望する区域及び活動内容 ○　派遣部隊との連絡方法 ○　その他参考となる事項 （宿泊、給食の可能性、道路橋りょうの決壊に伴う迂回路、救援のため必要とする資機材、活動拠点、駐車適地、ヘリポート適地の有無、物資搬送設備、派遣を要望する人員、車両、航空機の概要等）

■様式−３「自衛隊災害派遣要請依頼書」参照

■様式−４「自衛隊災害派遣撤収依頼書」参照

■緊急の場合の自衛隊連絡先

駐屯地等名	所在地	電話番号	指定部隊の長
飯塚駐屯地	飯塚町津島282	0948-22-7651	第2高射特科団長

３　自衛隊の自主派遣

自衛隊の部隊等の長は、自衛隊法（昭和 29 年 6 月 9 日法律第 165 号）第 83 条の規定に基づき、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、県知事の要請を待ついとまがないときは、その判断に基づいて部隊を自主派遣し、救援活動を実施することができる。

なお、この場合において、部隊等の長は、できる限り早急に県知事に連絡し、密接に連絡調整しながら適切かつ効率的な救援活動の実施に努める。

第２　派遣部隊の活動内容

１　活動内容

自衛隊は、人命財産の保護と救護のため、各関係機関と緊密な連絡を保って互いに協力し、次の活動を行う。

(1) 災害発生前の活動

状況悪化に伴い必要な機関に連絡班を派遣し、情報の収集及び部隊派遣等に関する連絡調整を行う。また、状況によっては通信班を派遣し通信の確保を図る。災害発生予想地域に対しては、数組の偵察班を派遣し、現地の状況を偵察させるとともに連絡にあたらせる。

(2) 災害発生後の活動

知事等の要請内容、現地における部隊等の人員・装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。

ア 被害状況の把握	車両・航空機等状況に適した手段による情報収集活動
イ 避難の援助	避難者の誘導、輸送等
ウ 要救助者等の捜索救助活動	要救助者、行方不明者、負傷者等の捜索、救出・救助活動
エ 水防活動	土のう作成・運搬・積込み等の水防活動
オ 消防活動の支援	消防機関との協力による消火活動(空中消火を含む)
カ 道路の啓開	道路等の交通路上の障害物の排除
キ 応急医療・救護及び防疫	被災者に対する応急医療・救護・防疫の活動
ク 人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師、その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の輸送
ケ 炊飯及び給水	被災者に対する炊飯及び給食の実施
コ 援助物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づく措置の実施
サ 危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて火薬類・爆発物等危険物の保安及び除去
ス その他	その他自衛隊の能力上可能な範囲での所要の救援

第３　派遣部隊の受入体制

本部長は、災害派遣が決定・実行された場合、速やかに次の事項について処置し、派遣部隊の受

入体制を整備する。

１　連絡調整者の指定

本部長は、自衛隊の災害派遣の間、職員から連絡調整者を指定し、派遣部隊との連絡調整の任に当たらせ、派遣部隊の業務遂行に協力する。

２　資機材の提供

派遣部隊の救援活動（作業）に必要な機械、器具、材料、消耗品等の確保に努め、諸作業に関係のある管理者への了解を取りつける

３　宿舎等の斡旋

派遣部隊等の宿舎等の斡旋を行う。この場合、学校、公民館等を宿舎施設にあてるときは、あらかじめその管理者等の承諾を得ておく。また、公園等を宿営地に指定する場合についても同様とする。

４　作業内容の調整

本部長及び知事は、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関と競合又は重複しないよう、重点的かつ効率的な作業分担となるよう配慮する。

５　臨時ヘリポートの設置

総務班は、ヘリコプターの応援を要請した場合は、臨時ヘリポートの準備を行う。

６　情報等の提供

派遣部隊に対し、災害の状況や救援活動の内容、防災関係機関による応急措置の実施状況等、速やかに情報の提供を行う。

７　経費の負担区分

災害派遣部隊が活動に要した経費は、原則として町が負担とする。ただし、２市町村以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村と協議して定める。

(1) 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金（災害派遣に関わる事項に限る。）

(2) 派遣部隊が宿泊のため要した宿泊施設、借上料、電気料、水道料及び汲み取り料

(3) 活動のため現地で調達した資器材の費用

(4) その他疑義あるときは、町と自衛隊で協議する。

８　撤収要請

町長は、県知事及び派遣部隊長と協議のうえ、県知事に対し、災害派遣部隊の撤収要請を依頼する。

第３節　応援要請

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　市町村間の相互応援活動	●			総務班、*消防班*
第２　消防機関の相互応援活動	●			総務班、*消防班*
第３　応援の受入れに関する措置	●			総務班、*消防班*
第４　指定地方行政機関等の長に対する職員の派遣要請等	●			総務班、*消防班*

町は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村や防災関係機関等と相互に応援協力し、連携を図りながら、防災活動に万全を期す。

第１　市町村間の相互応援活動

１　他市町村への要請

町長は応急対策を実施するために必要と認めたときは、他の市町村長に対し応援を求める。なお、複数の市町村に要請する場合は県に要請し、災害対策に万全を期する。

町は、応援要請を受けた場合、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。

災害応急対策の実施に当たっては、応援に従事する者は被災市町村の指揮の下に行動する。

２　県への応援又は応援斡旋の要請

町長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し応援、災害応急対策の実施又は応援の斡旋を要請する。

３　応援体制の確保

町は、県内で大規模な災害が発生した場合、被災市町村に対する応援が必要となる場合があるので、防災関係機関等からの情報に留意し、円滑に応援ができるよう体制を整える。

第２　消防機関の相互応援活動

１　福岡県消防相互応援協定

本部長又は消防長は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、「福岡県消防相互応援協定」に基づき、他の市町村長又は消防長に対し、消防応援を求める。

■　応援要請の内容

応援要請種別	第一要請	○　現在締結している隣接市町村等との消防相互応援協定でも対応が困難な場合、協定第2条1項に規定する地域内の市町村等に対して行う応援要請
	第二要請	○　第一要請における消防力でも、なお災害の防御が困難な場合、他の地域の市町村等に対して行う応援要請
応援要請方法		○　代表消防機関（福岡市消防局）等を通じて消防応援を求める。 ※　航空応援が必要な場合、消防長が本部長に報告の上、その指示に従って県を通じて要請を行うが、同時に応援先（福岡市消防局、北九州市消防局）の消防長にも連絡を行う。
県への連絡		○　本部長又は消防長は、県に応援要請の旨を通報する。

２　緊急消防援助隊の応援要請

大規模災害発生時において、町長は、必要に応じ知事を通じ消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動等を要請し、救急、救助、消火活動等について応援を求める。

ただし、消防庁長官は、都道府県の要請を待ついとまがない場合、要請を待たずに応援のための措置を求めることができる。なお、航空応援が必要な場合においても、同様に応援を要請する。

■消防機関への応援要請の流れ

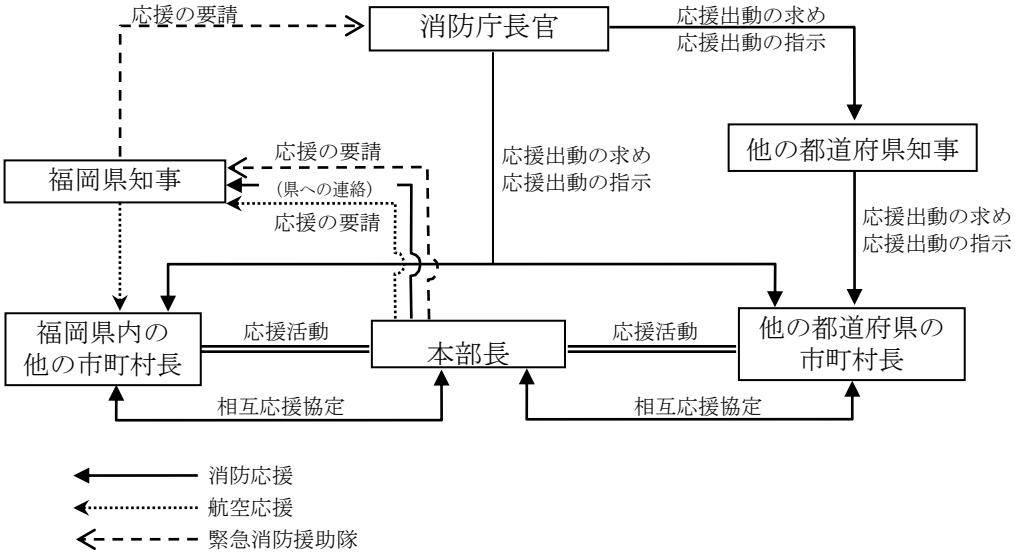

第３　応援の受入れに関する措置

町は、他の市町村等に応援の要請等を行う場合には、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係る人員の宿泊場所の斡旋等、応援の受入れに努める。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

特に、大規模災害発生時等には、緊急消防援助隊（消防）に加え、自衛隊、警察災害派遣隊（警察）等の多くの救助部隊を円滑に受入れることができるよう、市町村等と連携して活用可能な宿泊場所（候補地）を確保する。

第４　指定地方行政機関等の長に対する職員の派遣要請等

１　町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請し、又は知事に対し指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求め災害対策の万全を期する。

２　町長は、職員の派遣の要請及び斡旋を求めるときは、次の事項を明示する。

(1) 派遣を要請する（斡旋を求める）理由

(2) 派遣を要請する（斡旋を求める）職員の職種別人員数

(3) 派遣を必要とする期間

(4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(5) その他職員の派遣について必要な事項

■資料編２－８「災害応援協定一覧」参照

第４節　災害救助法の適用

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　災害救助法の適用基準	●			総務班
第２　災害救助法の適用手続		●		総務班
第３　救助の実施の委任		●	●	総務班、関係各班

町長は、大規模災害による被害が大きい場合は、住民の生命・財産を守り、応急対策を行うため、知事に対し災害救助法の適用を要請し、応急的に一時的な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

第１　災害救助法の適用基準

災害救助法は、町からの被害情報に基づき、県が適用する。災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第１条第１項第１～４号の規定による。本町における具体的適用は、次の適用基準のいずれか１つに該当する場合である。

■災害救助法の適用基準

指標となる被害項目	滅失世帯数	該当条項
(1) 町内の住家が滅失した世帯の数	町内　　40世帯以上	第１項第１号
(2) 県内の住家が滅失した世帯の数 のうち町内の住家が滅失した世帯の数	県内2,500世帯以上 かつ町20世帯以上	第１項第２号
(3) 県内の住家が滅失した世帯の数 のうち町内の住家が滅失した世帯の数	県内12,000世帯以上 かつ町内多数　※1	第１項第３号
(4) 災害が隔絶した地域で発生したものである等被災者の救護が著しく困難である場合	多数　※2	第１項第３号
(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合	※3	第１項第４号

注１）※1,2 印の場合は、内閣府令で定める特別の事情がある場合で、多数の世帯の住家が滅失したことによる。県知事が内閣総理大臣と事前協議を行う必要がある。
※3 は、内閣府令の定める基準に該当することによる。

注２）(1)～(4)に規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した一つの世帯とみなす。

第２　災害救助法の適用手続

１　町長は、町域の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を県知事に情報提供するとともに、法の適用について協議する。その場合、次に掲げる事項について口頭、電話又はファクシミリをもって要請し、後日文書により改めて要請する。

■災害救助法の申請事項

○　災害発生の日時及び場所
○　災害の原因及び被害の状況
○　適用を要請する理由
○　適用を必要とする期間
○　既に実施した救助措置及び実施しようとする救助措置
○　その他必要な事項

２　町長は、「災害救助法の適用基準」の(4)の後段及び(5)の状態で被災者が現に救助を要するときは、法の適用を申請しなければならない。

３　　適用申請の特例

町長は、災害の事態が急迫し、県知事による救助の実施の決定を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、直ちに県知事に情報提供を行う。その後の処置に関しては、県知事の指示を受ける。

第３　救助の実施の委任

災害救助法の適用後の救助業務は、県知事が実施者となるが、救助を迅速に行うため、災害救助法第 13 条の規定、同法施行令第 17 条の規定に基づき救助事務の一部を町長に委任することができる。

知事から委任を受けた場合、町長は当該事務を行わなければならない。町長が行なうこととする事務は次のとおりとする。

１　救助の種類等

災害救助法による救助の種類（救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準）は、福岡県災害救助法施行細則による。

なお、救助の期間については、やむを得ない特別の事情があるときは、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣の承認を得てこれを延長することがある。

本部長	○　避難所（応急仮設住宅を除く。）の供与 ○　炊出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給 ○　被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与 ○　学用品の給与 ○　医療及び助産 ○　被災者の救助 ○　被災住宅の応急修理 ○　遺体の捜索及び処理 ○　埋葬 ○　災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹材等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 ○　応急仮設住宅（賃貸型仮設住宅）の供与

２　特別基準の適用申請

災害救助の対象数量及び期間について特別な事情があるときは、特別基準の適用を申請できる。当該の適用申請は県知事に対して行うものとし、また期間延長については、救助期間内に行わなけ

ればならない。

３　救助の実施状況及び費用の報告

町長は、災害救助法に基づく救助を行ったときは、当該救助の種目に応じて福岡県災害救助法施行規則に示された簿冊等の作成や支払証拠書類の整備を行う。

総務班は、関係各班に関係帳簿の作成を指示し、整理を行ったうえで、これを県知事（県災害対策本部）に報告する。

■資料編３−３「福岡県災害調査報告実施要綱」参照
■資料編３−４「被害認定の基準」参照
■資料編３−５「災害救助法による救助内容（救助の程度及び期間）」参照
■資料編３−６「福岡県災害救助法施行細則」参照
■様式−５「福岡県被害状況報告（様式１～４号）」参照
■様式−６「被害発生状況連絡票」参照
■様式−７「人的被害報告」参照
■様式−８「住家被害報告」参照
■様式−９「その他被害報告」参照
■様式-10「災害箇所一覧表」参照

第５節　要員の確保

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　労働者の確保	●			関係各班
第２　従事命令等による応急措置の業務	●			関係各班

町は、災害応急対策実施のため、町のみで必要な労務を確保できない場合においては、労務者の雇用等により必要な人員を確保し、労務供給を図る。

第１　労働者の確保

災害対策を実施するための必要な労働者の確保は、原則としてそれぞれの対策班において行い、その手段として次の措置を講じる。

(1) 災害対策実施機関の関係者等の動員
(2) ボランティア等の奉仕団の受入れ（第３部「災害応急対策」第１章 第６節「災害ボランティアの受入・支援」）
(3) 公共職業安定所による労働者の斡旋
(4) 関係機関等民間業者の応援派遣による技術者等の動員
(5) 緊急時における従事命令等による労働者等の動員

１　災害対策実施機関の関係者等の動員

町は、自ら技術者等の確保が困難なときは次により、他機関等に対し、必要な技術者等の応援派遣を要請し、確保する。

(1) 指定公共機関又は指定地方行政機関の長に対する職員派遣要請

指定公共機関又は指定地方行政機関に対し職員の派遣要請をする場合は、次の事項を記載した文書で要請を行う。

1) 派遣を要請する理由
2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
3) 派遣を必要とする期間
4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
5) その他職員の派遣について必要な事項

(2) 知事に対する職員の斡旋要求

知事に対して指定行政機関、指定地方行政機関、他の都道府県又は市町村の職員派遣の斡旋を要求する場合は、次の事項を記載した文書で要求する。

1) 派遣の斡旋を求める理由
2) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
3) 派遣を必要とする期間
4) 派遣される職員の給与、その他の勤務条件
5) その他職員の派遣斡旋について必要な事項

２　ボランティア等の奉仕団の受入れ

ボランティア等の奉仕団による労働力の確保は、第３部「災害応急対策」第１章 第６節「災害ボランティアの受入・支援」による。

３　公共職業安定所の斡旋供給による労働者の動員

労働者の雇用は、原則として福岡労働局ハローワーク直方に対し、次の事項を明らかにして、必要な労働者の紹介の斡旋を依頼する。

地域内において、労働者の雇用ができない場合又は不足する場合は、知事又は隣接市町村長に対し、奉仕団の派遣斡旋を依頼する。

(1) 労働者の雇用の範囲

1) 被災者の避難
2) 医療救護における移送
3) 被災者の救出
4) 飲料水の供給
5) 救済用物資の整理、輸送及び配分
6) 遺体の捜索及び処理

(2) 労働者の雇用を依頼する場合は、次の事項を明らかにする。

1) 労働者の雇用を要する目的
2) 作業内容
3) 所要人員
4) 雇用を要する期間
5) 従事する地域
6) 輸送、宿泊等の方法

(3) 労働者の賃金

雇用による労働者の賃金は、町内の通常の実費とする。

４　関係機関等民間業者の応援派遣による技術者等の動員

町は、必要に応じて、民間業者等へ協力要請を行う。

民間業者	○　販売業者、流通業者、事業所等に対し、食料（生鮮品を含む）、生活必需品、飲料水、資機材置場、車両、資機材、医薬品、仮設住宅用地の提供等の協力を要請する。

第２　従事命令等による応急措置の業務

応急措置を実施するために緊急の必要があり、また災害対策基本法第71条第2項の規定により、知事の権限の一部が町長に委任された場合は、町長は、従事命令又は協力命令等を執行し、次のとおり、関係機関に対し、当該応急措置の業務に従事させることができる。

■従事命令等とその執行者

対象作業		命令区分	執行者	対象者及び物件	根拠法令
災害応急対策事業	災害応急対策全般	従事命令	町長	○　市町村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者	災害対策基本法第65条1項
			警察官 海上保安官	○　市町村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者	災害対策基本法第65条2項
			自衛官	○　災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害対策基本法第65条3項
	災害救助法に基づく救助を除く応急措置	従事命令	県知事 又は 町長	○　医師、歯科医師、薬剤師 ○　保健師、助産師、看護師 ○　土木技術者、建築技術者 ○　大工、左官、とび職 ○　土木、建築業者及びこれらの従業者 ○　地方鉄道業者及びその従業者 ○　軌道経営者及びその従業者 ○　自動車運送業者及びその従業者 ○　船舶運送業者及びその従業者 ○　港湾運送業者及びその従業者	災害対策基本法第71条1項
		協力命令	県知事又は町長	○　救助と要する者及びその近隣の者	災害対策基本法第71条1項
災害応急対策作業	災害応急対策全般	従事命令	警察官	○　その場に居合わせた者、その物件の管理者、その他の関係者	警察官職務執行法（昭和23年7月12日法律136号）第4条1項
災害救助作業	災害救助法に基づく救助	従事命令	知事	○　医師、歯科医師、薬剤師 ○　保健師、助産師、看護師 ○　土木技術者、建築技術者 ○　大工、左官、とび職 ○　土木、建築業者及びこれらの従業者 ○　地方鉄道業者及びその従業者 ○　軌道経営者及びその従業者 ○　自動車運送業者及びその従業者 ○　船舶運送業者及びその従業者 ○　港湾運送業者及びその従業者	災害救助法第24条
		協力命令	知事	○　救助と要する者及びその近隣の者	災害救助法第25条
消防作業		従事命令	消防吏員 消防団員	○　火災の現場付近にある者	消防法第29条5項
水防作業		従事命令	水防管理者 水防団長 消防機関の長	○　区域内に居住する者又は水防の現場にある者	水防法第24条

注 1）県知事又は県知事の委任を受けた町長は、公用令書をもって執行する。

注 2）県知事又は県知事の委任を受けた町長が、従事命令等（協力命令を除く。）を執行した場合は実費を弁償し、又は損失を補償する。

注 3）執行者は、従事命令又は協力命令により、応急対策に従事した者でそのことにより負傷し、疾病にかかった者又は死亡した者に対しては、それぞれ損害補償又は扶助金を支給する

第６節　災害ボランティアの受入・支援

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　受入窓口等の設置		●		救護防疫班、町社会福祉協議会
第２　災害ボランティアの活動		●		救護防疫班、町社会福祉協議会 関係各班

大規模災害が発生したときは、町、福岡県災害ボランティア連絡会及び社会福祉協議会等が中心となり、速やかに災害ボランティア本部を設置し、被災住民の支援を図るとともに、全国から駆けつけるボランティアの善意が効果的に活かされるよう活動を支援、調整する。

町は、（仮称）小竹町災害ボランティア本部（以下、「町災害ボランティア本部」という）及び福岡県災害ボランティア本部と連携を図り対応を行う。

第１　受入窓口等の設置

１　町災害ボランティア本部の設置

ボランティアの受入れ調整組織としては、福岡県災害ボランティア連絡会及び社会福祉協議会が中心となって、県レベル、市町村レベルの２段階レベルの災害ボランティア本部を設置し、相互に連携の上、日本赤十字社福岡県支部、ＮＰＯ・ボランティア等と連携を図り、活動を展開する。

(1) 救護防疫班は、町社会福祉協議会に対し、ボランティアの受入れ調整組織、活動拠点となる町災害ボランティア本部の設置、運営を要請する。

(2) 町災害ボランティア本部は、地域ボランティアの協力を得ながら、被災住民のニーズの把握、ボランティアの募集、受付、現場へのボランティアの派遣等の活動を展開する。

なお、災害時のみならず復旧時においても、ボランティア相互の情報交換の場の提供などを通して被災住民の支援を図る。

(3) ボランティア活動と町の実施する救助の調整事務について、町が県から事務委任を受けた場合は、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する。この場合、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

■災害ボランティア本部の役割

福岡県 災害ボランティア本部 （福岡県災害ボランティア連絡会、県）	○　市町村の現地災害ボランティア本部の体制整備と運営を支援 ○　被災市町村間のボランティアの調整等 ○　必要に応じて市町村現地災害ボランティア本部へ災害ボランティアコーディネーター等の運営スタッフの派遣等
町災害ボランティア本部 （総務班、救護防疫班、社会福祉協議会）	○　被災住民のニーズの把握 ○　町からの情報等に基づくボランティアニーズの把握及び情報提供 ○　ボランティアの募集、受付、登録、ボランティア保険の受付・申し込み ○　ボランティア活動の決定及びボランティアの割り振り ○　ボランティア活動用資機材の確保

	○　ボランティア連絡会議の開催 ○　ボランティアコーディネーターとの連絡調整 ○　町、県災害ボランティア本部との連絡調整 ○　その他ボランティア活動について必要な活動

２　日本赤十字社福岡県支部、ＮＰＯ・ボランティア団体等との連携

町災害ボランティア本部は、被災地に現地入りする日本赤十字社福岡県支部及びＮＰＯ・ボランティア関係団体等との連携を図り、現場活動についてできる限りの支援を行う。

３　町のボランティア活動への支援

総務班は、町災害ボランティア本部の活動に必要な情報を提供するとともに、ボランティア活動が円滑に行われるよう、設置及び運営について、必要に応じて支援を行う。

■町の町災害ボランティア本部への支援

○　町災害ボランティア本部の場所（登録場所、コーディネーター会議室、事務室、控室）の提供 ○　町災害ボランティア本部の設置・運営に係る経費の助成 ○　資機材等（机、椅子、受付用紙、コピー機、事務用品等）の提供 ○　ボランティアの飲料水、食料、物資等の調達 ○　必要に応じボランティアへの宿泊場所等の確保・提供 ○　町職員の派遣 ○　被災状況についての情報提供 ○　片づけごみなどの収集運搬 ○　その他必要な事項

４　連絡調整等

ボランティアの活動支援を必要とする班は、救護防疫班に要望等を的確に伝える。

救護防疫班は、ボランティアセンターの代表者に情報を提供し、必要な人員、資機材、分野、集合場所等の被災地におけるボランティアのニーズを把握し、情報や活動拠点を提供するとともに、活動内容等について調整を行う。

総務班は、県災害対策本部へ情報を提供する。

５　ボランティアへの協力要請

町災害ボランティア本部は、各応急活動について必要とするボランティアの種類、人数等のニーズを把握する。

ボランティアのニーズに関する情報は、福岡県 NPO・ボランティア支援センターや報道機関、ホームページ等を通じて公表する。

また、赤十字奉仕団、赤十字ボランティア、婦人会等に対し、避難誘導の補助、避難所、炊き出し、救援物資支給、清掃、防疫等について応急救護措置等に関する協力を要請する。

第２　災害ボランティアの活動

町災害ボランティア本部は、社会福祉協議会及びボランティアコーディネーター等と連携し、ボランティアを必要としている各活動へ地域ボランティアを配置する。

関係各班は、各活動地点においてボランティアが的確に対応できるよう調査を行う。

災害ボランティアが活動する内容は、主として次のとおりとする。

１　生活支援に関する業務

(1) 被災者家屋等の清掃活動
(2) 現地災害ボランティアセンター運営の補助
(3) 指定避難所運営の補助
(4) 炊き出し、食料等の配布
(5) 救援物資等の仕分け、輸送
(6) 高齢者、障がいのある人等の介護補助
(7) 被災者の話し相手・励まし
(8) 被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去
(9) その他被災地での軽作業（危険を伴わないもの）

２　専門的な知識を要する業務

(1) 救護所等での医療、看護
(2) 被災宅地の応急危険度判定
(3) 外国人のための通訳
(4) 被災者へのメンタルヘルスケア
(5) 高齢者、障がいのある人等への介護・支援
(6) アマチュア無線等を利用した情報通信事務
(7) 公共土木施設の調査等
(8) その他専門的な技術・知識が必要な業務

第５　海外からの支援の受入れ

総務班は、海外からの救援隊受入れに際しては、消防班、県と連携し、円滑な協力体制の確保に配慮する。

■資料編２－８「災害応援協定一覧」参照

第２章　災害応急対策活動

項　　目	担　　当
第１節　防災気象情報等の伝達	総務班
第２節　被害情報等の収集伝達	総務班、関係各班
第３節　広報・広聴	総務班
第４節　避難対策の実施	総務班、消防班、教育班、救護防疫班、農林班
第５節　水防対策の実施	総務班、技術工作班、農林班、消防班
第６節　消防活動	消防班
第７節　警備対策の実施	総務班、関係各班
第８節　救出活動	消防班、救護防疫班
第９節　医療救護	救護防疫班、消防班
第 10 節　飲料水の供給	技術工作班
第 11 節　食料の供給	救護防疫班
第 12 節　生活必需品等の供給	救護防疫班
第 13 節　交通対策の実施	技術工作班
第 14 節　緊急輸送の実施	総務班、技術工作班、救護防疫班
第 15 節　保健衛生、防疫、環境対策	救護防疫班
第 16 節　要配慮者の支援	救護防疫班、技術工作班
第 17 節　安否情報の提供	総務班
第 18 節　遺体の捜索、収容及び火葬	消防班、救護防疫班
第 19 節　障害物の除去	技術工作班
第 20 節　文教対策の実施	教育班
第 21 節　住宅の確保	技術工作班
第 22 節　災害廃棄物等の処理	救護防疫班、技術工作班、農林班
第 23 節　電気施設　一般通信施設、ガス施設の災害応急対策	事業者
第 24 節　上水道、下水道施設の災害応急対策	技術工作班、農林班
第 25 節　交通施設の災害応急対策	技術工作班、農林班、総務班
第 26 節　土砂災害の応急対策	技術工作班、総務班、農林班、救護防疫班
第 27 節　二次災害の防止	術工作班、消防班、関係各班
第 28 節　農林業施設等の災害応急対策	農林班

第１節　防災気象情報等の伝達

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　防災気象情報等の種類・基準と伝達系統				総務班
第２　警報・注意報等の伝達系統				総務班
第３　洪水予報・水防警報等				総務班
第４　土砂災害警戒情報				総務班

本町に災害の発生のおそれのある場合、気象業務法に基づいて発表される特別警報、警報及び注意報、水防法に基づく水防警報、消防法に基づく火災気象通報等を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、また、これらに資するために必要な観測記録を迅速確実に収集するため、通報系統及び要領等を定めて、適切な防災対策の実施を図る。

第１　防災気象情報等の種類・基準と伝達

１　警報・注意報等

福岡管区気象台は、気象・地象・水象等の観測結果に基づき特別警報・警報・注意報及び気象情報(以下これらを防災気象情報という。)を次により発表し、防災気象情報を防災機関等に伝達するとともに、これらの機関や報道機関の協力を得て住民に周知できるよう努める。

また、福岡管区気象台等は避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、段階の警戒レベル相当情報として区分し住民の自発的な避難判断を促す。

なお、町は大雨、暴風等の特別警報の伝達を受けた場合、又は自ら知った場合は、直ちに公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとらなければならない。その際、対象者に漏れなく、要配慮者にも配慮するとともに、住民にとってわかりやすく伝達するよう努める。

また、福岡管区気象台は、特別警報・警報・注意報等を発表した時の住民の取るべき行動等について、町と連携して普及啓発に努める。

消防庁は、気象庁から受信した風水害に関する情報等を、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、町等へ伝達する。

２　消防法に基づく火災気象通報

福岡管区気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、消防法第 22 条に基づき、その状況を直ちに火災気象通報として知事に通報する。また、県知事は福岡管区気象台から通報を受けたときは、直ちにその状況を市町村等に通報する。

町及び消防本部は、通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、住民に対し火災に関する気象情報を周知し、注意を促す。

火災気象通報を行う場合の基準は、福岡管区気象台が定めた「乾燥注意報」及び陸上を対象とした「強風注意報」の基準と同一とする。

なお、陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想され、火災気象通報基準に該当するすべての地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合は、火災気象通報に該当しない。

※「乾燥注意報」の基準：実効湿度 60%以下でかつ最小湿度 40%以下

※「強風注意報（陸上）」の基準：平均風速 12m/s 以上

第２　警報・注意報等の伝達系統

１　気象情報等の伝達

総務班は、気象情報の収集・伝達を行い、町民への周知については、下図の他に町ホームページ、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、防災情報等メール配信システム等のさまざまなツールを活用し、適宜行う。

なお、住民に対し、必要と認められる予警報だけでなく、予想される事態及びこれに対して取るべき避難のための立ち退きの準備その他の措置の伝達周知を行う。

また、大雨、暴風等の特別警報の伝達を受けた場合は、要配慮者が基本法第 60 条第１項の規程による避難のための立ち退きの指示を受けた場合に、円滑に避難のための立ち退きを行うことができるよう特に配慮する。

■気象情報の伝達系統

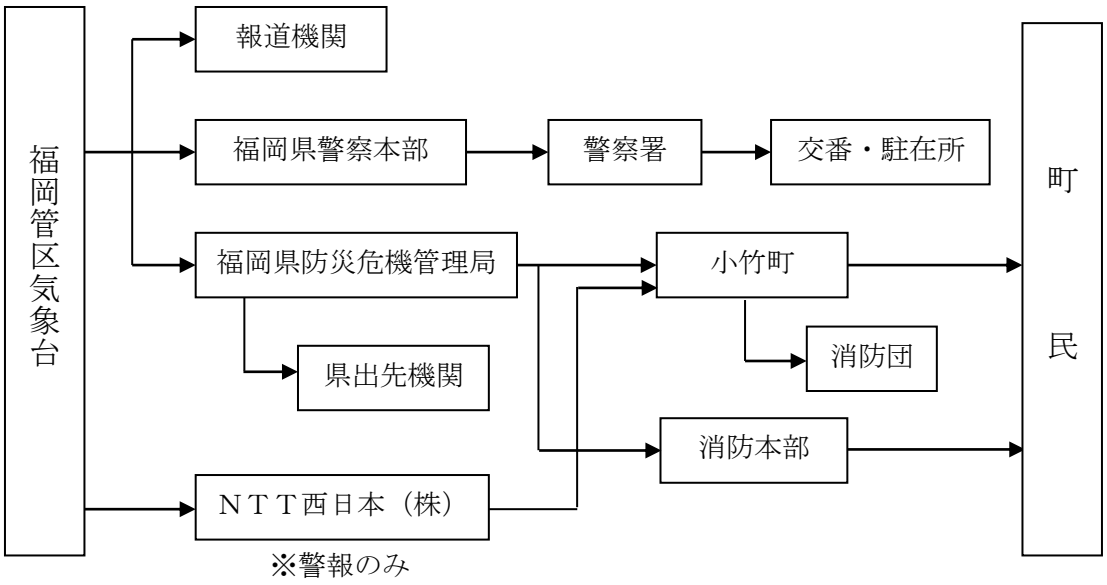

※警報のみ

２　異常現象発見時における措置

(1) 発見者の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長（消防署員）又は警察官に通報しなければならない。（災害対策基本法第 54 条）

■通報を要する異常現象

事　　項	現　　象
気象に関する事項	◆大雨、大雪、竜巻、強い降ひょう等 ◆地割れ、亀裂、落石等
水象に関する事項	◆放置すれば決壊のおそれがある堤防の水もれ

(2) 警察官等の通報

通報を受けた消防署員又は警察官は、その旨をすみやかに町長に通報しなければならない。

(3) 町長の通報

通報を受けた町長は、福岡管区気象台、県防災危機管理局及びその他の関係機関に通報する。

■通報の流れ

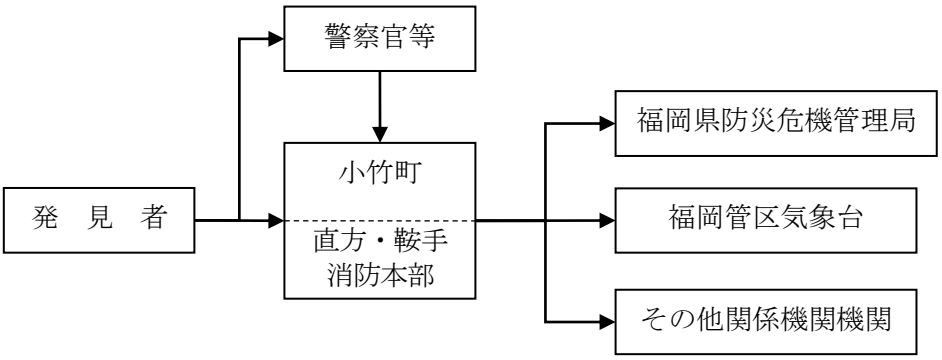

通報先機関名	電話番号	備　　考
福岡管区気象台	(092)725-3600 (092)725-3609 (092)725-3606	気象等に関する事項 地震に関する事項（官庁執務時間） 地震に関する事項（夜間・休日）
福岡県防災危機管理局	(092)641-4734	夜間退庁時災害連絡用
福岡県警察本部	(092)641-4141	内線：5722　5723(警備課) FAX　：5729　夜間 5505

第３　洪水予報・水防警報等

１　福岡管区気象台が行う水防活動用の予報及び警報

福岡管区気象台は、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ関係報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。(水防法第 10 条第 1 項)

知事は、気象台から受けた事項について、直ちにこれを水防管理者（町長）に通知する。

■水防活動用の注意報・警報発表基準

予報名		注意報	警報
大雨	表面雨量指数基準	14	21
洪水			
	流域雨量指数基準	庄内川流域=12	庄内川流域=15
	複合基準＊1	遠賀川流域=（11，22.8），庄内川流域=（11，9.6）	遠賀川流域=（13，32.1）
	指定河川洪水予報による基準	遠賀川下流部［日の出橋］	遠賀川上流部［川島］，遠賀川下流部［日の出橋］
土壌雨量指数基準		102	158

※　土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指標。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km 四方の領域ごとに算出

※　発表区域は市町村単位で発表

＊1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値

２　福岡管区気象台・九州地方整備局が共同して行う洪水予報

水防法第10条第２項及び気象業務法第14条の２第２項の規定により、九州地方整備局遠賀川河川事務所と福岡管区気象台が共同して行う指定河川洪水予報の種類、及び本町における対象河川は

次の通りである。

警戒レベルは２～５に相当し、洪水予報が発せられた場合には、町は、指定河川洪水予報伝達系統により町民に対し周知を行う。

■洪水予報指定河川

水系名	予報区域名	実　施　区　域	基準地点
遠賀川	遠賀川下流部	福岡県飯塚市口原字池向786番地4から海まで	日の出橋･中間

■指定河川洪水予報伝達系統

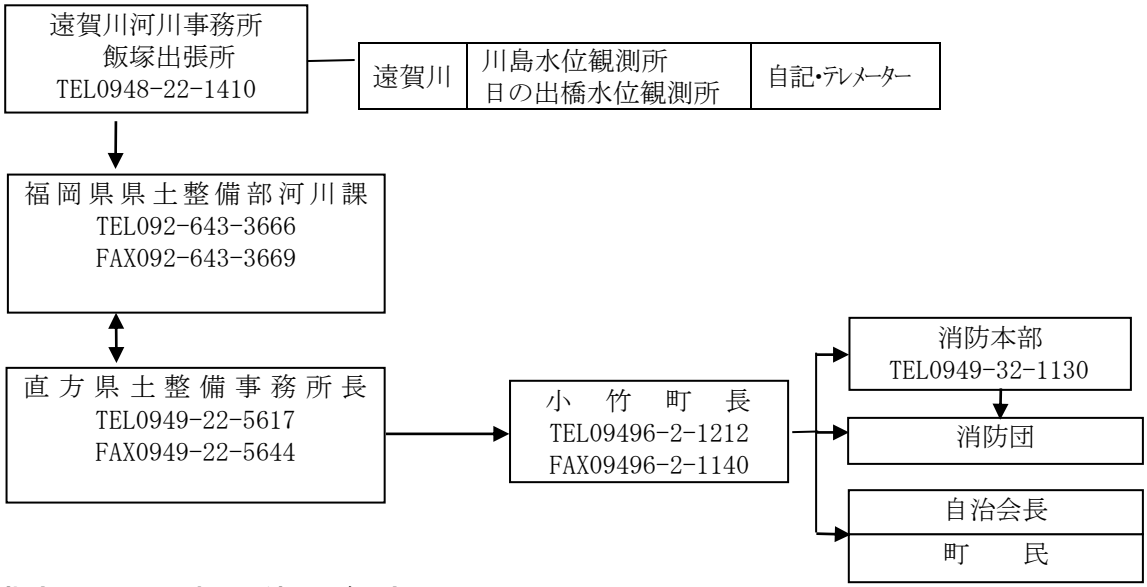

３　指定河川洪水予報の種類及び内容

種　類	情報名	内　容
洪水警報	氾濫発生情報 （警戒レベル５ 相当情報[洪水]）	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す。
	氾濫危険情報 （警戒レベル４ 相当情報[洪水]）	氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続している時に発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状態。 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。避難指示が必要とされる。
	氾濫警戒情報 （警戒レベル３ 相当情報[洪水]）	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備等の氾濫発生に対する警戒を求める段階であり、高齢者等避難の発令の判断の参考とする。 高齢者等の避難が必要とされる

種　類	情報名	内　　容
洪水注意報	氾濫注意情報 （警戒レベル２ 相当情報[洪水]）	氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないときに発表される。 氾濫の発生に対する注意を求める段階であり、水防団の出動の参考とする。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる。

※気象庁長官と国土交通大臣又は県知事が共同して行う指定河川における洪水予報である。

4　水防警報

(1) 水防警報の種類

国土交通大臣・知事は、洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼について、水防警報を発令する。(水防法第 16 条第 1 項)

県知事は、水防警報を発令したとき、又は国土交通大臣より通知を受けたときは、県水防計画に基づき直ちにその警報（通知）事項を町長（水防管理者）及び水防関係機関に通知する。(水防法第 16 条第 3 項)

水防警報の通知を受けた場合、町長（総務班）は、関係住民に連絡するとともに、関係各班、水防団（消防団）及び水防関係者を待機させ、又は必要に応じて出動その他の処置を講ずる。

1)　水防活動用警報・注意報

水防活動の利用に適合する（水防活動用）気象、洪水についての注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。水防活動用警報・注意報の一覧は次のとおり。

■　水防活動用警報・注意報

水防活動の利用に適合する注意報・警報	注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある(又は著しく大きい)と予想されたとき
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたとき
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたとき

2)　水防警報の種類及び発表基準

(段階) 区分	発表基準 河川 内容		町への指示等
(第1) 待機	気象予報・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動出来るように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	直ちに水防機関が出動できるように待機すること
(第2) 準備	雨量、水位、流量、その他の河川状況により必要と認めるとき	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	情報連絡、水防器材の確認、通信及び輸送の確保の出動準備を行うこと
(第3) 出動	氾濫注意情報等により、又は水位、流量、その他の河川状況により、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの
警戒	氾濫警戒情報等により、又は、既に氾濫注意水位を超え、災害の起こるおそれがあるとき	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	水防活動上必要な越水、漏水、崩壊、亀裂等河川の状態を示し、その対応策を指示するもの
(第4) 解除	氾濫注意水位下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	水防機関の出動態勢の解除
地震による堤防の漏水、沈下の場合、津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。			

注）飯塚水防地方本部、町水防本部の設置及び解除については、確実に伝達すること。

(2) 避難判断水位到達情報の通知及び周知

国土交通大臣又は知事が指定した河川（水位周知河川）については、避難判断水位（氾濫注意水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位）を設定する。

国土交通大臣が指定した河川について河川の水位が避難判断水位に到達した場合には、九州地方整備局（遠賀川河川事務所）は、その旨を知事（県河川課）に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。（水防法第 13 条第 1 項）

県水防本部（県河川課）は、遠賀川河川事務所からその旨の通知を受けた場合は、直ちに飯塚水防地方本部（県土整備事務所）へ通知し、水防地方本部は水防管理者（町長）にその受けた通知に係る事項を通知する。（水防法第 13 条第 3 項）

知事が指定した河川について、河川の水位が避難判断水位に到達した場合には、水防地方本部は、水防管理者へ通知するとともに、水防本部に報告する。また、水防本部は、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。（水防法第 13 条第 2 項）

(3) 国土交通大臣が水防警報、避難判断水位到達情報を行う河川

本県における対象河川は、筑後川、遠賀川、山国川、矢部川水系における一級河川で、別に国土交通大臣が指定する。本町域における該当指定河川は遠賀川である。

■河川及び区域

水系名	河川名	区　　域
遠賀川	遠賀川 幹川	左岸：福岡県嘉麻市中益町火渡～火渡橋から海まで 右岸：福岡県嘉麻市中益町字川原～火渡橋から海まで

■水防警報対象量水標及び条件

河川名	対　象 量水標	第１段階 待機	第２段階 準備	第３段階 出動	第４段階 解除
遠賀川 幹川	日の出橋	水防団待機水位(4.60m)に達し、氾濫注意水位(5.90m)に達すると思われるとき	水防団待機水位(4.60m)を超え、氾濫注意水位(5.90m)を突破すると思われるとき	氾濫注意水位(5.90m)に達し、なお上昇の見込みがあるとき	氾濫注意水位(5.90m)以下に下がって再び増水のおそれがないと思われるとき
遠賀川 幹川	川島	水防団待機水位(2.30m)に達し、氾濫注意水位(3.60m)に達すると思われるとき	水防団待機水位(2.30m)を超え、氾濫注意水位(3.60m)を突破すると思われるとき	氾濫注意水位(3.60m)に達し、なお上昇の見込みがあるとき	氾濫注意水位(3.60m)以下に下がって再び増水のおそれがないと思われるとき

■水防警報の基準とする水位観測所　　（単位：m）

河川名	観測所名	位置	種別	零点高 (TP.m)	水位(m)				
					水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険	過去最高
遠賀川 幹川	日の出橋	直方市津田町	自記・ﾃﾚ	2.000	4.60	5.90	7.10	7.70	8.17
遠賀川 幹川	川島	飯塚市幸袋	自記・ﾃﾚ	10.737	2.30	3.60	4.70	5.60	5.92

（注１）水防団待機水位：各水防団機関が準備する水位で水防団体等の待機の指標となる水位

（注２）氾濫注意水位（レベル２水位）：水防団が出動し、警戒にあたる指標となる水位

（注３）避難判断水位（レベル３水位）：高齢者等避難の指標となる水位、河川の氾濫に関する居住者等への注意喚起

（注 4）氾濫危険水位（レベル４水位）：避難指示の発令の目安、居住者等の避難判断、相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位

(4) 県知事が水防警報、避難判断水位到達情報を行う河川

本町域における該当指定河川は、遠賀川水系庄内川がある。

■河川及び区域

水系名	河川名	区　　域	水位観測所
遠賀川	庄内川	県管理区間全区間	飯塚市勢田（宮前橋）

■水防警報対象量水標及び条件

河川名	観測所名	第１段階 待機	第２段階 準備	第３段階 出動	第４段階 解除
庄内川	勢田 (宮前橋)	水防団待機水位(3.24m)に達すると思われるとき	氾濫注意水位(3.92m)を突破すると思われるとき	氾濫危険水位(4.71m)に達し、なお上昇の見込のあるとき	氾濫注意水位(3.92m)以下に下がって再び増水のおそれがないと思われるとき

■水防水位観測所

河川名	観測所名	位置	水位（m）			
			水防団待機	氾濫注意	避難判断水位	氾濫危険
庄内川	勢田（宮前橋）	飯塚市勢田	3.24	3.92	4.23	4.71

（注１）水防団待機水位：各水防団機関が準備する水位で水防団体等の待機の指標となる水位
（注２）氾濫注意水位（レベル２水位）：水防団が出動し、警戒にあたる指標となる水位
（注３）避難判断水位（レベル３水位）：高齢者等避難の指標となる水位、河川の氾濫に関する居住者等への注意喚起
（注４）氾濫危険水位（レベル４水位）：避難指示の発令の目安、居住者等の避難判断、相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位

(5) 水防警報等の伝達系統

飯塚水防地方本部は、町長等の関係水防管理者に水防警報、避難判断水位到達情報を通知する。

総務班は、水防警報の通知を受けたときは、気象予警報、観測情報等の情報収集を行うとともに、水防団（消防団）及び水防関係機関と連携して、「小竹町水防計画」に基づき、町水防本部（水防配備体制）を設置し警戒活動や水防活動にあたる。

ただし、町災害対策本部が設置された場合は、町水防本部は町災害対策本部の指揮下に入る。

■連絡通信系統

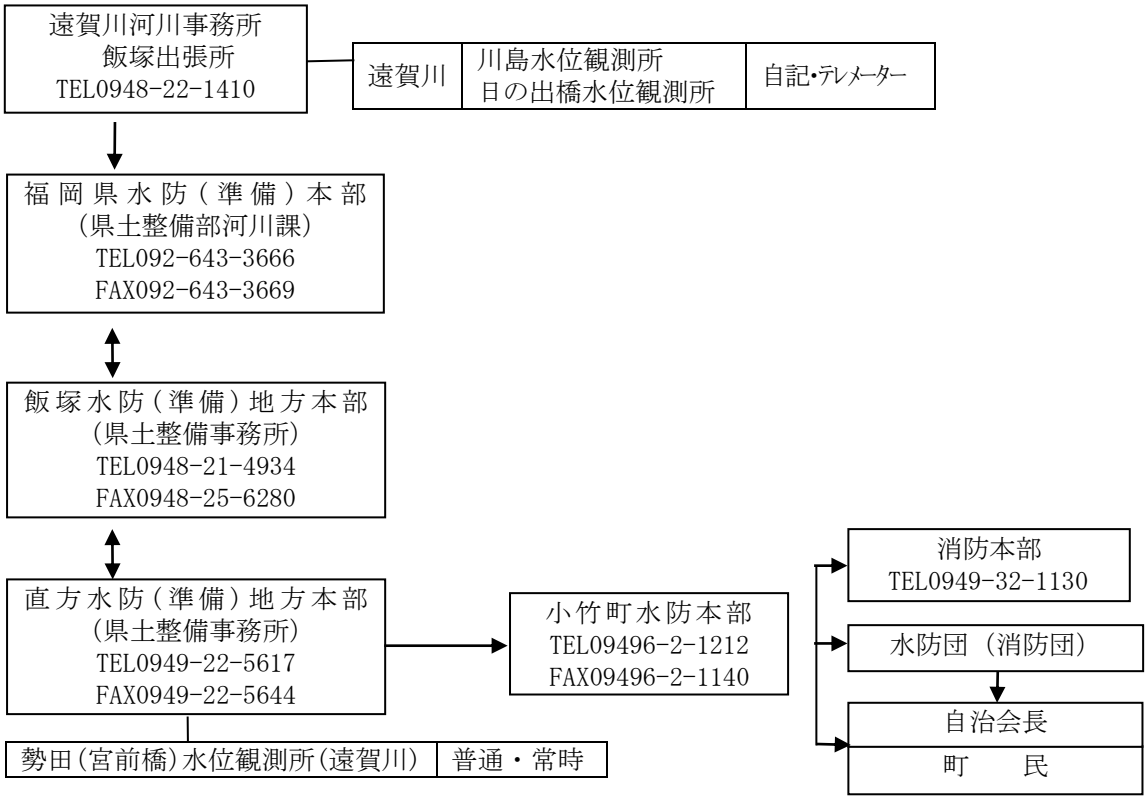

(6)　水防信号

町が用いる水防信号は、次のとおりとする。

種類	説明	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	氾濫注意水位に達したことを知らせるもの	○休止○休止○休止 (1点打)	(約5秒) ○ － (約15秒) 休止 (約5秒) ○ － (約15秒) 休止 (約5秒) ○ －
第2信号	消防団員及び消防機関に属するもの全員が出勤すべきことを知らせるもの	○-○-○　○-○-○　○-○-○ (3点打)	(約5秒) ○ － (約6秒) 休止 (約5秒) ○ － (約6秒) 休止 (約5秒) ○ －
第3信号	当該水防管理団体の区域内に居住するものが水防の応援に出勤すべきことを知らせるもの	○-○-○-○　○-○-○-○　○-○-○-○ (4点打)	(約10秒) ○ － (約5秒) 休止 (約10秒) ○ － (約5秒) 休止 (約10秒) ○ －
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難すべきことを知らせるもの	乱　打	(約1分) ○ － (約5秒) 休止 (約1分) ○ －

（注）１　信号は適宜の時間継続すること。

２　必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。

３　危険が去ったときには、口頭伝達により周知させること。

第４　土砂災害警戒情報

福岡県と福岡管区気象台は、大雨による土砂災害の危険度が高まったときに、町長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援することや、住民が自主避難の判断等に役立てることを目的とし、土砂災害警戒情報を関係機関へ通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

１　大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）

大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１㎞四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。

大雨警報（土砂災害）が発表されたら、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）等を確認し、命に危険を及ぼす危険度が高まっている領域では、土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所への避難が必要。

２　土砂災害警戒情報

福岡県と福岡管区気象台は共同して、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、市町村を最小単位とし**土砂災害警戒情報**を発表する。

避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

３　土砂災害警戒情報の伝達

福岡管区気象台は、発表した土砂災害警戒情報を防災情報提供システムにより県等の防災関係機関及び報道機関へ伝達する。また、テレビ・ラジオを通じて住民へ伝達し、自主避難等にも活用する。

福岡県土整備部砂防課は、防災ＦＡＸやメールにより市町村、各消防本部、県関係機関等に対し土砂災害警戒情報を伝達する。

町は、土砂災害警戒情報が発表された場合には、当該情報を住民に周知するとともに、土砂災害危険箇所等に指定されている地域の住民に対して、避難指示等を発令する。

■資料編３－７「注意報及び警報の種類並びに発表の基準」参照

第２節　被害情報等の収集伝達

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　風水害、土砂災害の警戒・巡視活動	●			関係各班
第２　災害情報の収集	●	●		総務班、関係各班
第３　被害報告、通知、伝達	●			総務班
第４　通信体制の確保	●			総務班

町及び防災関係機関は、相互に連携協力して、刻々と変わる災害の状況に応じた的確な発動応急対策を実施するため、災害に関する情報の収集及び伝達を迅速に行う。

第１　風水害、土砂災害の警戒・巡視活動

１　風水害の警戒・巡視活動

(1) 災害対策本部の設置前の警戒活動

総務班、技術工作班、農林班及び消防班は、各々連携し、風水害の警戒・巡視活動や水防活動を行う。

危険があると認められる箇所は、当該管理者に通報するとともに、必要に応じ、消防団員を配置する。

■活動内容

○　気象情報の収集伝達
○　河川、ため池等の警戒・巡視
○　町域の被害情報の収集、県及び関係機関への伝達
○　町民への気象情報等の伝達

(2) 災害対策本部の設置後の警戒活動

消防班は、総務班、技術工作班及び農林班と連携し、風水害の警戒・巡視活動や水防活動を行う。その他関係各班は、災害発生に備え、自主避難者への対応や応急対策への準備をする。

■活動内容

○　気象情報の収集伝達
○　河川、ため池等の警戒・巡視
○　町域の被害情報の収集、県及び関係機関への伝達
○　町民への気象情報の伝達、自主避難の呼びかけ
○　指定緊急避難場所の施設提供と自主避難者への対応

(3) 応急措置

重要箇所等を中心に巡回し、異常等を発見したときは直ちに水防作業を開始するとともに、必要に応じて関係機関に報告する。

■活動内容

○　水門等の管理者と連絡を密にし、水位の変動及び状況に応じて門扉等の適正な開閉を行う。
○　町管理の水防施設については、状況等から判断して、時期を逸しないよう門扉の開閉等の措置をとる。
○　災害により堤防等が被害を受け危険と思われる場合は、水防工法等により応急措置を講ずる。
○　水防危険箇所については、警戒区域を設定し、関係者以外の立入りを禁止するなどの措置を講ずるとともに、関係機関へ通報する。

(4) 資機材の調達

現有の資機材を優先的に活用し、なお、不足する場合には現地調達あるいは県土整備事務所、関係業者等から調達する。

２　土砂災害の警戒・巡視活動

(1) 災害対策本部の設置前の警戒活動

総務班、技術工作班、農林班及び消防班は、各々連携し、土砂災害の警戒・巡視活動を行う。危険があると認められる箇所は、当該管理者に通報する。

■活動内容

○　気象情報の収集伝達
○　がけ崩れ、土石流、地すべり等の危険箇所の警戒・巡視
○　対象住民（自主防災組織等）への警戒呼びかけ、情報収集
○　町域の被害情報の収集、県及び関係機関への伝達
○　町民への気象情報の伝達

(2) 災害対策本部の設置後の警戒活動

技術工作班、農林班は、総務班、消防班と連携し、土砂災害の警戒・巡視活動を行う。その他関係各班は、災害発生に備え、自主避難者への対応や応急対策への準備をする。

■活動内容

○　気象情報の収集伝達
○　がけ崩れ、土石流、地すべり等の危険箇所の警戒・巡視
○　対象住民（自主防災組織等）への警戒呼びかけ、情報収集
○　町域の被害情報の収集、県及び関係機関への伝達
○　町民への気象情報の伝達、自主避難の呼びかけ
○　指定緊急避難場所の施設提供と自主避難者への対応

第２　災害情報の収集

１　初期情報の収集

災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模を早期に把握するため、各職員、総務班等は、次の災害の初期情報の収集活動に努める。

なお、所属先への集合が困難かつ連絡が不可能な場合は、最寄りの町庁舎又は指定避難所に各自最も適した交通手段（バイク、自転車、徒歩）で自主参集し、初期情報の収集活動に努める。

■収集項目

①　人的被害（行方不明者を含む）※	⑦　災害対策（警戒）本部の設置、配備状況
②　建物被害	⑧　交通機関の運行、道路の状況
③　火災の発生状況	⑨　ライフライン等生活関連施設の運営状況
④　水害・土砂災害等の発生状況	⑩　応急対策の実施状況
⑤　避難指示の状況、 警戒区域の指定状況	⑪　県への要請事項 ⑫　その他必要な被害報告
⑥　避難状況	

※　なお、行方不明者の人数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、総務班は住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集を行う。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者などは外務省）又は都道府県に連絡する。

■初期情報の収集方法

担　当	情　報　収　集　の　方　法	
各　職　員	勤務時間内	○　初期の活動中に見聞きした内容を報告する。
	勤務時間外	○　参集する際に見聞きした内容を報告する。
総　務　班	○　県、関係機関と連絡をとり、広域的な災害情報等を収集する。 ○　住民組織（自主防災組織等）と連絡をとり、地域の災害情報を収集する。 ○　町民からの通報を受け付ける。 ○　消防班に町民通報の状況を問い合わせ、殺到しているときは、その状況を県災害対策本部及び総務省消防庁に報告する。 ○　九州地方整備局、自衛隊、警察等のヘリコプターによる情報を把握する。	
技術工作班	○　被災地の初期状況について、必ず被災地の現地調査を行う。	

２　災害関係情報収集用カメラ等の活用

町は、福岡県防災・行政情報通信ネットワークと災害関係情報収集用カメラとを連携し、そのネットワークを活用しながら災害情報の収集を行うよう努める。

３　被害状況の調査

被害状況の調査は、災害の危険性が解消した段階で、関係機関及び関係団、消防団、自主防災組織、各自治会長、組長等の協力をえて、担当地区別に住家・人的被害調査及び所管施設等の被害調査を行い、総務班に報告する。

(1) 町職員による調査

町職員による被害状況の調査は、次のとおり各班において分担し、関係機関及び関係団体等の協力を得て実施する。

なお、被害調査は、福岡県災害調査報告実施要綱に示されている「被害の判定基準」による。

■班別調査の担当及び対象

調査担当班	調　査　対　象
総務班	住家被害、庁舎被害
救護防疫班	福祉施設被害、人的被害、医療施設被害、保育施設被害、処理施設被害
技術工作班	水道施設被害、道路・橋梁被害、公園施設被害、河川被害、町営住宅被害、土砂災害
農林班	観光施設被害、商業被害、工業被害、農林水産業施設被害、農産被害、林業被害
教育班	教育施設被害、社会教育施設被害、文化施設被害
消防班	危険物施設被害

(2) 自主防災組織による調査

自主防災組織は、地域内の被災状況等を迅速かつ的確に収集し、被害を把握したつど、総務課に連絡する。その際、可能な限り被災現場の確認に努め、詳細な情報の収集に努める。

(3) 消防団による調査

消防団員は災害情報調査連絡員として、詳細な現場情報の提供に努め、総務課に連絡する。

(4) 協定に基づく各種団体による調査

総務班は、情報の収集に関連して協定を締結している各種団体と、把握した被害状況について情報を共有し、被災状況の把握に努める。

4　災害情報のとりまとめ

各班は、被害調査員の地区別調査報告を踏まえ、それぞれの事務分掌に基づき、町域全体の被害確認を行い、総務班に報告する。

総務班は、各班からの各種情報を、次の点に留意してとりまとめるとともに、本部長に報告する。

また、総務班は、被害調査結果をもとに整理を行い、り災証明の基礎資料とする。

■留意点

活 動 期	留　　意　　点
初動活動期	○　災害の全体像の把握 ○　現在の被害の状況 ○　未確認情報の把握
応急活動期	○　町全体の被害の状況 ○　事項ごとの詳細な内容の整理

5　被災者支援システムの有効活用

災害発生時、直ちに被災者を救護・支援し、被災者の生活再建に向けて、迅速かつ的確な復旧・復興作業を行う必要がある。

総務班は、被災者支援システムを有効的に活用し、被災者情報を一元的に管理することにより、必要となる膨大な行政事務を効率的に行い、被災者支援、復興・復旧業務を円滑に実施できるように努める。

第３　被害報告、通知、伝達

１　県への報告

総務班は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

なお、県に情報伝達できない場合は、直接総務省消防庁に対し、被害情報を伝達し、事後速やかにその旨を県に報告する。

(1) 報告の区分、内容等

緊急を要する総括情報を、「福岡県災害調査報告実施要綱」に定める様式で県へ報告する。また、災害の実態像の把握を行った後に、「福岡県災害調査報告実施要綱」に定める様式で県へ報告する。

報告すべき情報の区分は、以下のとおりである。

■報告の区分、内容、様式

区　分	内　　容	様式	報告の方法	報告先
災害概況即報 （即　　報）	○　被害発生後、直ちに報告 ○　報告内容に変化があればその都度報告	第１号	防災行政無線、電話又はファクシミリ	県災害対策本部（県地方本部）
被害状況報告 （即　　報）	○　被害状況が判明次第、報告 ○　以後、毎日10時、15時までに報告	第２号		
被害情報報告 （詳　　報）	○　災害発生後、5日以内に報告	第２号 第３号		
被害情報報告 （確定報告）	○　応急対策終了（災害対策本部解散）後、20日以内に報告		文書（２部）	県災害対策本部

(2) 報告先

1) 町と県の間においての情報伝達は、防災行政無線と衛星携帯電話を用いる。

2) 町は、防災行政無線が使用できない場合は非常通信ルート等を用いて対応する。

地方本部等連絡先	飯塚農林事務所 総括班・農林班	ＴＥＬ ＦＡＸ 防災行政無線ＴＥＬ 防災行政無線ＦＡＸ	0948-21-4951 0948-24-1134 78-820-701 1-78-801-760
	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	ＴＥＬ ＦＡＸ 防災行政無線ＴＥＬ 防災行政無線ＦＡＸ	0948-21-4911 0948-24-0186 78-820-201 －
	飯塚県土整備事務所 土木建築班	ＴＥＬ ＦＡＸ 防災行政無線ＴＥＬ 防災行政無線ＦＡＸ	0948-21-4932 0948-25-6280 78-820-711 1-78-820-761
県連絡先	総務部防災危機管理局 防災企画課	ＴＥＬ ＦＡＸ 防災行政無線ＴＥＬ 防災行政無線ＦＡＸ	092-643-3112 092-643-3117 78-700-7022 1-78-700-7390
総務省消防庁		(平日 9:30～17：45) 防災情報室	(左以外) 宿直室

連 絡 先	ＴＥＬ ＦＡＸ 防災行政無線ＴＥＬ 防災行政無線ＦＡＸ	03-5253-7527 03-5253-7537 78-840-500-7527 1-78-840-500-7537	03-5253-7777 03-5253-7553 78-840-500-7782 1-78-840-500-7789

２　国への被害報告

総務班は、県に被害状況等を報告できない場合、直接国（総務省消防庁応急対策室）に報告する。また、119 番通報が殺到した場合は、町から県に加えて直接国（総務省消防庁応急対策室）にも報告する。

３　関係機関への通知

総務班は、災害情報及び被害状況をとりまとめたときは、直ちに、直方警察署、ライフライン等の関係機関へ通知する。

４　被害情報等の共有

風水害の規模や被害の程度に応じ、国、県、市町村及び防災関係機関等は、情報の収集・連絡を迅速に行うため、概括的な情報や地理空間情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

そのため、町は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を県に連絡するものとし、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を町に連絡する。

町は、国、県及び防災関係機関等と災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、情報共有を図るよう努める。

町、国、県及び防災関係機関等は、収集・連絡された情報に基づく判断により、他機関と連携を取りつつ、応急対策の実施体制をとる。

第４　通信体制の確保

１　災害発生直後の対応

総務班は、災害発生直後、防災行政無線、電話等の通信施設の機能確認を行う。停電、機器の破損等の支障が生じているときは、自家発電装置の運転、修理等の措置をとる。また、無線機の貸出し等の管理及び通信統制を行う。

なお、無線の通信困難時の際は、設置場所を移動して良好な受信状態を保つか、伝令を派遣するなどの措置を取り、総務省に直ちに連絡し、通信の確保に必要な措置を講ずるよう求める。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。

■主な災害時通信手段

主な災害時通信手段		主な通信先
有線	一般加入電話・ＦＡＸ	○　関係機関等
	災害時優先電話	
	インターネット	○　各出先機関等
無線	県防災行政無線	○　県、消防本部、県内市町村
	町防災行政無線	○　指定避難所、災害現場等
	衛星（携帯）電話	○　消防本部
口頭	連絡員による伝令 （文書携行）	○　各班、町内関係機関等

２　災害時における通信連絡

町が所有する通信機能が低下し、応急対策に著しい支障が生じるときは、次の代替通信手段を確保する。

(1) 県防災行政無線

県防災行政無線は、福岡県が県庁内と県内各市町村との無線通信網を確保するために整備しているものであり、町は県への被害状況報告等及び隣接市町村への通信に利用する。

(2) 公衆電気通信設備の優先的利用

町長は、災害に関する緊急通信が必要な場合、設備の被害その他によりその利用が制限される場合は、「非常(緊急)通話」又は「非常(緊急)電報」の取り扱いを受け、通信の優先利用を図る。

災害時優先電話により、市外局番なしの「１０２」をダイヤルし、オペレーターへ非常・緊急通話の利用を申し込む。

■非常・緊急通話の利用方法

○　非常扱い通信又は緊急扱い通話の申し込みであること
○　「災害時優先電話」に登録された電話番号と機関名称等
○　相手の電話番号及び伝える内容等

(3) 災害時優先電話・災害時優先携帯電話の利用

災害時優先電話は、原則として災害時の通話規制を受けずに利用できる電話であり、災害発生時は、発信用として利用する。

町は、災害時優先電話を指定電話として定め、窓口の統一を図る。指定電話には通信事務従事者を配置し、通信連絡事務に専従させる。

(4) 非常通信の利用

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときは、電波法第 52 条第４項の規定に基づき、福岡地区非常通信連絡協議会の無線局又は最寄りの無線局に依頼する。

(5) アマチュア無線の協力要請

災害時及び緊急時においては、アマチュア無線のボランティアに対し、町域内での災害情報の収集、伝達の通信協力を要請する。

■資料編３−３「福岡県災害調査報告実施要綱」参照
■資料編３−４「被害認定の基準」参照
■資料編３−５「災害救助法による救助内容（救助の程度及び期間）」参照
■資料編３−６「福岡県災害救助法施行細則」参照
■資料編３−８「火災・災害等即報要領」参照
■様式−５「福岡県被害状況報告（様式１～４号）」参照
■様式−６「被害発生状況連絡票」参照
■様式−７「人的被害報告」参照
■様式−８「住家被害報告」参照
■様式−９「その他被害報告」参照
■様式−10「災害箇所一覧表」参照
■様式−11「火災・災害等即報要領様式」参照

第３節　広報・広聴

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　災害広報	●			総務班
第２　災害時の放送要請	●	●		総務班
第３　広聴活動	●	●		総務班

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、住民に対して迅速かつ正確な広報を実施する。また、被災者の要望、苦情等の広聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資するとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や一般住民の様々な相談に適切に対応する。

なお、広報活動に当たっては要配慮者に配慮した広報の実施に努める。

第１　災害広報

関係各班は、災害応急対策の第一次的実施機関として互いに連携し、広報活動に必要な情報及び資料を総務班に提供する。

総務班は、得た情報を整理し、時期に配慮して、適切な手段と内容の広報活動を行うとともに、災害に関する情報を写真、ビデオ等による記録を行う。

関係各班は、状況に応じて所管区域内の広報活動を支援する。

広報活動にあたっては要配慮者に十分配慮するよう努めるとともに指定避難所での広報にあたっては、避難所運営組織、自主防災組織やボランティア等との連携を保ち、情報の混乱が生じないようにする。

なお、避難指示等の情報を被災者等へ伝達するため、福岡県災害緊急情報自動配信システムを活用し、放送事業者へ迅速に情報を提供する。

■広報の時期、手段、内容

時　期	手　　段	内　　容
警戒期 災害発生直後	○町防災行政無線　○広報車 ○消防団　現場による指示等 ○福岡県防災メール･まもるくん ○テレビ・ラジオ等 ○インターネット・携帯電話 ○FAX等 ○チラシの張り出し　○その他	○　災害に関する注意報・警報・特別警報及び指示等に関すること ○　避難指示に関すること ○　被害の状況に関すること ○　災害時における町民の心構え ○　自主防災組織等に対する活動実施要請に関すること
応急対策活動時	○町防災行政無線 ○広報車　　消防団 ○災害広報紙・チラシ ○福岡県防災メール・まもるくん ○ホームページ ○テレビ・ラジオ等 ○インターネット・携帯電話 ○FAX　　○新聞等 ○その他	○　災害応急対策実施の状況に関すること ○　被害の状況に関すること ○　交通状況、ﾗ電気・ガス・水道・燃料等の供給にに関すること ○　災害応急復旧の見通しに関すること ○　安否情報に関すること ○　町民のとるべき防災対策に関すること ○　指定避難所の設置に関すること ○　応急仮設住宅の供与に関すること

時　期	手　　段	内　　容
		○　炊き出しその他による食品の供与に関すること ○　飲料水の供給等に関すること ○　被服、寝具その他生活必需品の供与又は貸与に関すること ○　物価の安定等に関すること ○　その他必要な事項

第２　災害時の放送要請

１　報道機関への発表

報道機関への発表資料は総務班が取りまとめ、発表は本部長（町長）が行う。

総務班は、各班から報道機関へ依頼すべき広報内容を受け付け、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県を通じて災害に関する通知・伝達・要請・警告等の放送要請を行う。ただし、緊急かつやむを得ない場合は各放送局へ直接要請を行う。

発表内容は以下のとおりとする。

(1) 災害の種別
(2) 災害発生の場所及び発生日時
(3) 被害状況
(4) 応急対策の状況
(5) 住民に対する避難指示の状況
(6) 住民並びに被災者に対する協力及び注意事項

２　災害情報提供

総務班は、報道機関に対し、適宜、記者発表等により災害情報の提供を行う。その際、記者発表に必要な準備を行うとともに、情報の不統一を避けるため、広報内容の一元化を図る。

■記者発表の方法

発　表　者	内　　容
本部長又は副本部長	○　災害の種別、発生場所、日時、状況 ○　災害応急対策の状況等

第３　広聴活動

１　問い合わせ電話への対応

災害発生直後は、特に住民からの問い合わせ電話が多く入ることも予想され、必要により災害対策本部には西日本電信電話（株）福岡事業部に緊急用の電話の仮設を要請し、問い合わせに対応できる職員の確保と併せて体制の整備を行う。

２　相談窓口の設置

総務班は、町民からの問い合せ、苦情や要望、生活相談に対応し、また、それらの解決を目的として、状況に応じて関係各班の担当者を配置し、町庁舎等に被災者相談窓口を設置する。

３　対応事項

被災者相談窓口で扱う事項は、次のとおりとする。

なお、町民からの意見、要望等についても、可能な限り聴取を行い応急対策に反映させる。

■対応事項

○　捜索依頼の受け付け ○　食料、飲料水、日用品等の支給に関する情報 ○　り災証明書の発行 ○　埋葬許可証の発行 ○　各種証明書の発行 ○　仮設住宅の申し込み ○　被災住宅の応急修理の相談 ○　災害弔慰金等の申し込み ○　生活資金等の相談 ○　女性のための相談 ○　健康相談 ○　その他相談事項

■様式-13「り災台帳」参照

第４節　避難対策の実施

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　高齢者等避難	●			総務班
第２　避難指示等	●			総務班
第３　警戒区域の設定	●			総務班、消防班
第４　避難者の誘導及び移送	●			消防班
第５　指定緊急避難場所の開放及び周知	●			総務班、教育班、救護防疫班
第６　指定避難所の開設及び運営	●	●		総務班、*農林班*、*救護防疫班*、*教育班*
第７　開設が長期化する見通しの場合の指定避難所運営管理		●		総務班、農林班、救護防疫班
第８　帰宅困難者対策		●		総務班、農林班、救護防疫班

町は、災害により危険区域にある住民を安全な場所に避難させ、また、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避、その他の緊急安全確保に関する措置（以下「緊急安全確保措置」という。）をとらせるための、避難の指示等、警戒区域の設定、避難方法等を明確にし、迅速かつ円滑な避難の実施を図る。

＜避難の原則＞

「避難行動」とは、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」であり、各人が自らの判断で行動をとることが原則である。

＜避難指示等の対象とする避難行動＞

避難指示等の対象とする避難行動については、これまで指定避難所と呼称されてきた場所に移動することのみではなく、次の全ての行動を避難行動とする。

(1) 指定緊急避難場所への立退き避難

(2) 「近隣の安全な場所」（近隣のより安全な場所・建物等）への立退き避難

(3) 「屋内安全確保」（その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動）

第１　高齢者等避難

１　高齢者等避難（警戒レベル３）発令

総務班は、避難指示等のほか、住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達する必要がある。

高齢者等避難については、それを発令したからといって必ずしも避難指示を出さなければならないわけではなく、危険が去った場合には高齢者等避難のみの発令で終わることもあり得る。このような認識の下、時機を逸さずに高齢者等避難を発令する。

２　土砂災害

総務班は、土砂災害等の教訓から、他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、高齢者等避難を積極的に活用することとし、高齢者等避難が発令された段階から自発的

に避難を開始することを、土砂災害警戒区域・危険箇所等の住民に周知する。

３　夜に備えた対応

総務班は、夕刻時点において大雨警報(土砂災害)が夜間にかけて継続する場合、又は大雨注意報が発表されている状況で当該注意報の中で夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が言及されている場合等においては、夕方等の明るい時間帯に高齢者等避難を発令することを検討する。

第２　避難指示等

町長は、災害対策基本法第 60 条に基づき、災害が発生し、又は発生のおそれのあるときに、避難を要する地区の住民に対し速やかに「避難の指示」を行う。

「避難指示（警戒レベル４）」とは、災害の危険が目前に切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき、住民を避難のために立ち退かせるためのものを言う。

なお、町長は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民に対し、「緊急安全確保（警戒レベル５」」等の安全確保措置を指示する。

１　避難指示等を行う者

避難の指示を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められており、災害応急対策の第一義的な実施責任者である町長を中心として、相互に連携を図りながら実施する。

また、災害対策基本法第 63 条に規定する「警戒区域」への立入禁止、退去命令等についても適切に運用する。

避難の「指示」及び「緊急安全確保」は、原則として町長が行う。

ただし、災害による危険がより切迫し、町長の判断を仰ぐいとまがないとき、又は町長が不在のときは、第３部 第１章 第１節 第３の災害対策本部の運営「１　設置、指揮の権限」の代行順位により、代行者が町長の権限を代行（職務代理者として町長の権限を行使するもので、その効果は町長に帰属する）する。

総務班は、関係各班、関係機関と連携し、避難の指示に関する事務を行う。

■避難指示等を行う者及びその要件

区分	発令基準	実施者	根拠法令
高齢者等避難（警戒レベル３）	＜災害が発生するおそれがある状況＞ 災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難するべき状況において、町長は必要な地域の居住者等に対し ・大雨警報（土砂災害）危険度分布：赤 ・氾濫警戒情報危険度分布：赤(避難判断水位超過相当)などを参考に、発令する。 なお、町は、警戒レベル相当情報の他、暴風や日没の時刻、堤防や樋門等の施設に関する情報なども参考に、総合的に高齢者等避難の発令を判断する。	町長	災害対策基本法第 56 条第２項
避難指示（警戒レベル４）	＜災害が発生するおそれが高い状況＞ 災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況において、町長から必要	町長	災害対策基本法第 60 条１項
		警察官又は海上	災害対策基本法第

区分	発令基準	実施者	根拠法令
	と認める地域の必要と認める居住者等に対し ・土砂災害警戒情報（危険度分布：うす紫（非常に危険）） ・氾濫危険情報（危険度分布：紫(氾濫危険水位超過相)）などを参考に、発令する。 なお、町は、警戒レベル相当情報の他、暴風や日没の時刻、堤防や樋門等の施設に関する情報なども参考に、総合的に避難指示の発令を判断する。	保安官	61 条 警察官職務執行法第４条(警察官のみ)
		災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る）	自衛隊法第 94 条
		知事	災害対策基本法第 60 条（市町村長がその事務を行うことができないと認めたときの事務の代行）→直ちにその旨を公表しなければならない。
		知事又はその命を受けた職員	水防法第29条→水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。
			地すべり等防止法第25条→直ちに当該区域を管轄する警察署長に通知しなければならない。
緊急安全確保（警戒レベル５）	＜災害が発生又は切迫している状況＞ 居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し ・大雨特別警報（土砂災害）（危険度分布：黒） ・氾濫発生情報危険度分布：黒(氾濫している可能性)などを参考に、発令する。 ただし、災害が発生・切迫している状況において、その状況を町が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は町長から必ず発令される情報ではない。	町長	災害対策基本法第 60 条第３項

(1) 町長、知事の役割

町長は、大規模災害に起因して住民等の生命身体に危険が及ぶと認められるときは、危険区域の住民に対し、速やかに避難指示を行う。また、避難の指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておく。

なお、町長は、大雨時の避難そのものにも危険が伴うことなどを考慮し、台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合には、空振りをおそれず早期に避難指示を発令する。

特に土砂災害や水位周知河川・下水道による水害については、突発性が高く正確な事前予測が困難であることが多いため、町長は指定緊急避難場所の開設を終えていない状況であっても躊躇なく避難指示等を発令することとし、住民はそのような場合があり得ることに留意する。

また、知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときには、町長に代わって立ち退きの避難指示等に関する措置の全部又は一部を実施する。

(2) 洪水等に係る知事の指示

洪水の氾濫による著しい危険が切迫しているときは、知事又はその命じた職員は、速やかに当該区域の町長に状況を伝え、町長は、区域内の居住者に対し避難するよう指示する。

(3) 警察官

1) 警察官は、住民等の生命・身体に危険を及ぼすおそれがある場合、又は町長から要請があった場合は、住民その他関係者に対し、避難指示、誘導その他必要な措置をとる。

2) 直方警察署長は、町長が行う避難の指示について、関係機関と協議し、必要な助言と協力を行う。

3) 直方警察署は、指定された避難場所及び避難路を掌握し、避難の指示がなされた場合には、速やかに住民に伝達するとともに、住民を安全に避難させる。

(4) 自衛隊の役割

災害により危険な事態が生じた場合において、警察官等がその場にいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、避難等について必要な措置をとる。

２　避難指示等の基準

(1) 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立ち退きの指示、緊急安全確保の指示を行う。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

(2) 住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、緊急安全確保及び避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努める。

(3) 災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「緊急安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。

(4) 避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

３　指定行政機関の長等による助言

町長は、避難のための立ち退きの勧告、指示、安全確保措置の指示をしようとする場合において、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有する指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。

この際、助言を求められた者は、その所掌事務に関し、技術的に可能な範囲で助言を行う。また、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、積極的に助言する。

4　住民等への周知

(1) 町長は、避難の指示、緊急安全確保措置の指示を行った場合には、地域住民等に対し町防災行政無線、広報車、消防団等の広報手段を通じ、又は直接住民に対し周知する。

また、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

(2) 町長は、情報の伝わりにくい避難行動要支援者への「避難の指示の伝達」には、特に配慮する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。

(3) 総務班は、住民等に対し、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することが出来る場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避など「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

■避難指示等の方法及び伝達事項

担当・方法	総務班及び関係各班	町防災行政無線、緊急速報メール、町ＨＰ、 福岡県災害緊急情報自動配信システム、 広報車、消防団等
	各施設管理者、自主防災組織等	館内放送、口頭、ハンドマイク、有線放送等
伝達事項	○　避難対象地域　　○　避難指示の理由及び内容 ○　避難先又は指定緊急避難場所　○　出火・盗難の予防措置（戸締まり）等 ○　避難経路その他の誘導措置　　○　携行品その他	

5　関係機関相互の通知及び連絡

町長は、避難の措置をとった場合においては、その内容について、県の災害対策本部に連絡するほか、関係機関相互に連絡通報する。

■連絡先

報告	県知事（県防災危機管理局）
協力要請	消防本部、直方警察署等
避難所開設要請	避難所担当班（避難所派遣職員）、避難施設管理者等

6　解除とその伝達、報告

町長は、災害による危険がなくなったと判断されるときには、避難の指示等を解除する。

総務班は、避難所運営者と連携し、指定避難所に避難している対象者にこれを伝達する。また、解除後は速やかに県知事に報告する。

第３　警戒区域の設定

本部長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合、町民等の生命を守るために特に必要があると認めるときは､次の事項を明示して、災害対策基本法第 63 条に基づき、警戒区域を設定して災害応急対策従事者以外の立入制限もしくは禁止又は退去を命じることができる。

総務班は、関係各班、関係機関と連携し、警戒区域の設定に関する事務を行う。また、本部長からの要求等により、警察官及び災害派遣を命ぜられた自衛官が本部長の職権を行った場合は、その旨を本部長に通知する。

(1) 発令者
(2) 警戒区域設定の日時
(3) 警戒区域設定の理由
(4) 警戒区域設定の地域
(5) その他必要な事項

１　警戒区域設定の権限

警戒区域の設定は、次の区分により町長等が行う。

<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th colspan="2">実施者</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="3">災害対策基本法</td><td>第 63 条第 1 項</td><td>町長</td><td>災害時の一般的な警戒区域設定権</td><td rowspan="3">住民等の生命・身体の保護を目的とする。</td></tr>
<tr><td>第 63 条第 2 項</td><td colspan="2">警察官又は海上保安官（町長若しくはその委任を受けてその職権を行う吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき）</td></tr>
<tr><td>第 63 条第 3 項</td><td colspan="2">災害派遣を命じられた自衛隊部隊等の自衛官（町長若しくはその委任を受けてその職権を行う吏員がいない場合に限る。）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">水防法</td><td>第 21 条第 1 項</td><td>水防団長、水防団員又は消防機関に属する者</td><td>水防上緊急の必要がある場所での警戒区域の設定</td><td rowspan="4">水防・消防活動関係者以外の者を現場から排除し、水防・消防活動の便宜を図ることを主目的とする。</td></tr>
<tr><td>第 21 条第 2 項</td><td colspan="2">警察官（水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">消防法</td><td>第 28 条第 1 項</td><td>消防吏員又は消防団員</td><td>火災の現場における警戒区域の設定権</td></tr>
<tr><td>第 28 条第 2 項</td><td colspan="2">警察官（消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき）</td></tr>
</table>

(1) 町長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

(2) 町長は、警戒区域の設定をしようとする場合において、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有する指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事に対し、当該設定に関する事項について、助言を求めることができる。この際、助言を求められた者は、その所掌事務に関し、技術的に可能な範囲で助言を行う。

なお、町長は、これらの機関との発災時の連絡体制について、あらかじめ町防災計画に定めておく等、十分な連携を図る。

(3) 警察官又は海上保安官は、町長（権限の委任を受けた町職員を含む。）が現場にいないとき、又は町長から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知する。

(4) 災害派遣を命ぜられた自衛官は、町長その他その職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を、町長へ通知する。なお、町長等は、警戒区域を設定したときは、立入制限若しくは禁止又は退去を命ずる。

(5) 水防団及び消防機関は、出水時に土のう積みなど迅速な水防活動を実施する。また、河川管理者、町と連携し、必要に応じ、水防上緊急の必要性がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外のものに対してその区域への立入の禁止又は退去等の指示を実施する。

２　設定の範囲

警戒区域の設定は、町民等の生活行動を制限するものであることから、各設定権者は被害の規模や拡大方向を考慮し、迅速かつ的確に設定する。

また、設定した警戒区域内について、どのような応急災害対策（立入制限若しくは禁止又は退去）を行うか適切に判断し、混乱をきたさないように十分留意する。

３　警戒区域設定の伝達

警戒区域の設定は、適切な方法で設定区域を明示すると同時に、各設定権者は設置理由など必要な情報を設定区域の町民等及び関係機関に伝達する。

４　解除とその伝達

本部長は、対象区域の危険がなくなった場合には、実施した警戒区域設定等を解除する。

総務班は、関係各班、関係機関と連携し、その旨を指定避難所に避難している対象区域の避難者等に伝達する。

第４　避難者の誘導及び移送

１　危険地域の避難誘導

(1) 消防班は、民生委員・児童委員、地域の自主防災組織及び行政区等と連携し、地区単位（行政区内の班等）ごとの集団避難を心掛け、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先（指定緊急避難場所、指定避難所）への円滑な誘導に努める。

(2) 地区ごとの避難誘導は、当該地区の消防団員が行い、誘導責任者は、当該地区の行政区長又は消防団部長とする。

(3) 誘導に当たっては、安全を確認しつつ、避難行動要支援者の安全の確保を図り、必要な援助を行うとともに、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水区域、土砂災害危険箇

■避難誘導時の留意点

1)　誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。
2)　危険地点には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。
3)　浸水地にあっては、船艇又はロープ等を利用し、安全を期する。
4)　誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。

(4) 在宅の避難行動要支援者の避難は、原則として地域の自主防災組織等が行うが、避難支援が困難な場合は、救護防疫班が車両等を用いて輸送する。施設入所者は、施設管理者が車両等を用いて輸送する。総務班は、必要に応じて車両等の手配など支援を行う。

(5) 避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合や屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を図ることにも留意する。

(6) 消防班は、消防団員、町職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを

前提とした上で、水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援などの緊急対策を行う。

(7) 必要に応じ直方警察署等に指定緊急避難場所等を連絡し、危険区域の警戒及び避難誘導の応援を要請する。

2　避難の優先順位等

(1) 地区ごとの避難の順位は、避難行動要支援者の避難を優先する。

避難順位は、概ね次の順位によるものとするが、臨機応変かつ迅速に対応する。

①介助を要する高齢者や障がいのある人及び傷病者、②傷病者、③乳幼児及びその母親・妊産婦、④高齢者・障がいのある人、⑤その他の要配慮者、⑥学童、⑦女性、⑧男性

なお、避難に当たっては、自主防災組織のリーダー等が責任をもって、速やかに地区住民を集団避難させる。

(2) 地区ごとの避難の順位は、災害発生の時期を客観的に判断し、緊急避難を実施すべき地区内居住者の避難を優先する。

(3) 自力で避難できない場合、又は避難途中危険がある場合、あるいは病院等の入院患者、福祉施設の高齢者、子供の避難については、車両等により移送する。

3　避難時の留意事項

避難誘導員は、避難に当たり次の事項を住民に周知徹底する。

(1) 戸締まり、火気及び電気ブレーカー等の始末を完全にする。

(2) 携帯品は、必要最小限のものにする。

（食料、水筒、タオル、常備薬、チリ紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、毛布、現金等）

(3) 服装は、なるべく動きやすい服装とし、帽子（頭巾）、雨具類、防寒衣等を携行する。

(4) 原則として徒歩によるものとし、車での避難は極力避けるよう指導する。

(5) 家族全員の氏名、年齢、血液型、連絡先等を記載した名札等を各自着用又は携行する。

4　移送の方法

(1) 小規模の移送

避難者が自力で立ち退くことが不可能な場合は、消防班は車両等により移送する。

(2) 大規模の移送

災害地が広範囲で、大規模な移送を必要とし、町において対応できないときは、近隣市町村の応援を求めて実施する。また、近隣の応援だけでは対応できない場合は、直方県土整備事務所を経由して県に要請する。

5　学校・福祉施設等の避難

学校、保育園、幼稚園、児童クラブ、要配慮者利用施設等の管理者は、災害時に円滑な避難対策が実施できるよう、次に掲げる事項等について計画をしておく。

(1) 避難実施責任者

(2) 避難順位及び編成等

(3) 誘導責任者及び補助者

(4) 避難誘導の要領措置、注意事項

(5) 避難者の確認方法

(6) 家族等への引渡し方法

第５　指定緊急避難場所の開放及び周知

総務班は、発災時又は災害発生のおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

なお、町が開設する避難場所等とは別に、町民が自主避難するときは、地区避難所、自治会等が開設する自治会公民館等を使用する。

第６　指定避難所の開設及び運営

１　指定避難所の開設

指定避難所は、原則的に本部長が地区の小学校やあらかじめ指定した避難所のうちから災害の状況を考慮し、選定する。

(1) 指定避難所は、避難所担当班が派遣する職員（避難所派遣職員）が、避難所運営マニュアルに基づき、施設管理者等の協力を得て速やかに開設し、住民等に周知する。その際、あらかじめ施設の安全性を確認する。

また、本部長が開設しない場合であって、災害の危険があると判断される場合は、状況に応じて応急的に施設管理者、自治会長等が開設することができる。

(2) 教育班は、災害の復旧状況や指定避難所の人数等により、指定避難所の統合及び廃止を行う。

(3) 総務班は、指定避難所の不足が生じた場合は、必要に応じ、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、立地条件や施設の安全性等を考慮した上で、管理者の同意を得て避難所として開設する。また、町域の指定避難所で収容力が不足するときは、県又は近隣市町村へ避難所の開設を要請する。

(4) 教育班は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域での避難所の設置・維持についての適否を検討する。

(5) 総務班は、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、宿泊施設等を避難所として借り上げる等、実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

(6) 総務班は、指定避難所等に避難してきた者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。

(7) 町（災害対策本部）は、指定避難所を開設した場合に関係機関などによる支援が円滑に講じられるよう、次の事項について県（災害対策本部）をはじめ県警察本部、自衛隊等関係機関に連絡を行う。

1)　指定避難所開設の日時及び場所
2)　箇所数及び収容人員（指定避難所ごと）
3)　開設期間の見込み
4)　避難対象地区名（災害危険箇所名等）

※　開設当初は 1～2 時間ごとに報告、2 日目以降 9 時 30 分、15 時 30 分までに県へ報告

(8) 指定避難所内に事務室を開設し、看板等を掲げ、避難所運営の拠点とするとともに、避難所運営の責任者の所在を明らかにする。なお、事務室には、要員を常時配置し、避難者カード・名簿、事務用品等を準備する。

２　指定避難所の適切な運営管理

(1) 指定避難所等における協力体制の構築

1)　指定避難所の運営は、関係機関の協力のもと災害初期において、避難所派遣職員が担当する。

2)　指定避難所の運営者は、避難所等における正確な情報の伝達、食料や飲料水、生活物資等の配布、清掃等について、役割を分担し、運営に努めるとともに、指定避難所に配置された町職員との連携に努める。

3)　指定避難所の安全確保と社会秩序維持のため、必要により警察官の配置を要請する。

4)　ボランティア団体等は、指定避難所の運営に関して避難所運営組織や町に協力し、秩序ある避難生活の運営に努める。

(2) 避難者カード・名簿の作成

避難所派遣職員は、避難者カードを配り避難者に世帯単位に記入するよう指示するとともに、集まった避難者カードを基にして避難者リストを作成し保管する。その写しは総務班に送付する。

(3) 指定避難所等の運営管理に関する役割分担の明確化

総務班は、避難所開設時には、あらかじめ定める指定避難所に避難所派遣職員を配置し、次のとおり避難所運営を統括させるとともに、通信の確保等を行う。指定外の避難所にあっては、施設管理者がその任にあたる。

なお、避難が長期化するときは必要に応じてプライバシーの確保、男女別の性差によるニーズへの対応、要配慮者の処遇等に配慮する。

■統括者の運営措置

○　統括者に防災行政無線戸別受信機、携帯電話等を携行させ、避難所との通信、広報手段を確保する。

○　統括者に避難者名簿、避難所運営記録、避難者ニーズ調査結果等を定時報告させ、関係各班、ボランティアセンターに対して、各避難所への支援活動、物品等の供給を要請する。

○　統括者は、避難所の管理体制を確立する。

▽　避難者への開放区域、授乳室、避難所事務室等の設定

▽　避難者名簿、避難所運営記録の作成

▽　避難者の把握及び報告（特に、避難行動要支援者に注意し、病人や特別の介護を要する者がいるときは直ちに救護防疫班に報告する。）

▽　避難所自治組織の結成、運営方針、ルールづくりの支援

▽　館内放送、情報等の掲示等

▽　供給物資等の受領、保管

▽　避難所における事業等への協力

(4) 避難者の主体的な運営管理体制の立ち上げ支援

総務班は、指定避難所の運営に関し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営管理に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

(5) 性暴力・ＤＶの発生防止

総務班は、避難所等における女性や子供等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲示するなど、利用者の安全に配慮するよう努める。

また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

３　在宅避難者、車中生活を送る避難者等への支援

総務班は、在宅で生活可能な者（在宅避難者）のうち、食料、水、日用品等の入手が困難なものについては、指定避難所入所者に準じ救援措置をとる。また、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない避難者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずる。

４　要配慮者の支援

民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供するとともに、個々の状態に応じて、指定避難所、又は、福祉避難所への避難の推奨、場所、避難経路の提示等を行う。

５　学校等教育施設の管理者及び教職員による支援

学校等教育施設が避難所となった場合、校長等の管理者は、避難所が円滑に運営されるよう町に協力する。この場合、管理者は、学校業務に支障のない範囲で、必要に応じた協力・応援を行うよう、教職員に指示する。

教職員は、本来果たすべき児童生徒の安全確保、安否確認、教育活動の早期正常化等に支障がない範囲で、避難所運営への支援に取り組む。

６　外国人への配慮

救護防疫班は、外国人に対して、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。

７　ホームレスの受入

総務班は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるよう努める。

８　収容人数等の周知

総務班は、収容人数に達した、または達するおそれのある指定避難所等に避難することを避けるため、住民への周知方法を事前に検討し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

９　新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策

救護防疫班は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や指定避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

第７　開設が長期化する見通しの場合の指定避難所運営管理

１　避難者が落ちつきを取り戻すまでの指定避難所の運営管理

総務班は、避難者が落ちつきを取り戻すまで以下の点に留意する。

(1) グループ分け
(2) プライバシーの確保
(3) 多様な者の視点等に配慮
(4) 情報提供体制の整備
(5) 指定避難所運営管理ルールの徹底
(6) 指定避難所のパトロール等
(7) 要配慮者等の社会福祉施設等への移送等
(8) 福祉避難所の開設の検討と要配慮者の移送・誘導等

２　避難者が落ちつきを取り戻した後の指定避難所運営管理

(1) 総務班は、災害の規模、被災者の避難及び受け入れ状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応

じて、宿泊施設等への移動を避難者に促す。

また、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努める。

(2) 総務班は、災害の規模、被災者の避難、受け入れ状況、避難の長期化等に鑑み、町外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への受け入れが必要であると判断した場合において、県内市町村への受入れについては直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。また、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

(3) 総務班は、広域一時滞在の要請に備えて、指定避難所のうちから、町外からの避難者を受入れる施設をあらかじめ定める。

３　保健・衛生対策

救護防疫班は、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等の活用状況、パーティション、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

第８　帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、町は、以下の帰宅困難者対策を行う。

１　一斉帰宅抑制に関する対応

(1) 一斉帰宅抑制の広報

総務班は、災害発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、住民、企業、学校等など関係機関に対し、むやみに移動を開始せず、職場や学校等などの施設内に留まるよう広報を行う。

また、必要に応じ、携帯電話、緊急速報メール、ＳＮＳなどの媒体を活用した一斉帰宅抑制の広報についても検討・実施する。

(2) 企業及び学校等関係機関の対応

企業及び学校等関係機関は、従業員、顧客、児童・生徒等及び施設の被害状況を確認するとともに、町等から提供される災害関連情報等により、施設及び周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童・生徒等を施設内等の安全な場所へ待機させるよう努める。

２　帰宅困難者への情報提供

総務班は、防災気象情報に関する情報、交通機関の状況などについて、ホームページなどを活用し、情報提供を行う。

また、鉄道など広域公共交通機関が被災した場合、バス等の代替公共交通機関の確保と避難ルートの周知に努める。

３　避難行動要支援者への対応

救護防疫班は、自力での移動が困難な避難行動要支援者について、臨時バスやタクシーなどによる搬送が必要となるため、関係機関と連携し搬送手段の確保に努める。

■資料編３－９「指定緊急避難場所及び指定避難所」参照
■資料編３-10「要配慮者利用施設一覧」参照
■様式-14「避難者カード」参照
■様式-15「避難者名簿」参照
■様式-16「避難所運営記録」参照
■様式-17「物品の受払簿(避難所用)」参照
■様式-18「避難所設置及び収容状況」参照

第５節　水防対策の実施

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　特別警戒水位（氾濫危険水位レベル４水位）の設定及び周知	●			総務班
第２　水防対策の実施	●			技術工作班、農林班、消防班
第３　応援協力関係	●			総務班

洪水、雨水出水により水害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、これを警戒し、防御し、被害を軽減するための水防体制の確立及び水防活動について定める。

なお、水防計画の策定に当たっては、洪水・雨水出水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

第１　特別警戒水位（氾濫危険水位レベル４水位）の設定及び周知

県は、国（遠賀川河川国道事務所）が定めた洪水特別警戒水位に達し、水位又は流量が示され、その状況が国より通知された場合、町（町長）に受けた通知に係る事項を通知する。

また、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、水位又は流量を示し、その状況を直ちに町（町長）に通知する。

第２　水防対策の実施

１　町における水防組織､活動及び予警報の伝達等については､｢町水防計画｣の定めるところによる。

２　町長は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視する。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、水防地方本部長に報告する。

(1) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
(2) 堤防の上端の亀裂又は沈下
(3) 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
(4) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
(5) 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
(6) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

３　水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施する。

その際、団員は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、団員が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

第３　応援協力関係

１　町長は、自らの水防活動の実施が困難な場合、他の水防管理団体、又は県に対し、必要とする要員及び資機材について応援を要請する。

２　県は、水防管理団体からの応援要請事項の実施が困難な場合、その他必要があると認めた場合、

陸上自衛隊等に対し、必要とする要員及び資機材について応援を要請する。

３　九州地方整備局は、必要に応じて、著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、水防管理者に代わって、浸入した水の排除、高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動を実施する。

第６節　消防活動

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　町の措置	●			消防班
第２　消防活動の実施	●			消防班
第３　林野火災応急対策	●			消防班

消防活動を実施するに当たっては、警察、消防本部、消防団、自主防災組織等と協力して行う。

第１　町の措置

町は、本町地域防災計画に基づき、消防機関の活動が円滑かつ適正に実施できるようにするため、万全を期するように努める。

１　情報の収集

消防班は、消防本部、消防団、住民及び警察署等から火災発生等の情報の収集を行う。

■収集する情報の種類

○　火災の発生状況	○　無線通信の状況
○　自治会、自主防災組織等の活動状況	○　使用可能な消防水利の状況
○　通行可能な道路の状況	

２　消防班の活動

消防班は、災害時に次のような活動を行う。

■消防班の活動内容

出　火　防　止	○　状況に応じて町民に対し、出火防止の広報を行う。 ○　出火時は、町民の協力を得て、初期消火を行う。
消火・救急・救助	○　火災時は、消防本部と協力し、消火活動を行う。 ○　火災のおそれがないときは、救急・救助活動を行う。
避　難　誘　導	○　避難指示等がなされたときは、町民に伝達するとともに、関係機関と連携し、避難誘導を行う。

３　活動体制の確立

消防団長は、軽微な被害が発生したときは、通常の警備体制において対処するが、災害により通常の警備体制では対処できない被害が発生したときは、非常警備を発令し、非常警備体制を確立する。

また、消防団長は、災害により必要と判断したときは、団員を非常招集し、適切な警備体制を確立する。

第２　消防活動の実施

１　消防本部の活動

消防本部は、消防団及び町災害対策本部（消防班）と密接に連携し、火災に関する情報を迅速

かつ正確に収集し、消防本部で作成している「消防計画」に基づき、次により効果的な消防活動を行う。

(1) 初期における情報収集体制

火災発生時において、消防機関が消防力をいかに効率よく発揮するかは、初動体制を確立するうえで特に重要なことであるから、有線及び無線等の通信施設のみならず、ヘリコプター、参集職員並びに消防団及び自主防災組織を活用した緊急情報連絡網等あらゆる手段を利用し、迅速・的確な情報収集を行う。

(2) 火災の初期消火と延焼防止

火災が発生した場合は、消防団や自主防災組織を指揮し、初期消火に務め、火災の延焼及び災害の拡大防止を図る。

(3) 消防水利の確保

災害によって消防水利の確保が困難になった場合は、あらかじめ計画された河川・井戸等の自然水利を活用するほか、長距離中継送水での消火活動を行う。

(4) 留意事項

消防活動は、次の点に留意して消火活動を行う。

■消火活動の留意事項

○　風向き、市街地の建物分布等を考慮し、最も効果的に消防力を投入する。
○　延焼火災の少ない地区は、集中的に消火活動を実施し、安全地区として確保する。
○　延焼火災が発生している地区は、直ちに町民の避難を呼びかけ、必要に応じて避難路の確保等を最優先で行う。また、安全な方向への避難誘導を呼びかける。
○　危険物の漏えい等のおそれがある地区は、立入り禁止措置をとり、安全な避難誘導に努める。
○　病院、避難所、幹線道路、防災拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。
○　住民等が実施する初期消火活動との連携、指導に努める。

２　消防団の活動

消防団は、火災が発生した場合、消防長、消防署長の指揮下に入り、消防班又は住民と協力して、幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先とした初期消火に当たる。

(1) 火災情報の収集伝達活動

関係機関と相互に連絡をとり、災害の情報を収集するとともに、地域住民へ伝達する。

(2) 避難誘導

避難指示が出された場合は、関係機関と連絡をとりながら、住民を安全な場所に誘導する。

３　町民、自主防災組織の活動

町民及び自主防災組織は、火災が発生した場合は、関係機関への通報及び初期消火活動を行い、消防機関が到着したときは、その指示に従う。

４　事業所の活動

事業所は、火災が発生した場合は、関係機関への通報、出火防止措置及び初期消火活動を行う。また、火災の拡大、爆発等が発生するおそれのあるときは、次の措置をとる。

■事業所の消火活動等

○　消防本部、警察等最寄りの防災機関への通報
○　自衛消防隊等による初期消火､延焼防止活動
○　必要に応じて従業員、顧客等の避難
○　周辺住民に対する必要な情報の伝達
○　関係者以外の立入り禁止措置等の実施

５　消防広域応援要請

本部長又は消防長は、被害の状況により必要と認めるときは、「福岡県消防相互応援協定」及びその他の相互応援協定に基づき、県内外の消防機関に対して、応援要請を行う。

また、ヘリコプターが必要な場合は、県知事を通じてヘリコプターの派遣等の要請を依頼する。

第３　林野火災応急対策

林野火災発生時においては、町及び消防機関は関係機関と連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて広域航空応援等の要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

また、二次災害の防止を図る等、被害の軽減を図ることを目的に諸対策を講じる。

１　林野火災の警戒

火災警報の発令等林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し、地区住民及び入山者に対して警火心を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。

２　林野火災の防ぎょ

火災発生時の通報通信連絡体制、消防隊の編成、指揮系統及び消防戦術を整え、関係機関が、一致協力して林野火災の鎮圧にあたる。

■資料編２－10「消防団詰所」参照
■資料編３－８「火災・災害等即報要領」参照
■資料編３－９「小竹町消防団条例」参照
■資料編３－10「小竹町消防団規則」参照
■資料編３－11「小竹町火入れに関する条例」参照
■様式-11「火災・災害等即報要領様式」参照
■様式-12「行方不明者名簿」参照

第７節　警備対策の実施

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　警察の活動			●	総務班
第２　防犯活動への協力			●	総務班、関係各班

町は、警察県や関係機関と連携して、被災地域における社会的な混乱や心理的動揺等、犯罪による社会不安、混乱等を防止するため所定の対策を講じる。

第１　警察の活動

１　直方警察署は独自に、又は町と連携し、治安情報の積極的な発信及び自主防犯組織等と連携したパトロールや生活の安全に関する情報の浸透を行うとともに、被災地及び避難所等の警戒活動を強化し、犯罪の予防、不法行為の取締り等を行うなど、社会秩序維持のための諸活動を実施する。

２　直方警察署は、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努め、住民に対する適切な情報提供を行う等、社会的混乱の抑制に努める。

３　警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行う等、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第２　防犯活動への協力

町は、風水害など自然災害に乗じた犯罪への対応として、警察機関、消防組織等と連携し、安全で安心して暮らせる住まいとまちをつくる観点から、警察の活動に協力するとともに、次のとおり防犯や交通安全、放火防止に取り組む。

１　巡回パトロール

消防団は、自主防災組織、消防本部、直方警察署と連携し、火災予防、放火、窃盗その他の犯罪防止のため巡回パトロールを行う。

２　防犯活動への協力要請等

総務班は、直方警察署や防犯協会に対し、指定避難所及び被災地における防犯活動への協力を要請する。

関係各班は、その所管する施設や業務に基づき必要な警備・防犯活動について警察の活動に協力する。

第８節　救出活動

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　町の活動	●			消防班、救護防疫班
第２　住民及び自主防災組織及び事業所等の活動	●			消防班

災害時には、倒壊家屋の下敷きになった者、土砂災害等により生き埋めになった者、洪水等により水と共に流された者、市街地火災において火中に取り残された者、大規模な交通事故等による集団的大事故等により救出を要する者等が多数発生することが予想される。

そのため、町は、警察、消防本部、消防団、自主防災組織等との協力体制を確立し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

なお、災害現場での活動は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員等の健康管理やマスク着用等を徹底する。

第１　町の活動

本部長は、消防団と連携して、救急・救助を必要とする状況を把握し、要救助者が発生した場合、直ちに消防本部及び直方警察署の協力を得ながら、速やかに捜索・救出活動を行う。また、これらの状況については、速やかに県に対し報告する。

１　救助情報の収集・管理

(1) 救助情報の収集

1)　災害のため現に生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を発見し、又は知った者は、総務班、消防本部又は直方警察署等へ通報する。

2)　本部長は、住民からの情報についても適宜関係機関に連絡するとともに、関係機関、団体等に情報提供を行い、救出について協力を要請する。

(2) 要救助情報の収集・管理

1) 総務班は、消防本部及び直方警察署等と連携し、通報された情報を収集し、これを管理する。

2) 救護防疫班は、被災者相談窓口等で受け付けた捜索願いや被災現場等での情報を収集し、行方不明者名簿を作成する。

■行方不明者名簿

○　町役場に被災者相談窓口を開設し、行方不明者の届け出を受け付ける。
○　行方不明者が、指定避難所にいないか、まず避難者名簿で確認する。
○　行方不明者名簿は、直方警察署及び消防本部にも提供する。

２　救助体制、活動

(1) 町長は災害の規模及び救出対象者数、救出範囲その他の事情に応じ要員を確保する。

(2) 消防班は、消防本部と連携して救助チームを編成し、要救助情報をもとに災害現場に出動する。

救助チームは、救助資機材等を活用し、行方不明者名簿等を踏まえて、町職員、直方警察署、消防職員、消防団員、自衛隊、自主防災組織等と連携・協力し、救助活動を行う。

(3) 救出に際しては負傷者の救護等が円滑に行われるよう、小竹町立病院、直方鞍手医師会及び嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所と緊密な連携、調整を行う。

(4) 救出作業に必要な資機材は、本部長が必要に応じ県及び近隣市町の協力又は建設事業者団体等に要請し、調達する。

３　救急活動の実施

消防班及び救護防疫班は、救助資機材等を活用し、消防本部、直方警察署、自衛隊、自主防災組織等と連携・協力し、次のとおり救急活動を行う。

(1) 救助現場から救護所又は救急指定病院等まで、救急車等で傷病者を搬送する。傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先する。

(2) 傷病者が多数発生したときは、直方警察署、消防本部、自衛隊、自主防災組織等に搬送を要請する。

(3) 町内の搬送先病院で収容できないときは、災害拠点病院等へ搬送する。

(4) 道路の被害等で救急車による搬送ができないときは、県を通じてヘリコプターの出動を要請する。

４　応援要請

消防班は、町で編成する救助チームだけでは救助活動が困難なときは、直方警察署、隣接消防機関等の応援を要請する。また、必要に応じ、国の各機関に応援を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等の拠点の確保を図る。

自衛隊の応援や広域応援が必要なときは、県知事に派遣要請を依頼する。

第２　住民及び自主防災組織及び事業所等の活動

町民、自主防災組織及び事業所等は、在住地区及び担当地区において、建物の倒壊、火災等による救急・救助の必要性を確認したときは、自らに危険が及ばない範囲で二次災害の発生に十分注意しながら連携し、町備蓄倉庫及び自主防災倉庫の救助資機材を活用し、緊急救助活動を行うとともに、速やかに消防本部等関係機関に連絡する。

また、崩壊土砂や建物等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救助する。

なお、消防本部及び消防班等の救助チームが到着したときは、その指示に従い、救助活動に協力する。

■資料編３－13「要配慮者利用施設一覧」参照

■様式-12「行方不明者名簿」参照

第９節　医療救護

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　初動医療体制の確立	●			救護防疫班
第２　医療救護活動・助産活動	●			救護防疫班
第３　災害時後方医療体制	●			救護防疫班、消防班
第４　救急患者等の搬送体制	●			救護防疫班、消防班
第５　医薬品、医療資機材等の確保	●			救護防疫班
第６　被災者の健康と衛生状態の管理		●	●	救護防疫班

町は、大規模事故が発生した時は、救護を要する傷病者や医療機関の被害状況を把握するとともに、可能な限りの傷病者の治療を行い、一人でも多くの命を救うため、関係機関と密接な連携を取りながら、災害の状況に応じ適切な医療（助産を含む）救護を行う。

また、初期医療の救護所で対応できない場合は後方医療として、災害拠点病院で対応する。なお、本町は、地域災害医療センターである飯塚病院が災害拠点病院となる。

第１　初動医療体制の確立

１　医療情報の収集

救護防疫班は、県及び直方鞍手医師会等と連携し、次の医療情報を収集する。

■医療情報の収集内容

○　医療施設の被害状況、診断機能の確保状況
○　指定避難所、救護所の設置状況
○　医薬品、医療器具等の需給状況
○　医療施設、救護所等への交通状況
○　その他参考となる事項

２　医療救護担当部門の設置

町は、必要に応じて、災害対策本部内に医療救護を担当する部門を設ける。通信手段の状況を把握し、可能な手段で関係機関との連絡に努める。

(1) 医療救護班の編成

救護防疫班は、多数の傷病者が発生した場合は、直方鞍手医師会に医療救護班の編成・派遣を要請する。

直方鞍手医師会は、福岡県歯科医師会及び福岡県薬剤師会と連携し、編成する。

災害の規模、状況によっては、県、町外の公立病院、その他の病院に対し、応援を要請する。

また、広域的な応援が必要な場合は、県に支援要請を行う。

■医療救護班の編成基準

名称	編成機関	１班の構成人員	備考
医療救護班	直方鞍手医師会	医師１，看護師３，補助員１	必要により運転手１

■直方鞍手医師会等への伝達・要請事項

○　災害の種類、規模、発生場所	○　資機材等の状況
○　必要とする医療救護班数	○　その他
○　救護所の設置場所	

(2) 医療救護所の設置

1)　救護防疫班は、施設の被災状況や多数の傷病者により医療機関での対応が十分にできない場合などには、直方鞍手医師会等の協力を得て、医療救護所を設置・運営する。

2)　医療救護所は、原則として指定避難所等に設置するが、状況に応じて、災害現場に近い公民館、集会所等の公共施設、一般診療機関にも設置する。

3)　病院等と協力して救護所に必要とする医療用資機材の設置等、医療環境を整える。

4)　医療救護所には、歯科医師や薬剤師、精神科医等を配置し、被災者への多様な対応が可能な体制を整える。

5)　救護防疫班は、救護所を設置した場合には、その旨の標識を掲示するとともに、速やかに当該場所を広報車及び防災行政無線（同報）放送より、住民への周知を行う。

6)　救護所での医療救護は、地域の医療機能の回復とともに地域医療機関に引き継ぐことが望ましいが、地域の診療機能の回復までに相当の日時を要する場合や、応急仮設住宅周辺で医療機関が不足している場合には、仮設診療所の設置・運営を検討する。

第２　医療救護活動・助産活動

派遣された医療救護チームの活動内容は、次のとおりである。

１　救護所での活動

重傷者を優先的に治療することを原則とし、トリアージ（負傷者選別）を実施する。災害の状況によっては、被災地等を巡回し、医療救護を実施する。

(1) 負傷者の傷害等の程度の判別（トリアージタグの活用）
(2) 重傷者に対する応急措置
(3) 後方医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定（トリアージ）
(4) 転送困難な患者に対する医療
(5) 軽傷者に対する医療
(6) 死亡の確認及び遺体検案並びに遺体処理への協力
(7) 助産救護

※トリアージ：災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、傷病者の重症度と緊急度を判定し、治療や搬送の優先順位を決定すること。

２　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の要請

(1) 町は、多数の重症、中等症の傷病者が発生すると予想される状況の場合は、速やかに県に対して、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣の要請を行い、受入れ体制の整備を推進する。

(2) 福岡ＤＭＡＴは、医療救護班と協働しながら活動するものとし、活動を終了するときは、医療救護班に必要な引継を行う。

第３　災害時後方医療体制

１　救護防疫班は、一般病院等の被災状況と収容可能ベット数を速やかに把握し、救護所から搬送される重傷病者を収容できる医療機関を確保する。

２　町内の医療機関で収容困難な重症者や特殊な医療を要する患者については、町外の病院、近隣の災害拠点病院等に搬送し、治療を行う。

３　災害拠点病院は、重症患者の受入れ及び搬出、地域の医療機関への応急用資機材の貸出し等を行う。

４　町及び消防本部は、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、航空搬送拠点を確保するとともに、医療機関から航空搬送拠点までの重病者等の輸送を実施する。

第４　救急患者等の搬送体制

災害により被災した傷病者等は、次のように搬送を行う。

１　搬送者及び搬送先の選定

搬送に当たっては、負傷の程度、患者の状況等を勘案し、搬送者及び搬送先の適切な選定に留意して行う。

２　救護所への搬送

被災現場から救護所までの搬送は次のいずれかの方法により行う。

(1) 救出にあたった消防本部が救急車その他の車両で搬送する。

(2) 消防団又は町職員が搬送する。

(3) 車両が不足する場合は自主防災組織等に要請する。

３　後方医療施設への搬送

救護所から後方医療施設への搬送は次のいずれかの方法により行う。

(1) 医療救護班が消防本部に配車・搬送を要請し、救急車等で搬送する。

(2) 町有車両により町職員が搬送する。

(3) 救急車等が不足し、緊急を要する場合は、消防団又は自主防災組織に要請する。

４　町外医療機関への要請

医療救護班は、重傷者の治療が町内の医療施設で対応できない場合は、県又は日本赤十字社福岡県支部を通じて町外医療機関への転送を要請する。

また、交通の状況により災害拠点病院等、後方医療機関への搬送が救急車等では困難な場合は、県や自衛隊等に対し、ヘリコプターでの搬送を要請する。

なお、ドクターヘリは、消防機関や医療機関からの要請に基づき出動する。

第５　医薬品、医療資機材等の確保

１　医薬品、資機材の確保

救護防疫班は、原則として次のとおり医薬品及び医療資機材等を確保する。確保できるまでは、医療救護班において携行した医薬品、医療資機材を使用する。この場合、費用は町が負担する。

■医薬品、医療資機材の確保

○　薬剤師会、医薬品販売業者から調達する
○　入手が困難な場合は、町災害対策本部から県災害対策本部へ供給を要請する

２　血液製剤等の確保

救護防疫班は、輸血用血液その他血液製剤が必要なときは、福岡県赤十字血液センター北九州事業所に供給を要請する。

また、必要に応じて住民への献血の協力を呼びかける。

第６　被災者の健康と衛生状態の管理

救護防疫班は、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所と連携し、被災地の指定避難所、自宅における疾病予防等のため、公衆衛生保健活動を行う。

１　生活環境の整備、確認

救護防疫班は、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所の支援を受け、被災地の台所、トイレ等の衛生管理の徹底、手洗等の衛生習慣の強化について指導し、必要な支援を行う。

２　健康状況の把握

救護防疫班は、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所と連携し、巡回相談等を通じて被災者の健康状態を把握し、新たな健康問題の発生、慢性疾患の悪化等の防止や早期発見に努める。

また、救護防疫班は、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所や直方鞍手医師会等と協議しながら、被災者に対する検診体制を確保する。

３　相談・指導

救護防疫班は、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所と連携し、巡回相談等の場で必要な指導を行う。特に、避難生活により発生が危惧される感染症、深部静脈血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、高齢者の生活機能低下等への対応を強化し、未然に発生を防止する。

４　医療の確保

直方鞍手医師会を通じて管内医療機関と連携を強化し、医療への依存度の高い慢性疾患患者への医療体制の確保に努めるとともに、県医療指導課を通じて広域の支援体制を確立する。

５　医療情報の提供

救護防疫班は、通院患者等のために治療可能な医療施設等の情報を収集し、災害広報紙等で住民に必要な情報を提供する。

６　心のケア対策

救護防疫班は、直方鞍手医師会と連携し、大規模な災害が発生したとき、又は避難生活が長期化する場合は、精神科医療機関、児童相談所職員等の協力により、カウンセリングやメンタルケア資料の作成等を行い、医師や保健師等の指導のもと、福祉・医療ボランティアが被災者や避難行動要支援者のＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安解消の対策を行う。

なお、生活環境の変化によって女性が抱える不安や悩み、ストレス、男性の精神面での孤立（他人に弱音を吐くことを避ける傾向があるため）などについても配慮する。

■資料編３－13「要配慮者利用施設一覧」参照

■様式-19「医療救護所開設状況報告」参照

第 10 節　飲料水の供給

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　飲料水の確保、供給	●			技術工作班

大規模災害時における町民の基本的な生活を確保するため、町は、給水体制を確立し、給水活動を迅速かつ円滑に実施する。

第１　飲料水の確保、供給

１　基本的な考え方

災害時においては、断水や汚染により、応急給水が必要とされる。応急給水には、大きく分けて、搬送給水と拠点給水があるが、搬送給水は、その運用に多数の人員が必要とされるため、応急復旧を速やかに行うためには、できるだけ拠点給水で対応することが望ましい。

また、指定避難所や病院など災害時に特に優先的に給水が確保される必要がある箇所については、事前に把握し、災害発生後の速やかな給水の確保を図る。

２　水源の確保

技術工作班は、災害が発生し、水道施設の破損等により水の供給が停止したときは、被害状況を把握するとともに、次のような措置により応急給水のための水源を確保する。

■確保する水源

○　浄水施設等	○　民間の井戸
○　飲料用浄水装置の活用	

３　給水需要の調査

技術工作班は、災害により給水機能が停止したときは、断水地区の範囲、世帯数、人口、断水期間等を調査し、早急に応急給水の需要を把握する。

■把握する内容

○　断水地区の範囲	○　指定避難所及び避難者数
○　断水地区の人口、世帯数	○　給水所の設置場所

４　給水活動の準備

技術工作班は、前項調査による応急給水の需要に基づき、次のように給水活動の準備を行う。

■給水活動の準備事項

活動計画作成	○　給水方法　○　給水量　○　資機材の準備 ○　人員配置　○　広報の内容・方法　○　水質検査等	
給 水 目 標 （１人１日当たり）	○　飲料水の確保が困難なとき	３ﾘｯﾄﾙ（飲料水）
	○　飲料水の確保が困難であるが搬送給水できるとき	14ﾘｯﾄﾙ（飲料水＋雑用水） ※雑用水：洗面、食器洗い
	○　伝染病予防法に基づき知事が飲料水施設の使用停止を命じた場合	20ﾘｯﾄﾙ （飲料水＋雑用水＋洗濯用水）
	○　上記の場合が比較的長期にわたるとき必要の都度	35ﾘｯﾄﾙ（飲料水＋雑用水＋洗濯用水＋入浴用水）
資機材などの確保	○　保有する車両及び資機材を使用する。 ○　不足するときは業者から調達する。	

５　給水活動

技術工作班は、原則として指定避難所等に拠点給水所を設置し、被災者への給水を行う。なお、給水所は、必要に応じて、救護所、病院、社会福祉施設等他の施設等にも設置する。

給水所では、避難所派遣職員、消防団等の協力を得て、町民が自ら持参した容器、容器が不足するときは、技術工作班が準備する給水袋等を使用する。

(1) 給水所への運搬

飲料水等の給水所への運搬方法については、応援機関の協力を得て、浄水施設から給水タンク車、給水容器等を使用して行う。

(2) 井戸の活用

民間の井戸等の利用が必要なときは、当該所有者に協力を要請し、使用する。

なお、井戸は、状況により浄水器、薬剤投入等による水質管理が必要であり、飲料水として不適切なときは、生活用水として利用する。

(3) 仮配水管等の設置

水道施設の復旧に長期間を要するときは、状況により仮配水管等の設置を行う。

６　応援要請

技術工作班は、単独で飲料水の確保、給水活動等が困難と判断するとき、総務班を通じて飯塚市上下水道局、近隣市町及び嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所に応援を要請する。

７　周知・広報

技術工作班は、総務班と連携し、被災した町民に対し給水所の場所、給水の日時、方法等の広報を適宜行う。

第 11 節　食料の供給

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　食料の確保、供給	●			救護防疫班、*総務班*
第２　炊き出しの実施、支援		●		救護防疫班、*教育班*

大規模災害時における町民の基本的な生活を確保するため、町は、被災者に対し、食料の供給を迅速かつ円滑に実施する。

第１　食料の確保、供給

１　基本的な考え方

(1) 給食は、食料供給機能の停滞により生命に危険が及ぶ可能性のある要配慮者（高齢者、乳児、食事管理を要する者等）に対し優先的に実施する。

(2) 当初にあっては、公立学校、幼稚園、保育園、旅館、組合等の給食施設で被害を受けていない施設での炊き出し及び弁当業者､製パン業者等からの弁当･製パンの調達により給食を実施する。

なお、この場合、弁当業者、製パン業者等の業者には各指定避難所等までの配送を含めて依頼し、町による輸送は原則として行わない。

(3) 上記(2)による給食を待つことができない場合の緊急避難的措置として備蓄食料を供給するが、できるだけ早期に上記(2)による給食に切り替える。

(4) 給食活動を効率的に実施するため、給食場所は指定避難所等に限定する。

(5) 上記(4)以外の施設等への直接の配送は以下のような場合に実施する。

1) 災害により孤立し、食料調達に困難が予想される地域

2) 病院、社会福祉施設等の傷病人、要配慮者関係の施設

(6) 町民等においては以下のように対応する。

1) ２～３日間は、可能な限り、町民自身が備蓄している食料で対応する。

2) 町民相互で助け合う。

(7) 事態がある程度落ち着いた段階では、給食需要の明確化を図る。

２　食料供給の対象者等

食料は、次の者を対象に、弁当、パン又は米飯の炊き出し等により供給する。また、乳幼児に対しては、必要に応じて粉ミルク等を供給する。

※災害救助法による食料の供給等は、福岡県地域防災計画等を参照する。

■供給対象者

○　避難指示等に基づき、指定避難所に避難した者
○　住家が被害を受け、炊事の不可能な者
○　旅行者、町内通過者等で他に食料を得る手段のない者
○　ライフラインの寸断等のため、調理不可能な社会福祉施設の入所者
○　災害応急対策活動従事者（災害救助法の実費弁償の対象外である）

■災害救助法による食料の給付

給付の対象	○　指定避難所に避難した者 ○　住家の被害（全壊、全焼、流出、半焼又は床上浸水等）により現に炊事ができない者 ○　本部長が、給付が必要と認めた者
給付の方法	○　炊き出しを行うときは、直ちに知事に災害応急用米穀の供給申請を行う ○　知事が指定する者から給付を受ける

3　食料需要の把握

救護防疫班は、食料の需要について、総務班からの情報を把握し対応する。

■需要の把握

対　象　者	担　　当
○　指定避難所	救護防疫班
○　住宅残留者	救護防疫班（自主防災組織等の協力による）
○　災害応急対策活動の従事者	総務班

4　食料の調達

(1) 業者からの調達

救護防疫班は、食料の需要調査に基づき備蓄品だけでは、次の供給品目が不足すると判断したときは、食料品業者等から調達する。

必要な食料の確保と供給ができない場合は、県及び隣接市町村に対し応援を要請する。

■供給品目

○　主　食；炊き出し用米穀、乾パン、弁当、おにぎり、パン、育児用調製粉乳等
○　副　食；即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油等
○　その他；高齢者や乳幼児等避難行動要支援者のニーズに配慮した食品

(2) 国の米穀等の調達

本部長は、災害の発生に伴い炊き出し等の給食に必要なときは、米穀及び乾パンの供給を県に要請する。米穀等の受領は、県知事の指示に基づき、北九州地域センター又は倉庫の責任者から調達する。

なお、手続きは、「災害時における乾パン及び乾燥米飯の取扱要領」、「政府所有米穀の販売要領」、「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡に関する要領」による。

■国の米穀等の調達要請

○　九州農政局北九州地域センターを通じて、米穀届出事業者に米穀の売り渡しを要請
○　九州農政局北九州地域センターに対し米穀及び乾パン等の調達を要請
○　九州農政局北九州地域センターを通じて自衛隊保有の乾パン等の放出を要請

5　食料の輸送及び配分

(1) 食料の輸送

救護防疫班は、原則として調達業者に対し、供給先（指定避難所、炊き出し施設等）の指定地まで食料の輸送を依頼する。

食料品業者が指定地まで食料を輸送できない場合や､物資集積拠点に到着した食料については、救護防疫班が輸送業者に要請して輸送を行わせることができる。町職員及び町公有車による輸送は原則として行わない。

(2) 食料の配分

食料は、原則として指定避難所で供給する。避難所派遣職員は、避難者（班長)、ボランティア等の協力を得て配布する。

なお、乳幼児や高齢者、食事管理を要する者等を優先し、公平な配布に留意する。

６　食料の保管

農林班は調達した食料の保管等が必要なときは、原則として物資集配拠点に保管し、食料の受入れ、管理を行う。

第２　炊き出しの実施、支援

１　炊き出しの実施

救護防疫班、教育班は、必要に応じて自主防災組織等の協力を得て、炊き出しを行う。

また、自主防災組織は、必要に応じて自ら炊き出しを行う。

２　炊き出しの方法

炊き出しの方法は、次のとおりである。

■炊き出しの方法

○　炊き出し場所は、状況に応じて指定避難所となる学校の調理室、給食センター、公民館等を使用する。
○　不足する調理器具、燃料、食材等は業者から調達する。
○　状況に応じて自主防災組織の他に、自衛隊、ボランティア等に協力を要請する。
○　炊き出し場所には消毒設備を設けて、衛生管理に注意する。

第 12 節　生活必需品等の供給

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　基本的な考え方	●			救護防疫班、*総務班*
第２　生活物資の確保、供給	●			救護防疫班、*総務班*
第３　救援物資等の受入れ及び配分		●		救護防疫班

大規模災害時における町民の基本的な生活を確保するため、町は、被災者に対し寝具、被服その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を速やかに調達し、供給を迅速かつ円滑に実施する。

第１　基本的な考え方

１　生活必需品等の供給は、その欠如により身体に大きなダメージが及ぶ可能性のある要配慮者（高齢者、乳児、病弱者等）に対し優先的に実施する。

２　当初にあっては、町備蓄を放出及び協定業者から調達し、配付する。

協定業者に依頼する場合、物資の調達だけではなく、配送要員や車両の手配も含めて業者に依頼し、町による輸送は原則として行わない。

３　町民等においては以下のように対応する。

(1) ２～３日間は、可能な限り、町民自身が備蓄している生活必需品等で対応する。

(2) 町民相互で助け合う。在宅の要配慮者への配送等は地域で対応する。

４　事態がある程度落ちついてきた段階では、被害状況別、指定避難所別、世帯別等に配給計画をたてて、自主防災組織、さらにはボランティア等の協力を得て、迅速かつ正確に配給を実施する。

５　協定の運用に関しては、日頃から協定業者と協定の内容、実務担当者等を確認し、緊急時の運用に支障が生じないようにする。

第２　生活物資の確保、供給

生活物資供給の対象者及び品目は、次のとおりである。

※災害救助法による生活物資の供給等は、福岡県地域防災計画等を参照する。

１　供給対象者

(1) 災害により住家に被害（全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等）を受けた者

(2) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財等を喪失した者

(3) 被服寝具その他生活必需品等がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

２　生活必需品等の範囲

(1) 寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等）

(2) 被服（衣服、肌着、大人用紙おむつ等）

(3) 炊事道具（鍋、炊飯用具、庖丁等）

(4) 食器（茶わん、皿、はし等）

(5) 保育用品（ミルク、ほ乳びん、紙おむつ等）

(6) 光熱材料（マッチ、ローソク、簡易コンロ等）

(7) 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ、歯磨、傘、トイレットペーパー、乾電池等）

(8) 生理・衛生用品
(9) その他

３　需要の把握

救護防疫班は、生活物資の需要について、食料と同様に、総務班からの情報を通じて把握し、対応する。

(1) 指定避難所の必要数は、総務班が把握する。
(2) 住宅残留者の必要数は、自主防災組織等の協力をえて総務班が把握する。

４　生活必需品の調達

救護防疫班は、あらかじめ町内関係業者と協議し、必要に応じ調達する。なお、町内の業者で不足するときは、知事、日赤福岡県支部又は近隣市町村長に対して物資の供給を要請する。

５　生活物資の輸送

救護防疫班は、原則として調達業者に指定避難所等の指定地まで生活物資の輸送を依頼する。

この場合、物資の調達だけではなく、配送要員や車両の手配も含めて業者に依頼し、町職員による直接的な調達・配送活動は管理上の必要な場合を除いて最小限にとどめる。

６　生活物資の分配

(1) 生活物資は、原則として指定避難所で供給する。
(2) 避難所派遣職員は、避難者（避難所運営組織の班長)、ボランティア等の協力を得て物資を配布する。
(3) 供給する物資の選定に当たっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

７　生活物資の保管

調達した生活物資の仕分け及び保管等が必要なときは、原則として物資集配拠点で行う。

■物資集配拠点

施　　設	○　中央公民館、北公民館、七福コミュニティセンター、新多コミュニティセンター、東住民センター、南住民センター、小学校（3校)、中学校
役　　割	○　調達した物資や他県市町村等からの救援物資の受入れ、保管、仕分け等

第３　救援物資等の受入れ及び配分

１　救援援物資等の受入れ

(1) 救護防疫班は、災害の状況により救援物資の募集が必要と認められる場合は、県及び町社会福祉協議会、日本赤十字社福岡県支部等関係機関と連携しながら、救援物資受入窓口を設置し、救援物資の募集及び受入れを行う。
(2) 募集は、町のホームページ、又は県及び報道関係機関等の協力を得て、必要な救援物資の品目及び数量を事前に限定し、送付先及び送付方法等について広報・周知して行う。
(3) 町は、関係機関と調整の上、事前に救援物資の（一時）保管先等を確保（指定）し、分配作業が円滑にできるよう努める。

２　救援物資等の配分

(1) 救護防疫班は、救援物資の配分に当たっては、県及び町社会福祉協議会、日本赤十字社福岡県支部等関係機関と調整し、速やかにかつ適切に配分する。
(2) 救援物資の仕分け、配分場所への搬入、被災者への配分作業等は、被災地区の行政区役員及びボランティア等の協力も得て迅速に行うこととし、必要に応じ、各避難所管理責任者等避難

所関係者の協力も得る。

(3) 受入れ・輸送する物資については、物資リスト（品目・数量、物資の提供者、受入れ日時等）を作成し、在庫管理を行う。

(4) 救援物資の配布方法は、必要に応じて本部会議で協議のうえ決定する。

■様式-20「物品の受払簿（物資集配拠点用）」参照

第 13 節　交通対策の実施

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　陸上交通の確保対策	●			技術工作班、*農林班*

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、町、警察（公安委員会）、道路管理者等は、相互に協力して交通に関する情報を迅速に把握し、災害応急対策を的確、円滑に行うため必要な措置を行う。

第１　陸上交通の確保対策

１　災害発生時の自動車運転者の取るべき措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下に同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内等にある運転者は次の措置をとる。

(1) 交通規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所に、区域を指定して交通規制が行われたときは、道路外の場所に車両を移動させること。

(2) 速やかな移動が困難なときは、車両はできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨げとならない方法により駐車すること。

(3) 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において車両などを破損することがある。

２　実施責任者

(1) 交通規制等の措置に係る関係機関との連絡調整、その他必要な対策は、技術工作班が行う。

(2) 交通の危険を防止し円滑な運営を図るための交通規制等の措置は、道路管理者（町道：技術工作班、県道：直方県土整備事務所）と直方警察署長が連携し行う。

３　情報収集・伝達

技術工作班は、農林班と連携し、直方警察署、道路管理者から道路交通規制の実施状況、交通の状況等の情報を収集し、緊急輸送路等の状況把握を図り、関係各班に伝達する。

４　交通規制

道路管理者（町道等：建設課、県道：直方県土整備事務所）は、道路が災害を受けた場合、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関との連絡をとりながら交通の安全確保に努める。

また、直方警察署は、災害が発生した場合は、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき、交通規制を実施する。

(1) 交通規制の方法

交通規制については、原則的には標示等（災害対策基本法施行規則別記様式第２）を設置して行い、緊急を要するため標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うこ

とが困難であるときは、現場警察官の指示により必要に応じ、ロープ、柵等の物理的な補助的手段を活用して行う。

技術工作班は、農林班と連携し、必要に応じ、道路管理者として町道の交通規制を実施する。

(2) 相互連携・協力

技術工作班及び農林班は、直方警察署と連携し、パトロール等を実施して迅速に被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を把握、相互に交換する。

交通規制を必要とする場合には、事前に通行の禁止又は制限の対象、区間及び理由等を相互に通知する。緊急を要する場合は事後速やかにその内容及び理由を通知する。

(3) 交通規制の標識等

技術工作班は、道路の通行の禁止又は制限の措置を講じた場合は、緊急な場合を除き、規制対象等を表示した標識等を設置する。

(4) 交通規制等の周知徹底・広報

技術工作班は、道路交通の規制の措置を講じた場合は、必要に応じて、その内容及びう回路等について明示して、交通関係業者、一般通行に支障がないように努める。

また、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他交通規制の実施状況、及び避難時の自動車利用の自粛、交通規制への協力について、関係機関に対し連絡するとともに、住民、運転者等にマスコミ広報、交通情報板及び現場広報等による周知徹底及び広報を図る。

■交通規制の区分、内容等

区　分	交通規制を行う状況及び内容	根拠法令
公安委員会	○　道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるときは、交通整理、通行の禁止、その他の交通規制をすることができる。	道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号）第４条
	○　災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするために緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。	災害対策基本法第76条
警察署長等	○　道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるときで、適用期間が短い場合は、通行の禁止、その他の交通規制をすることができる。	道路交通法第５条又は第114条の３
警察官	○　車両等の通行が著しく停滞し、混雑する場合において、交通の円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度において車両等の通行を禁止し、もしくは制限し、後退させることができる。	道路交通法第６条又は第75条の３
	○　通行禁止区域等において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。	災害対策基本法第76条の３
自衛官及び	○　警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区	災害対策基本法

区　分	交通規制を行う状況及び内容	根拠法令
消防職員	域等において、警察官に準じた措置を行うことができる。	第76条の３第３項及び第４項
道路管理者	○　道路の破損、欠損、その他の事由により交通が危険であると認めるときは、区間を定めて通行を禁止し、又は制限することができる。	道路法（昭和27年法律第180号）第46条

第 14 節　緊急輸送の実施

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　緊急輸送の確保	●			救護防疫班
第２　緊急通行車両の確認	●			総務班
第３　輸送車両等の確保	●			総務班、*技術工作班*
第４　道路交通の確保	●			技術工作班、*農林班*、*消防班*
第５　臨時ヘリポートの設置	●			消防班、*教育班*

町は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、災害応急対策に必要な人員、資機材等を迅速かつ確実に輸送する緊急通行車両等の運用等、あらかじめ定める緊急輸送計画等により、緊急輸送体制を確保する。

第１　緊急輸送の確保

救護防疫班は、指定避難所を開設したときは、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画及び調達計画により、人員、食料、飲料水、生活物資、資機材等を搬送する。多数の指定避難所等へ搬送が必要なときは、協定締結先の(公社)福岡県トラック協会等に対し、緊急物資輸送トラックの派遣を依頼する。

総務班は、道路不通により航空輸送が適切と判断されるときは、県にヘリコプターの出動を要請する。

１　輸送の優先順位

輸送活動に当たっては以下の項目を優先して実施するなど、被害の状況・緊急度・重要度によって判断する。

(1) 人命の安全
(2) 被害の拡大防止(二次災害の発生防止を含む)
(3) 災害応急対策の円滑な実施

２　緊急輸送の対象

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、概ね次のとおりとする。

(1) 第１段階
1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
2) 消防、水防活動等災害の発生防止・拡大防止のための人員及び物資
3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動時の災害応急対策に必要な人員・物資等
4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等
5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第２段階
1) 上記(1)の続行
2) 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資

3)　傷病者及び被災者の被災地外への輸送
4)　輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第３段階
1)　上記(2)の続行
2)　災害復旧に必要な人員及び物資
3)　生活必需品

第２　緊急通行車両の確認

総務班は、公用車等を緊急通行車両として使用するとき、車両ごとに緊急通行車両確認証明書、通行標章の交付を受ける。交付された標章は、車両の助手席側ウインドガラスの上部の前面から見やすい箇所に貼付し、確認証明書は当該車両に備えつけ、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

緊急通行車両の確認手続きは、以下の要領で行う。

１　確認対象車両の処理区分

確認事務は、直方警察署、県警本部（交通規制課）のほか交通検問所等の検問箇所で取り扱う。

２　緊急通行車両の申し出事項

緊急通行車両の運転者は、次の事項を申し出て確認を受ける（緊急通行車両等確認申請書の提出）。

(1) 車両番号票に標示されている番号
(2) 輸送人員又は品名
(3) 使用者の住所、氏名
(4) 輸送日時
(5) 輸送経路（出発地、経由地及び目的地名）
(6) その他参考事項（事前届出を行っている場合は、緊急通行車両等事前届出済証を提示する。）

３　標章等の交付

県公安委員会は、緊急通行車両の確認をしたときは、当該車両の使用者に対し緊急通行車両である旨の標章（様式第１号）及び緊急通行車両確認証明書（様式第２号）を交付する。

第３　輸送車両等の確保

技術工作班は、次のとおり緊急輸送のための車両等を確保するほか、関係業界団体の協力等により、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。

１　総務班は、あらかじめ定めた災害時における輸送車両等の運用計画及び調達計画により、人員及び物資等の輸送手段を確保する。

２　技術工作班は、各班の要請に基づき、車両関係団体の協力をえて総合的に調整し、配車する。
車両の運行に必要な人員は、原則として各班の要員をあてる。

３　総務班は、必要な輸送車両等の確保が困難な場合、次の事項を明示して県に調達斡旋を要請する。

(1) 輸送区間及び借上げ期間
(2) 輸送人員、物資品名、輸送量
(3) 車両等の種類及び台数
(4) 集結場所及び日時
(5) その他必要な事項

４　総務班は、災害による交通の途絶又は緊急的な輸送を必要とする場合、県を通じてヘリコプターによる輸送を要請依頼する。

第４　道路交通の確保

１　緊急輸送路の確保

技術工作班、農林班及び消防班は、緊急輸送活動を円滑に実施するため、道路管理者と連携し、緊急輸送路となる道路の状況を点検し、交通規制、応急復旧などを行い、車両及び人の通行を確保する。

また、道路の通行禁止、制限等の緊急輸送路における状況について、直方警察署と密接な連絡をとる。

２　県の緊急輸送に関する交通規制対象道路

県は、災害発生時の被災者の救援、緊急物資等の輸送への対処を目的として、県内の国道、主要地方道等を緊急輸送路として指定している。

町内の該当する緊急輸送路は、次のとおりである。

■緊急輸送路の指定状況

路線区分	町 内 の 路 線
緊急交通路	○　国道200号
主要路線	○　主要地方道宮田小竹線
町道	○　中島・芦北幹線、勝野・勢田線、草場浦・大浦線、 大浦・恵下線、勝野・長井鶴線

３　道路の啓開措置（障害物の除去）

技術工作班、農林班は、路肩の崩壊、がけ崩れ、倒壊物等により通行に支障があるときは、建設事業者団体等に出動を要請して障害物の除去を行い、迅速に通行可能にする。

また、危険箇所には道路標識や警戒要員を配置するなどの措置をとる。なお、道路上の障害物の除去は、緊急輸送等に必要な路線を優先して行う。

第５　臨時ヘリポートの設置

消防班は、必要に応じて臨時ヘリポートを開設する。

■資料編２－14「臨時ヘリポートの設置基準」参照
■資料編２－13「町有車両」参照
■様式-21「緊急通行車両届出」参照
1. 緊急通行車両事前届出書
2. 緊急車両以外の車両通行止め標示
3. 緊急通行車両通行標章
4. 緊急通行車両確認証明書

第 15 節　保健衛生、防疫、環境対策

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　保健衛生対策		●		救護防疫班
第２　食品衛生対策		●		救護防疫班
第３　愛護動物の救護等の実施		●		救護防疫班、*農林班*
第４　防疫活動		●		救護防疫班

町は、被災地域における感染症の予防、環境の悪化防止のため、迅速かつ的確な防疫活動等を行い衛生状態を保持するとともに、健康相談等を行い被災者の心身の安定を図る。

また、被災地域における飲食に起因する危害発生の防止に努め、町民生活の安定を図る。

第１　保健衛生対策

救護防疫班は、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所と協力して、次の点に留意し、災害保健衛生対策活動を実施する。

１　健康調査、健康相談

(1) 保健指導及び健康相談の実施

救護防疫班は、看護師、保健師等による健康相談等について、個別訪問や定期的に指定避難所、応急仮設住宅等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、要配慮者等に配慮をしながら、必要に応じて保健指導及び健康相談を実施する。

その際、女性相談員も配置するよう配慮するとともに、住まいや仕事の確保、地域の人間関係づくりのための茶話会や季節行事等とあわせて、総合的な対応を図るよう努める。

(2) 指定避難所や仮設住宅での配慮

救護防疫班は、健康相談等について、十分な空調設備の無い指定避難所や仮設住宅においては、室温の上昇に伴う熱中症の発生が危惧されることから、室温調節やこまめな水分補給の体制等対策に努めるよう指導する。

特に高齢者は、エコノミークラス症候群（深部静脈血栓塞栓症）や生活不活発病になりやすいため、他者とコミュニケーションが図れるよう配慮するとともに、適度に体を動かせる機会を提供する等、心身機能の低下を予防するよう、指導を行う。

(3) 避難所サーベイランスシステムの導入

救護防疫班は、「避難所サーベイランスシステム」の導入により、感染症の拡大を未然に防止するとともに、避難者の健康状態の把握に努める。

２　栄養調査、栄養相談

救護防疫班は、定期的に指定避難所、炊き出し現場、特定給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ栄養指導及び栄養相談を実施する。

また、避難生活の長期化が見込まれる場合、指定避難所で提供する食事の内容・量や衛生管理の支援、栄養補助食品の提供等、栄養バランス改善のための対応を行う。

３　心のケア（精神保健相談）

被災地、特に避難所においては、大規模災害の直接体験や生活環境の激変に伴い、被災者及び

救護活動、災害対応業務等に従事している者が、心身の不調をきたしやすく、ストレス反応や精神症状の悪化等が考えられるため、救護防疫班は、精神科医等の協力を得て、被災後の時期や被災状況に応じた災害後の心のケアを実施する。

４　子どもたちへの健康支援活動

町、教育委員会、県教育委員会及び学校長等は、被災児童・生徒、幼児の体と心の健康管理を図るため、災害の規模等に応じ、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員やスクールカウンセラーによるカウンセリング、電話相談等の実施に努める。

５　災害対策従事者の健康管理

救護防疫班は、災害対策従事者についても、心のケアの健康管理を行う。

第２　食品衛生対策

１　食中毒の未然防止

救護防疫班は、必要に応じ県食品衛生監視員等の指定避難所への派遣を要請し、食品の衛生的な取扱い、加熱処理、食用不適な食品の廃棄、器具・容器等の消毒等について指導を依頼する。

２　食中毒発生時の対応

救護防疫班は、食品衛生監視員の派遣を要請し、原因施設の調査、食品の検査等を行い、被害の拡大防止に努める。

３　食品衛生に関する広報

救護防疫班は、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所と連携を図りながら、災害時の食品衛生に関する広報等を行う。

第３　愛護動物の救護等の実施

大規模災害に伴い、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じるとともに、指定避難所においても動物同伴者等の問題が生じることが予想される。

救護防疫班と農林班は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所、福岡県獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、愛護動物の保護・収容対策を行う。また、保護・収容された動物については、台帳を作成し公示する。

１　被災地における愛護動物の保護

農林班及び救護防疫班は、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所等と連携し、飼い主のわからない負傷又は逃げ出したペット等を保護する。

危険動物が逃亡したときは、人的危害を防止するため、飼養者、直方警察署等と連携し、必要な措置を講ずる。

また、被災地において、負傷した愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るため、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。

■愛護動物の保護・収容に関する事項

○　負傷した愛護動物の収容・治療・保管
○　飼い主不明の愛護動物の収容・保管
○　飼養困難な愛護動物の一時保管
○　愛護動物に関する相談の実施

○　愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 （飼い主不明の愛護動物のうち、譲渡可能な動物は譲渡する）

２　避難所における動物の適切な飼育

飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

３　飼養動物、危険動物等の管理

救護防疫班は、飼養動物等を飼養する者及びその関係する団体と協力して、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、人獣共通感染症予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、必要な措置を講じる。

第４　防疫活動

１　活動方針

救護防疫班は、被災地域において、生活環境の悪化に起因する感染症の発生及びまん延を防止するため、緊密な連携を図り、迅速かつ的確な防疫活動を実施する。

また、救護防疫班は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、指定避難所の運営に必要な情報を共有する。

２　防疫活動の実施体制

救護防疫班は、被災地域において、防疫活動を行うために防疫チームを編成し、防疫上必要な措置を行う。人員が不足するときは、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所又は近隣市町村に応援要請を行う。

■防疫チーム編成

担　当	１チームの構成人員
救護防疫班	衛生技術者１名，作業員2～3名，事務1名

３　感染症予防対策に関する広報活動の強化

救護防疫班は、感染症予防のため、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所と連携し、被災地域住民に対し、手洗いやうがいの励行、マスク等感染防護物品の利用、消毒薬の使用方法、飲食物の取扱い上の注意等の広報活動を強化する。

４　疫学調査・健康診断

救護防疫班は、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所と連携し、感染症患者の発生状況を的確に把握し、患者、保菌者の早期発見に努め、患者の隔離収容など適切な予防措置を講じるための疫学調査を実施する。

疫学調査の結果、感染症等の発生のおそれがある場合は、指定避難所等において健康診断を実施する。

５　被災地の防疫

(1) 防疫活動

救護防疫班は、医師会と連携し、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所の指導又は指示により、感染症の予防、環境悪化を防止するため、迅速かつ的確な防疫活動を行う。

■災害防疫活動

○　予防教育及び広報活動の強化	○　生活用水の使用制限及び供給等
○　消毒方法の施行	○　避難所の衛生管理及び防疫指導
○　ねずみ族、昆虫等の駆除	○　臨時予防接種の実施

(2) 防疫用薬剤・資機材の確保

災害初期の防疫活動においては、業者からの調達や町が保有する薬剤・資機材を使用する。薬剤、資機材が不足するときは、県や薬剤師会等に協力を要請する。

(3) 作業の実施

救護防疫班は、災害により感染症が発生又は発生のおそれがある地域において消毒等を行う。

消毒範囲が広範囲に及ぶ場合は、状況に応じて自主防災組織や町民の協力を得て、防疫活動を実施する。

指定避難所の施設管理者は、衛生に関する自治組織の編成を指導して、その協力を得て防疫の万全を図る。

(4) 家畜防疫

救護防疫班は、家畜所有者が行う自衛防疫、防疫措置の実施に対する支援、県の行う防疫活動への協力を行う。

第５　環境対策

工場・事業所等の関係者は、有害物質の漏出等が生じた場合には、町、県、関係機関にこれを報告するとともに、有害物質の漏出等に対し適切に対応する。

救護防疫班は、災害による工場等からの有害物質の漏出や廃棄物処理に伴う大気汚染等を防止するため、有害物質の漏出等を把握した場合には、県へ報告する。

第 16 節　要配慮者の支援

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　災害により新たに発生した要配慮者に関する対策	●			救護防疫班
第２　避難対策	●			救護防疫班
第３　要配慮者等への支援活動		●	●	救護防疫班
第４　生活の場の確保			●	技術工作班、*救護防疫班*
第５　外国人等の支援対策			●	救護防疫班

大規模な災害の発生時には、特に要配慮者や旅行客に対するさまざまな応急対策が必要となる。また、情報の提供についても、要配慮者に十分配慮する必要がある。このため、町は、必要な諸施策について速やかに実施する。

第１　災害により新たに発生した要配慮者に関する対策

災害時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、これらの要配慮者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。このことから、救護防疫班は、以下の点に留意しながら要配慮者対策を実施する。

要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者の同意を得て、必要に応じ、以下の措置をとる。

１　指定避難所（必要と認められる場合は福祉避難所）への誘導・移送
２　必要と認められる場合の社会福祉施設等への緊急入所
３　保護者を亡くした児童の里親等への委託
４　居宅における生活が可能な場合の在宅福祉ニーズの把握
５　要配慮者に対するホームヘルパー、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を遅くとも発災１週間を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後２～３日目から、全ての指定避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

第２　避難対策

要配慮者等の避難対策は、本編　第２部「災害応急対策活動」第４節「避難対策の実施」の定めによる。

第３　要配慮者等への支援活動

災害時には、高齢者、障がい者等の要配慮者に対し、救助、避難誘導、福祉サービスの提供等を状況変化に応じて的確に行うことが必要である。

このため救護防疫班は、災害時には避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難所担当班等を通じて、指定避難所や在宅の要配慮者等への支援ニーズを把握し、次のような支援を行う。

１　指定避難所や在宅の要配慮者等への支援

(1) 指定避難所や住宅における高齢者及び障がいのある人に対するニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。

(2) 掲示板、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関の協力のもとに、新聞、ラジオ文字放送、手話つきテレビ放送等を利用することにより、被災した高齢者等に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。

(3) 指定避難所等において、適温食など高齢者等に適した食事を工夫する。

(4) 指定避難所等において、被災した高齢者等の生活に必要な車いす、障がいのある人用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握するため相談体制を整備する。

(5) 被災した高齢者及び障がいのある人の生活確保に必要な車いす、障がいのある人用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速に調達を行う。

(6) 関係業界、関係団体、関係施設を通じ、協力要請を行う等当該物資の確保及び福祉施設職員等の応援体制整備を図る。

２　福祉避難所等の確保、要配慮者等の移送

(1)　福祉避難所等の確保

救護防疫班は、要配慮者等が指定避難所や在宅で介護等が困難で必要と認められるときは、福祉避難所を確保するとともに、必要に応じて町内福祉施設等に緊急受入れを要請する。

福祉避難所の開設においては、利用できる施設の中から、応急危険度判定を受け、福祉避難所の開設を行う。

■福祉避難所の確保

○　あらかじめ指定した福祉避難所の確保（原則としてたたみがある施設）
○　不足するときは、県と協議し、社会福祉施設等に特別受入れ要請

(2)　福祉ニーズの把握と支援の実施

救護防疫班は、要配慮者の福祉ニーズを把握し、本人の同意を得た場合には、関係機関と調整及び社会福祉法人との協定により、適切な施設への入所等に係る調整を行う。

また、本人が在宅での福祉サービスを望む場合は、関係機関と調整しホームヘルパー等（ボランティアを含む）の派遣、車椅子等の手配等を社会福祉団体、ＮＰＯ・ボランティア団体等の協力を得て計画的に実施する。

(3) 福祉避難所の開設

救護防疫班は、福祉避難所の対象となる避難者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、福祉避難所を開設し、関係機関及び各避難所に対し、福祉避難所の開設について周知するよう努める。

福祉避難所は町有施設を利用することを基本とするが、必要に応じて、町内の社会福祉施設に対して協力を要請する。

(4) 多様な避難所の確保

救護防疫班は、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

(5) 相互協力体制

救護防疫班は、町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者、要配慮者の近隣住民（自主防災組織等）、

ボランティア組織等との連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制により支援を行う。

(6) 福祉避難所への移送

救護防疫班は、福祉避難所等が確保されたときは、指定避難所に避難した要配慮者について、福祉関係団体及びボランティア等の協力を得て、速やかに移送する。この際、要配慮者の家族も、必要に応じて福祉避難所へ避難させることができる。

嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所は、福祉避難所の状況を把握し、関係機関との調整及び必要な支援を行う。

(7)　福祉避難所の管理・運営

町が福祉避難所を開設したときは、福祉避難所担当職員を派遣し、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（平成 28 年４月内閣府　（令和３年５月改定））に基づき、指定避難所の管理・運営にあたる。また、担当職員の交代要員を確保する。

なお、大規模災害発生当初は、福祉避難所に派遣する職員を確保できない場合があるため、施設管理者等の協力を得て対応を図る。

第４　生活の場の確保

１　応急仮設住宅等の確保

(1) 技術工作班は、応急仮設住宅、公営住宅、公的宿泊施設等を確保し、要配慮者の生活の場を速やかに確保する。

(2) 技術工作班、救護防疫班は、県と協議のうえ必要があると認めるときは、避難行動要支援者向けの応急仮設住宅（「福祉仮設住宅」）を建設、供給する。

また、入居者が従来のコミュニティを維持できるよう配慮する。

２　応急仮設住宅等での支援

救護防疫班は、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所及び福祉関係団体等の協力を得て、応急福祉仮設住宅において、次のような支援を行う。

■応急福祉仮設住宅での支援内容

○　応急福祉仮設住宅の集会施設等へのスタッフ詰所の設置、運営
○　応急福祉仮設住宅の居住環境の向上
○　直方鞍手医師会並びに医療ボランティア等との連携・協力による健康診断、心のケア対策の実施
○　ケースワーカー・カウンセラー等による全般的な生活相談、行政支援サービスの利用相談
○　ホームヘルパーの派遣、その他避難行動要支援者向けサービスの実施

第５　外国人等の支援対策

１　外国人の支援

救護防疫班は、県、警察署、国際交流センター、ボランティア団体等と連携し、町内の外国人の被災情報の把握、相談対応を行う。

また、インターネット、ＦＭ放送などの情報提供メディアで多言語による広報を行う。

さらに、外国人に対して適切な情報提供を行うため、必要に応じて県及び国際交流センターと連携を図り、外国語が会話可能なボランティアを確保する。

なお、支援活動においては外国人旅行客についても念頭に置いた対応を行い、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人と、早期帰国等に向けた交通情

報を必要とする外国人旅行客等は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達を行う。

２　旅行者への対策

救護防疫班は、災害時の旅行者の被災状況について、関係団体等から情報を収集し、状況の把握に努めるとともに、災害応急対策の実施に際して関係機関から情報提供の要請があった際には、迅速に提供する。

ホテル･旅館等の施設管理者は、宿泊客の安全確保を実施するものとし、必要に応じて、避難所等の情報を伝達する。

■資料編３-13「要配慮者利用施設一覧」参照

第 17 節 安否情報の提供

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　安否情報の提供	●			総務班

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、被災者の安否に関する情報（以下「安否情報」という。）を回答するよう努める。

回答する際は、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で行う。

第１　安否情報の提供

総務班は、災害発生後、安否情報について、速やかに被災者等からの相談、問合わせ、要望等に対応するための総合的な窓口を設置し、全国避難者情報システムの活用を図り、安否確認や避難先への情報提供等を行う。

１　情報収集

(1) 総務班は、必要と認める範囲で関係地方公共団体、消防機関、警察その他の者に対して情報提供を求める。

(2) 総務班は、被災者の安否情報の照会に対し、回答を適切に行い、又は適切な回答に備えるために必要な限度で、保有する被災者の氏名その他の情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために、内部で利用する。

２　照会を行う者

照会を行う者（以下「照会者」という。）は個人又は法人とし、以下のとおり分類する。

(1) 被災者の同居の親族(親族には､婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、婚姻の予約者、同性パートナー等、公的な書類等によりその関係性を証明できる者を含む。以下同じ。)

(2) 被災者の親族又は職場の関係者その他の関係者

(3) 被災者の知人その他安否情報を必要とすることが相当であると認められる者

３　照会手順

(1) 照会者は、町長に対し、以下の事項を明らかにして照会を行わなければならない。

1)　照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項

2)　照会する被災者の氏名、住所、生年月日及び性別

3)　照会をする理由

(2) 照会者は(1) 1)の事項が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、特別永住者証明書、在留カード、住民基本台帳カード（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 44 第１項に規定するもの)その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該照会者の本人確認ができるものを提示又は提出しなければならない。ただし、照会者が遠隔地に居住している場合その他この方法によることができない場合においては、町長が適当と認め

る方法によることができる。

4　提供できる情報

総務班は、照会者の分類により、以下の情報を提供することができる。ただし、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときは、情報を提供しない。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

5　全国避難者情報システムの活用を図り、安否確認や避難先への情報提供等を行う。

第 18 節　遺体の捜索、収容及び火葬

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　遺体の捜索	●			消防班
第２　遺体の処理・収容	●			救護防疫班、*総務班*
第３　遺体の火葬、埋葬		●		救護防疫班

大規模な災害により死者、行方不明者が生じた場合は、町は、防災関係機関の協力を得て、これらの捜索・処理を速やかに行い、民心の安定を図る。

第１　遺体の捜索

１　消防班は、災害による周囲の事情から既に死亡していると推定される者に対し、直方警察署、自衛隊等と協力して捜索を行う。

救出作業あるいは捜索中、遺体を発見したときは、医師による診断を行うとともに、直方警察署（警察官）に届出る。

２　消防班、警察官及び防災関係機関は、検視（死体調査）、死亡者の措置及び行方不明者の捜索等に関し相互に協力する。

３　遺体の見分・検視

警察は、遺体を発見したとき、又は遺体がある旨の届出を受けたときは、死体取扱規則（平成 25 年国家公安委員会規則第 4 号）に基づく遺体の見分・検視を行った後、遺族に引き渡す。

遺体の引取人がないとき、又は身元不明の遺体は、戸籍法（昭和 22 年 12 月 22 日法律第 224 号）第 92 条第 1 項に規定する検視調書（死体見分調書）を添えて町長に引き渡す。

消防班は、警察官と緊密な連絡をとり、検視・検案又は、検案を経ないで死亡届出が出された遺体の数及び警察で検視を実施した遺体の数を把握し、災害による死傷者数を逐次把握する。

第２　遺体の処理・収容

１　遺体の処理

(1) 救護防疫班は、町に引き渡された遺体を、医師による検案等の処理を行う。救護防疫班は直方鞍手医師会等に対し、遺体の処理を要請する。

(2) 救護防疫班は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のため遺体の処理ができない場合に、遺体の洗浄、縫合、消毒の処置・遺体の一時保存・検案を行う。

２　遺体の収容、安置

(1)　納棺用品等の確保

救護防疫班は、葬儀業者等から、納棺用品、保管のためのドライアイス等を確保するとともに、葬儀業者等に遺体の納棺を要請する。

(2)　身元の確認

救護防疫班は、行方不明者名簿の確認を行うとともに、直方警察署と協力して身元不明者の特徴等をまとめ、住民等からの問い合わせ等に対応する。遺族等の引取人があるときは、遺族等に遺体を引き渡す。

また、身元が判明した遺体については、総務班に報告する。

(3)　遺体の収容、安置

救護防疫班は、処理を終えた遺体について、身元識別のため相当時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋葬できない場合は、遺体安置所へ搬送し、次のとおり一時安置を行う。

状況により、福岡県と葬祭組合が締結した「災害時における葬祭用品の供給及び遺体の搬送等の協力に関する協定」に基づき、福岡県に対し、葬祭用品、遺体安置施設の提供、納棺、遺体の搬送等を依頼する。

■遺体安置所の場所

○　被災地に近い寺院等に設置する。
○　適当な施設が確保できないときは、避難所等へ設置する。

第３　遺体の火葬、埋葬

１　救護防疫班は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のため火葬、埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がいない場合に火葬及び応急的な埋葬を行う。

２　救護防疫班は、被災による遺体の火葬・埋葬に関する計画を事前に策定する。

３　埋火葬許可書

救護防疫班は、被災者相談窓口等で遺体の埋火葬許可書を発行する。

４　火葬、埋葬の実施

救護防疫班は、遺族等が遺体の埋火葬を行うことが困難なとき、又は遺族がいないときは、次のように遺体の埋火葬を行う。

(1) 火葬した遺骨は一時寺院、小竹町納骨堂、御徳霊園に安置し、埋葬台帳を作成する。

(2) 遺体は火葬場で火葬するが、多数で火葬できないときは、近隣市町村等に協力を要請する。

(3) 引取人のない遺骨は、当分の間遺留品とともに保管し、町が指定する墓地に仮埋葬する。

(4) 遺留品は包装し、氏名札及び遺留品処理票を添付し、保管所に一時保管する。

(5) 遺族等から遺骨、遺留品の引き取り希望のあるときは、遺骨及び遺留品処理票により整理し、引き渡す。

(6) 外国人等の埋火葬者の風俗、習慣、宗教等に配慮する。

(7) 埋火葬期間は、原則として災害発生の日から 10 日以内とする。

(8) 一時的な埋葬について

救護防疫班は広域火葬をもってしてもなお処理能力が追いつかず、火葬が行われない状態が現に続き、又は長期的に続くことが予想される場合は、一時的な埋葬を行うことができる。一時的な埋葬を行おうとするときは、その旨を県に報告するとともに、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48）」第 10 条の規定に基づき、事務を行う。

５　救護防疫班は、遺体の埋火葬に関する被災者からの照会、相談等に対応するため、必要に応じ、遺体安置所等に相談窓口を設置する。

■資料編３-15「近隣火葬場」参照
■資料編３-16「遺体安置所」参照
■様式-22「遺体処理票」参照
■様式-23「遺留品処理票」参照

第 19 節　障害物の除去

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　障害物除去の対象	●			技術工作班
第２　除去の実施	●			技術工作班

町は、被災者が当面の日常生活を営むことができるよう、住家、又は周辺に運ばれた障害物を除去するとともに人員等の輸送が円滑に行われるように、道路、河川等の障害物の除去を行う。

第１　障害物除去の対象

災害時における障害物除去の対象は、概ね次のとおりとする。

１　住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
２　河川氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とする場合
３　緊急な応急措置の実施のための除去を必要とする場合
４　その他、公共的立場から除去を必要とする場合

第２　除去の実施

技術工作班は、山(がけ)崩れ、土石流、浸水等によって、住家又は周辺に運ばれた障害物の除去を行う。

道路、河川等の管理者は、道路、河川等にある障害物の除去は、それぞれが行う。なお、町管理以外の道路、河川などについては、当該施設管理者へ障害物の除去について連絡する。

１　住宅関係の障害物の除去

(1) 除去すべき対象

技術工作班、施設管理者は、住家及びその周辺に運びこまれた土砂、竹木等の障害物又は建物等の倒壊により発生した障害物の除去は、災害救助法に準じて実施する。なお、次の条件に該当するものが災害救助法に定める対象である。

1)　障害物のため、当面の日常生活が営めない状態にあるもの
2)　障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれたもの
3)　自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの
4)　住家が半壊又は床上浸水したものであること
5)　原則として、当該災害により直接被害を受けたもの

(2) 除去の実施

1)　災害救助法適用前

災害救助法の適用前は、建設班が周囲の状況を考慮して、優先度の高い箇所を指定し、建設業者、自衛隊等の協力を得て作業班を編成して実施する。

2)　災害救助法適用後

ア　技術工作班は、除去対象戸数及び所在を調査し、県知事に報告する。なお、除去を実施する戸数は、半壊及び床上浸水した世帯の 15%以内とする。

ただし、障害物除去の対象数は、県知事を経由して厚生労働大臣による承認を求め引

き上げることができる。

イ　除去作業は町が保有する器具・機械を使用して、町が行う。

ウ　労力、機械等が不足する場合は、県に要請し隣接市町村からの派遣を求める。
また、建設業者に協力を求める。

エ　支出できる費用は、ロープ、スコップ、その他除去のため必要な機械器具等の借上費、輸送費及び人夫費とし、災害救助法の定めによる。

オ　実施期間は、災害発生の日から 10 日以内を原則とする。

２　河川関係障害物の除去

技術工作班及び河川管理者は、災害時における管内河川、排水路等の巡視を行うとともに、橋脚、暗渠流入口及び工事箇所の仮設物等につかえる障害物を除去する。

３　主要道路上の障害物の除去

技術工作班及び道路管理者は、災害時における町道及び管理外であっても交通、日常生活に係る、県道の巡視を行い、道路に障害を及ぼしている障害物を除去する。

４　県への要請

町長は、町において障害物の除去が困難な場合は、県へ応援を要請する。

５　除去した障害物の集積場所

除去した障害物は、仮置場に集積し、廃棄すべきものと保管すべきものとを明確に区分する。

■留意事項

○　再び人命、財産に被害を与えない安全な場所を選定する。
○　道路交通の障害とならない場所を選定する。
○　盗難の危険のない場所を選定する。
○　工作物等を保管した場合は、保管を始めた日から14日間、工作物名その他必要事項を公示する。

■資料編２-14「ごみ・廃棄物処理施設」参照

第 20 節　文教対策の実施

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　児童・生徒等の安全の確保	●			教育班、*消防班*
第２　学校等施設の応急措置			●	教育班
第３　教育の実施			●	教育班
第４　学用品の調達及び給与			●	教育班
第５　学校給食の措置			●	教育班
第６　学校等教育施設が地域の避難所等になった場合の措置			●	教育班
第７　文化財対策		●		教育班

災害等の発生時の児童・生徒等の安全確保及び教育実施者の確保、文教施設の応急復旧、教科書、学用品の応急処理等の措置を講ずる。

第１　児童・生徒等の安全の確保

園長及び学校長の校長等（以下「校長等」という）は、災害が発生した場合又は町長が避難の指示を行った場合等においては、園児、児童、生徒等の児童生徒等（以下「児童・生徒等」という）の安全の確保を図るため、次の措置を講じる。

１　事前準備

校長等は、学校の立地条件等も考慮し、災害時の応急教育計画を策定するとともに、指導の方法等につき明確な計画を立てておく。また、日頃から施設・設備の管理及び点検・整備、防災教育の実施、情報連絡体制の整備を行い、ＰＴＡ、地域との協力体制づくりに努める。

校長等は、常に気象状況等に注意し、災害発生のおそれがある場合は、教職員と協力し、応急教育体制を備えて、次の措置を行う。

○　幼稚園・学校行事、会議、出張等を中止するとともに、状況に応じて町教育委員会に連絡のうえ、臨時休校等の適切な措置をとる。
○　児童・生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理、保護者との連絡及び引き渡し方法等を確認する。
○　町教育委員会、直方警察署・交番、消防署等関係機関との連絡網を確認すること。
○　勤務時間以外においては、学校長は所属職員の所在を確認し非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。
○　事故等により、幼稚園、学校にガスの漏出、火災等の危険があるときは、消防本部、消防班等と連携のうえ、児童・生徒等を安全な場所に避難誘導する。
○　児童・生徒等の避難路・指定緊急避難場所の安全性の確認

２　在校園時の安全の確保

(1) 災害発生直後の対応

災害発生後、速やかに安全な指定緊急避難場所に児童生徒等の避難の指示及び誘導を行うとともに、負傷者の有無及び被害状況の把握に努める。

(2) 安全の確認

災害情報の収集に努め、周辺の安全状況を把握し、指定緊急避難場所では安全が確保できないと判断される場合、その地域で最も安全な避難場所に移動する。最終的に安全を確認した後、速やかに保護者と連絡をとり、引き渡し等の適切な措置を講じる。

(3) 校園外活動時の対応

遠足等校園外活動時に災害が発生した場合は、引率の担当教職員が適切な指示及び誘導等を行う。

３　登下校園時及び休日等の措置

(1) 校長等は、登下校園時及び夜間・休日等に災害が発生した場合は、保護者等と連絡をとり、児童生徒等の安否確認及び状況把握に努める。

なお、気象等の状況によっては、通学区域ごとの集団下校、教職員による引率等の措置をとる。

(2) 校長等又は教育委員会は、児童生徒等の登校前に休校の措置をした場合は、広報車・防災行政無線（同報）放送等により、保護者又は児童生徒等に連絡する。

４　保護者への引渡し、保護

(1) 校園内の児童生徒等への対応

警報発令中等、屋外での危険が想定される場合、児童生徒等を校園内に保護する。

その際、迎えに来た保護者も同様に保護する。

(2) 帰宅路の安全確認

被災状況が不明で帰宅路の安全が確認できない場合についても、校園内に保護し、安全が確実なものと判断でき、かつ保護者と連絡がついた場合のみ、引渡し等の措置を行う。

(3) 保護者と連絡がつかない場合の対応

保護者と連絡がつかない場合や、保護者の迎えがないときは、幼稚園、学校で保護し、対応する。

５　安否の確認

教育班は、災害が発生したときは、校長等を通じて児童・生徒等、教職員の安否の確認を行う。

また、児童・生徒等が町外へ疎開したときは、保護者からの届け出書や教職員による訪問等により連絡先名簿を作成する。これにより疎開先のて児童・生徒等への照会及び連絡を行う。

６　教職員が被災した場合の措置

災害により教職員に被害が発生した場合、町教育委員会は速やかに県教育庁北九州教育事務所を経由して、県教育委員会に報告する。

第２　学校等施設の応急措置

当該施設を所管する教育委員会及び町は、相互に協力し教育施設等を確保して教育活動を早期に再開するため、次の措置を講じる。

なお、学校施設の点検に当たっては、事前に点検マニュアルを作成し、対応する。

１　学校等施設の応急措置

(1) 学校長等は、所管する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、施設を所管する町教育委員会及び町に被害の状況を報告する。

(2) 当該施設を所管する教育委員会及び町は、速やかに被害の状況を調査し、関係機関への報告等、所要の措置を講じた上で、必要な場合には応急復旧を行う。

(3) 応急修理が可能な被害の場合は、学校運営及び安全管理上応急修理又は補強を行い、学校施設を確保する。

２　学校施設等の代替施設

校長等は、各施設の被害を調査し、教育班と連携し、次のとおり応急教育の実施場所を確保する。

■応急教育の予定場所

災害の程度	応急教育の予定場所等
施設の一部が被害を受けたとき	○　被害を免れた施設（特別教室、体育館等） ○　二部授業の実施
施設の全部が被害を受けたとき	○　公民館等の公共施設や近隣の幼稚園、学校
特定の地域について、 大きな被害を受けたとき	○　被災地外の最寄の幼稚園、学校、公共施設 ○　応急仮設校舎の設置

３　応急教育の準備

校長等は、応急教育計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど、応急教育の実施について、速やかに児童・生徒等及び保護者に周知する。

４　教職員の応援

教育班は、教職員の不足により応急教育の実施に支障があるときは、県教育委員会等と連携し、教職員の応援等の必要な措置を講ずる。

第３　教育の実施

校長等は、被災の状況により授業ができないと判断したときは、速やかに、臨時休業の措置をとる。また、正規の授業が困難な場合は、授業等が開始できるよう速やかに次の応急措置を講じる。

なお、応急教育の実施に当たっては、事前に運営マニュアルを作成し、対応する。

１　教育の実施場所の確保

(1) 教育委員会は、校内での授業が困難な場合、場所及び受け入れ人員等を考慮して、公民館、その他公共施設又は隣接学校の校舎等を利用する。

(2) 教育委員会は、教育の実施場所の確保が困難な場合、又は状況に応じて仮設校舎を建築する。

２　教職員の確保

学校内調整及び町内の学校間調整により対応できない場合は、県教育委員会と協議して必要な教職員の確保に努める。

３　教育の方法

学校施設又は教職員が不足する場合は、応急的に短縮授業、分散授業又は二部授業等を行い~~う~~授業時間数の確保に努める。

４　休業措置

(1) 校長等は大規模災害が発生し、又は発生が予想される場合で児童生徒等の安全確保が困難な

ときは、必要に応じ臨時休業又は授業打ち切り若しくは避難等の措置を講ずる。

(2) 校長等は、臨時休業措置を登校前に決定したときは、児童生徒等にその旨周知し、授業打ち切り又は避難等を行う場合は、児童生徒等を安全に帰宅させる等必要な措置を講ずる。

５　応急教育の内容

応急教育における教育、指導の内容は、概ね次のとおりとする。

■応急教育の内容

学習に関する教育内容	○　教具、資料を必要とするものは、なるべく避ける。 ○　健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関係する科目
健康・衛生に関する指導	○　飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導 ○　衣類、寝具の衛生指導 ○　住居、便所等の衛生指導 ○　入浴等身体の衛生指導
生活指導	○　児童、生徒相互の助け合いや協力の精神を育て、災害時の集団生活を指導する。 ○　児童、生徒のそれぞれの発達段階に応じて事態の認識と復興の意欲を持たせる。 ○　必要に応じて、スクールカウンセラー等を学校に派遣し、被災した園児、児童、生徒の心のケア対策を行う。

第４　学用品の調達及び給与

１　給与

教育班は、災害により住家に被害を受け、学用品をそう失又はき損し、就学上支障ある児童、生徒に対し、被害の実情に応じて教科書（教材も含む）、文房具及び通学用品を調達し、支給する。

２　調達

教育委員会は、給与対象者の調査に基づき、必要な学用品の品目等を決定し、調達する。

第５　学校給食の措置

教育班は、給食施設・設備、物資等に被害があったときは、次の点に留意し給食実施の可否について決定する。

■学校給食の留意事項

○　被害があっても、できうる限り学校給食を継続実施するように努める。
○　給食施設等が被害のため実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに給食が実施できるよう努める。
○　指定避難所として使用されている学校については、学校給食と被災者への炊き出しとの調整に留意し、給食を実施する。
○　感染症・食中毒が発生しないよう、衛生管理について特に留意し、給食を実施する。

第６　学校等教育施設が地域の避難所等になった場合の措置

指定避難所に指定されている施設の管理者及び職員等は、総務班から避難所開設の連絡を受けた場合は、指定避難所を開放し、避難者を体育館等へ案内する。

また、避難所派遣職員等と連携して指定避難所の運営に努める。

校長等及び施設を所管する教育委員会並びに町は、指定避難所の運営が円滑に行われるよう努めるとともに、教育活動が速やかに正常化できるよう次の措置を講ずる。

１　町は、指定避難所に管理責任者を置き、校長等及び施設を所管する教育委員会並びに自主防災組織等と十分協議しながらその運営に当たる。

２　校長等及び施設を所管する教育委員会は、指定避難所の運営に協力するとともに、教育活動等の早期正常化を図るため、指定避難所として利用している施設の範囲等について、町、県教育委員会等との間で適宜、必要な協議を行う。

第７　文化財対策

文化財所有者（防火管理を置くところは防火管理者）は、災害により文化財に被害が発生したとき、その状況を所管の教育委員会に連絡し、その指示に従って対処する。。

町が所有者又は管理する文化財については、教育班がその被害状況の調査を実施して県教育委員会へ報告し、応急措置等について指導・助言を受ける。

第 21 節　住宅の確保

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　空き家住宅の活用			●	技術工作班、*総務班*
第２　応急仮設住宅の建設等			●	技術工作班、*総務班*
第３　応急仮設住宅の維持・管理等			●	技術工作班、*総務班*
第４　被災住宅の応急修理			●	技術工作班、*総務班*
第５　住宅等に流入した土石等の除去（住宅障害物の除去）			●	技術工作班、*総務班*

大規模な災害により、住宅を失う被災者が多数生じる事態が考えられ、被災直後は指定避難所等で生活をすることになるが、その生活が長期間にわたることは避けなければならない。

このため、町は、応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備をはじめ、空き家になっている町営住宅、民間賃貸住宅の活用、さらには被災住宅の応急修理等を積極的に実施する。

第１　空き家住宅の活用

１　公営住宅の活用

(1) 技術工作班は、住宅を失った被災者に対し、被災者の生活維持のため、町営住宅の空き家の活用を行う。

また、被災者相談窓口等に町営住宅等の空き家情報を提供し、被災者の相談に対応する。

(2) 災害の規模に応じて県内外の公的住宅の管理者に対して、被災者の一時入居住宅として受入れを要請する。

(3) 町営住宅が被害を受けたときは、早急に応急修理等を実施する。また、必要に応じ、災害町営住宅を建設する。

２　民間賃貸住宅の活用等

災害救助法に基づく応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備には一定期間が必要となることから、技術工作班は、県が協定を締結している不動産関係団体等と連携を図りながら、応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げによる供与を積極的に行っていく。

第２　応急仮設住宅の建設等

１　応急仮設住宅の整備

県は、災害救助法が適用された場合は、応急仮設住宅を建設する。また、知事により救助事務を町が行うこととされた場合、又は知事の実施を待つことができない場合は町長がこれを行う。

(1)　応急仮設住宅建設用地の設定

技術工作班は、応急仮設住宅の建設用地として、安全性やライフライン、交通、教育等の利便性を考慮し、原則として公有地を優先し、あらかじめ応急仮設住宅の建設用地を設定する。なお、仮設住宅の整備に当たり、二次災害に十分配慮し、安全な用地の確保に努める。

(2)　需要の把握

技術工作班、総務班は、被害調査の結果及び応急仮設住宅への入居希望世帯数等により、入居

資格基準及び該当者を広報で周知した後、必要な応急仮設住宅の概数を把握する。

また、被災者相談窓口又は指定避難所にて、仮設住宅入居の申し込みを受け付ける。

なお、被災者が災害時に町内に居住していれば、住民登録の有無は問わない。

(3)　応急仮設住宅の建設

技術工作班、総務班は、県と十分に協議し、応急仮設住宅の建設に関する計画を樹立し、実施する。応急仮設住宅は、建設業者等に協力を要請し、入居希望者の世帯構成や高齢者、障がい者向けの仕様を考慮し、「福岡県災害救助法施行規則」に示されている規模や仕様に基づき建設を行う。

■応急仮設住宅の建設に関する事項

建設の基準	建設の基準は、災害救助法の規定による。住宅の仕様は、入居希望者の世帯構成に応じていくつかのタイプに分けて建設する。
建設の実施	仮設住宅建設の工事は、建設業者に協力を要請する。
建設期間	災害発生日から 20 日以内を目標に着工し、速やかに完成する。
建設戸数	住家の全壊・全焼・流失した世帯数の３割以内を基準とする。 ただし、やむを得ないときは、周辺市町村と対象数を調整する。

２　福祉仮設住宅の設置

技術工作班は、災害救助法が適用されたときは、福祉仮設住宅として、高齢者等であり日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、かつ老人居宅介護などの事業等に利用できる施設の設置に努める。

３　集会所の設置

災害救助法の適用時に、応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね 50 戸以上設置したときは、居住者の集会等に利用するための施設を設置する。

第３　応急仮設住宅の維持・管理等

１　入居の資格・選定

応急仮設住宅への入居資格は、住宅が全壊、全焼又は流失し、自らの資力では住宅を確保することができない者とし、県と協議のうえ、町が入居者を選定する。なお、この場合、以下の点にも留意する。

(1) 入居決定に当たっては、高齢者、障がいのある人等を優先するが、応急仮設住宅での生活が長期化することも想定し、高齢者、障がいのある人等が集中しないよう配慮する。

(2) 従前の居住地及び自治組織に考慮した選定を行う。

２　応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の建物の管理は、町の協力を得て県が行い、入居者の管理は、町が行う。また、町は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。

なお、管理を行う際には、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。さらに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

第４　被災住宅の応急修理

技術工作班、総務班は、災害救助法が適用されない場合において、必要と認めるときは、居室、炊事場、便所などの日常生活に不可欠な部分について、必要最小限度の応急修理を行う。

なお、災害救助法による被災住宅の応急修理は、福岡県地域防災計画等を参照する。

１　応急修理の実施対象者

応急修理の実施対象者の選定は、町長が行うものとし、次のすべての条件に該当する者とする。

■災害救助法の適用による応急修理の対象者

○　住家が半壊、半焼などの被害を受け、当面の日常生活を営むことができない状態にある者
○　自らの資力では、住家の修理ができない者

２　応急修理

(1) 応急修理は、災害救助法の規定に基づき、居室、炊事場、便所などの日常生活に欠くことのできない部分について、必要最小限度の部分とする。

(2) 修理の期間は、災害が発生した日から３か月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は６か月以内）とする。

(3) 修理については、建設業関係団体等の協力を得て行う。

(4) 修理を実施する住宅の選定は、技術工作班が行う。

(5) 修理に要する費用は１世帯当たり、国が示す限度額以内とする。

３　町営住宅の応急修理

技術工作班は、町営住宅の被害調査を行い、必要度の高い住宅から修理を実施する。

４　災害により住宅に被害を受けた被災者への相談窓口の設置

県は、「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書」に基づき、住宅金融公庫福岡支店と協議して相談窓口を設置し、災害により被害を受けた被災者の住宅に関する相談等を行う。

町は、県と連携し、被災者に適切な相談窓口を設置し、被災者への適切な対応を図る。また、被災者に相談窓口の設置情報等を広報等により提供する。

第５　住宅等に流入した土石等の除去（住宅障害物の除去）

技術工作班は、被災者が当面の日常生活を営むことができるよう、山（がけ）崩れ、土石流、浸水等によって、住家、又は周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物を除去する。

１　実施責任者

(1) 住宅障害物の除去に関する計画の樹立と実施は、町長が行う。

(2) 救助法を適用した場合の住宅障害物の除去は知事が行うが、知事により救助事務を委任された場合又は知事の実施を待つことができない場合は、技術工作班が行う。

２　障害物除去の方法

(1) 技術工作班は、自らの組織、労力、機械器具を用い又は土木建築業者等の協力を得て速やかに行う。

(2) 除去作業は、緊急な応急措置の実施上、やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起らないよう配慮し、行う。

３　救助法で定める基準

(1) 障害物除去の対象

1)　当面の日常生活が営みえない状態にあること

2)　日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれていること

3)　自らの資力をもっては除去ができないものであること
4)　住家が半壊、半焼又は床上浸水したものであること
5)　応急措置の支障となるもので、緊急を要すること

(2) 期間

災害発生の日から 10 日以内。ただし、特別の事情がある場合は内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。(特別基準)

第 22 節　災害廃棄物等の処理

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　処理体制	●			救護防疫班、*技術工作班*
第２　ごみ処理		●		救護防疫班、*技術工作班*
第３　し尿の処理	●			救護防疫班、*技術工作班*
第４　がれき等処理	●			農林班
第５　道路、河川等に残る障害物の除去	●			技術工作班
第６　死亡獣畜の処理	●			農林班、救護防疫班

大規模な災害発生時には、建築物の倒壊、流失、火災等によって多量の廃棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設や下水道施設の損壊による処理機能の低下が予想される。

このため、町は、廃棄物の収集処理を適切に実施し、地域環境の保全を図る。

第１　処理体制

１　救護防疫班は、地域防災計画や災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の処理を適正に行う。

２　救護防疫班は、ボランティア、ＮＰＯ等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、ＮＰＯ等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

３　救護防疫班は、廃棄物の収集・処理に必要な人員・車両等資材が不足する場合には、県に対して支援を要請する。

４　救護防疫班は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の自治体へ協力要請を行う。

第２　ごみ処理

１　生活ごみ及び粗大ごみの適正な処理

(1) 救護防疫班は、災害発生時、迅速に処理施設等の被害状況を把握し、処理施設等の応急復旧を図る。

(2) 救護防疫班、技術工作班は、宮若市外二町じん芥処理施設組合と連携し、災害により一時的に大量に発生した生活ごみ及び粗大ごみの収集・処理の体制を確立し、ごみの収集・処理計画を策定する。

(3) ごみの収集、運搬、処分に当っては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める基準に準拠し実施する。

(4) ごみの収集

1)　生活ごみの収集

生活ごみの収集は、救護防疫班が収集計画をたて通常の収集と同様に分別収集する。指定避難所では、避難所自治組織管理のもとごみを分別し集積する。

2)　災害廃棄物の収集

災害廃棄物の収集は、委託業者に協力を要請し、ごみ処理施設で焼却又は埋め立てにより処理する。

なお、被災地の状況を考慮して、緊急処理を必要とする地域からごみの収集・運搬を行う。被害が甚大な場合は、近隣市町村の応援を求めて実施する。

また、石綿等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等の規定に従い、適正な処理を進める。

(5) 町で対応できない場合は、近隣市町村等へ応援を要請し、これによっても対応できない場合は、県へ応援を要請する。

(6) 短期間でのごみの焼却処分、最終処分が困難なときは、ごみの仮置場を確保して対応する。この場合、災害廃棄物の仮置場と調整を図る。仮置場の管理に当たっては、衛生上十分配慮する。

２　住民等への広報

住民等に対し、以下の項目について広報し、ごみ処理の円滑な推進を図る。

(1) ごみの収集処理方針

(2) ごみ量の削減への協力要請（できるだけごみを出さない。庭での覆土処理等への協力等の要請）

(3) ごみの分別への協力要請

第３　し尿の処理

１　し尿の適正な処理

(1) 救護防疫班は、迅速に処理施設等の被害状況を把握し、処理施設等の応急復旧を図る。

(2) 救護防疫班、技術工作班は、し尿の収集、運搬、処分に当っては、町の指定する許可業者と連携し、収集・処理の体制を確立し貯留したし尿の収集・処理計画を策定する。

(3) 収集したし尿は、原則として町の指定する許可業者に協力を要請し、し尿処理施設において処理する。

(4) 収集・処理が困難なときは、近隣市町村等へ応援を要請し、これによっても対応できない場合は、県へ応援を要請する。

(5) 仮設トイレの設置

1) 救護防疫班、技術工作班は、被害状況、指定避難所の開設状況、被災住民のし尿の排出量を考慮し、必要に応じて指定避難所等に仮設トイレを設置する。

2) 仮設トイレは、リース会社等から調達するが、町で調達できないときは、他市町村、県に要請する。

3) 仮設トイレの機種選定に当たっては、高齢者、障がい者等に配慮したものであって、くみ取り回数が軽減できるタイプを優先的に設置する。

(6) 浸水地域等の悪条件の地域や指定避難所、仮設トイレ等の重要度、使用頻度の高い施設のし尿を優先的に収集する。

(7) 仮設トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生上の配慮をする。

２　住民への広報

救護防疫班は、下水道及びし尿処理施設の被害状況を把握し、必要に応じて、水洗トイレの使用制限について広報を行う。

第４　がれき等処理

救護防疫班は、次のとおりがれき等処理を実施する。

１　がれき処理の対象

(1) 災害時に町が管理する道路、河川等に流出したがれきを処理する。

(2) 建物の消失、倒壊・解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等の多量のがれきは、原則として所有者の責任において指定場所へ搬出する。

(3) 被災者自ら搬出することが困難なときや道路等に散在し緊急に処理する必要があるときは、技術工作班、農林班が適正に収集・処理を行う。

２　実施体制

がれきの処理は、必要に応じて技術工作班が宮若市外二町じん芥処理施設組合と協力して行う。なお、町のみでがれきの処理が困難なときは、民間業者や他市町村の応援を得るとともに、県を通じて広域的な支援体制を確立し、実施する。

(1) がれき等の発生量の見積

1)　計画的な処理のため、木くず、コンクリート等材質別の全体発生量と処理量を把握する。

2)　障害物や全壊・大規模半壊建築物等の情報を収集し、がれき処理の必要性を把握し、県に連絡する。

(2) がれきの分別等

1)　がれきの集積場所では、搬入時の分別を徹底する。

2)　コンクリート等は、選別して再生処理業者又は最終処分場に運搬し、処理する。

3)　適切な分別に、再利用・再資源化を進め、適切な方法で処理する。

4)　木くずは、焼却処分とする。

5)　道路、河川等の公共施設や農地・農業用施設からの搬入物は、家庭等からの搬入物と分けて当該管理者等に分別し、当該管理者等の処理に委ねる。

(3) がれき等の仮置場への搬入

1)　仮置場は必要に応じ、事前に定めた候補地から選定する。

2)　がれき処理では大気汚染など環境対策に配慮し、関係業者等に処理処分基準の遵守を指導する。

3)　石綿等有害な廃棄物については、汚染物質の発生を防ぎ、適正な処理対策を行う。

(4) 最終処分場への搬入

(5) 住民等への広報

住民等に対し、がれき処理を円滑に推進するため、適切な広報活動を次のとおり行う。

1)　がれきの収集処理方針の周知

2)　がれきの分別への協力要請

3)　仮置場の周知

4)　最終処分場、仮置場への直接搬入の依頼

第５　道路、河川等に残る障害物の除去

道路、河川等に残る障害物の除去は、本編　第３部「災害応急対策活動」第 19 節「障害物の除去」の定めによる。

第６　死亡獣畜の処理

農林班及び救護防疫班は、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所の指導により、死亡した家畜、家禽等を処理する。処理に当たっては、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所長の指示に従い、原則としてごみ処理施設又は死亡獣畜取扱場で処理するが、やむを得ない場合は環境衛生上支障のない場所に収集し、埋

設又は焼却等の方法で処理する。

■資料編２-14「ごみ・廃棄物処理施設」参照

第 23 節　電気施設　一般通信施設、ガス施設の災害応急対策

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　電力施設	●			九州電力、JR 貨物
第２　一般通信施設（西日本電信電話株式会社）	●			通信事業者
第３　液化石油ガス施設	●			ガス事業者

電気事業者、ガス事業者、通信事業者及び鉄道事業者は、災害が発生し、又は災害の発生するおそれがある時は、各自が定めた防災業務計画により、応急復旧対策を行う。

第１　電力施設

電力施設事業者は、災害により電気の供給が停止し、又は停止するおそれがあるときは、防災業務計画により、応急復旧対策を行う。

１　停電時における連絡

(1) 町は、災害時において停電又は電力施設の被害を知った場合は、直ちに九州電力（株）小倉営業所に連絡し、対策を協議する。

(2) 停電又は電力施設に被害があることを知った者は、速やかに九州電力（株）又は役場に連絡する。

２　九州電力（株）小倉営業所の応急措置

(1) 災害時における広報は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

(2) 電力施設の災害時における活動体制、並びに応急復旧、その他電力供給を確保するため必要な応急措置については九州電力㈱の実施計画の定めによる。

町は、必要に応じて、九州電力(株)が実施する対策等に協力をする。

第２　一般通信施設（西日本電信電話株式会社）

西日本電信電話(株)福岡支店は、通信設備が被災した場合は、公共機関などの通信確保はもとより、被災地域における通信の孤立化防止を図ると共に、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を図る。

１　広報活動

(1) 災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、通信のそ通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。

(2) 広報についてはテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、パソコン通信、支店前掲示等により直接当該被災地に周知する。

２　応急措置

通信設備の災害時における活動体制、並びに応急復旧、その他通信を確保するため必要な応急措置については、西日本電信電話（株）福岡支店の実施計画の定めによる。

町は、必要に応じて、西日本電信電話（株）福岡支店が実施する対策等に協力をする。

第３　液化石油ガス施設

液化石油ガス販売事業者は、大規模な災害の発生時には、被災した家屋等において、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、応急対策を講じる。

１　応急対策

液化石油ガス設備の災害時における活動体制、並びに応急復旧、その他ガス供給を確保するため必要な応急措置については、（一社）福岡県エルピーガス協会の各支部及びイワタニ（株）のそれぞれの実施計画の定めによる。

２　情報提供

被災の概況、復旧の現況と見通し等(水害時は、流出容器の捜索状況と発見についての報告)について、災害対策本部等に適宜、情報の提供を行うとともに、付近住民に周知する。

町は、必要に応じて、ガス事業者が実施する対策等に協力をする。

第 24 節　上水道、下水道施設の災害応急対策

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　上水道施設	●			技術工作班
第２　下水道施設	●			技術工作班、農林班

町は、災害時において速やかに応急復旧を行い、給水、配水機能の維持を図る。必要に応じ、応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努める。

第１　上水道施設

技術工作班は、所管する水道施設等が被災し、機能停止したときは、速やかに次のとおり応急復旧対策を行い、給水、配水機能の維持を行う。

１　応急対策

水源地、配水設備、配水管等の被害状況を調査し、次のような応急対策を行う

(1) 浄水施設は、災害時に薬品類の不足により原水の処理能力の低下が起きないよう原水処理薬品等の備蓄を行う。

(2) 漏水を確認したときは、バルブ操作により飲料水を確保する。

(3) 配水管の破損に対し、区間断水を行う。

(4) 配水管などの被害のない地区に対し、必要最小限に給水を制限する。

(5) 原水から給水栓に至るまでの水質監視を強化する。

(6) 技術工作班は、被災により水道施設から給水を受けられない住民に対して、仮設給水栓による給水や給水車等による応急給水を行う。

(7) 技術工作班は、応急給水場所、時間、復旧の見通し等について広報車、放送媒体等を通じて住民に周知する。

２　復旧対策

町民に対し、破損箇所、注意事項、復旧作業の状況を広報するとともに、必要に応じて民間工事業者、他市町村の水道事業者等の協力を得て、復旧対策を行う。

(1) 施設復旧は、配水施設、給水装置の順で行う。

(2) 管は、送水管、配水管の順で行い、破裂折損を優先する。

(3) 配水管路は、水源地から給水拠点までの配水管、病院、学校等を優先する。

(4) 給水装置は、配水管の通水機能に支障を及ぼすもの、主要道路で発生した路上漏水、建築物その他の施設に大きな被害を及ぼすおそれのあるものを優先する。

(5) 応急復旧活動に必要な資機材、技術者等が不足する場合は県に要請する。また必要に応じ(公社)日本水道協会福岡県支部「災害時相互応援計画」に基づいて応援要請を行う。

第２　下水道施設

技術工作班、農林班は、下水道施設等が被災し機能停止したときは、速やかに応急復旧対策を行う。

１　応急対策

汚水管渠、汚水処理施設の被害状況を調査し、応急対策を行う。

(1)汚水管渠は、汚水の疎通に支障のないよう、移動ポンプを配置する。

(2) 終末処理場等は、停電したときは、直ちに非常用発電装置に切り替える。

(3) 汚水処理施設が破損し、漏水が生じたときは、土のう等による漏水の阻止を図り、破損箇所の応急修理を行う。

(4) 多量の塵芥等による管渠の閉塞又は流下が阻害されないよう、マンホール等に流入防止等の応急措置を行う。

(5) 仮設トイレの確保

上水道施設及び下水道施設の復旧までの間、トイレが使用できないため、各避難施設に仮設トイレを設置する。仮設トイレはリース業者より調達する。

２　復旧対策

町内排水設備等工事指定業者と連絡を取り合い、応急的な復旧を早急に進める。必要に応じて他市町村の下水道事業者の協力をえて、復旧対策を行う。

３　広報活動

終末処理場が被災により機能不全に陥った場合、未処理又は不十分のままに処理水が放流されることになる。

このため、下水道班は、広報車等を通じて利用者に節水による下水使用の抑制を呼びかけ、処理場周辺の環境汚染を防止する。

■資料編２−６「水道施設・し尿処理施設」参照

第 25 節　交通施設の災害応急対策

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　道路施設	●			技術工作班、農林班、 関係機関
第２　鉄道施設	●			総務班

交通施設は、災害時等において緊急通行車両等の通行の確保に欠くことのできない重要施設である点に鑑み、町は、あらかじめ定める災害応急対策計画に基づき迅速な措置を行う。

第１　道路施設

道路管理者は、災害が発生したときは、各所管の道路、橋りょうについて被害状況を調査し、次のとおり応急復旧対策を行う。

１　応急対策

(1) 道路管理者は、災害が発生したときは、道路の被害状況、道路上の障害物の状況を速やかに把握し、関係機関に連絡する。

(2) 道路管理者は、道路上の倒壊物及び落下物等、道路の通行に支障を及ぼす障害物は、関係機関と連携して除去し、交通の確保に努める。

(3) 道路管理者は、通行が危険な路線・区間は、直方警察署に通報し、交通規制等の措置を要請する。

(4) 道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両等の通行を確保するため緊急の必要があるときは、、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。

(5) 道路管理者は、上・下水道、電気、ガス、電話等道路専用のライフラインに被害が発生した場合は、各施設管理者に通報する。

２　復旧対策

(1)　町道が被災したときは、建設協会等の協力により応急復旧を行うが、短期間で道路復旧が困難なときは、関係機関と協議し、仮設道路を設置する。

また、町単独で困難なときは、県、自衛隊等に対し応援を要請する。

第２　鉄道施設

鉄道事業者（九州旅客鉄道（株））は、災害が発生又は発生のおそれがあり、列車運転に直接支障を生ずる事態が発生した場合は、防災実施計画に基づき、応急復旧対策を行う。

１　広報活動

災害が発生した場合において、被災線区等の輸送状況、被害状況等を迅速かつ適切に把握し、報道機関等にこれを発表する。

２　応急措置

鉄道施設の災害時における活動体制、並びに応急復旧、その他列車運行を確保するため必要な応急措置については、九州旅客鉄道（株）の実施計画の定めによる。

町は、必要に応じて、九州旅客鉄道（株）が実施する対策等に協力をする。

第 26 節　土砂災害の応急対策

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　町、県及び関係機関相互の情報連絡	●			技術工作班、総務班、農林班
第２　警戒体制の確立	●			総務班
第３　災害発生時の報告	●			総務班
第４　救助活動	●			救護防疫班

土砂災害は、ひとたび発生すると、多数の人命と財産が瞬時に失われてしまう特徴を認識し、町は、危険の切迫する前に十分余裕をもって対策を実施する。

第１　町、県及び関係機関相互の情報連絡

１　災害原因情報の収集・伝達経路

町、県及び関係機関は、本章 第１節「防災気象情報等の伝達」及び第２節「被害情報等の収集伝達」を活用し、綿密な連携のもとに災害情報の収集に努め、特に、大雨特別警報・警報・注意報の伝達周知については、各危険地域を所管する機関に徹底を図る。

２　前兆現象（異常現象）の把握

町、県及び関係機関は、所管する各危険地域のパトロールを実施して、前兆現象の把握に努める。

３　降雨状況の把握

県下における降雨の状況は、一様でないので、町は雨量測定を実施する。

第２　警戒体制の確立

総務班は、時期を失することなく、あらかじめ定める各危険地域の基準に基づき速やかに警戒体制を確立する。

一般的な警戒体制をとる場合の雨量の目安は、次のとおりである。

１　急斜面崩壊危険地区の場合

(1) 第１次警戒体制の場合

前日までの連続雨量が 100 ミリ以上あった場合で	前日までの連続雨量が 40～100 ミリ以上あった場合で	前日までの降雨がない場合で
当日の日雨量が 50 ミリを越えたとき	当日の日雨量が 80 ミリを越えたとき	当日の日雨量が 100 ミリを越えたとき

1)　第１次警戒体制においては、防災パトロールを実施する。

2)　地元自主防災組織等の活動を要請する。

3)　必要に応じて、警戒区域の設定を行う。

(2) 第２次警戒体制の場合

前日までの連続雨量が 100 ミリ以上あった場合で	前日までの連続雨量が 40～100 ミリ以上あった場合で	前日までの降雨がない場合で
当日の日雨量が 50 ミリを越え、時間雨量 30 ミリ程度の強い雨が降りはじめたとき	当日の日雨量が 80 ミリを越え、時間雨量 30 ミリ程度の強い雨が降りはじめたとき	当日の日雨量が 100 ミリを越え、時間雨量 30 ミリ程度の強い雨が降りはじめたとき

1)　第２次警戒体制においては、住民等に避難準備を行うよう広報を行う。

2)　必要に応じて、災害対策基本法に基づく、避難指示を行う。

２　土石流発生危険地区の場合（雨量の目安は１に準じる）

(1) 第１次警戒体制の場合

1)　第１次警次警戒体制においては、防災パトロールを実施する。

2)　地元自主防災組織等の活動を要請する。

3)　必要に応じて、警戒区域の設定を行う。

(2) 第２次警戒体制の場合

1)　第２次警戒体制においては、住民等に避難準備を行うよう広報を行う。

2)　必要に応じて、災害対策基本法に基づく、避難指示を行う。

３　他の危険地区の場合

１・２を参考にし、災害対策基本法に基づく、避難指示を行う。

第３　災害発生時の報告

１　総務班は、土砂災害が発生した場合、地すべり、急傾斜地災害報告、土石流災害報告、土砂災害及び警戒避難体制記録等により、県（所管事務所及び砂防課）に報告を行う。

２　総務班は、上記報告の他、本章 第２節「被害情報等の収集伝達」により県（総務部防災危機管理局）まで被害状況を報告する。

第４　救助活動

救護防疫班は、土砂災害による被害を拡大させないため、直ちに救助活動を実施する。この際次の事項を配慮した実施計画を樹立する。

１　被災者の救出

２　倒壊家屋の除去

３　流出土砂・岩石の除去

４　救助資機材の調達

５　関係機関の応援体制

第 27 節　二次災害の防止

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　二次災害の防止活動	●			技術工作班、消防班、関係各班

危険物・毒劇物等の漏洩等の二次災害及び降雨等に伴う二次災害に対する活動を定める。

第１　二次災害の防止活動

町及び県又は事業者は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン（電気、上下水道、ガス、通信施設）及び公共施設（道路、水路の啓開）の応急復旧を速やかに行う。

１　町の対応

(1) 町職員、消防職員、消防団員、警察官や自衛隊員等、救難・救助・パトロールや支援活動においては、作業中の安全確保、二次災害被災防止に向けて努める。

(2) 技術工作班は、降雨等による二次的な水害・土砂災害、宅地災害、建築物被害の危険を防止するため、地震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害・宅地災害等の危険箇所の点検を、地元在住の専門技術者（コンサルタント、県・市町村職員のＯＢ等）、福岡県防災エキスパート会、福岡県砂防ボランティア協会、斜面判定士等へ協力要請するほか、国のアドバイザー制度＊を活用して行う。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、伸縮計等の観測機器の設置や雨水侵入防止対策等の応急工事、適切な警戒体制の整備等の応急対策を行う。

また、総務班は災害の発生のおそれのある場合は、速やかに地域住民に対して避難情報の広報を行う。

＊アドバイザー制度・・・(公社)全国防災協会が学識経験者、土木研究所、国土地理院からなるアドバイザーを委嘱し、二次災害の防止に関して助言を行う制度

(3) 技術工作班は、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

２　土砂災害警戒情報

福岡管区気象台及び県は共同で、必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを実施する。

３　爆発危険物等

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。

また、爆発等のおそれが生じた場合は、速やかに関係機関に連絡する。

４　有害物質等

町及び県又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急

措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

５　余震・誘発地震

町及び県又は事業者は、余震による建築物、構造物の倒壊等に備え、二次災害防止施策を講じる。特に復旧作業中等の場合は、作業の停止、避難等の作業員の安全確保対策をとる。

第 28 節　農林業施設等の災害応急対策

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　農業用施設	●			農林班
第２　農作物応急対策	●			農林班
第３　畜産応急対策	●			農林班
第４　林産物応急対策	●			農林班

風水害等により、農業生産基盤、林道・治山施設等の施設被害のほか、飼料の不入荷による家畜等の被害、燃料、電気の途絶による施設園芸等のハウスや作物被害といった間接的な被害が予想される。

このため町は、県及び関係機関等と相互に連携を保ちながら、被害を最小限に食い止めるため、的確な対応を行う。

第１　農業用施設

１　農林班は、かんがい排水施設の被害状況を速やかに把握するとともに、被害の程度に応じ施設の管理者に対し、必要な指示を行って処置させるとともに事後の本復旧が速やかに進行するよう努める。

２　農林班は、出水等により広範囲にわたる湛水の危険がある場合は、関係機関と即時連絡をとり、災害区域全体の総合調整のうえ施設の応急対策を実施する。

３　ため池については、万一、災害により被害を受けた場合、下流域に大きな二次災害を発生させるおそれがあるため、農林班はこれらの災害に円滑に対応するための措置を講ずる。

(1) 町の実施する対策

1)　農林班は、ため池管理者と連携して、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握し、危険箇所については貯水位の低水位管理の提言や堤体の補強等を行う。

2)　ため池が決壊した場合、もしくは決壊のおそれが生じた場合は、速やかに県、関係機関へ通報する。

3)　人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。

4)　被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。

(2) ため池管理者の実施する対策

1)　ため池管理者において、ため池に決壊のおそれが生じた場合、住民の避難が迅速に行えるよう速やかに町に通報する。

2)　堤体に亀裂等が確認され決壊のおそれが生じた場合、緊急に取水施設を操作し貯留水を放流する。

3)　町が実施する応急対策について協力する。

第２　農作物応急対策

農林班は、病害虫防除、応急技術対策、家畜伝染病の防止、営農用資機材の確保等の農業災害に係る応急対策を実施する。

１　災害対策技術の指導

農林班は、被害を最小限にくい止めるため、農林事務所、普及指導センター、農協の指導関係者等と協力して対策技術の指導を行うものとし､必要に応じて県関係課及び農業総合試験場等試験研究機関が指導、援助にあたる。

２　稲、麦、大豆の応急措置

(1) 再生産用種子の確保

被災農家の再生産に必要な稲、麦及び大豆の種子は応急対策用として九州農政局、米麦品質改善協会、その他関係機関と協力して緊急に確保する。

(2) 代作用種子の確保

稲、麦の被災により代作を必要とする場合は、代作用種子を緊急に確保する。

(3) 病害虫防除

病害虫の発生状況を的確に把握し、生産者に対し速やかに情報伝達を行い、適切な防除を指導する。

３　果樹の応急措置

(1) 干害対策

敷きわら、敷草等により土壌表面の被覆を行い、可能な限り水分の蒸散量を少なくする。また、適正結果（摘果）に努める。しかし、灌水が最も効果があるので、あらゆる手段を講じて実施する。また、熟期に達した果実の収穫を急ぐ。

(2) 台風・水害対策

1)　台風の襲来直前、概ね熟期に達した果実は早めに収穫する。

2)　樹が倒伏した場合早急に起し、裂枝は状況により切り取るか、復元固定する。また、枝葉の損傷が多い場合には、その程度に応じてさらに摘果を行う。

3)　土砂崩れ等で埋没したものは土砂を除去し、根腐れ、樹勢の衰弱等を防ぐ。

4)　落葉したものは、枝、幹の日焼け防止のため、藁を巻くか、石灰乳を塗布する等の措置を講ずる。

5)　襲来前後に薬剤散布等を行い、病害防除を徹底する。

6)　冠水した場合は、早急に排水に努めるとともに病害防除を徹底する。

４　野菜の応急措置

(1) 干害対策

1)　冠水を実施する。

2)　マルチや敷きわら等により土壌の乾燥を抑える。

3)　果菜類では若どりを実施し、草勢の維持を図る。

4)　乾燥すると害虫の発生が多いので害虫予防のための薬剤を散布する。

5)　被害の程度によりまき直しや改植を実施する。

(2) 水害、台風対策

1) 収穫可能なものは早めに収穫する。

2) 株元が露出した場合は、排水後、土寄せを実施する。

3) 草勢が弱っている場合は、窒素質肥料の葉面散布を行う。

4) 茎葉に付着した土砂を洗浄し、病害虫防除のため薬剤を散布する。

5)　被害の程度によっては、まき直しや改植を実施する。

第３　畜産応急対策

農林班は県の指導の下、災害時において家畜伝染病の発生予防とまん延の防止に留意し、家畜損耗の防止に努める。

また、治療を要する一般疾病の発生に際しては、県、獣医師会に対し治療を要請する。

第４　林産物応急対策

農林班は、災害時において、被災立木竹による二次災害防止と林道機能確保、及び林産物の被害を軽減するため、次のとおり県と協議のうえ被災立木竹の除去、病害虫の防除、林業用種苗の供給に努める。

１　被災立木竹の除去

被災立木竹による二次災害防止のため、公共的施設、人家に災害を及ぼすおそれのある木竹の除去に努める。

２　病害虫の防除

被災立木竹は、菌による腐朽及び害虫の食害を受け易く、健全木竹への被害の蔓延を防ぐため、枯損、倒伏、折損等の木竹は速やかに林外に搬出するほか、焼却又は薬剤処理等により病害虫の防除に努める。

調整ページ

第４部　災害復旧・復興対策計画

第１章　災害復旧・災害復興の基本方針
第２章　災害復旧事業の推進
第３章　被災者等の生活再建等の支援
第４章　経済復興の支援
第５章　復興計画

第１章　災害復旧・災害復興の基本方針

第１節　基本方針

一たび大規模な災害が発生した場合には、多大な人命及び財産を失うことも十分想像されるところであり、こうした場合に最も急務とされるのは、甚大な災害により住み慣れた住居や財産を失った被災者の生活の再建であることから、対策は被災者の生活再建及び経済の復興を基本に、次に掲げる事項に留意しながら、町関係機関と連携して迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

１　被災者が安心して日常生活を送れるよう、生活の早期安定のためのきめ細かな支援を行う。

２　被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。必要な場合は、これに基づき、復興計画を策定する。

３　被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ、町が主体的に取り組むとともに、国から支援を受けるという役割分担のもと、協同して計画的に行う。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、高齢者、障がいのある人等の要配慮者の参画を促進する。

４　災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第２節　小竹町災害復旧・復興推進本部の設置

町内で発生した大規模災害からの復旧・復興に向けて、町長を本部長、副町長を副本部長、各課の長、教育長、並びに庶務係を本部員とした小竹町災害復旧・復興推進本部を設置し、全力を挙げて推進する。

第２章　災害復旧事業の推進

大規模災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の目途が立った後、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害発生防止等の観点から可能な限り改良復旧を行う。

なお、災害復旧事業の実施に当たっては、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援する。

また、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）からの復興のために必要な場合、町は関係地方行政機関に、職員の派遣を要請する。

項　　目	担　　当
第１節　復旧事業計画	関係各課
第２節　激甚法の指定	関係各課

第１節　復旧事業計画

町は、被災施設の復旧に当たっては、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、災害復旧事業計画を策定し、早期に適切な復旧を図る。

■災害復旧事業の種類

種　　類	復旧事業	根拠法
公共土木施設 災害復旧事業計画	河川、海岸、砂防設備、治山施設、道路、橋梁、港湾、漁港、空港について災害発生の原因を追及し、関係機関との総合的連携のもとに迅速かつ適切な復旧事業を施行し、さらに、復旧事業を施行することを必要とする施設の新設改良等を併せて行うことにより再度の災害発生を防止する。 特に、地震に伴う地盤の緩みにより、土砂災害の危険性が高まっている箇所については、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年3月31日法律第97号)

種　　類	復旧事業	根拠法
農林水産業施設 災害復旧事業計画	農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設の復旧については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づき、関係機関との総合的連携のもと迅速に復旧事業が施行されるよう努める。 また、災害復旧事業のみでは将来、復旧施設が再度災害を被るおそれがある場合には、復旧施設又はこれに関連する施設を改良するために災害復旧事業と併せ行う災害関連事業により、再度災害発生の防止に努める。	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年5月10日法律第169号）
都市施設 災害復旧事業計画	1 都市計画区域における街路、公園、下水道等の災害、市街地における土砂堆積等について早期復旧を図る。 2 復旧に当たっては、都市環境の整備、都市の防災構造化を推進する。	都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針
公営住宅 災害復旧事業計画	町民生活の安定を図るため、公営住宅法の規定に基づき、迅速かつ適切な公営住宅の建設を進める。	公営住宅法（昭和26年6月4日法律第193号）
公立文教施設 災害復旧事業計画	1 児童、生徒に対する正常な教育を実施するため、迅速かつ適切な復旧を促進する。 2 再度災害発生防止のため、原因を検討し、不燃堅牢構造化、防災施設の設置等を図る。 3 被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。	公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年8月27日法律第247号）
社会福祉及び児童福祉施設 災害復旧事業計画	1 施設の性格上緊急に復旧する必要があるため、国及び県による補助、その他関係機関の融資を促進する。 2 再度の災害発生を防止するため設置場所、構造その他防災施設等について十分検討する。	生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号） 児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号） 身体障害者福祉法（昭和24年12月26日法律第283号） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号） 老人福祉法(昭和38年7月11日法律第133号) 売春防止法(昭和31年5月24日法律第118号)

種　　類	復旧事業	根拠法
医療施設 災害復旧事業計画	町民の健康を増進し、公衆衛生の向上を図るため、迅速かつ適切な復旧計画により早期復旧を促進する。	医療法(昭和23年7月30日法律第205号)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号)
公営企業 災害復旧事業計画	○　病院 ○　上水道 ○　簡易水道事業 町民及び社会経済に与える影響を勘案して早期復旧を促進する。	医療法 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 水道法(昭和32年6月15日法律第177号)

第２節　激甚法の指定

著しく激甚な災害（激甚災害）発生時における地方公共団体の経費負担の軽減を目的として、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年 9 月 6 日法律第 150 号。以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けることにより、町に対して特別の財政援助、被災者等に対しては特別助成措置が行われるため、町は、早期に指定を受けられるよう調査、手続き等を行うとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置する。

第１　激甚災害の指定手順

指定の手続きは、町長が県知事に対し査定事業費等を報告し、県知事から報告を受けた内閣総理大臣は中央防災会議に諮問、閣議決定を経て指定される。

第２　激甚災害に関する調査報告

１　町

町は、町域に災害が発生した場合には、災害対策基本法第 53 条第１項の規定により、速やかにその被害状況等を県に報告する。また、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査について協力する。

２　県

県は、町からの被害状況等を検討の上、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、被害額、復旧事業に要する負担額その他激甚法に定める事項について、速やかに調査する。

第３　激甚災害の指定促進

激甚法に基づく激甚災害の早期指定が復旧事業の進捗状況に大きく影響を及ぼすことから、激甚災害の指定が必要と判断した場合には、町からの報告及び県の調査結果に基づき、国の関係省庁との連絡を密にし、早期指定の促進を図る。

■激甚災害指定手続きのフロー

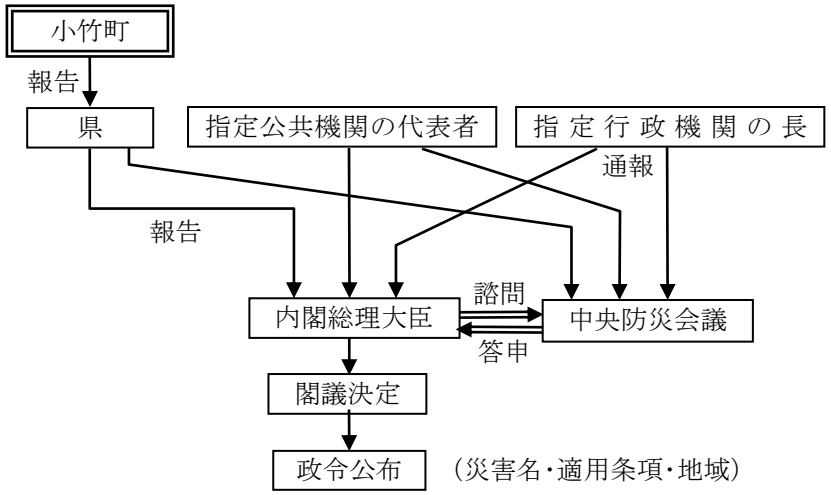

■激甚法による財政援助（平成 23 年 8 月 30 日改正）

助成区分	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	○　公共土木施設災害復旧事業 ○　公共土木施設災害関連事業、同関連事業 ○　公立学校施設災害復旧事業 ○　公営住宅災害復旧事業 ○　生活保護施設災害復旧事業 ○　児童福祉施設災害復旧事業 ○　養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム災害復旧事業 ○　身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 ○　障害者支援施設等施設災害復旧事業 ○　婦人保護施設災害復旧事業 ○　感染症指定医療機関の災害復旧事業 ○　感染症予防事業 ○　堆積土砂排除事業（公共的施設区域内・公共的施設区域外） ○　湛水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	○　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条） ○　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第6条） ○　開拓者等の施設災害復旧事業に対する補助（法第7条） ○　天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（法第8条） ○　森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助（法第9条） ○　土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（法第10条） ○　共同利用小型漁船の建造費の補助（法第11条） ○　森林災害復旧事業に対する補助（法第11条の2）

助成区分	財政援助を受ける事業等
中小企業に関する特別の助成	○　中小企業信用保険法（昭和25年12月14日法律第264号）による災害関係保証の特例（法第12条） ○　小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年5月22日法律第115号）による貸付金等の償還期間等の特例（法第13条） ○　事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（法第14条）
その他の財政援助及び助成	○　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（法第16条） ○　私立学校施設災害復旧事業に対する補助（法第17条） ○　市町村が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例（法第19条） ○　母子及び寡婦福祉法（昭和39年7月1日法律第129号）による国の貸し付けの特例（法第20条） ○　水防資機材費の補助の特例（法第21条） ○　り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例（法第22条） ○　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等（法第24条） ○　雇用保険法（昭和49年12月28日法律第116号）による求職者給付に関する特例（法第25条）

第３章　被災者等の生活再建等の支援

町及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住宅等の被害の程度の認定やり災証明書の交付の体制を確立し、速やかに被災者にり災証明を交付するよう努める。

項　　目	担　　当
第１節　り災証明書の発行	総務課、消防団
第２節　被災者台帳の整備	総務課
第３節　生活相談	総務課、消防団
第４節　雇用機会の確保	企画調整課
第５節　義援金品の受入れ及び配分	総務課、税務住民課
第６節　生活資金の確保	総務課、福祉課、建設課
第７節　郵便事業の特例措置	郵便局
第８節　租税の徴収猶予、減免等	税務住民課
第９節　災害弔慰金等の支給等	福祉課
第 10 節　災害時の風評による人権侵害等を防止するための啓発	総務課

第１節　り災証明書の発行

第１　り災証明の発行

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するため、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施するとともに、住家被害の調査・判定を実施する際は、早期に実施できるよう関係部局と非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討する。

総務課は、被災者から、り災証明の申請が行われた場合は、り災台帳により確認のうえ、遅滞なくり災証明書を発行する。り災台帳及び被害調査等により客観的に判断できないときは、被害の事実ではなく、本人の被害届け出があったことに対する証明書を発行し、申請者の立証資料（「証明書」等）をもとに客観的に判断できるときは、り災証明書を発行する。

り災証明の範囲は、次のとおり災害対策基本法第２条第１号に規定する災害とする。

■り災証明の範囲

○　全壊	○　大規模半壊	○　半壊	○　一部損壊

第２　被害届出証明書の発行

災害対策基本法第２条第１項に規定する災害により受けた、り災証明の対象事項でない被害については、被害届出があったことを証明する（被害の事実は証明しない）。

町は、被災者からの被害届出に対し、必要に応じて被害届出証明書を発行して対応する。

■り災証明の担当及び証明の範囲

総　務　課	○　家屋の全壊、大規模半壊、半壊、一部破損等
消　防　団	○　火災による焼損等

■様式-24「り災届出兼証明願」参照

■様式-25「り災証明書」参照

■様式-26「被害届出兼証明書」参照

第２節　被災者台帳の整備

町長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎となる台帳（以下「被災者台帳」という。）を作成する。

第１　記載事項

被災者台帳には、被災者に関する以下の事項を記載し、又は記録する。

1　氏名
2　出生の年月日
3　性別
4　住居又は居所
5　住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
6　援護の実施の状況
7　要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
8　電話番号その他の連絡先
9　世帯の構成
10　り証明書の交付の状況
11　町長が台帳情報を町以外の者に提供することに本人が同意している場合には、その提供先
12　11 の提供を行った場合は、その旨及び日時
13　被災者台帳の作成に当たって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第２条第５項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者の個人番号
14　その他被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項

第２　台帳情報の利用

町長は、町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するときは、被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下「台帳情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用することができる。

第３　台帳情報の提供

１　町長は、以下のいずれかに該当すると認める時は、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために提供することができる。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供される情報を利用するとき

２　１の場合、提供を受ける者は、以下の事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所

(2) 申請対象の被災者を特定するために必要な情報

(3) 提供を受けようとする台帳情報の範囲

(4) 提供を受ける台帳情報に申請者以外の情報が含まれる場合は、その使用目的

(5) その他、台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項

３　町長は、台帳情報の提供に関する申請があった場合、当該申請が不当な目的によるものと認める時又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、第１の 13 の情報を除き、当該申請に関する台帳情報を提供することができる。

第３節　生活相談

１　生活相談

町は、災害時における町民からの様々な問い合わせや要望に的確かつ迅速に対応するため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 相談所の設置

被災者のための相談所を設け、苦情、要望事項等を聴取し、必要に応じて広報車等により被災地を巡回して移動相談を行う。

(2) 情報提供等

国、県をはじめとする関係機関による支援情報を収集し、また、必要な情報を関係機関に提供する。

相談窓口では、町の対策だけでなく総合的に情報提供を行うとともに、必要に応じて的確な担当窓口への誘導を図る。

また、他の市町村に避難した被災者に対しても、町は避難先の市町村と連携･協力し、必要な情報や支援・サービスを提供する。

２　女性のための相談受付

町は、災害によって生じたストレスなど女性の心身の健康や夫婦・親子関係の問題など、女性特有の問題に関する相談に対応するため、指定避難所等において女性の相談員や保健師等を派遣するなどの相談受付体制を整える。

第４節　雇用機会の確保

企画調整課は、被災事業所の雇用維持及び被災者の職業の斡旋について、被災者に情報を提供するとともに、福岡労働局及び県に対する要請措置等、必要な対応を図る。

１　離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報収集
２　被災者のための特別相談窓口等の設置
３　雇用保険失業給付の特例支給の要請
４　雇用調整助成金の特例適用の要請
５　被災事業主に対する労働保険料の特例措置の要請

公共職業安定所の長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握し、次の措置を行う。

■公共職業安定所の措置

○　公共職業安定所内に、被災者のための臨時職業相談窓口の設置
○　公共職業安定所に出向くことが困難な地域において、臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談の実施
○　公共職業訓練や求職者支援訓練の受講斡旋、職業転換給付金や職業訓練給付金制度の活用
○　雇用保険の失業給付に関する特例措置の実施

第５節　義援金品の受入れ及び配分

災害時には、国内、国外から多くの義援金品が送られてくることが予想されるため、次のとおり、町は、これらの受入れ体制や配分等について速やかに体制を確立する。

１　義援金品の受入れ

義援金品の受入れに際しては、被災地のニーズに応じた物資とすること、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とすること等、義援品提供者に呼びかける。

総務課、税務住民課は、義援金品の受付窓口を設置し、受付記録の作成及び保管等の手続きを行うとともに、寄託者に対して受領書を発行する。

２　義援金品の保管

総務課は、義援金を被災者に配分するまで、指定金融機関に専用口座（当該災害に関する義援金受付専用口座）をつくり保管することとし、義援品は町所有の倉庫等に保管する。

３　義援金品の配分

総務課、税務住民課は、義援金品の配分に関して配分委員会を設置し、次の県の配分基準等を参考に配分比率及び配分方法を決定し、被災者に対し適正かつ円滑に配分する。

■県の配分基準

義援金	死者（行方不明で死亡と認められる者を含む）	10
	重傷者（3ヶ月以上の治療を要する見込みの者）	5
	重傷者（1ヶ月以上3ヶ月未満の治療を要する見込みの者）	3
	全壊全焼流失世帯	10
	半壊半焼世帯	5
	一部損壊世帯	1
	床上浸水世帯	1
義援品	指定避難所における緊急性、必要性に応じて配分を決定する。なお、指定避難所への配分を決定するに当たっては、緊急性を要すること、また、個人へ配分するものではないことから、義援金品配分委員会における決定は不要とすることができる。	

■様式-27「義援金品受領書」参照

第６節　生活資金の確保

第１　被災者生活再建支援金

県は、被災者生活再建支援法（平成 10 年 5 月 22 日法律第 66 号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受け、自立した生活を再建することが困難な町民に対し、住宅の被害程度に応じ、被災者生活再建支援金を支給する。

保健福祉課は、被災者が提出する申請書等をとりまとめの上、県に提出する。

■法適用の要件

(1)対象となる自然災害	①　災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村 ②　10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村 ③　100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県 ④　①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る） ⑤　①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る） ⑥　①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）、2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る） ※④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く 5 年間の特例措置）

(2)対象世帯	①　住宅が全壊した世帯 ②　住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅を解体した世帯 ③　災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④　住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯） ⑤　住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難である世帯（中規模半壊世帯）

■支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

（※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額）

（１）住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 （支給対象世帯①に該当）	半壊 （支給対象世帯②に該当）	長期避難 （支給対象世帯③に該当）	大規模半壊 （支給対象世帯④に該当）
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

（２）住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法		建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	全壊～大規模半壊 支給対象世帯①～④該当	200万円	100万円	50万円
	中規模半壊 支給対象世帯⑤）該当	100万円	50万円	25万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合

・全壊～大規模半壊世帯は、合計200（又は100）万円

・中規模半壊世帯は、合計100（又は50）万円

■支援金の支給申請

（申請窓口）	市町村
（申請時の添付書面）	①基礎支援金：り災証明書、住民票 等
	②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等
（申請期間）	①基礎支援金：災害発生日から 13 月以内
	②加算支援金：災害発生日から 37 月以内

■被災者生活再建支援制度のフロー

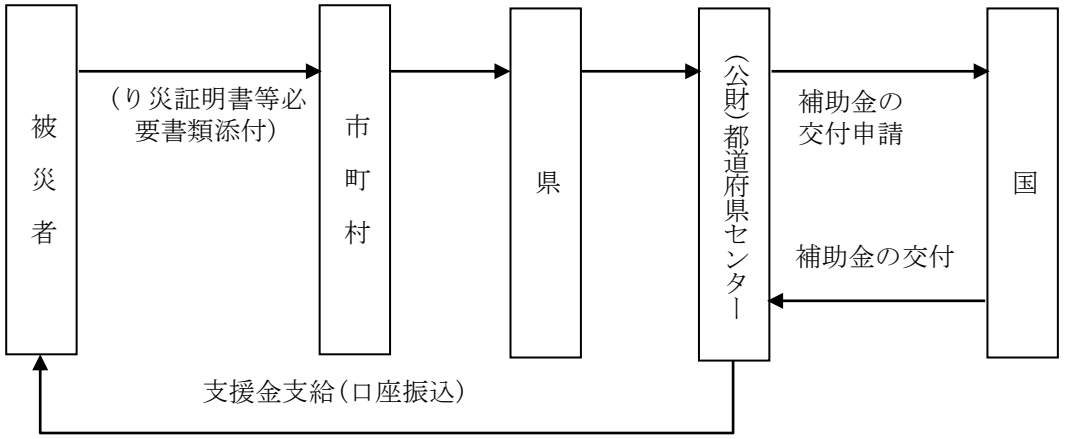

※県では支援金支給に関する事務の全部を（公財）都道府県センターに委託している。

第２　福岡県被災者生活再建支援金

町内で被災者生活再建支援法が適用されている自然災害において、法の適用要件を満たさない町の被災者に対しては、福岡県被災者生活再建支援金により法と同様の支援を行う。

第３　小竹町規程による見舞金

町は、災害救助法の適用を受けるほどでない一定基準以上の災害について、小竹町災害見舞金交付規定に基づき、被災者に対し、見舞金を支給する。

第４　住宅復興資金の融資

建設課は、被災者に対し、住宅建設等に関する次の融資制度についての情報提供等を行う。

１　住宅復興資金

住宅金融公庫は、自然災害により住宅に被害が生じた被災者に対し、建設・購入、補修が行えるよう、災害住宅復興資金の融資を行う。

２　災害対策資金の融資

町は、災害により被害を受けるおそれのある住宅の移転及び住宅に付随する危険地の防災工事を促進し、災害を未然に防止するとともに、被害を受けた住宅等の復興を図るため、災害対策資金の融資あっせん及び利子補助を行う。

第５　災害公営住宅の建設等

町は、大規模な災害が発生し、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況や、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設するか、若しくは買収又は被災者へ転貸するために借り上げる。

町は、県の指導により、低所得り災世帯のため、国庫から補助を受け、災害公営住宅を整備して当該被災者を入居させる。建設課は、県の指導のもと、災害公営住宅の建設等を行う。

第７節　郵便事業の特例措置

管内郵便局等は、災害が発生したときは、被災地の状況に応じ、次の災害特別業務を行う。

■郵便事業の特別業務

○　被災者に対する通常葉書等の無償交付
○　被災者の差し出す郵便物の料金免除
○　被災地あて救助用郵便物の料金免除（救助用物資を内容とするゆうパック、救助用又は見舞い用の現金書留郵便物）
○　郵便貯金等の非常取り扱い（災害救助法の適用があった場合）

第８節　租税の徴収猶予、減免等

税務住民課は、災害によって被害を受けた住民に対して次のとおり町民税等の減免や、納税の延期及び徴収猶予を行う。

また、町やライフライン機関は、被災した町民の生活を支援するため、次の公共料金等の支払いについて可能な限り特例措置を講じる。

■町税等の減免等の種類、内容

<table>
<tr><td>納税期限の延長</td><td colspan="2">○　災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は町税を納付、若しくは納入することができないと認めるときは、当該期限の延長を行う。</td></tr>
<tr><td>徴収猶予</td><td colspan="2">○　災害により財産に被害を受けた納税義務者等が、町民税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、１年以内において徴収を猶予する。
　なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに１年以内の延長を行う。（地方税法　昭和25年7月31日法律第226号第15条）</td></tr>
<tr><td>滞納処分の執行の停止等</td><td colspan="2">災害により、滞納者が無財産になる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予及び延滞金の減免等適切な措置を講ずる。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">減免・免除</td><td colspan="2">○　被災した納税（納付）義務者に対し、該当する各税目等について減免、課税免除、納付義務の免除を行う。</td></tr>
<tr><td>個人の町民税
（個人の県民税を含む）</td><td>○　被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。</td></tr>
<tr><td>固定資産税</td><td>○　災害により著しく価値が減じた固定資産（土地、家屋、償却資産）について行う。</td></tr>
<tr><td>国民健康保険税
介護保険料
国民年金保険料
医療費一部負担金
心身障害者扶養共済掛金
軽自動車税等</td><td>○　被災により生活が著しく困難となった場合に減免を行う。</td></tr>
</table>

■県、国の減免等の種類

制　　度　　名	窓　　口
更生医療身体補装具及び重度身体障害者 日常生活用具の自己負担額の減免	保健福祉環境事務所、町福祉事務所、市(区)町村
社会福祉施設の入所費用の減免	保健福祉環境事務所、児童相談所、市(区)町村
精神障害者措置入院費の減免	保健福祉環境事務所、市(区)町村
県立高校授業料の免除	学校
県税の減免及び徴収猶予	県税事務所
国税の減免及び納税猶予	税務署

■公共料金等の特別処置

○　り災証明手数料の免除	○　ごみ処理手数料の減免等
○　保育料の減免	○　テレビ受信料金の免除等
○　町営住宅家賃等の減免	○　電話料金・電話工事費の減免等
○　上下水道料金の減免等	○　電気料金・工事費負担金の免除等
○　し尿くみ取り手数料の免除等	○　ガス料金の納付延長等

第９節　災害弔慰金等の支給等

１　災害弔慰金

保健福祉課は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年９月 18 日法律第 82 号）第３条の規定に基づき、災害弔慰金の支給等に関する条例により、自然災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

■　災害弔慰金

対象災害	自然災害　暴風・豪雨・豪雪・洪水・高潮・地震・津波その他異常な自然現象による被害	
支給額	(1)生計維持者	500 万円
	(2)その他の者	250 万円
遺族の範囲		配偶者、子、父母、孫、祖父母、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る）

２　災害障害見舞金

保健福祉課は、災害弔慰金の支給等に関する法律第８条の規定に基づき、災害弔慰金の支給等に関する条例により、自然災害により死亡した者の障がい者に対し災害障害見舞金を支給する。

なお、弔慰金、見舞金とも労災等他の制度による給付金が支給されない場合に限る）

■災害障害見舞金

対象災害	自然災害　暴風・豪雨・豪雪・洪水・高潮・地震・津波その他異常な自然現象による被害	
支給額	(1)生計維持者	250 万円
	(2)その他の者	125 万円
障がいの程度の程度		①目が失明したもの ② 咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を全廃したもの ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの ⑨ 精神又は身体の障がいが重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号と同程度以上と認められるもの

■資料編４－１「災害弔慰金の支給等に関する条例」参照
■資料編４－２「災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則」参照
■資料編４－３「小竹町災害見舞金交付規程」参照
■資料編４－４「小竹町総合災害補償規程」参照
■資料編４－５「福岡県市町村災害共済基金組合規約」参照
■資料編４－６「福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約」参照

第 10 節　災害時の風評による人権侵害等を防止するための啓発

総務課は、災害時の風評による人権侵害・産業不振等を防止するため、積極的に広報・啓発等の措置を講ずる。

なお、広報・啓発を行う際には、以下の方法を検討し速やかに実施する。

■風評被害等への対応例

○　インターネットによる情報提供
○　風評被害対策用リーフレットの作成
○　車内吊り広告
○　テレビ・ラジオ番組やテレビスポットの放映
○　町広報誌への掲載
○　講演会等の開催

第４章　経済復興の支援

災害により被害を受けた町民が、その痛手から再起更生するよう、被災者に対する資金の融資等について定めることにより、被災者の生活の確保を図る。

項　　目	担　　当
第１節　金融措置	保健福祉課
第２節　農林漁業者への支援	農政環境課
第３節　中小企業者への支援	企画調整課

第１節　金融措置

第１　災害援護資金

保健福祉課は、災害弔慰金の支給等に関する法律第 10 条の規定に基づき、小竹町災害弔慰金の支給等に関する条例により、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、次のとおり災害援護資金を貸し付ける。

なお、資金貸付けの財源は、国が 3 分の 2、県が 3 分の 1 とし、町に無利子で貸し付けられる。

■災害援護資金の内容

<table>
<tr><td colspan="2">災害対象</td><td colspan="2">県内において災害救助法が適用された市町村が１以上ある自然災害</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="12">貸付限度額</td><td colspan="2">1　世帯主の１か月以上の負傷　　150 万円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">2　家財等の損害</td><td>ｱ　家財の 1/3 以上の損害　　150 万円</td></tr>
<tr><td>ｲ　住居の半壊　　170 万円</td></tr>
<tr><td>ｳ　住居の全壊　　250 万円</td></tr>
<tr><td>ｴ　住居の全体が滅失又は流出　　350 万円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">3　1 と 2 が重複した場合</td><td>ｱ　1 と 2 のｱの重複　　250 万円</td></tr>
<tr><td>ｲ　1 と 2 のｲの重複　　270 万円</td></tr>
<tr><td>ｳ　1 と 2 のｳの重複　　350 万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">4　次のいずれかの事由に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合</td></tr>
<tr><td>ｱ　2 のｲの場合　　250 万円</td></tr>
<tr><td>ｲ　2 のｳの場合　　350 万円</td></tr>
<tr><td>ｳ　3 のｲの場合　　350 万円</td></tr>
<tr><td rowspan="5">貸付条件</td><td rowspan="5">所得制限</td><td>（世帯人員）</td><td>（町民税における前年の総所得金額）</td></tr>
<tr><td>1 人</td><td>220 万円</td></tr>
<tr><td>2 人</td><td>430 万円</td></tr>
<tr><td>3 人</td><td>620 万円</td></tr>
<tr><td>4 人</td><td>730 万円</td></tr>
</table>

災害対象		県内において災害救助法が適用された市町村が１以上ある自然災害	
		5 人以上	（1 人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額）
		ただし、その世帯の住居が滅失した場合に当たっては、1,270 万円とする。	
	利　　率	年 3%（据置期間は無利子）	
	据置期間	3 年（特別の事情がある場合 5 年）	
	償還期間	10 年（据置期間含む）	
	償還方法	年賦又は半年賦	
根拠法令		災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）	

第２　生活福祉資金

福岡県社会福祉協議会は、災害救助法の適用を受けない災害によって、被害又は「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象とならない程度の被害を受けた低所得世帯が、生活を立て直すために臨時に必要となる経費等について貸し付ける。

なお、災害を受けたことにより、総合支援資金又は福祉資金を貸し付ける場合は、当該災害の状況に応じ、据置期間を延長することができる。

町社会福祉協議会は、この受付事務を行う。

■生活福祉資金の内容

○　総合支援資金（生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費）
○　福祉資金（福祉費、緊急小口資金）
○　教育支援資金（教育支援費、就学支度費）
○　不動産担保型生活資金（不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金）

第３　母子福祉資金・寡婦福祉資金

保健福祉環境事務所は、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、次のとおり母子家庭又は寡婦に対し資金を貸し付ける。

災害の場合においては、被災者に対する事業開始資金、事業継続資金及び住宅資金の据え置き期間の延長の特例が設けられている。

福祉課は、この受付事務を行う。

■資金の要件及び種類

主な対象者	○　母子家庭の母で、20歳未満の子どもを扶養している人 ○　かつて母子家庭の母だった人（寡婦） ○　配偶者と死別又は離別した40歳以上の配偶者のない女性で、母子家庭の母及び寡婦以外の人（所得制限あり）			
種類	○　事業開始	○　技能習得	○　修業	○　特例児童扶養手当
	○　事業継続	○　生活	○　就学支度	
	○　住宅	○　転宅	○　医療介護	
	○　就職支度	○　修学	○　結婚	

第２節　農林漁業者への支援

農林環境課は、県、農業協同組合及び漁業協同組合等の協力により、被災した農林水産業者に対し、次のとおり災害復旧融資制度の情報提供を行う。

■農林漁業関係融資

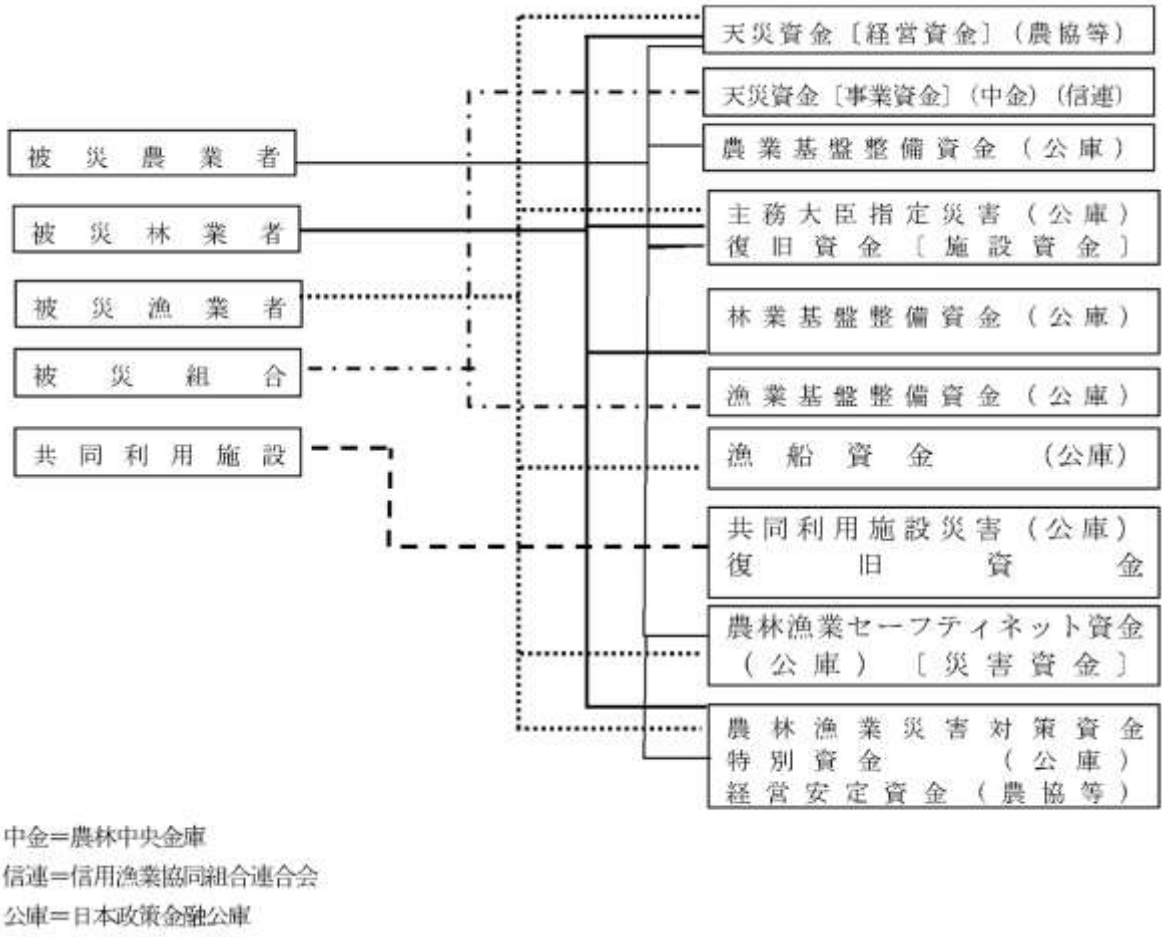

中金＝農林中央金庫
信連＝信用漁業協同組合連合会
公庫＝日本政策金融公庫

第３節　中小企業者への支援

企画調整課は、県、商工会等の協力により、被災した中小企業者に対し、次のとおり災害復旧融資制度の情報提供を行う。

■融資制度の種類

○　福岡県による融資（中小企業融資制度【緊急経済対策資金】）
○　株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業）（国民生活事業）による融資
○　株式会社商工組合中央金庫による融資

第５章　復興計画

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。

町は、総合計画との整合性を図りつつ、被災者や、各分野にわたる有識者及び町民団体等の参画を得て、その提案等に十分配慮するとともに、県の復興計画との調整を図り、災害発生以前の状態に回復するだけではなく、新たな視点から地域を再生することを目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した、安心して生活していくことのできるまちの形成を目指していく。

なお、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法（平成７年２月 26 日法律第 14 号）等を活用することにより、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

項　　目	担　　当
第１節　復興計画作成の体制づくり	総務課、関係各課
第２節　復興に対する合意形成	総務課
第３節　復興計画の推進	企画調整課

第１節　復興計画作成の体制づくり

復興計画は、被災状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定める。そして、この方針を基に復興計画を作成する。

そのため、町は、県の行う復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行のための体制整備（県と町及び関係機関との連携、国との連携）に協力し、連携をとる。

また、「住民の自分たちの生活は自分たちで守り創造していく」という取組みが重要であり、町は、住民、企業及び団体等の多様な価値観を持った行動主体の主体的な参画を得ながら、相互に連携し、協働して復興を進めていく新たな仕組みづくりに配慮する。

第２節　復興に対する合意形成

町は、復興計画の作成に当たっては、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を住民に対し行い、住民の早急な生活再建の観点から、「防災のまちづくり」の方向についてできるだけ速やかに住民の合意が得られるように努める。

特に政策、方針の決定過程では、女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点の反映に努める。

また、復興計画策定の準備段階においては、多様な価値観を持った様々な行動主体からの参画を得るため、次の施策を展開する。

■合意形成のための施策

○　被災者、各分野にわたる有識者、町民団体、各地区の住民等への意見募集
○　有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置
○　様々な分野におけるシンポジウム、フォーラムの開催等

第３節　復興計画の推進

復興事業は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、中長期に及ぶことから、社会情勢や町民のニーズの変化、科学技術の進展等復興事業を取り巻く状況の変化を考慮の上、可及的速やかに実施するため、町、県及び関係機関は、諸事業を調整し、計画的に復興を進める。

町は、町長を本部長とする災害復興本部を設置し、災害復興基本計画を策定するとともに、災害復興事業実施の総合調整を行う。

災害復興事業は､災害からの復興のための地域づくりをはじめとし､経済復興や町民生活の再建など、町民生活すべてにわたる分野を対象とし、実施する。

第１　復興事業の推進

災害復興事業のうち地域づくりに関する分野の復興は、平常時から進める「まちづくり計画」を生かしながら、被害状況を的確に計画・事業に反映することができるよう被害状況の早期把握に努めるとともに、被害状況や基盤整備状況などの地域特性に応じた復興計画を策定し、速やかな事業の実現を図る。

事業の実施に当たっては、必要に応じて関連諸制度を活用しながら、良好で安全なまちなみの形成を図る。

第２　復興計画の策定

計画の策定に当たっては、多様な行動主体の参画と協働及び将来のニーズや時代潮流の変化への対応、既往災害の経験と教訓の活用等に留意し、次の構成のとおり被災の規模や社会情勢等の状況に応じた。

■計画構成例

○　基本方針
○　基本理念
○　基本目標
○　施策体系
○　復興事業計画等（想定される事業分野・生活）

▽　住宅	▽　教育・文化	▽　都市及び都市基盤
▽　保健・医療	▽　産業・雇用	▽　その他
▽　福祉	▽　環境	

小竹町地域防災計画

第２編　地震対策編

令和４年１２月

小竹町防災会議

第２編　地震対策編

目　　次

第１部　総則

第１章　計画の目的・性格等 …… 1

第１節　計画の目的等 …… 1

第２節　計画の性格 …… 2

第３節　計画の構成 …… 3

第４節　用語 …… 4

第２章　地震防災面から見た福岡県の特性 …… 5

第１節　自然的条件 …… 5

第２節　社会的条件 …… 5

第３節　福岡県の地震災害の特色 …… 5

第３章　災害の想定 …… 7

第１節 地震想定の見直しに当たっての基本的な考え方 …… 7

第２節　県内活断層の位置及び評価 …… 7

第４章　重点的に取り組むべき対策 …… 11

第５章　防災関係機関等の業務大綱 …… 12

第６章　計画の運用等 …… 13

第７章　災害に関する調査研究の推進 …… 14

第２部　災害予防対策

第１章　基本方針 …… 15

第２章　防災基盤の強化 …… 17

第１節　都市構造の防災化 …… 17

第２節　建築物等の耐震性確保についての基本的な考え方 …… 21

第３節　建築物等の安全化 …… 21

第４節　土木防災施設･社会資本施設等の安全化 …… 22

第３章　町民等の防災力の向上 …… 23

第１節　町民が行う防災対策 …… 23

第２節　自主防災体制の整備 …… 23

第３節　企業等防災対策の促進 …… 23

第４節　防災知識の普及 …… 23

第５節　防災訓練の充実 …… 23

第６節　町民の心得 …… 24

第４章　効果的な応急活動のための事前対策 …… 27

第１節　広域応援・受援体制の整備 …… 28

第２節　防災体制・施設・資機材等の整備 …… 28

第３節　災害救助法等の運用体制の整備 …… 28
第４節　情報管理体制の整備 …… 28
第５節　広報・広聴体制の整備 …… 28
第６節　二次災害の防止体制の整備 …… 29
第７節　救出救助体制の整備 …… 29
第８節　避難体制の整備 …… 30
第９節　交通・輸送体制の整備 …… 30
第10節　医療救護体制の整備 …… 30
第11節　要配慮者安全確保体制の整備 …… 30
第12節　災害ボランティアの活動環境等の整備 …… 30
第13節　災害備蓄物資等整備・供給計画 …… 30
第14節　住宅の確保体制の整備 …… 30
第15節　災害廃棄物処理体制の整備 …… 31
第16節　保健衛生・防疫体制の整備 …… 31
第17節　帰宅困難者支援体制の整備 …… 31
第18節　液状化災害予防計画 …… 31
第19節　防災関係機関における業務継続計画 …… 31

第３部　災害応急対策計画

第１章　活動体制の確立 …… 33
第１節　町の組織体制の確立 …… 33
第２節　自衛隊の災害派遣要請 …… 40
第３節　応援要請 …… 41
第４節　災害救助法の適用 …… 42
第５節　要員の確保 …… 43
第６節　災害ボランティアの受入・支援 …… 44
第２章　　災害応急対策活動
第１節　地震情報伝達対策（緊急地震速報） …… 45
第２節　被害情報等の収集伝達 …… 49
第３節　広報・広聴 …… 51
第４節　地震水防対策の実施 …… 52
第５節　二次災害の防止 …… 53
第６節　救出活動 …… 56
第７節　避難対策の実施 …… 57
第８節　交通・輸送対策の実施 …… 59
第９節　医療救護 …… 60
第10節　要配慮者の支援 …… 62
第11節　保健衛生、防疫、環境対策 …… 63
第12節　遺体の捜索、収容及び火葬 …… 64

第13節 飲料水の供給 ····· 65
第14節　食料の供給 ····· 65
第15節　生活必需品等の供給 ····· 66
第16節　住宅の確保 ····· 67
第17節　災害廃棄物等の処理 ····· 68
第18節　文教対策の実施 ····· 69
第19節　警備対策の実施 ····· 70
第20節　ライフライン施設の応急・復旧対策の実施 ····· 71

第４部　災害復旧・復興対策　（風水害等対策編　参照）

第１章　災害復旧・復興の基本方 ····· 風水害 253
第２章　災害復旧事業の推進 ····· 風水害 254
第３章　被害者等の生活再建等の支援 ····· 風水害 259
第４章　経済復興の支援 ····· 風水害 270
第５章　復興計画 ····· 風水害 273

第１部　総　　則

第１章　計画の目的・性格等	
第１節　計画の目的等	
第２節　計画の性格	
第３節　計画の構成格	
第４節　用語	
第２章　地震防災面から見た福岡県の特性	
第１節　自然的条件	
第２節　社会的条件	
第３節　福岡県の地震災害の特色	
第３章　災害の想定	
第１節 地震想定の見直しに当たっての基本的な考え方	
第２節　県内活断層の位置及び評価	
第４章　重点的に取り組むべき対策	
第５章　防災関係機関等の業務大綱	
第６章　計画の運用等	
第７章　災害に関する調査研究の推進	

本部は、地震時に町及び防災関係機関が実施する様々な対策について、実施担当者、手順などの基本事項を定めたものである。

各対策項目は、被害の発生が予想される場合及び災害が発生した場合を想定して、災害警戒又は発生直後から時間経過（初動活動期→応急活動期→復旧活動期）にそって整理している。

時　期　区　分	目安とする期間
初　動　活　動　期	災害警戒又は発生～2 日目まで
応　急　活　動　期	3 日目～7 日目まで
復　旧　活　動　期	8 日目以降

第１章　計画の目的・性格等

第１節　計画の目的等

本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号）第 42 条及び小竹町防災会議条例（平成 12 年条例第 5 号）第２条の規定に基づき、小竹町の地域に係る防災（災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興）のうち風水害対策等に関し、町、県、関係機関、公共的団体等が処理すべき事務及び業務について、総合的かつ計画的な大綱として小竹町防災会議が定めたものであり、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、被害の軽減を図り、もって社会秩序の維持と公共の町民福祉の確保に資することを目的とする。

この計画の実施に当たっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるため、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、衆知を集めて効果的な災害対策を講じる。

また、町民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくべく、町民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や地方行政団体等の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現を目指した町民運動の展開を推進する。

なお、計画に基づく災害対策は、以下の事項を基本理念として行う。

１　本町の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図る。

２　町、県、国及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、町民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進する。

３　災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずる。並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図る。

４　災害の発生直後、その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限り的確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護する。

５　被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障がいの有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護する。

６　災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図る。

計画の推進に当たっては、重点課題の設定や関係機関の連携強化等を戦略的に行う。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るべく、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するために、町防災会議における委員の性別の偏りを是正する等、防災に関する政策・方針決定過程において、女性や高齢者、障がいのある人などの参画を拡大する。

第２節　計画の性格

第１　計画の位置づけ

本計画は、災害対策基本法の規定に基づく「小竹町地域防災計画」の「地震対策編」として、平成７年１月に発生した阪神・淡路大震災及び平成 23 年３月に発生した東日本大震災などの大規模災害を踏まえ、本町における地震災害の防災上必要となる災害予防、災害応急対策及び災害復旧に係る諸施策について、小竹町防災会議が策定する計画であり、小竹町の地域における地震災害等の防災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

また、この計画は、小竹町域の防災に関する基本計画であり、福岡県地域防災計画を見直し指針として策定したものであって、国、県等が策定する防災業務計画に抵触することがないよう緊密に連携を図ったものである。

なお、本計画は、災害対策に関し、関係機関の防災業務の実施内容、責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図る上での基本的な大綱を示すもので、毎年、防災会議において検討を加え、所要の修正を行っていく。

■計画の位置づけ及び構成

○　地方公共団体が計画的に防災行政を進める上での指針としての役割

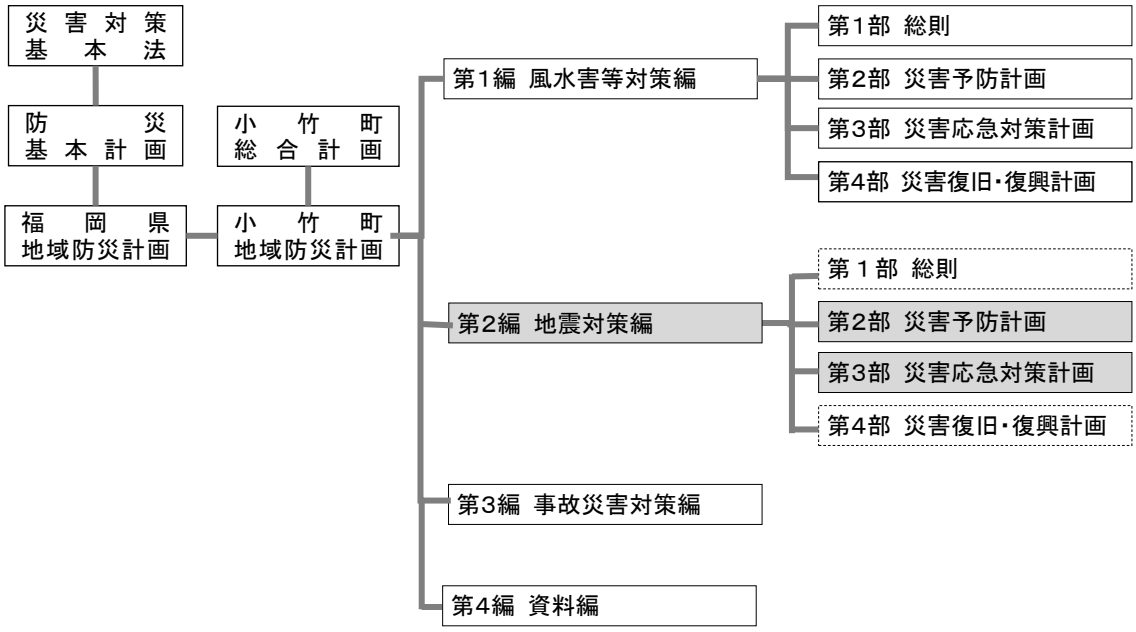

○　町民等の防災活動に際しての指針としての役割

○　国が各種の地域計画を策定し、事業を行うに当たっての尊重すべき指針としての役割

■地域防災計画の役割

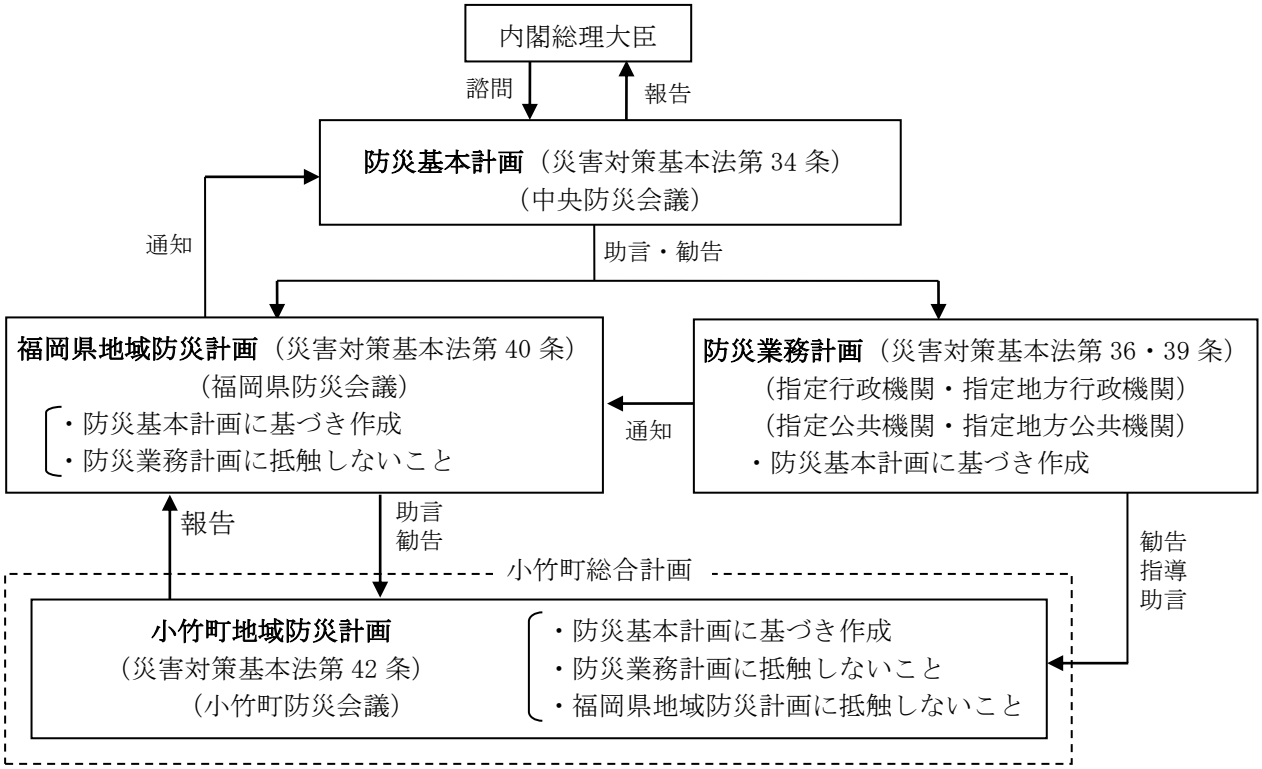

第３節　計画の構成

第１　計画の構成

本計画の構成は次のとおりである。

第１部　総則

第２部　災害予防計画

第１章 基本方針

第２章　防災基盤の強化

第３章　町民等の防災力の向上

第４章　効果的な応急活動のための事前対策

第３部　災害応急対策計画

第１章　活動体制の確立

第２章　災害応急対策活動

第４部　災害復旧・復興計画

第２　計画の修正

本計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、本町の地域構造の変化及び災害応急対策の効果等を検証し、必要があると認めるときは、これを小竹町防災会議において修正する。

第４節　用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

１　基本法……災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）をいう。

２　救助法……災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）をいう。

３　町防災計画……災害対策基本法第 42 条に基づき、小竹町防災会議が策定する小竹町地域防災計画をいう。

４　県防災計画……災害対策基本法第 40 条に基づき、福岡県防災会議が策定する福岡県地域防災計画をいう。

５　町災対本部……災害対策基本法第 23 条に基づき、設置する小竹町災害対策本部をいう。

６　県災対本部……災害対策基本法第 23 条に基づき、設置する福岡県災害対策本部をいう。

７　町災対本部長…小竹町災害対策本部長をいう。

８　県災対本部長…福岡県災害対策本部長をいう。

９　要配慮者……高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者、難病患者、外国人、旅行者等の防災施策において特に配慮を要するもの

10　避難行動要支援者……要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの

第２章　地震防災面から見た福岡県の特性

第１節　自然的条件

第１　地形条件

町の地形条件は、第１編　第１部　第２章　第１節　「第１　自然条件」の定めに準ずる。

第２　地質条件

町の地質条件は、第１編　第１部　第２章　第１節　「第１　自然条件」の定めに準ずる。

第３　活断層

福岡県内の活断層としては「地震調査研究推進本部の長期評価（平成 25 年２月１日発表)」の結果等によると、主なものとしては以下の７断層(系)をあげることができる。

①小倉東断層、②福智山断層、③西山断層系、④警固断層系、⑤水縄断層系、⑥宇美断層、⑦日向峠ー小笠木峠断層

これらの断層はいずれも④⑤を除き歴史時代には活動していないが、ほぼ確実に活断層であると推定されている。

第２節　社会的条件

町の社会的条件は、第１編　第１部　第２章　第１節　「第２　社会的条件」の定めに準ずる。

■資料編１－２「小竹町の人口」参照
■資料編１－３「土地利用変遷」参照

第３節　福岡県の地震災害の特色

第１　地震災害履歴

１　地震動による被害

1904 年に近代的地震観測が開始されて以降 2005 年までの間、福岡管区気象台での有感地震記録によると震度５以上を観測したことは一度もなく、福岡県は、他の地域と比べると地震によって被害を受けた経験が少ないといわれてきた。2005 年３月 20 日に福岡市の北西約 30 ㎞の福岡県北西沖（当時の震央地名は福岡県西方沖）を震源とする最大震度６弱の地震（深さ９㎞、マグニチュード 7.0）が発生し、一ヵ月後の４月 20 日には最大震度５強の地震（深さ 14km、マグニチュード 5.8）が発生した。

なお、本町における地震動による大きな被害はこれまで確認されていない。

２　液状化による被害

2005 年福岡県西方沖地震では、近年、埋め立て造成された福岡市早良区百道浜地区等の博多湾沿岸部の広範囲で、地面に土砂を含んだ水がわき出る液状化現象が、道路やグラウンド、駐車場など

で起こった。

福岡県では、有史以来ほかに液状化が発生した可能性は少ないと考えられており、本町における液状化によるによる被害はこれまで確認されていない。

■主な災害履歴

西暦	時代	年	月	日	災害区分	出来事
1854	嘉永	7			地震	安政南海地震。震度5～6。
1872	明治	5	2	8	地震	浜田地震。（震源　島根県沖）家屋倒壊多し。震度5～6。
1898	明治	31	8	10	地震	糸島地震。地震(12日余震)により、各地に被害多し。震度4。
1914	大正	3	1	12	地震	桜島大爆発。当地も弱震降灰空を掩う。
2005	平成	17	3	20	地震	福岡県北西沖地震（M7.0）
2005	平成	17	4	20	地震	福岡県北西沖地震（M5.5）
2016	平成	28	4	16	地震	熊本地震（M7.3）福岡県 最大震度５強

出典：小竹町防災アセスメント調査（平成 14 年 3 月）に一部加筆

■資料編１－４「主な災害履歴」参照

第３章　災害の想定

町は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含め、様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進する。

なお、この計画の策定に当たっては、地震に関する防災アセスメント調査（平成 24 年３月 福岡県）の結果を基礎とする。

第１節　地震想定の見直しに当たっての基本的な考え方

１　地震の想定計算の概要

福岡県の「地震に関する防災アセスメント調査報告書（H24 年 3 月）」（以下、「県地震アセス報告書」という。）では、①小倉東断層、②福智山断層、③西山断層、④警固断層、⑤水縄断層、⑥宇美断層が存在するが、特に人口が集中している県内の主要都市（福岡市、北九州市、飯塚市、久留米市）を中心とする地域に被害を及ぼすと判断される４断層（①小倉東断層、②西山断層、③警固断層、④水縄断層）について、地震による被害予測を行っている。

これら４つの断層のうち、断層の配置等から本町に甚大な被害をもたらすのは西山断層であると推定される。県地震アセス報告書では、西山断層の想定地震モデルを最新の調査成果を踏まえ、福岡県周辺で起こりうる想定上最大限の地震として、西山断層の延長部分を考慮した地震として、震源断層の長さ 80km、震源断層の幅 15km（上端の深さ 2km、下端の深さ 17km）、地震の規模マグニチュード 8.0 を想定している。

今回の想定では、能登半島地震（平成 19 年 3 月 25 日 マグニチュード 6.9）、新潟県中越地震（平成 19 年 7 月 16 日 マグニチュード 6.8）、岩手・宮城内陸地震（平成 20 年 6 月 14 日 マグニチュード 7.2）等、内陸の活断層を震源として発生する地震が続いたこと、いずれも前回アセスメント調査の想定規模（マグニチュード 6.5）を超えていること、さらに東北地方太平洋沖地震（平成 23 年 3 月 11 日 マグニチュード 9.0）という想定を越えた巨大地震が発生していることをふまえ、改めて想定地震規模を見直し実施したものである。

第２節　県内活断層の位置及び評価

第１　国等における活断層の評価

現在、県内において存在が確認されている活断層は７つであり、それぞれの活断層の国等における評価は次のとおりである。

【図１ 福岡県内で確認されている活断層の位置】

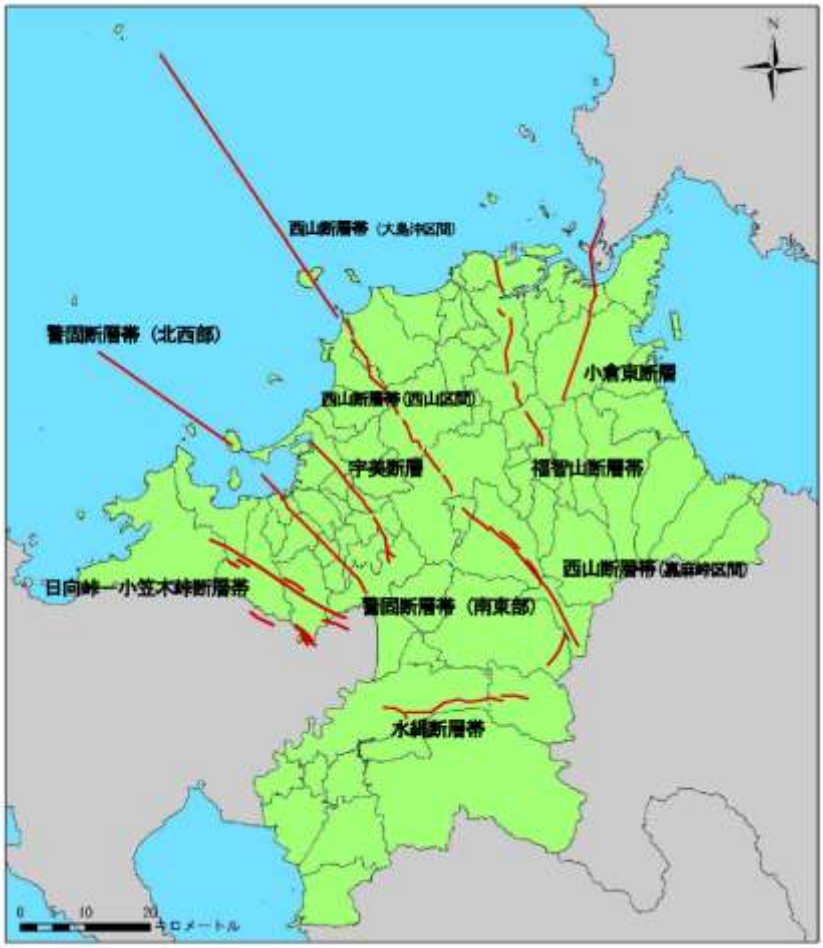

【福岡県に存在する活断層の国等における評価】

活断層名	警固断層帯（北西部）	警固断層帯（南東部）	小倉東断層	福智山断層帯	西山断層帯（大島沖区間）	西山断層帯（西山区間）	西山断層帯（高祖岳区間）	水縄断層帯	宇美断層	日向峠－小笠木峠断層帯
断層の長さ（km）	(1) 25	(1) 27	(1) 13	(1) 28	(1) 38	(1) 43	(1) 29	(1) 26	(1) 13	(1) 28
マグニチュード	(1) 7.0	(1) 7.2	(1) 7.1	(1) 7.2	(1) 7.5	(1) 7.6	(1) 7.3	(1) 7.2	(1) 7.1	(1) 7.2
平均的な活動間隔	(1) 不明	(1) 3,100年～5,500年	(1) 不明	(1) 9,400年～32,000年	(1) 不明	(1) 不明	(1) 不明	(1) 14,000年	(1) 20,000年～30,000年	(1) 不明
最新の活動時期	(1) 2005年福岡県西方沖の地震	(1) 4,300年前以後、3,400年前以前	(1) 4,600年前以後、2,400年前以前	(1) 28,000年前以後、13,000年前以前	(1) 20,000年前以後	(1) 13,000年前以後、概ね2,000年前以前	(1) 不明	(1) 679年筑紫地震	(1) 4,500年前以降	(1) 不明
今後30年以内に地震が発生する確率	(1) 不明	(1) 0.3～6%	(2) 0.008%	(1) ほぼ0～3%	(1) 不明	(1) 不明	(1) 不明	(1) ほぼ0%	(1) ほぼ0%	(1) 不明

(1) 国（地震調査研究推進本部）による長期評価
(2) 西日本地域を対象とした確率論的地震動予測地図

第２　想定地震及び被害等の概要

想定地震については、県内に存在する６つの活断層及び既往の地震に着目して設定するとともに、人口が集中している県内４地域の主要都市（福岡市、北九州市、飯塚市、久留米市）を中心とする地域の被害を算出している。

本町では、もし活動すれば、これらの地域に重大な被害を及ぼすと考えられる警固断層帯南東部、小倉東断層、西山断層、水縄断層に関する被害は次のとおりである。

■地震被害想定の結果

想定地震	被害想定内訳	小倉東断層（北東下部）	西山断層（中央下部）	警固断層南東部(中央下部)	基盤一定
震度	－	6弱	6強	6弱	6弱
液状化危険度	－	町北部地域で高い	西部地域の一部で極めて高く、北中部の広い地域で高い	町北部地域の一部で高い	町の大部分で高い
建物被害	全壊棟数	26	76	12	45
	半壊棟数	29	62	27	31
	全半壊棟数	55	138	39	76
	(全半壊率)	1.3%	3.3%	1.0%	1.8%
地震火災被害	出火件数	0	1	0	0
	焼失棟数	0	0	0	0
人的被害	死者数	1	4	1	3
	負傷者数	141	269	89	196
	要救出現場数	10	30	5	18
	要救出者数	7	21	4	13
	要後方医療搬送者数	14	27	9	20
	避難者数	44	129	20	76
	食料供給対象人口	1094	8842	438	5254
	給水対象世帯	499	4033	200	2396
	生活物資供給対象人口	44	129	20	76
ライフライン被害	上水道管被害箇所数	5	50	2	24
	下水道管被害箇所数	0	0	0	0
	都市ガス管被害箇所数	0	0	0	0
	電力(電柱)被害本数	0	2	0	1
	電話(電話柱)被害本数	0	1	0	0
道路被害	国道 200 号被害箇所数	6	11	7	10
	宮田小竹線被害箇所数	0	0	0	0
鉄道被害	筑豊本線被害箇所数	22	51	22	50
	平成筑豊鉄道被害箇所数	7	12	4	11
重要施設被害	災害対策本部制約施設数	0	0	0	0
	警察･消防活動拠点制約施設数	0	0	0	0
	避難活動拠点制約施設数	5	40	2	24

想定地震	被害想定内訳	小倉東断層（北東下部）	西山断層（中央下部）	警固断層南東部（中央下部）	基盤一定
	医療活動拠点制約施設数	2	14	1	9
生活支障	住居制約世帯数	512	3960	207	2370
	食料・飲料水制約世帯数	490	3960	196	2353
	電気制約世帯数	0	507	0	0
	情報通信制約世帯数	0	188	0	0

出典：地震に関する防災アセスメント調査報告書
福岡県（平成 24 年 3 月）

第４章　重点的に取り組むべき対策

災害に強い町を目指し、第３章「災害の想定」で示したような人命損失危険に対する防災対策の推進や防災拠点となる施設の耐震化の推進、大規模な災害にも対応できる都市基盤整備などを推進する。

ただし、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、さまざまな対策を組み合わせることによって、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるような観点から災害に備える、「減災」の考え方を防災の基本方針とする。

このようなハード対策に併せて、町民との迅速な防災情報の共有化や町民運動展開の促進及び効果的な応急対策のための事前対策の推進等のソフト対策等を組み合わせ、災害の未然防止と被害最小化に向けた総合的な防災対策の充実を図る。

とりわけ町においては、町の特性を考慮し、より実践的な防災対策を行うため、重点的な課題に取り組み、安心で安全に暮らせる防災力の高い地域づくりを目指す。

第１　地域の防災力を向上させるための町民運動の展開

地域の防災力を向上させるため、町民、地域コミュニティ及び企業等が防災意識を持ち、災害に対する「備え」を実践する必要がある。

第２　地域特性を考慮した防災対策の確立

町の地域特性を考慮し、被災による経済的機能を麻痺させないための対策に取り組む必要がある。

第３　人的・物的資源の効率的な活用による防災対策の推進

地震発生時においては、災害時優先電話の途絶なども考えられることから、適切な負傷者搬送のための救急隊と医療機関との間の通信や、町による被害状況の把握及び関係機関への伝達などに支障が生じないよう、多様な通信手段の確保や情報の収集・伝達体制の充実強化を図る必要がある。

また、災害に関する各種調査研究を実施している大学や学会などには、災害対策上の多くの知見の蓄積がある。これらの知見について、防災対策に有効活用されるよう、大学や学会等と行政との連携体制を構築する必要がある。

第４　建築物等の耐震化の推進

地震発生時に死傷者が発生する主な要因は住宅の倒壊に伴うものが圧倒的に多いため、住宅の耐震化に取り組む必要がある。また、公共施設が被災は、災害対応に支障をきたすことになるため、公共施設の耐震化に取り組むことが必要である。

さらに、水道、電気、ガスなどのライフラインの被災により、町民の日常生活、企業の産業活動に深刻な影響が及ぶことも予想されるため、ライフライン施設について耐震化に取り組む必要がある。

第５　高齢化社会などに対応した防災体制の確立

地震発生時には高齢者などの要配慮者が犠牲となるケースが多いため、要配慮者に配慮した防災知識の普及や災害時の情報提供、避難誘導体制の強化など、防災体制を確立させる必要がある。

第６　学校における防災教育推進

災害は突然に、しかも想定外のことが起こる可能性があるという認識のもと、強い危機感をもち、自らの判断で行動できる児童生徒の育成に努める必要がある。

第５章　防災関係機関等の業務大綱

第１節　実施責任

実施責任は、第１編　第１部　第３章　「第１節　実施責任」の定めに準ずる。

第２節　処理すべき事務又は業務の大綱

処理すべき事務又は業務の大綱は、第１編　第１部　第３章　「第２節　処理すべき事務又は業務の大綱」の定めに準ずる。

第３節　町民及び企業等の基本的責務

町民及び企業等の基本的責務は、第１編　第１部　第３章　「第３節　町民及び企業等の基本的責務」の定めに準ずる。

第６章　計画の運用等

第１節　平常時の運用

第１　基本理念及び災害予防計画に基づいた事務の遂行

基本理念及び災害予防計画に基づいた事務の遂行は、第１編　第１部　第４章　第１節　「第１　基本理念及び災害予防計画に基づいた事務の遂行」の定めに準ずる。

第２　災害応急対策計画等への習熟及びマニュアル（活動要領）の整備

災害応急対策計画等への習熟及びマニュアル（活動要領）の整備は、第１編　第１部　第４章　第１節　「第２　災害応急対策計画等への習熟及びマニュアル（活動要領）の整備」の定めに準ずる。

第３　業務継続性の確保

地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保に努める。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うよう努める。

第４　地震防災緊急事業五箇年計画の推進

県は、地震防災対策を計画的に推進するため、地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して地震防災緊急事業五箇年計画を策定し、これに定められた事項の着実な推進を図る。

町は、町が対象となる地震防災緊急事業五箇年計画事業においては、県と連携して事業を推進する。

第５　地震防災アクションプログラムの推進

町は、国の地震防災戦略に準じ、地震被害想定を基にした減災目標に則り、これに定められた目標の着実な推進を図ることにより、効果的かつ効率的な地震対策の推進を図る。

第２節　災害時の運用

災害時には、災害応急対策計画、災害復旧・復興計画等を積極的に活用し、被害を最小限にとどめるよう努める。

第３節　計画の周知

この計画は、町の職員に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については住民にも広く周知徹底する。

第７章　災害に関する調査研究の推進

災害に関する調査研究の推進は、第１編　第１部　「第５章　災害に関する調査研究の推進」の定めに準ずる。

第２部　災害予防対策

第１章　基本方針

町は、第１部「総則」第３章「災害の想定」や第４章「重点的に取り組むべき対策」を受け、災害予防計画においては以下の点を基本方針として推進する。

第１　人命損失防止対策の重点的推進

地震災害時には、第１部「総則」第３章「災害の想定」で示したような種々の人命損失危険が存在する。このような人命損失を除去・軽減するための災害予防対策を重視する。とりわけ、建物（被害）に対する対策及び地震防災上の必要な教育及び広報の推進を重視する。

第２　重度の生活障害防止対策の推進

激甚な地震災害では重度の生活障害が広範囲に発生する。それを除去・軽減するための災害予防対策を推進する。

第３　防災的な土地利用の推進

災害から住民の生命・財産を守るため、県の実施した防災アセスメントの結果をもとに災害の発生する危険性が高い土地についての情報を的確に住民に伝え、住民と行政が協力して安全な土地利用を推進する。

１　県の実施した防災アセスメントの結果及び活断層調査結果等を参考に、より精度の高い災害に関する情報の収集・整理に努め、住民や行政が利用できる災害危険情報を整備する。

２　災害の危険性の高い地域については、情報提供や現行法に基づく規制制度等を活用して安全な土地利用を指導・誘導する。なお、町においては将来の都市計画等においても、地震に強い都市構造の形成に努める。

第４　防災基幹施設の防災対策の推進

阪神・淡路大震災や東日本大震災では、市町村役所、避難所、病院、警察署、消防署、消防水利、道路等防災上重要な施設が大きな被害を受け、防災活動に大きな支障を来したことに配慮し、防災基幹施設の防災対策を重視する。

この場合、防災アセスメント結果等を参考に、当該地域の危険度、防災基幹施設の重要度等を考慮し、防災対策を推進する。

第５　防災力の向上

大規模災害時には町だけでは対応できないことから、町における防災力の向上のほか、町民、自主防災組織、事業所等の防災力の向上を推進する。

第６　効果的な応急対策のための事前対策の推進

地震災害時に効果的に応急対策活動を実施するため、平常時から必要な事前対策を推進する。

第２章　防災基盤の強化

項　　目	担　　当
第１節　都市構造の防災化	企画調整課、建設課
第２節　建築物等の耐震性確保についての基本的な考え方	企画調整課、建設課
第３節　建築物等の安全化	建設課、管財課、総務課、教育課 消防団、（消防本部）、関係各課
第４節　土木防災施設･社会資本施設等の安全化	総務課、農政環境課、建設課 消防団、（関係機関）

第１節　都市構造の防災化

町は、建築物の耐震･不燃化、都市空間の確保と整備、市街地再開発事業等により都市環境の整備、防災対策の改善を図るとともに、その中から事業の緊急性等を勘案し、広域避難地、避難路等の整備に係るものを中核とした防災対策緊急事業計画を策定し、都市の防災化対策を推進する。

第１　方針

町は、避難路、避難地、延焼遮断帯並びに防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、行政・社会機能を維持するために、行政関連施設、指定避難所、福祉施設等は浸水リスクが少ない場所に建設するなど防災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強い都市構造の形成を図る。

第２　建築物不燃化の推進

建築物不燃化の推進は、第１編　第２部　第１章　第４節　「第２　建築物不燃化の推進」の定めに準じる。

第３　防災空間の確保、整備、拡大

防災空間の確保、整備、拡大は、第１編　第２部　第１章　第４節　「第３　公園・緑地等防災空間の確保、整備、拡大」の定めに準じる。

第４　無電柱化事業の推進

無電柱化事業の推進は、第１編　第２部　第１章　第４節　「第４　無電柱化事業の推進」の定めに準じる。

第５　造成地の災害予防対策

造成地の災害予防対策は、第１編　第２部　第１章　第４節　「第５　造成地の災害予防対策」の定めに準じる。

第６　避難地等の整備

町は、震災時に住民を安全に避難させるため、広域避難地、避難路を、次の事項に留意して選定、整備し、住民に周知する。

１　広域避難地等の選定

市街地を要避難地域及び非焼失地域に区分し、広域避難地は非焼失地域内で選定する。

要避難地域、非焼失地域、広域避難地及び火災に対する避難圏域の選定基準は、次のとおりとする。

(1) 要避難地域

1) 木造建物の建ぺい率が概ね 10%を越える街区が連続した市街地で、その面積が広域に及び、火災時に、住民が組織的、計画的に避難する必要がある地域。

2) 浸水、山崩れ及び地すべり等の被害が生ずるおそれのある地域。

(2) 非焼失地域

要避難地域以外の地域。

(3) 広域避難地

1) 火災の延焼によって生じる輻射熱、熱気流等に対し、避難者の安全を確保できること。

特に周辺市街地の火災による輻射熱を考慮して算出した安全面積が、概ね 10ha 以上であること。

ただし、10ha 未満のものであっても、周辺地域に耐火構造物が存在し、火炎に対し有効な遮蔽が出来る場合は選定することができる。

2) 危険物、大量可燃物等の災害の発生要因及び拡大要因となるものが存在しないこと。

3) 浸水等の危険のないこと。

4) 避難者が安全に到達できる避難路と連絡されていること。

5) 一定期間の、避難者の応急救護活動が実施できること。

(4) 火災に対する避難圏域（広域避難地等に避難する住民の居住地域の範囲）

1) 広域避難地等収容可能人口は、避難者１人当たりの必要面積を概ね１㎡以上として算定すること。

2) 火災に対する避難圏域の境界は、原則として町丁単位とするが、町丁区画が細分化されていないような場合は、道路、河川、鉄道等を境界とすること。

3) 広域避難地等収容可能人口が不足するため、住民等が最短距離にある広域避難地等に避難することができない場合は、歩行距離の増分が極端に増加しないよう留意するものとし、各町丁から広域避難地等までの歩行負担がなるべく均等になるようにすること。

4) 火災に対する避難圏域は、夜間人口により定めるが、昼間人口が増加する地域では避難地等収容可能人口に余裕をもたせること。

２　避難路の選定

広域避難地等へ避難するための避難路は、次の基準により選定する。

(1) 沿道に耐火建築物が多いこと。

(2) 落下物、倒壊物等による危険又は避難障害のおそれがすくないこと。

(3) 広域避難地等の周辺では、出来るだけ進入避難路を多くとること。

(4) 自動車の交通量が比較的少ないこと。

(5) 危険物施設等に係る火災、爆発などの危険性が少ないこと。
(6) 耐震性貯水槽等の防火水槽及び自然水利の確保が比較的容易であること。
(7) 浸水により通行不能になるおそれがないこと。
(8) 通行障害発生時の代替道路のことも考慮すること。

３　広域避難地等の整備

(1) 避難地標識等

避難誘導を円滑に行うため、避難地周辺に避難地標識を設置するとともに、避難地を遠方から確認できるよう、必要な広域避難地についてランド・マークを設置する。

(2) 給水施設

広域避難地における給水活動を円滑に行うため、次の措置を講ずる。

1)　広域避難地内又は周辺の浄水場、配水場の貯留水を利用するために必要な機材（ポンプ等）を整備する。

2)　広域避難地内又は周辺の公共施設、ビルの受水槽の活用について、管理者等と協議する。

3)　必要に応じ大型耐震性貯水槽を設置する。

(3) 進入口

進入口が不足しているため、避難群集が滞留するおそれのある広域避難地について、進入口の拡幅、増設を行う。

４　避難路の安全確保

町は、次により広域避難地等への安全確保を図る。

(1) 火災に対する安全性の強化

1)　避難路の沿道は、避難者を市街地大火から守るために、有効な耐火建築物の整備を促進する。

2)　必要な箇所に貯水槽等の消防水利施設その他避難者の安全のために必要な施設を配備する。

(2) 主要道路における施設等の整備

主要道路については、地震発生後、一般車両の通行を禁止する措置をとる場合に必要な施設等を整備する。

(3) 危険物施設等に係る防災措置

1)　危険物施設等

避難路沿いの危険物施設、高圧ガス施設等の安全促進の指導を強化する。

2)　上水道施設

避難路に埋設されている配水施設等の事故未然防止のため、主要道路の巡回点検を強化するとともに、必要な配水本管等の取替え及び防護を実施する。

3)　電力施設

避難路の安全を確保するため次の措置を講じる。

ア　設備強化

・避難路に設置する支持物には、コンクリート柱を使用する。
・電線の混触による短絡断線防止策として、絶縁電線を使用する。
・柱上変圧器の落下防止策として、強度向上を図った工法を採用するとともに、開閉器

については、高信頼度の真空気中開閉器を使用する。

イ　設備管理

避難路の設備の維持管理強化を図るため、配電設備を中心とした関連設備の巡回点検を強化する。

第２節　建築物等の耐震性確保についての基本的な考え方

第１　建築物等の耐震性確保についての基本的な考え方

地震に強いまちづくりを行うに当たっては、建築物、土木工作物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設などの諸施設の耐震性を確保する必要がある。その場合の要求性能は、それらの種類、目的等により異なるが、基本的な考え方は以下による。

１　諸施設に要求される耐震性能は、一般的な地震動、及び直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する更に高レベルの地震動についてもできる限り考慮の対象とする。

２　諸施設は、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じず、かつ高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標として設計する。

３　諸施設のうち、一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動にとって著しい妨げとなるおそれがあるものや、広域における経済活動等に対し著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、また災害時要援護者の安全確保に必要な建築物等については、需要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の諸施設に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。

４　耐震性の確保には、特に新耐震基準以前に建築された既存建築物等の耐震性の向上を図るため、町は「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき耐震改修促進計画を策定の策定に努める。

第３節　建築物等の安全化

第１　建築物等の耐震性の確保

建築物等の耐震性の確保は、第１編　第２部　第１章　第５節　「第１　建築物等の災害予防対策」の定めに準じるほか、次の対策を実施する。

１　その他の安全対策

(1) エレベーター閉じこめ防止対策

町は、定期報告制度等を通じて、所有者等に「P 波感知型地震時管制運転装置」の設置を促す等、既設エレベーターの安全確保に向けた取り組みを推進する。

また、保守会社は、閉じ込め等からの早期救出・運転休止からの早期復旧のため、人員の確保、通信の多様化、迅速な移動手段の確保、復旧優先順位の検討等の体制整備を図る。

第２　文化財災害予防対策

文化財災害予防対策は、第１編　第２部　第１章　第５節　「第２　文化財災害予防対策」の定めに準じる。

第４節　土木防災施設･社会資本施設等の安全化

第１　土砂災害防止施設等の整備

土砂災害防止施設等の整備は、第１編　第２部　第１章　「第１節　治水治山の対策」及び「第２節　土砂災害防止」の定めに準じる。

■資料編２－３「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域」参照

第２　河川施設等の安全対策

河川施設等の安全対策は、第１編　第２部　第１章　「第１節　治水治山の対策」の定めに準じる。

■資料編２-１「重要水防箇所」参照

第３　交通施設の安全対策

交通施設の安全対策の安全対策は、第１編　第２部　第１章　「第８節　交通施設の災害予防」の定めに準じる。

■資料編２-７「避難路整備計画」参照

第４　ライフライン施設の安全対策

ライフライン施設の安全対策は、第１編　第２部　第１章　「第６節　電気施設、ガス施設の災害予防」及び「第７節　上水道、下水道施設の災害予防」の定めに準じる。

■資料編２-５「ライフライン関連事業者」参照

第５　ため池施設の安全対策

ため池施設の安全対策は、第１編　第２部　第１章　「第１節　治水治山の対策」の定めに準じる。

■資料編２-２「防災重点ため池」参照

第３章　町民等の防災力の向上

項　　目	担　　当
第１節　町民が行う防災対策	総務課
第２節　自主防災体制の整備	総務課、消防団
第３節　企業等防災対策の促進	総務課、消防団
第４節　防災知識の普及	総務課、消防団、教育課、福祉課
第５節　防災訓練の充実	総務課、建設課、消防団、関係各課、（消防本部）
第６節　町民の心得	総務課、（消防本部）

第１節　町民が行う防災対策

町民が行う防災対策は、第１編　第２部　第２章　「第１節　町民が行う防災対策」の定めに準じる。

第２節　自主防災体制の整備

自主防災体制の整備は、第１編　第２部　第２章　「第２節　自主防災体制の整備」の定めに準じる。

第３節　企業等防災対策の促進

企業等防災対策の促進は、第１編　第２部　第２章　「第３節　企業等防災対策の促進」の定めに準じる。

第４節　防災知識の普及

防災知識の普及は、第１編　第２部　第２章　「第４節　防災知識の普及」の定めに準じる。

第５節　防災訓練の充実

防災訓練の充実は、第１編　第２部　第２章　「第５節　防災訓練の充実」の定めに準じる。

第６節　町民の心得

町民の心得は、第１編　第２部　第２章　「第６節　町民の心得」の定めに準じる他、次の対策を実施する。

第１　家庭における心得

１　平常時の心得

(1) 家の中の安全な場所、非常用持出袋の配置位置、地域の指定緊急避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
(2) がけ崩れに注意する。
(3) 建物の補強、家具の固定をする。
(4) 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
(5) 飲料水や消火器の用意をする。
(6) 非常用食料、救急用品、非常持出用品を準備する。
(7) 地域の防災訓練に進んで参加する。
(8) 隣近所と地震時の協力について話し合う。

２　地震発生時の心得

(1) まずわが身の安全を図る。
(2) すばやく火の始末をする。
(3) 火が出たらまず消火する。
(4) あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
(5) 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。
(6) 山崩れ、がけ崩れ、浸水に注意する。
(7) 避難は徒歩で、持物は最小限にする。
(8) みんなが協力し合って、応急救護を行う。
(9) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
(10) 秩序を守り、衛生に注意する。

３　地震発生時の外出時の心得

(1)【 住 宅 地 】
路上の落下物（エアコンの室外機・ベランダのプランターなど）や倒壊物（自動販売機・電柱・街路樹など）に注意する。

(2)【 繁 華 街 】
窓ガラスや看板、ネオンサイン、外壁の落下に注意する。かばんなどで頭を保護して避難する。

(3)【 山・丘陵地 】
落石に注意しながら、山ぎわや急傾斜地など山崩れ、がけ崩れの起こりやすい危険な場所から遠ざかる。

(4)【 屋 内 】
あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。

第２　職場における心得

１　地震発生時の心得

(1) すばやく火の始末をすること。
(2) 職場の消防計画に基づき行動すること。
(3) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。
(4) 正確な情報を入手すること。
(5) 近くの職場同士で協力し合うこと。
(6) エレベーターの使用は避けること。
(7) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。
(8) 無理に帰宅行動をとらず、状況に応じて職場にとどまることも検討する。

第３　運転者のとるべき措置

１　走行中のとき

(1) 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、緊急自動車の通行の妨害とならないよう、道路の左側に停止させること。
(2) 停止後は、ラジオで地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
(3) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて.駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

　駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

２　避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混乱するので、避難のため車を使用しないこと。

調整ページ

第４章　効果的な応急活動のための事前対策

項　　目	担　　当
第１節　広域応援・受援体制の整備	総務課、消防団、関係各課
第２節　防災体制・施設･資機材等の整備	総務課、建設課、管財課、農政環境課
第３節　災害救助法等の運用体制の整備	総務課、関係各課
第４節　情報管理体制の整備	総務課、消防団
第５節　広報・広聴体制の整備	総務課、関係各課
第６節　二次災害の防止体制の整備	総務課、建設課、関係各課
第７節　救出救助体制の整備	総務課、建設課、教育課、福祉課 消防団、病院事務局、関係各課
第８節　避難体制の整備	総務課、建設課、教育課、福祉課 消防団、病院事務局、関係各課
第９節　交通・輸送体制の整備	総務課、管財課、建設課、農政環境課 教育課、消防団
第 10 節　医療救護体制の整備	福祉課、健康増進課、病院事務局
第 11 節　要配慮者安全確保体制の整備	総務課、福祉課、建設課、教育課 企画調整課、病院事務局、消防団 関係各課
第 12 節　災害ボランティアの活動環境等の整備	総務課、教育課、社会福祉協議会
第 13 節　災害備蓄物資等の整備・供給計画	総務課、上下水道課、企画調整課 管財課、病院事務局
第 14 節　住宅の確保体制の整備	管財課、建設課
第 15 節　災害廃棄物処理体制の整備	農政環境課、上下水道課、関係各課
第 16 節　保健衛生・防疫体制の整備	病院事務局、教育課、企画調整課
第 17 節　帰宅困難者支援体制の整備	総務課、関係各課
第 18 節　液状化災害予防計画	総務課、建設課
第 19 節　防災関係機関における業務継続計画	総務課、関係各課

第１節　広域応援・受援体制の整備

広域応援・受援体制の整備は、第１編　第２部　第３章　「第１節　広域応援・受援体制の整備」の定めに準じる。

第２節　防災体制・施設・資機材等の整備

防災体制・施設・資機材等の整備は、第１編　第２部　第３章　「第２節　防災体制・施設・資機材等の整備」の定めに準じる。

■資料編２－９「災害時における臨時ヘリポート」参照

■資料編２-10「消防団詰所」参照

■資料編２-11「水防倉庫」参照

第３節　災害救助法等の運用体制の整備

災害救助法等の運用体制の整備は、第１編　第２部　第３章　「第３節　災害救助法等の運用体制の整備」の定めに準じる。

第４節　情報管理体制の整備

情報管理体制の整備は、第１編　第２部　第３章　「第４節　情報管理体制の整備」の定めに準じる他、次の対策を実施する。

第１　緊急地震速報等の受信伝達体制の整備

気象庁から発せられる緊急地震速報、震度速報等の地震情報は、地震時の応急対策を的確に行う上で重要である。そのため、町はその受信、伝達を迅速・的確に行うための体制を整備する。

■資料編２-12「町防災行政無線」参照

第５節　広報・広聴体制の整備

広報・広聴体制の整備は、第１編　第２部　第３章　「第５節　広報・広聴体制の整備」の定めに準じる。

■資料編２－８「災害応援協定一覧」参照

第６節　二次災害の防止体制の整備

町は、地震、降雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備するとともに、被災建築物の危険度、被災宅地の危険度、土砂災害警戒区域の危険度を応急的に判定する技術者の養成、並びに事前登録など活用のための施策を推進する。また、二次災害の防止を図るために必要な資機材の備蓄を行う。

第１　震災消防体制の整備

震災消防体制の整備は、第１編　第２部　第１章　「第３節　火災の予防」の定めに準じる。

第２　地震、降雨等に伴う二次災害の防止体制の整備

地震、降雨等に伴う二次災害の防止体制の整備は、第１編　第２部　第３章　第６節　「第１降雨等に伴う二次災害の防止体制の整備」の定めに準じる他、次の対策を実施する。

１　被災建築物応急危険度判定体制の整備

町は、被災した建築物等の地震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保することを目的とした被災建築物の応急危険度判定体制整備を図るため、応急危険度判定士との被災時の連絡体制の確保に努める。

また、被災建築物応急危険度判定士業務マニュアルに基づき、大規模災害発生時における、被災建築物応急危険度判定士の受入態勢を整備する。

２　被災宅地危険度判定体制の整備

町は、被災した宅地の被害状況を迅速・的確に把握して、地震等による二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保する事を目的とした被災宅地の危険度判定体制の整備を図るため、判定士の登録の推進及び被災時の連絡体制の確保、関係機関との連携体制の整備、技術力の向上対策に努める。

また、地震発生後の迅速な判定活動に役立てるため、町内の大規模盛土造成地の所在調査を実施する。

第３　危険物施設等災害予防対策

危険物施設等災害予防対策は、第１編　第２部　第３章　第６節　「第２　危険物施設等災害予防対策」の定めに準じる。

第７節　救出救助体制の整備

救出救助体制の整備は、第１編　第２部　第３章　第７節「第１　避難誘導体制の整備及び誘導方法の習熟」の定めに準じる。

第８節　避難体制の整備

避難体制の整備は、第１編　第２部　第３章　「第７節　避難体制の整備」の定めに準じる。

第９節　交通・輸送体制の整備

交通・輸送体制の整備は、第１編　第２部　第３章　「第８節　交通・輸送体制の整備」の定めに準じる。

■資料編２-13「町有車両」参照

第 10 節　医療救護体制の整備

医療救護体制の整備は、第１編　第２部　第３章　「第 10 節　医療救護体制の整備」の定めに準じる。

第 11 節　要配慮者安全確保体制の整備

要配慮者安全確保体制の整備は、第１編　第２部　第３章　「第 11 節　要配慮者安全確保体制の整備」の定めに準じる。

第 12 節　災害ボランティアの活動環境等の整備

災害ボランティアの活動環境等の整備は、第１編　第２部　第３章　「第 12 節　災害ボランティアの活動環境等の整備」の定めに準じる。

第 13 節　災害備蓄物資等整備・供給計画

災害備蓄物資等整備・供給計画は、第１編　第２部　第３章　「第 13 節　災害備蓄物資等整備・供給」の定めに準じる。

第 14 節　住宅の確保体制の整備

住宅の確保体制の整備は、第１編　第２部　第３章　「第 14 節　住宅の確保体制の整備」の定めに準じる。

第 15 節　災害廃棄物処理体制の整備

災害廃棄物処理体制の整備は、第１編　第２部　第３章　「第 16 節　災害廃棄物処理体制の整備」の定めに準じる。

■資料編２-14「ごみ・廃棄物処理施設」参照

第 16 節　保健衛生・防疫体制の整備

保健衛生・防疫体制の整備は、第１編　第２部　第３章　「第 15 節　保健衛生・防疫体制の整備」の定めに準じる。

第 17 節　帰宅困難者支援体制の整備

帰宅困難者支援体制の整備は、第１編　第２部　第３章　「第９節　帰宅困難者支援体制の整備」の定めに準じる。

第 18 節　液状化災害予防計画

１　液状化の対策

建設課は、液状化による被害を最小限にくい止めるため、公共事業などの実施に当たって、必要に応じて、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、以下のような液状化対策を実施する。

■液状化対策

○　液状化発生の防止（地盤改良）
○　液状化による被害の防止（構造的対応）
○　代替機能の確保（施設のネットワーク化）

２　液状化対策の普及・啓発

町は、液状化対策の調査・研究に基づき、町民・施工業者等に対して液状化対策に有効な基礎構造等について知識の普及・啓発を図る。

第 19 節　防災関係機関における業務継続計画

防災関係機関における業務継続計画は、第１編　第２部　第３章　「第 20 節　防災関係機関における業務継続計画」の定めに準じる。

第３部　災害応急対策計画

第１章　活動体制の確立

項　　目	担　　当
第１節　町の組織体制の確立	総務班、関係各班
第２節　自衛隊の災害派遣要請	総務班
第３節　応援要請	総務班、消防班
第４節　災害救助法の適用	総務班、関係各班
第５節　要員の確保	関係各班
第６節　災害ボランティアの受入・支援	救護防疫班、関係各班

第１節　町の組織体制の確立

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　職員の配備動員	●			総務班、関係各班
第２　職員の応急活動体制	●			総務班、関係各班
第３　災害対策本部の運営	●			総務班、関係各班

大規模地震が発生した場合、町内の広い範囲で町民の生命、財産に被害を及ぼすおそれがある。このため、町は、大規模地震を覚知したならば、一刻も早い初動体制を確立し、情報の収集・応急対策等を実施することが重要であることから、各々の組織内で定めた配備計画に基づき体制を敷き、防災活動を行う。

なお、町は、災害応急段階においては、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

第１　職員の配備動員

町内で地震災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合において、次により配備体制を敷く。

この場合、所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、小竹町災害警戒準備室（以下「準備室」という。）、小竹町災害警戒本部（以下「災害警戒本部」という。）又は小竹町災害対策本部（以下、「災害対策本部」という。）を設置する。

なお、町災害対策本部の機構及び運営については、「小竹町災害対策本部条例」、「小竹町災害

対策本部規程」及び「小竹町災害対策本部運営要綱」に定めるところによる。

１　配備の基準

災害時の職員の配備は、震度情報、災害の状況に基づき、次の配備基準による。

■配備基準【風水害】

本部等	配備体制	配備の基準（自動配備）	活動内容	配備人員
災害警戒準備室（室長：総務課長）	準備体制（第１配備）	(1)町域で震度４の地震が発生したとき (2)その他、総務課長が必要と認めるとき	総務課の所要人員で情報収集及び連絡活動が円滑に行い得る体制とする。	注意配備要員（防災担当職員）
災害警戒本部（本部長：副町長）	警戒体制（第２配備）	(1)町域で震度５弱の地震が発生したとき (2)その他、副町長が必要と認めるとき	発災直後の情報収集・伝達、防災関係機関との連絡調整などの初動対応を行う。 状況により災害対策本部の設置に移行できる体制とする	第１配備要員（防災担当職員、主な災害応急対策関係職員　29名程度）
災害対策本部（本部長：町長）	救助体制（第３配備）	(1)町域で震度５強の地震が発生したとき (2)その他、町長が必要と認めるとき	局地的な応急対策活動を行う体制とする。	第２配備要員（各課で定める職員　２分の１程度）
	非常体制（第４配備）	(1)町域で震度６弱以上の地震が発生したとき (2)その他、町長（本部長）が必要と認めるとき	災害応急対策に従事することができる全職員を配備し、組織の全力を挙げて活動する体制とする。	全職員

※　震度は気象庁発表の値を用いる

２　動員指令の伝達及び動員体制

非常体制等配備に関する職員の動員については、事前に各課等でそれぞれの場合の動員計画について定めておくほか、下記の連絡員についても定める。

なお、動員に当たっては町の各課等において職員の安否を確認する必要があるため、安否確認システムや災害時におけるその他の連絡手段を用いて安否確認を行う。

(1) 勤務時間内

災害対策本部が設置される場合は災害の状況により配備体制を決め各課長に庁内放送を通じ指令する。

各課長等は直ちに所属職員に連絡し、小竹町災害対策本部活動要領による各班の活動体制をとる。

(2) 勤務時間外

1)　勤務時間外において、庁舎警備員が気象警報及び災害発生のおそれのある異常現象発見等の通報を受理したとき、又は非常事態の発生を知ったときは直ちに総務課長に連絡する。

2)　1)の通報を受けた総務課長は町長に報告するとともに、その指示に従い関係課長等に伝達する。関係課長等は、必要に応じ所属職員を所定の系統により動員し、警報の伝達、情報収集、その他応急対策実施の体制をとる。

3)　防災担当職員は、勤務時間外（夜間、休日も含む）に災害情報が入った場合は、防災メール・まもるくんや警備員等の連絡により、必要に応じ参集する。また、前記１の配備基準に定める事項に該当する事を知ったとき、又は推定される時は、動員指令を待つことなく自主的に参集する。

(3) 勤務時間外の自主配備

休日、夜間等勤務時間外に上記配備、本部設置等に該当する災害等が発生し、あるいは発生するおそれがある場合、あらかじめ災害規模等に応じて定めた登庁者に限らず、各々所定の人員は自主的に登庁し、配備につく。

各配備体制に基づく必要な職員の動員指令は、次の系統により行う

■動員指令系統

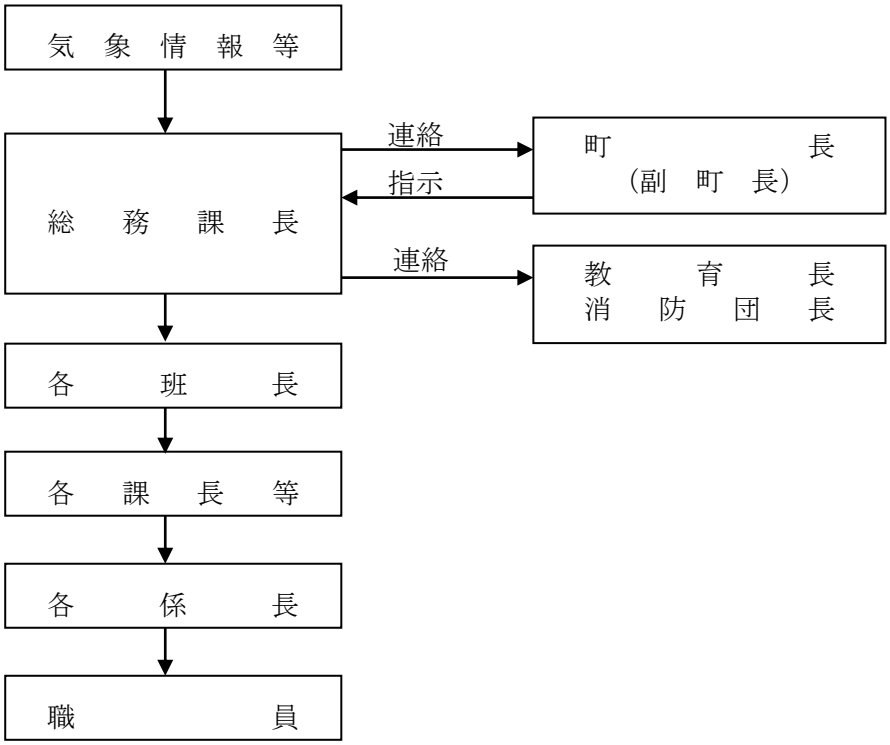

(4)　参集場所

各職員は、勤務時間内・勤務時間外を問わず、各自の所属先に参集する。

ただし、交通途絶等で指定の参集場所に参集が困難なときは、最寄りの町庁舎又は指定避難所へ参集する。

なお、勤務時間外に震度６弱以上の地震が発生したときは、職員は参集途上に地区内の被害状況を把握し、地域防災拠点に参集し、報告する。

(5)　参集の報告

参集した職員は、各係長に参集報告を行う。

各係長は係内の参集状況をとりまとめ、各課長に報告する。

各課長は、課内の参集状況をとりまとめ、各班長に報告する。

各班長は、班内の参集状況をとりまとめ、総務課長に報告する。

総務課長は、全体の参集状況をとりまとめ、町長（副町長）、教育長、消防団長に報告する。

■参集報告の系統

各課長等	→	各班長（課長等）	→	総務課長	→	本部長（町長）
○　職員の参集状況の調査	報告	○　参集状況のとりまとめ	報告	○　参集状況のとりまとめ	報告	

(6)　配備職員

各配備体制における配備職員は、次のとおりとする。

■各班の配備体制

対策班名	第１配備 災害警戒準備体制	第２配備 警戒体制	第３配備 救助体制	第４配備 非常体制
総務班	4名	6名	各課で定める職員２分の１程度	全職員
救護防疫班	－	4名		
技術工作班	－	10名		
農林班	－	5名		
教育班	－	3名		
計	4名	28名		

※　配備人員は、各班長の判断により、必要に応じて増員、減員する。

※　各班は、配備ごとに数班を編成し、班員名簿を作成しておくこと。

※　消防班は、別に定める。

(7)　職員の動員要請

各班長は、災害対策の活動を行うにあたり、職員が不足し、他の対策部の応援を必要とするときは、総務班に職員の動員を要請する。

総務班は、各班長から職員動員の要請があった場合は、各対策班の活動状況を勘案の上、できる限り要請職員数が動員できるよう調整する。

第２　職員の応急活動体制

１　災害警戒準備室

総務課長は、災害警戒本部の設置前の段階として、次の基準に基づき必要があると認めるときは、防災担当職員（総務課庶務係）の所要人員で情報収集及び円滑な連絡活動を行い得る、災害警戒準備室を設置する。

(1)　災害警戒準備室設置の基準

1)　町域で震度４の地震が発生したとき

2)　その他、総務課長が必要と認めるとき

(2)　活動内容

地震の災害警戒準備として、防災担当職員（総務課庶務係）は、次の警戒活動を行う。

1)　地震情報等の収集・伝達並びに庁内連絡活動

2)　被害状況に関する情報収集並びに庁内連絡活動

3)　町民への地震情報等の伝達

２　災害警戒本部の設置

副町長は、次の基準に基づき必要があると認めるときは、災害警戒本部を設置し、地震第２配備体制として総務課及び関係課、消防団等の所要の担当職員を配備する。

(1) 災害警戒本部の設置基準

1)　町域で震度５弱の地震が発生したとき

2)　その他、副町長が必要と認めるとき

(2)　設置、指揮の権限

副町長は、災害警戒本部の設置及び指揮を行うが、やむを得ない事情があるときは、総務課長がこれを行う。

(3)　活動内容

1)　地震情報等の収集伝達並びに庁内連絡活動

2)　町域の被害情報の収集並びに庁内連絡活動、県及び関係機関へ伝達

3)　町民への地震情報等の伝達

(4)　災害警戒本部の廃止等

副町長は、予想された災害の危険が解消したと認められるときは、災害警戒本部を廃止する。なお、災害応急対策に備えるため、又は災害応急対策を実施するため必要と認められるときは、町長の判断により災害対策本部へ移行する。

３　災害対策本部の設置

災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合において、町長が必要があると認めるときは、災害対策基本法第 23 条の規定に基づき災害対策本部を設置し、非常配備体制を敷く。

なお、災害対策本部設置前の段階でも被害の規模が相当程度に広がることが予想される場合、町長は速やかに災害対策本部を設置する。

(1)　災害対策本部の設置基準

1)　町域で震度５強以上の地震が発生したとき

2)　その他、町長（本部長）が必要と認めるとき

(2)　災害対策本部の設置場所

1)　災害対策本部は、庁舎内総務課に置く。

2)　災害対策本部を設置したときは、町役場正面玄関及び本部室前に標識を掲示する。

3)　町役場が建物損壊等により機能を全うできないときは、本部長（町長）の判断により、次のいずれかの施設に本部を移設する。

第１順位　中央公民館	第２順位　小竹中学校	第３順位　小竹南小学校

４　地域対策支部（各出張所）

各出張所は、所管区域内の被害や避難者の状況等の災害情報を把握し、災害対策本部が効果的に機能するよう補完的な活動を行う。

ただし、勤務時間外に震度６弱以上の地震が発生したときは、各出張所に地域対策支部を設置する。地域対策支部には、事前指名された地区担当職員及び交通途絶等により非常参集した職員等が集まり、その機能をより強化する。

なお、初期活動が概ね完了したとき、又は適当と認めたときは、地区担当職員等は本来の所属部署に戻り、地域対策支部は廃止する。

■地域対策支部（各出張所）の活動内容

○　所管区域内の住民組織（自主防災組織等）との連絡 ○　所管区域内の災害情報のとりまとめ ○　所管区域内の災害広報 ○　所管区域内の被災者相談

５　現地災害対策本部

本部長（町長）は、被災地付近において応急活動拠点を設置する必要が生じたときは、現地災害対策本部を設置する。

ただし、緊急を要する場合、代行者は本部長（町長）に代わり現地災害対策本部を設置することができる。この場合において、その旨を速やかに本部長（町長）に通知する。

また、本部長（町長）は、現地の災害応急対策が概ね終了したとき、或いは災害応急対策に備えて設置した場合で、現地の災害発生のおそれが解消したときは、現地災害対策本部を廃止する。

(1) 組織

現地災害対策本部の本部長及び本部員は、本部長（町長）が副本部長、本部員、その他の職員のうちから指名する。

現地災害対策本部の責任者は、副本部長又は災害対策本部員とする。

(2) 災害対策に係る現地災害対策本部長の行為

現地災害対策本部長は、防災対策上緊急を要するときは、本部長（町長）に代わって次の行為をすることができる。この場合において、現地災害対策本部長は、その旨を速やかに本部長（町長）に通知する。

■現地災害対策本部長の行為

○　避難準備情報の発表 ○　避難指示の発令（災害対策基本法第60条、町長の権限） ○　避難指示（水防法第29条、水防管理者の権限） ○　警戒区域の設定（災害対策基本法第63条、町長の権限） ○　通行規制（道路法第46条、道路管理者の権限）

６　災害対策本部の廃止

本部長（町長）は、予想された災害の危険が解消したと認められたとき、もしくは災害発生後における応急措置が概ね完了したと認められるときは、災害対策本部を廃止する。

なお、災害復旧について協議する必要があると認められる場合は、災害復旧対策本部又は災害復旧対策連絡会議に移行する。

７　災害対策本部の設置及び廃止の通知等

町長は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに県へ報告するとともに、必要に応じて、次のとおり通知・公表を行う。

■設置及び廃止の通知等

通知及び公表先	通知及び公表の方法
各　　課	○　庁内放送、防災行政無線、一般電話、ＦＡＸ、ホームページ等
関係機関	○　防災情報通信ネットワーク、一般電話、ＦＡＸ、ホームページ等
町　民　等	○　同報無線、広報車、報道機関、ホームページ等
報道機関	○　一般電話、ＦＡＸ、ホームページ等

第３　災害対策本部の運営

災害対策本部の運営は、第１編　第３部　第１章　第１節「第３　災害対策本部の運営」の定めに準じる。

ただし、出張所は、勤務時間外に震度６弱以上の地震が発生したときは、地域対策支部となる。

■資料編３－１「小竹町防災会議条例」参照

■資料編３－２「小竹町災害対策本部条例」参照

■様式－１「参集記録票」参照

■様式－２「参集途上の被災状況記録票」参照

第２節　自衛隊の災害派遣要請

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　災害派遣要請の手続き	●			総務班
第２　派遣部隊の活動内容	●			総務班
第３　派遣部隊の受入体制	●			総務班

町は、災害時における自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、要請の手順、必要事項及び派遣部隊の活動等を明らかにし、応急対策に万全を期する。

自衛隊の災害派遣要請は、第１編　第３部　第１章　第２節「自衛隊の災害派遣要請」の定めに準じる。

■様式−３「自衛隊災害派遣要請依頼書」参照
■様式−４「自衛隊災害派遣撤収依頼書」参照

第３節　応援要請

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　市町村間の相互応援活動	●			総務班、消防班
第２　消防機関の相互応援活動	●			総務班、消防班
第３　応援の受入れに関する措置	●			総務班、消防班
第４　指定地方行政機関等の長に対する職員の派遣要請等	●			総務班、消防班

大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、その被害が拡大することが予想され、町のみでは応急対策活動に当たって支障をきたすことから、町はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

第１　市町村間の相互応援活動

市町村間の相互応援活動は、第１編　第３部　第１章　第３節　第１「市町村間の相互応援活動」の定めに準じる。

第２　消防機関の相互応援活動

消防機関の相互応援活動は、第１編　第３部　第１章　第３節　第２「消防機関の相互応援活動」の定めに準じる。

第３　応援の受入れに関する措置

応援の受入れに関する措置は、第１編　第３部　第１章　第３節　第３「応援の受入れに関する措置」の定めに準じる。

第４　指定地方行政機関等の長に対する職員の派遣要請等

指定地方行政機関等の長に対する職員の派遣要請等は、第１編　第３部　第１章　第３節　第４「指定地方行政機関等の長に対する職員の派遣要請等」の定めに準じる。

■資料編２－８「災害応援協定一覧」参照

第４節　災害救助法の適用

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　災害救助法の適用基準	●			総務班
第２　災害救助法の適用手続		●		総務班
第３　救助の実施の委任		●	●	総務班、関係各班

災害救助法は、災害に際して、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。町長は、町の域内における災害救助法の適用及び救助の実施を行う。

第１　災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、第１編　第３部　第１章　第４節　第１「災害救助法の適用基準」の定めに準じる。

第２　災害救助法の適用手続

災害救助法の適用手続は、第１編　第３部　第１章　第４節　第２「災害救助法の適用手続」の定めに準じる。

第３　救助の実施の委任

救助の実施の委任は、第１編　第３部　第１章　第４節　第３「救助の実施の委任」の定めに準じる。

■資料編３－３「福岡県災害調査報告実施要綱」参照
■資料編３－４「被害認定の基準」参照
■資料編３－５「災害救助法による救助内容（救助の程度及び期間）」参照
■資料編３－６「福岡県災害救助法施行細則」参照
■様式－５「福岡県被害状況報告（様式１～４号）」参照
■様式－６「被害発生状況連絡票」参照
■様式－７「人的被害報告」参照
■様式－８「住家被害報告」参照
■様式－９「その他被害報告」参照
■様式-10「災害箇所一覧表」参照

第５節　要員の確保

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　労働者の確保	●			関係各班
第２　従事命令等による応急措置の業務	●			関係各班

町は、災害対策を実施するために必要な労働者及び技術者等の動員、雇い入れを行う。

第１　労働者の確保

労働者の確保は、第１編　第３部　第１章　第５節　第１「労働者の確保」の定めに準じる。

第２　従事命令等による応急措置の業務

従事命令等による応急措置の業務は、第１編　第３部　第１章　第５節　第２「従事命令等による応急措置の業務」の定めに準じる。

第６節　災害ボランティアの受入れ・支援

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　受入窓口等の設置		●		救護防疫班、町社会福祉協議会
第２　災害ボランティアの活動		●		救護防疫班、町社会福祉協議会、関係各班
第３　海外からの支援の受入れ		●		総務班

第１　受入窓口等の設置

受入窓口等の設置は、第１編　第３部　第１章　第６節　「第１　受入窓口等の設置」の定めに準じる。

第２　災害ボランティアの活動

災害ボランティアの活動は、第１編　第３部　第１章　第６節　「第２　災害ボランティアの活動」の定めに準じる。

第３　海外からの支援の受入れ

海外からの支援の受入れは、第１編　第３部　第１章　第６節　「第３　海外からの支援の受入れ」の定めに準じる。

第２章　災害応急対策活動

項　　目	担　　当
第１節　地震情報伝達対策（緊急地震速報等の伝達）	総務班、関係各班
第２節　被害情報等の収集伝達	総務班、関係各班
第３節　広報・広聴	総務班
第４節　水防対策の実施	総務班、技術工作班 農林班、消防班
第５節　二次災害の防止	総務班、技術工作班、農林班、 消防班、関係各班
第６節　救出活動	消防班、救護防疫班
第７節　避難対策の実施	総務班、消防班、教育班、救護防疫班、 農林班
第８節　交通・輸送対策の実施	総務班、技術工作班
第９節　医療救護	救護防疫班、消防班
第 10 節　要配慮者の支援	救護防疫班、技術工作班
第 11 節　保健衛生、防疫、環境対策	救護防疫班
第 12 節　遺体の捜索、収容及び火葬	救護防疫班、消防班
第 13 節　飲料水の供給	技術工作班
第 14 節　食料の供給	救護防疫班
第 15 節　生活必需品等の供給	救護防疫班
第 16 節　住宅の確保	技術工作班
第 17 節　災害廃棄物等の処理	救護防疫班、技術工作班、農林班
第 18 節　文教対策の実施	教育班
第 19 節　警備対策の実施	総務班、関係各班
第 20 節　ライフライン施設の応急・復旧対策の実施	技術工作班、農林班

第１節　地震情報伝達対策（緊急地震速報等の伝達）

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　緊急地震速報（警報）の実施及び実施基準等	●			総務班、関係各班、*消防班*
第２　地震情報	●			総務班、関係各班、*消防班*
第３　緊急地震情報の伝達	●			総務班、関係各班、*消防班*
第４　異常現象発見時の通報	●			総務班

地震が発生した場合、緊急地震速報や地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）は、防災関係機関が効果的に応急対策を実施する上で不可欠となる情報である。

このため、緊急地震速報等の収集伝達を迅速・確実に行う。

第１　緊急地震速報（警報）の実施及び実施基準等

１　緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度５弱以上の揺れが予想された場合に、震度４以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、最大震度３以上、又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。なお、震度６弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。また、ごく短時間のデータだけを使った速報であることから、予測された震度に誤差（±１程度）を伴う。

第２　地震情報

総務班は、地震を覚知した場合、速やかに福岡県震度情報ネットワークシステム、テレビ、ラジオ等で、地震情報を確認する。

■地震情報の種類

地震情報の種類	発表基準	内　　容
震度速報	・震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度３以上	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報（注1）	以下のいずれかを満たした場合 ・震度３以上 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度３以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報（注2）	・震度１以上	震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度３以上の地震についてのみ発表し、震度２以下の地震については、その発生回数を

		「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km 四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度３以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部等著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表。

（注 1）気象庁防災情報ＸＭＬフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。

（注 2）本町は震度発表地域区分「福岡県筑豊」の地域に属する。なお、震度速報は、地震発生の第一報であり、各県をいくつかに分割した地域ごとの震度をまず発表する。市町村ごとの詳細な震度は、その後の震源・震度に関する情報及び各地の震度に関する情報で知らせる。

第３　緊急地震情報の伝達

１　地震関連情報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を直ちに日本放送協会（ＮＨＫ）に伝達するとともに、防災関係機関等への提供に努める。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能含む）、ワンセグ等を用いて広く住民等へ提供する。

総務班、消防班は、地震情報の収集、伝達を行い、速やかに町民及び関係機関へ伝達する。

町民への周知については、下図の他に町ホームページ、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、災害情報伝達システム、福岡県震度情報ネットワークシステム、防災情報等メール配信システム等のさまざまなツールを複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

■地震関連情報の伝達系統

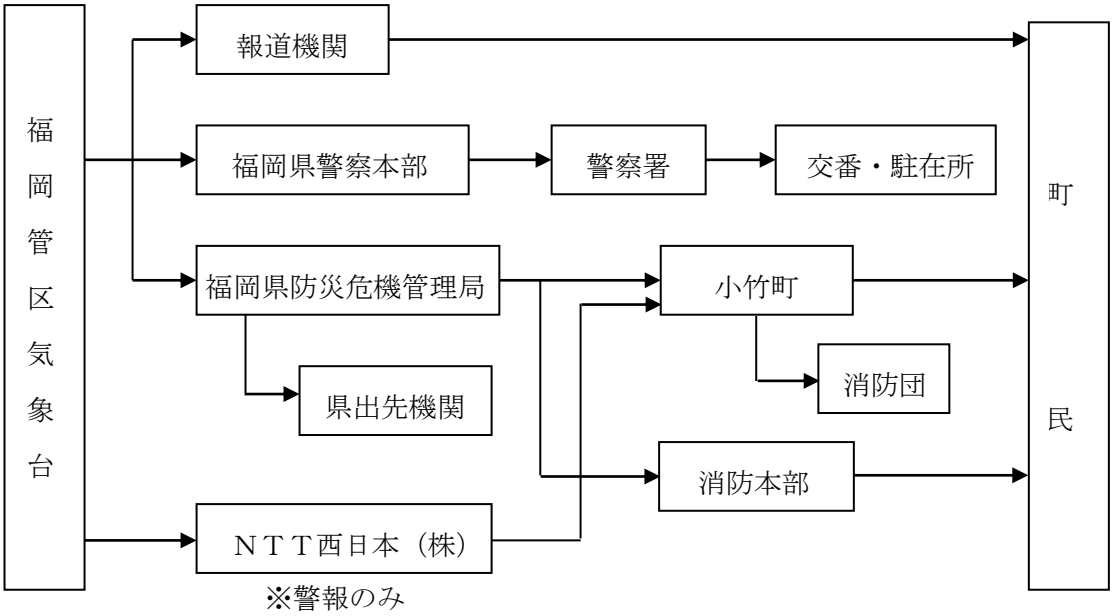

２　福岡県震度情報ネットワークシステムの活用

総務班は、地震を覚知したときは、福岡県震度情報ネットワークシステムで震度の把握を行い、職員配備や被害状況の推定など、迅速な初動体制の確立に努める。

■福岡県震度情報ネットワークシステム

○　防災初動体制の早期確立を図るため、福岡県が県内市町村に設置している計測震度計により、震度情報を市町村で表示し、県で収集したものを消防庁、気象庁に伝達するシステム。
○　地震発生後、各市町村の震度データがＮＨＫ等を介してテロップ放送される。
※　小竹町内は、各庁舎に計測震度計を設置している。

第４　異常現象発見時の通報

異常現象発見時の通報は、第１編　第３部　第２章　第１節　第２「２　異常現象発見時における措置」の定めに準じる。

◆資料編参照

※　町防災行政無線
※　災害時の連絡先
※　注意報及び警報の種類並びに発表の基準
※　気象庁震度階級解説関連表
※　福祉施設
※　医療機関
※　保育所、幼稚園

第２節　被害情報等の収集伝達

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　地震災害の警戒・巡視活動	●			関係各班
第２　被害情報の収集と被害規模の早期把握	●			総務班、関係各班
第３　応急対策活動情報の連絡	●			総務班
第４　通信計画	●			総務班

町は、地震が発生した場合、被害情報等の収集・連絡を迅速に行う。この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段を用いて収集伝達し、被害規模の早期把握を行う。

第１　地震災害の警戒・巡視活動

関係各班は、各々連携し、地震災害の警戒活動を行う。

危険があると認められる箇所は、当該管理者に通報するとともに、必要に応じ、消防団員を配置する。

その他関係各班は、災害発生に備え、自主避難者への対応や応急対策への準備をする。

■活動内容

○　重要施設の警戒・巡視
○　町域の被害情報の収集、県及び関係機関への伝達
○　町民への地震災害情報等の伝達、自主避難の呼びかけ
○　地区避難所の施設提供と自主避難者への対応

なお、地震災害の警戒・巡視活動は、第１編　第３部　第２章　第２節　第１「風水害、土砂災害の警戒・巡視活動」の定めに準じて実施する。

第２　被害情報の収集と被害規模の早期把握

１　被害中心地及び被害規模の推定

総務班は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための、関連情報の収集にあたる。

総務班は、自衛隊（震度５弱以上の場合）、警察、消防等が実施するヘリによる上空からの情報の収集、あるいは、必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

２　地震発生直後の被害情報の把握

町及び県は、被害規模を早期に把握するため、初期情報等の収集を行うものとし、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機、無人航空機等による目視、撮影等による情報収集を行う。

なお、地震発生直後の被害情報の把握は、第１編　第３部　第２章　第２節　第２「１　初期情報の収集」の定めに準じて実施する。

３　被害調査

地震発生による被害調査は、第１編　第３部　第２章　第２節　第２「３　被害状況の調査」の定めに準ずる。

４　災害情報のとりまとめ

地震発生による災害情報のとりまとめは、第１編　第３部　第２章　第２節　第２「４　災害情報のとりまとめ」の定めに準ずる。

第３　応急対策活動情報の連絡

応急対策活動情報の連絡は、第１編　第３部　第２章　第２節　第３「被害報告、通知、伝達」の定めに準ずる。

第４　通信計画

通信計画は、第１編　第３部　第２章　第２節　第４「通信体制の確保」の定めに準ずる。

■資料編３−３「福岡県災害調査報告実施要綱」参照
■資料編３−４「被害認定の基準」参照
■資料編３−５「災害救助法による救助内容（救助の程度及び期間）」参照
■資料編３−６「福岡県災害救助法施行細則」参照
■資料編３−８「火災・災害等即報要領」参照
■様式−５「福岡県被害状況報告（様式１～４号）」参照
■様式−６「被害発生状況連絡票」参照
■様式−７「人的被害報告」参照
■様式−８「住家被害報告」参照
■様式−９「その他被害報告」参照
■様式−10「災害箇所一覧表」参照
■様式−11「火災・災害等即報要領様式」参照

第３節　災害広報・広聴

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　災害広報	●			総務班
第２　災害時の放送要請	●	●		総務班
第３　広聴活動	●	●		総務班

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、住民に対して迅速かつ正確な広報を実施する。また、被災者の要望、苦情等の広聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資するとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や一般住民の様々な相談に適切に対応する。

なお、広報活動に当たっては要配慮者に配慮した広報の実施に努める。

第１　災害広報

災害広報は、第１編　第３部　第２章　第３節　第１「災害広報」の定めに準ずる。

第２　災害時の放送要請

災害時の放送要請は、第１編　第３部　第２章　第３節　第２「災害時の放送要請」の定めに準ずる。

第３　広聴活動

広聴活動は、第１編　第３部　第２章　第３節　第３「広聴活動」の定めに準ずる。

■様式-13「り災台帳」参照

第４節　地震水防対策の実施

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　地震水防対策の実施	●			技術工作班、農林班、消防班
第２　応援協力関係	●			総務班

地震による河川堤防等の被害、河川増水に伴う氾濫等の水害危険が予想される。これを警戒し、防御し、被害を軽減するための水防体制の確立及び水防活動について定める。

第１　地震水防対策の実施

地震水防対策の実施は、第１編　第３部　第２章　第５節　第３「応援協力関係」の定めに準ずる。

第２　応援協力関係

地震水防対策の応援協力関係は、第１編　第３部　第２章　第５節　第２「水防対策の実施」の定めに準ずる。

※　重要水防個所選定基準：資料編（災害危険箇所一覧）

※　重要水防個所調：資料編（災害危険箇所一覧）

第５節 二次災害の防止

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　震災消防活動	●			消防班
第２　危険物・毒劇物取扱施設等の応急措置	●			総務班、消防班、関係各班
第３　地震、降雨等に伴う二次災害の防止	●			技術工作班
第４　ため池施設災害応急対策	●			農林班

技術工作班及び関係機関は、大規模な火災、危険物・毒劇物等の漏洩等の二次災害及び余震あるいは降雨等による二次的な土砂災害、宅地災害等の危険箇所について、専門技術者、福岡県防災エキスパート協会、福岡県砂防ボランティア協会、斜面判定士等の協力を得て、情報を収集し、必要な措置を講ずる。

第１　震災消防活動

震災消防活動の実施は、第１編　第３部　第２章　第６節　第２「消防活動の実施」の定めに準ずる。

第２　危険物・毒劇物取扱施設等の応急措置

危険物・毒劇物取扱施設等の応急措置は、第１編　第３部　第２章　第 27 節　第１「二次災害の防止活動」の定めに準ずる。

第３　地震、降雨等に伴う二次災害の防止

地震、降雨等に伴う二次災害の防止は、第１編　第３部　第２章　第 27 節　第１「二次災害の防止活動」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

１　危険箇所の安全対策

区　分	対象地域・箇所	措　　置
危険斜面	◆急傾斜地崩壊危険箇所 ◆土石流発生危険区域	◆立入禁止の措置 ◆落石防止、降雨対策のためのシート保護
危険建物	◆幹線道路沿道の建物 ◆小中学校通学路沿道の建物	◆立入禁止の措置 （建物の高さの 1/2 の範囲内を目安に） ◆沿道通行禁止措置の実施 ◆幹線道路沿道の倒壊危険建物の取り壊し （所有者の同意を得て、町が行う）
ブロック塀等		◆倒壊、落下危険の標識設置 ◆通学路沿道のブロック塀等の取り壊し （所有者の同意を得て、町が行う）

２　被災建築物応急危険度判定

(1) 被災建築物危険度判定士の要請

本部長は、必要と認めた場合、県本部長を通じて被災建築物危険度判定士の派遣を要請し、危険度判定を行う。

(2) 技術工作班は、県の支援を受けて被災した建築物等の地震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保するため被災建築物の応急危険度判定を行う。

応急危険度判定は、登録された応急危険度判定士を活用して、建築物の被害の状況を調査し、地震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示を行う。

(3) 被災建築物応急危険度判定士の業務

被災建築物応急危険度判定士は、業務マニュアルに基づき、判定を実施し判定結果を表示する。

1) 建築物の被害程度に応じて、「危険建築物」、「要注意建築物」、「調査済建築物」の３区分に判定する。

2) 判定結果は、当該建築物の見やすい場所に判定ステッカーを表示する。

3) 判定結果は災害対策本部に報告するとともに、被災者対策に活用するように努める。

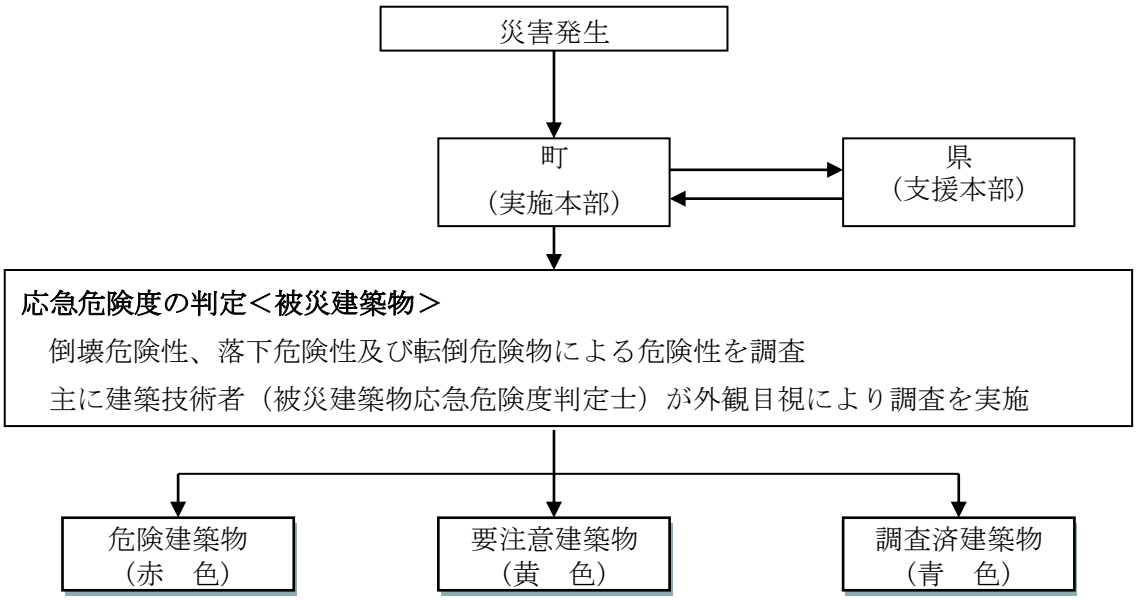

３　宅地災害対策－被災宅地危険度判定

(1) 被災宅地危険度判定士の要請

本部長は、必要と認めた場合、県本部長を通じて被災宅地危険度判定士の派遣を要請し、危険度判定を行う。

(2) 技術工作班は、被災した宅地の地震等による二次災害を防止し、住民の安全を確保するため被災宅地の危険度判定を行う。

危険度判定は、登録された危険度判定士を活用して宅地の被害の状況を調査し、地震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示を行う。

(3) 被災宅地危険度判定士の業務

被災宅地危険度判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果表を掲示する。

1)　「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごと調査票に記入し、判定を行う。

2)　宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の３区分に判定する。

3)　判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面など）に判定表を掲示する。

4)　判定結果は本部長に報告する。

４　判定後の措置

町は、「危険家屋」、「危険宅地」と判定された宅地、建物等については、立ち入り禁止の措置をとる。また、技術工作班は、判定結果を地域ごと、結果ごとにまとめた被災情報データベースを作成する。

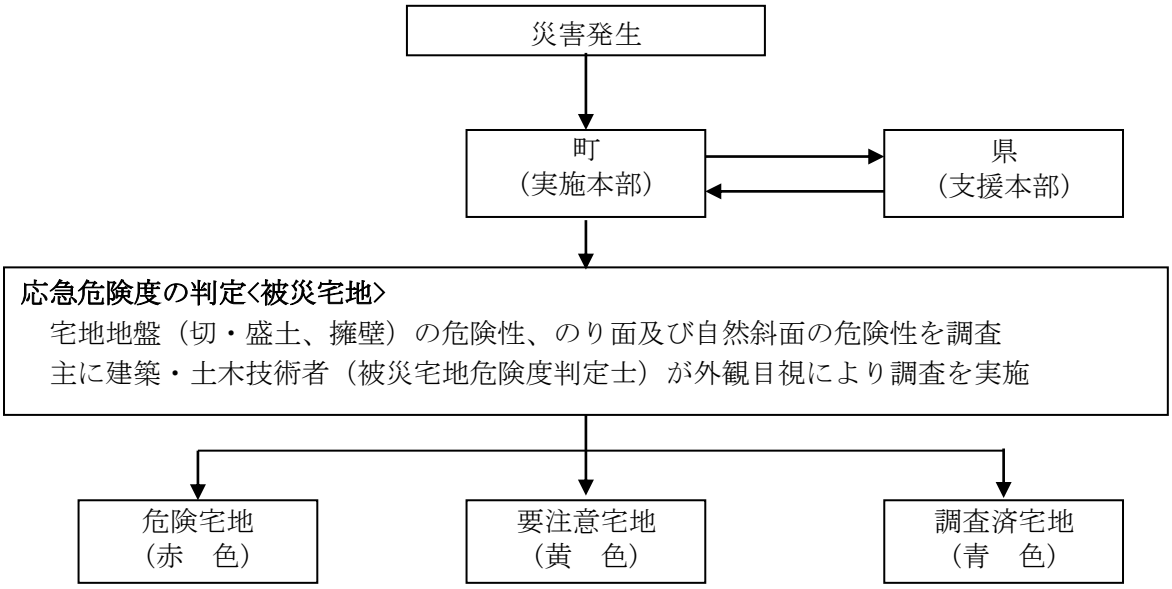

５　判定後の措置

町は、「危険宅地」と判定された宅地の建物等については、立ち入り禁止の措置をとる。また、技術工作班は、判定結果を地域ごと、結果ごとにまとめた被災情報データベースを作成する。

第４　ため池施設災害応急対策

ため池施設災害応急対策は、第１編　第３部　第２章　第 28 節　第１「農業用施設」の定めに準ずる。

第６節　救出活動

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　町における救出対策	●			救護防疫班、*消防班*
第２　住民及び自主防災組織及び事業所等の活動	●			消防班
第３　消防活動の実施	●			消防班

災害時には、倒壊家屋の下敷きになった者、土砂災害等により生き埋めになった者、洪水等により水と共に流された者、市街地火災において火中に取り残された者、大規模な交通事故等による集団的大事故等により救出を要する者等が多数発生することが予想される。

そのため、町は、警察、消防本部、消防団、自主防災組織等との協力体制を確立し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

なお、災害現場での活動は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員等の健康管理やマスク着用等を徹底する。

第１　町における救出対策

陸上における救出対策は、第１編　第３部　第２章　第８節　第１「町の活動」の定めに準ずる。

第２　住民及び自主防災組織及び事業所等の活動

住民及び自主防災組織及び事業所等の活動は、第１編　第３部　第２章　第８節　第２「住民及び自主防災組織及び事業所等の活動」の定めに準ずる。

第３　消防活動の実施第

消防活動の実施は、第１編　第３部　第２章　第６節「第２　消防活動」の定めに準ずる。

■資料編３－13「要配慮者利用施設一覧」参照
■様式-12「行方不明者名簿」参照

第７節　避難対策の実施

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　避難の指示の周知	●			総務班
第２　警戒区域の設定	●			総務班、消防班
第３　避難者の誘導及び移送	●			消防班、*救護防疫班*
第４　指定避難所等の開設	●	●		総務班、*農林班*、*救護防疫班*、*教育班*
第５　開設が長期化する見通しの場合の指定避難所運営管理		●		総務班、農林班、救護防疫班
第６　収容施設の確保	●			総務班
第７　要配慮者等を考慮した避難対策	●			救護防疫班
第８　指定避難所以外の場所に滞在する避難者についての配慮	●	●		総務班
第９　帰宅困難者対策		●		総務班、農林班、救護防疫班

町は、災害により危険区域にある住民を安全な場所に避難させ、また、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避、その他の緊急安全確保に関する措置（以下「緊急安全確保措置」という。）をとらせるための、避難の指示等、警戒区域の設定、避難方法等を明確にし、迅速かつ円滑な避難の実施を図る。

第１　避難の指示の周知

避難の指示の周知は、第１編　第３部　第２章　第４節　「第２　避難指示等」の定めに準ずる。

第２　警戒区域の設定

警戒区域の設定は、第１編　第３部　第２章　第４節　「第３　警戒区域の設定」の定めに準ずる。

第３　避難者の誘導及び移送

避難者の誘導及び移送は、第１編　第３部　第２章　第４節　「第４　避難者の誘導及び移送」の定めに準ずる。

第４　指定避難所等の開設

指定避難所等の開設は、第１編　第３部　第２章　第４節　「第６　指定避難所の開設及び運営」の定めに準ずる。

第５　開設が長期化する見通しの場合の指定避難所運営管理

開設が長期化する見通しの場合の指定避難所運営管理は、第１編　第３部　第２章　第４節　「第７　開設が長期化する見通しの場合の指定避難所運営管理」の定めに準ずる。

第６　収容施設の確保

収容施設の確保は、第１編　第３部　第２章　第４節 第６　「１　指定避難所の開設」の定めに準ずる。

第７　要配慮者等を考慮した避難対策

要配慮者等を考慮した避難対策は、第１編　第３部　第２章　第４節第４「２　避難の優先順位等」の定めに準ずる。

第８　指定避難所以外の場所に滞在する避難者についての配慮

指定避難所以外の場所に滞在する避難者についての配慮は、第１編　第３部　第２章　第４節　第６「３　在宅避難者、車中生活を送る避難者等への支援」の定めに準ずる。

第９　帰宅困難者対策

帰宅困難者対策は、第１編　第３部　第２章　第４節　「第８　帰宅困難者対策」の定めに準ずる。

■資料編３－９「指定緊急避難場所及び指定避難所」参照
■資料編３-10「要配慮者利用施設一覧」参照
■様式-14「避難者カード」参照
■様式-15「避難者名簿」参照
■様式-16「避難所運営記録」参照
■様式-17「物品の受払簿(避難所用)」参照
■様式-18「避難所設置及び収容状況」参照

第８節　交通・輸送対策の実施

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　交通の確保対策の実施	●			技術工作班、*農林班、消防班*
第２　緊急輸送対策の実施	●			総務班、*技術工作班、農林班、消防班*

交通・輸送対策の実施については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う必要がある。

そのため、町及び防災関係機関は、地震発生後、特に初期には、使用可能な交通・輸送ルートを、緊急輸送のため一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を直ちに実施する。

その後、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図る。

第１　交通の確保対策の実施

交通の確保対策の実施は、第１編　第３部　第２章　第13節「交通対策の実施」の定めに準ずる。

第２　緊急輸送対策の実施

緊急輸送対策の実施は、第１編　第３部　第２章　第14節　「緊急輸送の実施」の定めに準ずる。

■資料編２－14「臨時ヘリポートの設置基準」参照

■資料編２－13「町有車両」参照

■様式-21「緊急通行車両届出」参照

1. 緊急通行車両事前届出書

2. 緊急車両以外の車両通行止め標示

3. 緊急通行車両通行標章

4. 緊急通行車両確認証明書

第９節　医療救護

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　医療情報の収集・提供	●			救護防疫班
第３　後方医療活動	●			救護防疫班、消防班
第４　医薬品等の供給	●			救護防疫班
第５　搬送	●			救護防疫班、消防班
第６　被災者の健康と衛生状態の管理		●	●	救護防疫班

町は、大規模事故が発生した時は、救護を要する傷病者や医療機関の被害状況を把握するとともに、関可能な限りの傷病者の治療を行い、一人でも多くの命を救うため、関係機関と密接な連携を取りながら、災害の状況に応じ適切な医療（助産を含む）救護を行う。

また、初期医療の救護所で対応できない場合は後方医療として、災害拠点病院で対応する。なお、本町は、地域災害医療センターである飯塚病院が災害拠点病院となる。

第１　医療情報の収集・提供

医療情報の収集・提供は、第１編　第３部　第２章　第９節 第１「１　医療情報の収集」の定めに準ずる。

第２　初動医療体制の確立

初動医療体制の確立は、第１編　第３部　第２章　第９節 「第１　初動医療体制の確立」及び「第２　医療救護活動・助産活動」の定めに準ずる。

第３　後方医療活動

後方医療活動は、第１編　第３部　第２章　第９節「第３　災害時後方医療体制」の定めに準ずる。

第４　医薬品等の供給

医薬品等の供給は、第１編　第３部　第２章　第９節「第５　医薬品、医療資機材等の確保」の定めに準ずる。

第５　搬送

救急患者等の搬送は、第１編　第３部　第２章　第９節「第４　救急患者等の搬送体制」の定めに準ずる。

第６　被災者の健康と衛生状態の管理

被災者の健康と衛生状態の管理は、第１編　第３部　第２章　第９節「第６　被災者の健康と衛生状態の管理」の定めに準ずる。

■資料編３－13「要配慮者利用施設一覧」参照

■様式-19「医療救護所開設状況報告」参照

第 10 節　要配慮者の支援

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　災害により新たに発生した要配慮者に関する対策	●			救護防疫班
第２　避難対策	●			救護防疫班
第３　要配慮者等への支援活動		●	●	救護防疫班
第４　生活の場の確保			●	技術工作班、*救護防疫班*
第５　外国人等の支援対策			●	救護防疫班

大規模な地震の発生時には、特に要配慮者や旅行客に対するさまざまな応急対策が必要となる。また、情報の提供についても、要配慮者に十分配慮する必要がある。このため、町は、必要な諸施策について速やかに実施する。

第１　震災により新たに発生した要配慮者に関する対策

震災により新たに発生した要配慮者に関する対策は、第１編　第３部　第２章　第16節「第１　災害により新たに発生した要配慮者に関する対策」の定めに準ずる。

第２　避難対策

要配慮者の避難対策は、本編　第２部　第４節「避難対策の実施」の定めによる。

第３　要配慮者等への支援活動

要配慮者等への支援活動は、第１編　第３部　第２章　第 16 節「第３　要配慮者等への支援活動」の定めに準ずる。

第４ 生活の場の確保

生活の場の確保は、第１編　第３部　第２章　第 16 節「第４　生活の場の確保」の定めに準ずる。

第５　外国人等の支援対策

外国人等の支援対策は、第１編　第３部　第２章　第 16 節「第５　外国人等の支援対策」の定めに準ずる。

■資料編３-13「要配慮者利用施設一覧」参照

第 11 節　保健衛生、防疫、環境対策

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　保健衛生対策		●		救護防疫班
第２　防疫		●		救護防疫班
第３　環境対策	●			救護防疫班

町は、被災地域における感染症の予防、環境の悪化防止のため、迅速かつ的確な防疫活動等を行い衛生状態を保持するとともに、健康相談等を行い被災者の心身の安定を図る。

また、被災地域における飲食に起因する危害発生の防止に努め、町民生活の安定を図る。

第１　保健衛生対策

保健衛生対策は、第１編　第３部　第２章　第 15 節「第１　保健衛生対策」及び「第２　食品衛生対策」の定めに準ずる。

第２　防疫

防疫対策は、第１編　第３部　第２章　第 15 節「第４　防疫活動」の定めに準ずる。

第３　環境対策

有害物質の漏出環境等の対策は、第１編　第３部　第２章　第 15 節「第５　環境対策」の定めに準ずる。

第 12 節　遺体の捜索、収容及び火葬

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　遺体の捜索	●			消防班
第２　遺体の調査、身元確認	●			救護防疫班、*総務班*
第３　遺体の安置、一時保存	●			救護防疫班、*総務班*
第４　遺体の火葬、埋葬		●		救護防疫班

大規模な災害により死者、行方不明者が生じた場合は、町は、防災関係機関の協力を得て、これらの捜索・処理を速やかに行い、民心の安定を図る。

第１　遺体の捜索

遺体の捜索は、第１編　第３部　第２章　第 18 節「第１　遺体の捜索」の定めに準ずる。

第２　遺体の調査、身元確認

遺体の調査、身元確認は、第１編　第３部　第２章　第 18 節「第２　遺体の処理・収容」の定めに準ずる。

第３　遺体の安置、一時保存

遺体の安置、一時保存は、第１編　第３部　第２章　第 18 節「第２　遺体の処理・収容」の定めに準ずる。

第４　遺体の火葬、埋葬

遺体の火葬は、第１編　第３部　第２章　第 18 節「第３　遺体の火葬、埋葬」の定めに準ずる。

■資料編３-15「近隣火葬場」参照
■資料編３-16「遺体安置所」参照
■様式-22「遺体処理票」参照
■様式-23「遺留品処理票」参照

第 13 節　飲料水の供給

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　飲料水の確保、供給	●			技術工作班

大規模地震災害時における町民の基本的な生活を確保するため、町は、給水体制を確立し、給水活動を迅速かつ円滑に実施する。

第１　飲料水の確保、供給

飲料水の確保、供給は、第１編　第３部　第２章　第 10 節「第１　飲料水の確保、供給」の定めに準ずる。

■資料編２−６「水道施設・し尿処理施設」参照

第 14 節　食料の供給

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　食料の確保、供給	●			救護防疫班、*総務班*
第２　炊き出しの実施、支援		●		救護防疫班、*教育班*

大規模地震災害時における町民の基本的な生活を確保するため、町は、被災者に対し、食料の供給を迅速かつ円滑に実施する。

第１　食料の確保、供給

食料の確保、供給は、第１編　第３部　第２章　第 11 節「第１　食料の確保、供給」の定めに準ずる。

第２　炊き出しの実施、支援

炊き出しの実施、支援は、第１編　第３部　第２章　第 11 節「第２　炊き出しの実施、支援」の定めに準ずる。

第 15 節　生活必需品等の供給

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　基本的な考え方	●			救護防疫班、*総務班*
第２　生活物資の確保、供給	●			救護防疫班、*総務班*
第３　救援物資等の受入れ及び配分		●		救護防疫班

大規模地震災害時における町民の基本的な生活を確保するため、町は、被災者に対し寝具、被服その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を速やかに調達し、供給を迅速かつ円滑に実施する。

第１　基本的な考え方

生活必需品等の供給における基本的な考え方は、第１編　第３部　第２章　第 12 節「第１　基本的な考え方」の定めに準ずる。

第２　生活物資の確保、供給

生活物資の確保、供給は、第１編　第３部　第２章　第 12 節「第２　生活物資の確保、供給」の定めに準ずる。

第３　救援物資等の受入れ及び配分

救援物資等の受入れ及び配分は、第１編　第３部　第２章　第 12 節「第３　救援物資等の受入れ及び配分」の定めに準ずる。

■様式-20「物品の受払簿（物資集配拠点用）」参照

第 16 節　住宅の確保

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　応急仮設住宅の建設等			●	技術工作班、*総務班*
第２　空き家住宅の活用			●	技術工作班、*総務班*
第３　被災住宅の応急修理			●	技術工作班、*総務班*
第４　住宅等に流入した土石等の除去（住宅障害物の除去）			●	技術工作班、*総務班*

大規模な地震災害により、住宅を失う被災者が多数生じる事態が考えられ、被災直後は指定避難所等で生活をすることになるが、その生活が長期間にわたることは避けなければならない。

このため、町は、応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備をはじめ、空き家になっている町営住宅、民間賃貸住宅の活用、さらには被災住宅の応急修理等を積極的に実施する。

第１　応急仮設住宅の建設等

応急仮設住宅の建設等は、第１編　第３部　第２章　第 21 節「第２　応急仮設住宅の建設等」の定めに準ずる。

第２　空き家住宅の活用

空き家住宅の活用は、第１編　第３部　第２章　第 21 節「第１　空き家住宅の活用」の定めに準ずる。

第３　被災住宅の応急修理

被災住宅の応急修理は、第１編　第３部　第２章　第 21 節「第４　被災住宅の応急修理」の定めに準ずる。

第４　住宅等に流入した土石等の除去（住宅障害物の除去）

住宅等に流入した土石等の除去（住宅障害物の除去）は、第１編　第３部　第２章　第 21 節「第５　住宅等に流入した土石等の除去（住宅障害物の除去）」の定めに準ずる。

第 17 節　災害廃棄物等の処理

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　処理体制	●			救護防疫班、*技術工作班*
第２　ごみ処理		●		救護防疫班、*技術工作班*
第３　し尿の処理	●			救護防疫班、*技術工作班*
第４　がれき等処理		●		救護防疫班、*技術工作班*
第５　障害物の除去	●			技術工作班
第６　死亡獣畜の処理	●			農林班、救護防疫班

大規模な地震災害発生時には、建築物の倒壊、流失、火災等によって多量の廃棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設や下水道施設の損壊による処理機能の低下が予想される。

このため、町は、廃棄物の収集処理を適切に実施し、地域環境の保全を図る。

第１　処理体制

災害廃棄物等の処理体制は、第１編　第３部　第２章　第 22 節「第１　処理体制」の定めに準ずる。

第２　ごみ処理

ごみ処理は、第１編　第３部　第２章　第 22 節「第２　ごみ処理」の定めに準ずる。

第３　し尿の処理

し尿の処理は、第１編　第３部　第２章　第 22 節「第３　し尿の処理」の定めに準ずる。

第４　がれき等処理

がれき等処理は、支援は、第１編　第３部　第２章　第 22 節「第４　がれき等処理」の定めに準ずる。

第５　障害物の除去

障害物の除去は、第１編　第３部　第２章　第 19 節「障害物の除去」の定め準ずる。

第６　死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、第１編　第３部　第２章　第 22 節「第６　死亡獣畜の処理」の定めに準ずる。

第 18 節　文教対策の実施

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　児童・生徒等の安全の確保	●			教育班、*消防班*
第２　学校等施設の応急措置			●	教育班
第３　教育の実施			●	教育班
第４　学用品の調達及び給与			●	教育班
第５　学校給食の措置			●	教育班
第６　学校等教育施設が地域の避難所等になった場合の措置			●	教育班
第７　文化財対策		●		教育班

災害等の発生時の児童・生徒等の安全確保及び教育実施者の確保、文教施設の応急復旧、教科書、学用品の応急処理等の措置を講ずる。

第１　児童・生徒等の安全の確保

児童・生徒等の安全の確保は、第１編　第３部　第２章　第 20 節「第１　児童・生徒等の安全の確保」の定めに準ずる。

第２　学校等施設の応急措置

学校等施設の応急措置は、第１編　第３部　第２章　第 20 節「第２　学校等施設の応急措置」の定めに準ずる。

第３　教育の実施

教育の実施は、第１編　第３部　第２章　第 20 節「第３　教育の実施」の定めに準ずる。

第４　学用品の調達及び給与

学用品の調達及び給与は、第１編　第３部　第２章　第 20 節「第４　学用品の調達及び給与」の定めに準ずる。

第５　学校給食の措置

学校給食の措置は、第１編　第３部　第２章　第 20 節「第５　学校給食の措置」の定めに準ずる。

第６　学校等教育施設が地域の避難所等になった場合の措置

学校等教育施設が地域の避難所等になった場合の措置は、第１編　第３部　第２章　第 20 節「第６　学校等教育施設が地域の避難所等になった場合の措置」の定めに準ずる。

第７　文化財対策

文化財対策は、第１編　第３部　第２章　第 20 節「第７　文化財対策」の定めに準ずる。

第 19 節　警備対策の実施

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　警察の活動			●	総務班
第２　防犯活動への協力			●	総務班、関係各班

町は、警察、県や関係機関と連携して、被災地域における社会的な混乱や心理的動揺等、犯罪による社会不安等を防止するため所定の対策を講じる。

第１　警察の活動

警備対策における警察の活動は、第１編　第３部　第２章　第７節「第１　警察の活動」の定めに準ずる。

第２　防犯活動への協力

防犯活動への協力は、第１編　第３部　第２章　第７節「第２　防犯活動への協力」の定めに準ずる。

第 20 節　ライフライン施設の応急・復旧対策の実施

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　電力施設	●			九州電力、JR 貨物
第２　一般通信施設（西日本電信電話株式会社）	●			通信事業者
第３　液化石油ガス施設	●			ガス事業者
第４　上水道施設	●			技術工作班
第５　下水道施設	●			技術工作班、農林班

ライフライン施設の管理者は、災害が発生し、又は災害の発生するおそれがある時は、各自が定めた防災業務計画により、応急復旧対策を行う。

第１　電力施設

電力施設の応急・復旧対策は、第１編　第３部　第２章　第 23 節「第１　電力施設」の定めに準ずる。

第２　一般通信施設（西日本電信電話株式会社）

一般通信施設の応急・復旧対策は、第１編　第３部　第２章　第 23 節「第２　一般通信施設（西日本電信電話株式会社）」の定めに準ずる。

第３　液化石油ガス施設

液化石油ガス施設の応急・復旧対策は、第１編　第３部　第２章　第 23 節「第３　液化石油ガス施設」の定めに準ずる。

第４　上水道施設

上水道施設の応急・復旧対策は、第１編　第３部　第２章　第 24 節「第１　上水道施設」の定めに準ずる。

第５　下水道施設

下水道施設の応急・復旧対策は、第１編　第３部　第２章　第 24 節「第２　下水道施設」の定めに準ずる。

小竹町地域防災計画

第３編　事故対策編

令和４年１２月

小竹町防災会議

第３編　事故対策編

目　　次

第１部　大規模事故対策

第１節　航空災害対策 …… 1
第２節　鉄道災害対策 …… 3
第３節　道路災害対策 …… 5
第４節　危険物等災害対策 …… 7
第５節　大規模な火事災害対策 …… 10
第６節　林野火災対策 …… 12
第７節　放射線災害対策 …… 15

第２部　原子力災害対策

第１章　総　則 …… 19
第１節　計画の目的と構成 …… 19
第２節　計画の基礎とするべき災害の想定 …… 20
第３節　防災関係機関の事務又は業務の大綱 …… 23
第２章　原子力災害事前対策 …… 27
第１節　情報の収集・連絡体制等の整備 …… 27
第２節　緊急事態応急体制の整備 …… 29
第３節　住民等への的確な情報伝達体制の整備 …… 29
第４節　避難受入れ活動体制の整備 …… 30
第５節　原子力災害医療体制等の整備 …… 31
第６節　原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発 …… 31
第７節　防災訓練等の実施 …… 32
第３章　緊急事態応急対策 …… 33
第１節　情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 …… 33
第２節　原子力災害警戒体制 …… 37
第３節　緊急事態応急対策活動体制の確立 …… 38
第４節　住民等への的確な情報伝達活動 …… 40
第５節　屋内退避、避難受入れ等の防護活動 …… 41
第６節　飲料水、飲食物の摂取制限など …… 43
第７節　核燃料物質等の運搬中の事故に対する迅速かつ的確な応急対策 …… 44
第４章　原子力災害中長期対策 …… 45

第１部　大規模事故対策

第１章　大規模事故対策

この計画は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第 42 条の規定に基づき、小竹町の地域に係る防災（災害予防、災害応急対策及び災害復旧）のうち、大規模事故による多数の死傷者等の発生といった災害に対して、事業者及び県、町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理すべき事務及び業務について、総合的かつ計画的な大綱として小竹町防災会議が定めたものであり、町民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図り、もって社会秩序の維持と町民福祉の確保に万全を期することを目的とする。

なお、この計画に定められていない事項については、小竹町地域防災計画第１編　風水害対策編、第２編　地震対策編の定めによる。

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１節　航空災害対策	●	●		総務班、関係各班
第２節　鉄道災害対策	●	●		総務班、関係各班
第３節　道路災害対策	●	●		総務班、関係各班
第４節　危険物等災害対策	●	●		総務班、関係各班
第５節　大規模な火事災害対策	●	●		総務班、関係各班
第６節　林野火災対策	●	●		総務班、関係各班
第７節　放射線災害対策	●	●		総務班、関係各班

第１節　航空災害対策

第１　災害の想定

この計画の基礎としては、航空運送事業者の運航する航空機の墜落等により多数の死傷者を伴う大規模な航空事故の発生を想定した。

第２　町の処理すべき事務又は業務の大綱

１　事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報・調整
２　被災者の救出、救護（搬送・収容）
３　事故拡大防止のための消火その他消防活動
４　警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示
５　死傷病者の身元確認
６　県又は他の市町村に対する応援要請

第３　情報の収集・連絡体制の整備

１　町、県等の防災関係機関及び航空運送事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

２　町は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

第４　発災直後の情報の収集・連絡

航空災害が発生した場合、必要な施策を適切に実施するためには、正確な情報を迅速に収集し、関係機関相互にこれらの情報の共有化を図る必要がある。

そのため、町及び県等の防災関係機関並びに航空運送事業者は、相互に密接な連携の下に、「航空災害情報伝達系統」により、迅速かつ的確に災害情報を収集し、伝達する。

■航空災害情報伝達系統

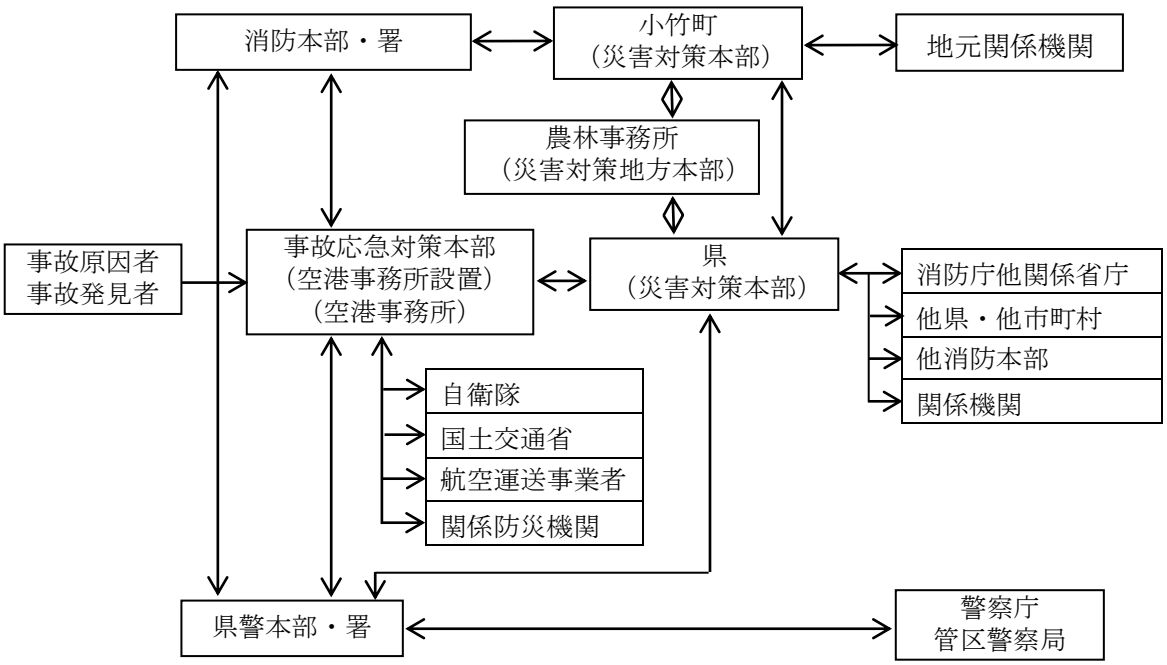

第５　町の活動体制

町は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

その場合、町地域防災計画、その他のマニュアル等にあらかじめ定められた災害対策本部の設置基準、配備体制、職員の参集基準及びその際の基本的事項に従い、的確な活動体制を構築する。

第２節　鉄道災害対策

第１　災害の想定

この計画の基礎としては、鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害の発生を想定した。

第２　町の処理すべき事務又は業務の大綱

１　事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報・調整
２　被災者の救出、救護（搬送・収容）
３　事故拡大防止のための消火その他消防活動
４　警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示
５　死傷病者の身元確認
６　県又は他の市町村に対する応援要請

第３　情報の収集・連絡体制の整備

１　町、県等の防災関係機関及び鉄軌道送事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。
２　町は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

第４　発災直後の情報の収集・連絡

鉄道災害が発生した場合、必要な施策を適切に実施するためには、正確な情報を迅速に収集し、関係機関相互にこれらの情報の共有化を図る必要がある。

そのため、町及び県等の防災関係機関並びに鉄軌道事業者は、相互に密接な連携の下に、「鉄道災害情報伝達系統」により、迅速かつ的確に災害情報を収集し、伝達する。

■鉄道災害情報伝達系統

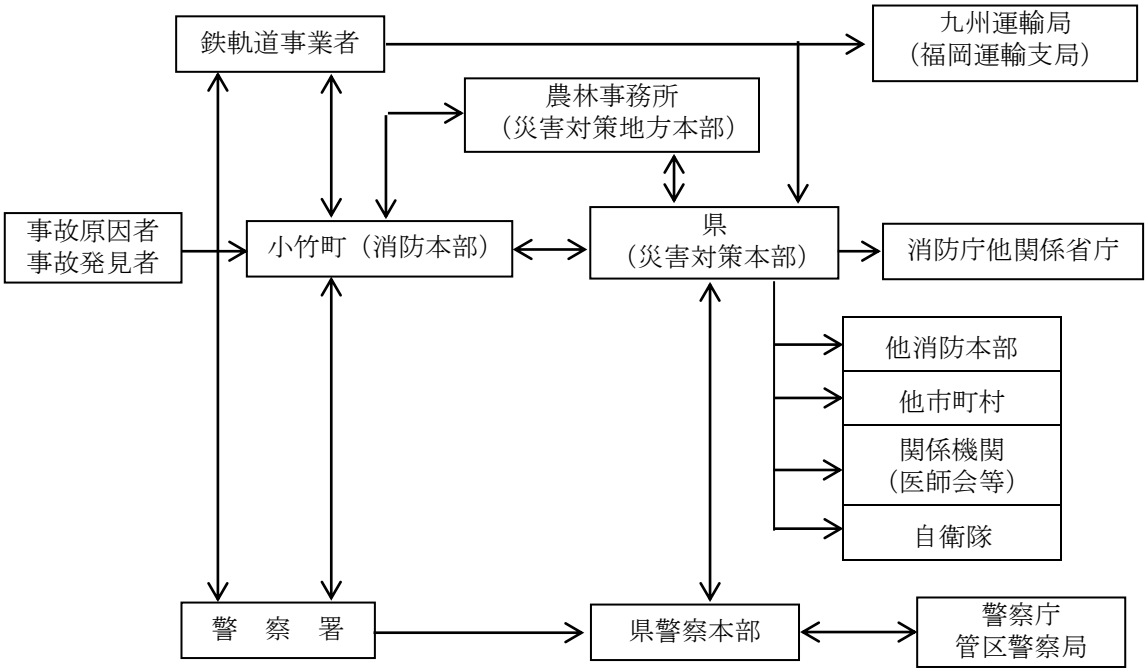

第５　町の活動体制

町は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

その場合、町地域防災計画、その他のマニュアル等にあらかじめ定められた災害対策本部の設置基準、配備体制、職員の参集基準及びその際の基本的事項に従い、的確な活動体制を構築する。

第６　被災者の家族等への情報伝達活動

町及び県等の防災関係機関並びに鉄軌道運送事業者は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、鉄道災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、高齢者、障害のある人、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行うとともに、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡を取り合う。

第７　住民等への的確な情報の伝達

町及び県等の防災関係機関並びに鉄軌道事業者は、事故現場周辺の地域住人はもとより、広く一般住民に対し、鉄道災害の状況、安否情報、施設等の復旧状況、ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行う。

第３節　道路災害対策

第１　災害の想定

この計画の基礎としては、自然災害や道路事故等で生じる道路構造物の被災及び道路上における車両の衝突・火災等を想定した。

第２　町の処理すべき事務又は業務の大綱

１　事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報・調整
２　被災者の救出、救護（搬送・収容）
３　事故拡大防止のための消火その他消防活動
４　警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示
５　死傷病者の身元確認
６　県又は他の市町村に対する応援要請

第３　情報の収集・連絡体制の整備

１　町、県等の防災関係機関及び道路管理者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。
２　町は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

第４　発災直後の情報の収集・連絡

道路災害が発生した場合、必要な施策を適切に実施するためには、正確な情報を迅速に収集し、関係機関相互にこれらの情報の共有化を図る必要がある。

そのため、町及び県等の防災関係機関並びに道路管理者は、相互に密接な連携の下に、「道路災害情報伝達系統」により、迅速かつ的確に災害情報を収集し、伝達する。

■道路災害情報伝達系統

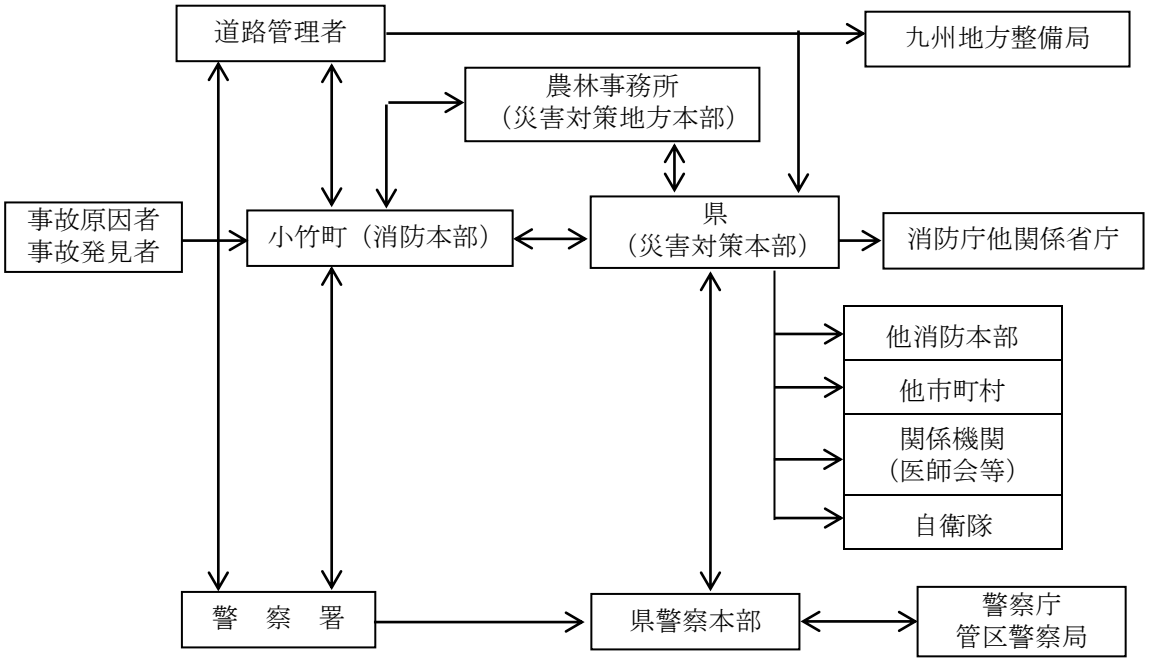

第５　町の活動体制

町は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

その場合、町地域防災計画、その他のマニュアル等にあらかじめ定められた災害対策本部の設置基準、配備体制、職員の参集基準及びその際の基本的事項に従い、的確な活動体制を構築する。

第６　危険物の流出に対する応急対策

町及び消防本部は、危険物の流出が認められた場合には、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

第７　被災者の家族等への情報伝達活動

町及び県等の防災関係機関並びに道路管理者は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、高齢者、障害のある人、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行うとともに、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡を取り合う。

第８　住民等への的確な情報の伝達

町及び県等の防災関係機関並びに道路管理者は、事故現場周辺の地域住人はもとより、広く一般住民に対し、道路災害の状況、安否情報、施設等の復旧状況、ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行う。

第４節　危険物等災害対策

第１　災害の想定

この計画の基礎としては、危険物等の飛散、漏洩、流出、火災及び爆発等による多数の死傷者等の発生を想定した。

第２　町の処理すべき事務又は業務の大綱

１　事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報・調整
２　被災者の救出、救護（搬送・収容）
３　事故拡大防止のための消火その他消防活動
４　警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示
５　死傷病者の身元確認
６　県又は他の市町村に対する応援要請
７　危険物等に関する規制

第３　情報の収集・連絡体制の整備

１　町、県等の防災関係機関及び事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。
２　町は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

第４　発災直後の情報の収集・連絡

危険物災害が発生した場合、必要な施策を適切に実施するためには、正確な情報を迅速に収集し、関係機関相互にこれらの情報の共有化を図る必要がある。

そのため、町及び県等の防災関係機関並びに事業者は、相互に密接な連携の下に、「危険物災害情報伝達系統」により、迅速かつ的確に災害情報を収集し、伝達する。

■危険物等災害情報伝達系統

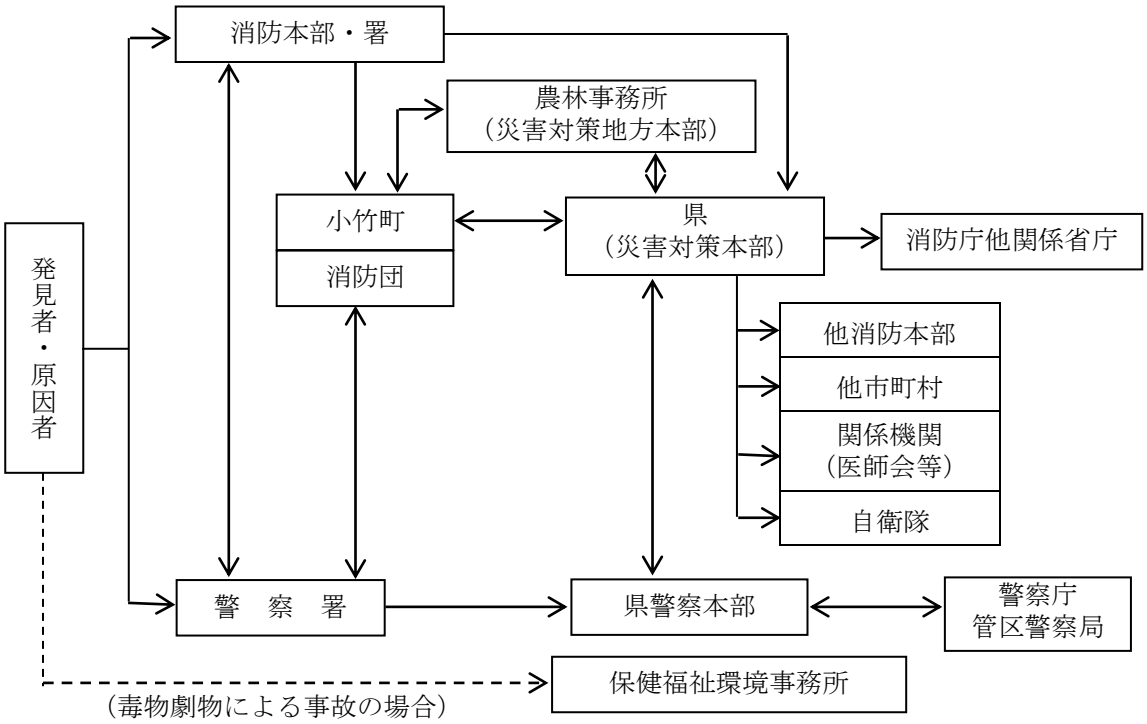

第５　町の活動体制

町は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

その場合、町地域防災計画、その他のマニュアル等にあらかじめ定められた災害対策本部の設置基準、配備体制、職員の参集基準及びその際の基本的事項に従い、的確な活動体制を構築する。

第６　個別災害に係る応急対策

１　危険物災害応急対策

町は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、死傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

２　高圧ガス及び火薬類災害応急対策

町は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、死傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

３　毒劇物災害応急対策

町は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、死傷者等の救出、警戒区域の設定、汚染区域の拡大防止、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

第７　拡大防止措置

町及び県は、危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、警戒区域の設定、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令及び施設等の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずる。

第８　被災者の家族等への情報伝達活動

町及び県等の防災関係機関並びに事業者は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、高齢者、障害のある人、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行うとともに、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡を取り合う。

第９　住民等への的確な情報の伝達

町及び県等の防災関係機関並びに事業者は、事故現場周辺の地域住人はもとより、広く一般住民に対し、危険物災害の状況、安否情報、施設等の復旧状況、ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行う。

第５節　大規模な火事災害対策

第１　災害の想定

この計画の基礎としては、近年の住宅の密集化・建築物の高層化等に伴う市街地火災の大規模化の危険性の増加を踏まえ、大規模な火事による多数の死傷者等の発生を想定する。

第２　町の処理すべき事務又は業務の大綱

１　火災状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報・調整
２　被災者の救出、救護（搬送・収容）
３　火災拡大防止のための消火その他消防活動
４　警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示
５　死傷病者の身元確認
６　県又は他の市町村に対する応援要請

第３　情報の収集・連絡体制の整備

１　町、県等の防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。
２　町は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

第４　発災直後の情報の収集・連絡

大規模な火事災害が発生した場合、必要な施策を適切に実施するためには、正確な情報を迅速に収集し、関係機関相互にこれらの情報の共有化を図る必要がある。

そのため、町及び県等の防災関係機関は、相互に密接な連携の下に、「大規模な火事災害情報伝達系統」により、迅速かつ的確に災害情報を収集し、伝達する。

■大規模な火事災害情報伝達系統

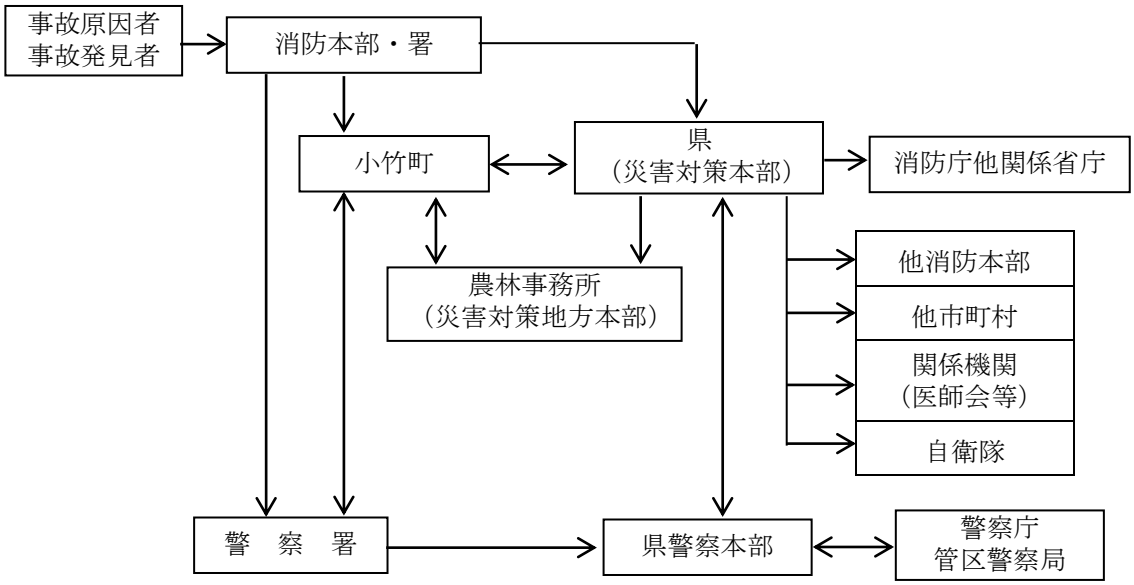

第５　町の活動体制

町は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

その場合、町地域防災計画、その他のマニュアル等にあらかじめ定められた災害対策本部の設置基準、配備体制、職員の参集基準及びその際の基本的事項に従い、的確な活動体制を構築する。

第６　被災者の家族等への情報伝達活動

町及び県等の防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、大規模な火事災害の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、高齢者、障害のある人、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行うとともに、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡を取り合う。

第７　住民等への的確な情報の伝達

町及び県等の防災関係機関は、災害発生地の住民はもとより、広く一般住民に対し、危険物等災害の状況、安否情報、施設等の復旧情報、ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。

また、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行う。

第６節　林野火災対策

第１　災害の想定

この計画の基礎としては、火災による広範囲にわたる林野の焼失等を想定した。

第２　町の処理すべき事務又は業務の大綱

１　火災状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報・調整
２　被災者の救出、救護（搬送・収容）
３　火災拡大防止のための消火その他消防活動
４　警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示
５　死傷病者の身元確認
６　県又は他の市町村に対する応援要請

第３　情報の収集・連絡体制の整備

１　町、県等の防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。
２　町は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

第４　発災直後の情報の収集・連絡

大規模な林野火災が発生した場合、必要な施策を適切に実施するためには、正確な情報を迅速に収集し、関係機関相互にこれらの情報の共有化を図る必要がある。

そのため、町及び県等の防災関係機関は、相互に密接な連携の下に、「林野火災情報伝達系統」により、迅速かつ的確に災害情報を収集し、伝達する。

■林野火災情報伝達系統

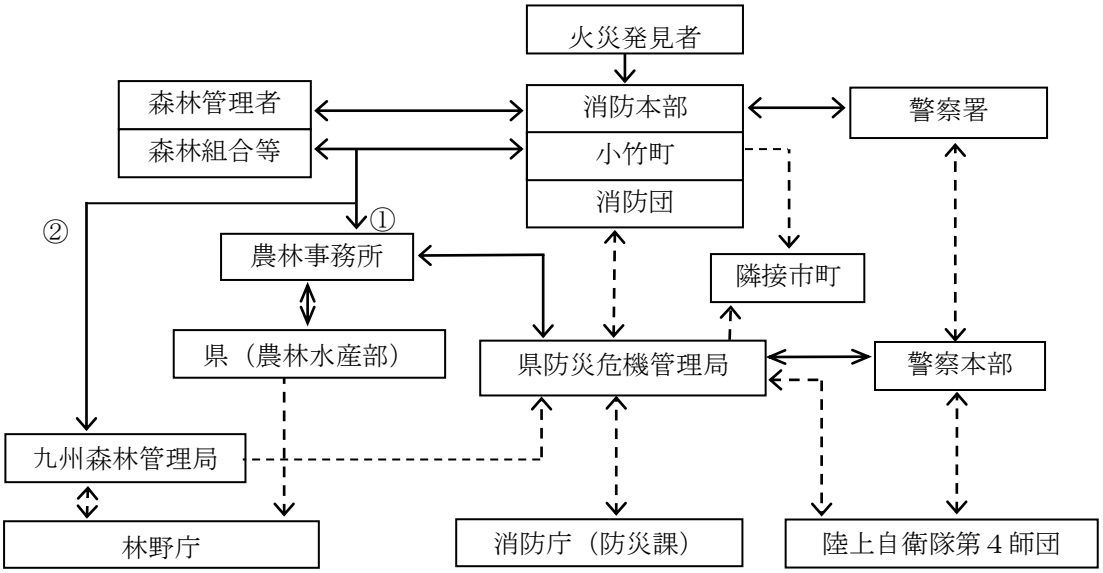

①民有林（県営林を含む）に係る場合
②国有林に係る場合
―― 通常の通信系統
----- 必要に応じての通信系統

■通報基準

○　焼損面積10ha以上と推定されるもの
○　空中消火を要請したもの
○　住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの
○　人的被害が発生したもの

第５　町の活動体制

１　防災体制の確立

町は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

その場合、町地域防災計画、その他のマニュアル等にあらかじめ定められた災害対策本部の設置基準、配備体制、職員の参集基準及びその際の基本的事項に従い、的確な活動体制を構築する。

２　空中消火体制の整備

消防機関等の地上隊による消火が困難と判断するときは、県へ通報するとともに、次のとおり空中消火体制の準備を行う。

(1) 福岡市消防局または北九州市消防局航空隊への出動要請準備
(2) 自衛隊に対する災害派遣要請のための準備
(3) 空中消火資機材及びヘリポート等の設定準備

３　現地対策本部の設置

火災が拡大し、町では対処できないと判断するときは、関係機関の協力を得て、現地対策本

部を設置する。

現地対策本部の任務の概要は、次のとおりである。

(1) 応援協定等に基づく隣接市町村等の応援隊の出動要請
(2) 自衛隊に対する災害派遣要請の検討
(3) 応援隊、飛火警戒隊、補給隊等の編成
(4) 警戒区域の指定

４　空中消火体制

ヘリコプターによる円滑な空中消火を実施するため、町及び消防本部は次の措置を講じる。

(1) 陸空通信隊の編成
(2) 林野火災用防災地図の作成
(3) 空中消火補給基地の整備及び維持管理
(4) ヘリポート等の離発着場の把握、整備及び維持管理
(5) 空中消火用資機材等の備蓄及び点検・搬入

第６　被災者の家族等への情報伝達活動

町及び県等の防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、林野火災の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、高齢者、障害のある人、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行うとともに、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡を取り合う。

第７　住民等への的確な情報の伝達

町及び県等の防災関係機関は、災害発生地の住民はもとより、広く一般住民に対し、林野火災の状況、安否情報、施設等の復旧情報、ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。

また、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行う。

第７節　放射線災害対策

第１　災害の想定

この計画の基礎としては、放射性同位元素等の放射性物質を取り扱う施設（以下「放射性物質取扱施設」という。）からの火災等による放射線の放出又は運搬中の事故に伴う放射性物質の漏洩等を想定した。

第２　町の処理すべき事務又は業務の大綱

１　事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報・調整
２　被災者の救出、救護（搬送・収容）
３　事故拡大防止のための消火その他消防活動
４　警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示
５　死傷病者の身元確認
６　県又は他の市町村に対する応援要請
７　風評被害対策に関すること

第３　情報の収集・連絡体制の整備

１　町、県等の防災関係機関及び事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。
２　町等の防災関係機関は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

第４　発災直後の情報の収集・連絡

放射線災害が発生した場合、必要な施策を適切に実施するためには、正確な情報を迅速に収集し、関係機関相互にこれらの情報の共有化を図る必要がある。

そのため、町及び県等の防災関係機関並びに施設設置者等は、相互に密接な連携の下に、「運搬中の事故に伴う放射性物質の漏えい時等に係る情報連絡系統」に掲げる情報伝達系統により、迅速かつ的確に災害情報を収集し、伝達する。

■運搬中の事故に伴う放射性物質の漏えい時等に係る情報連絡系統

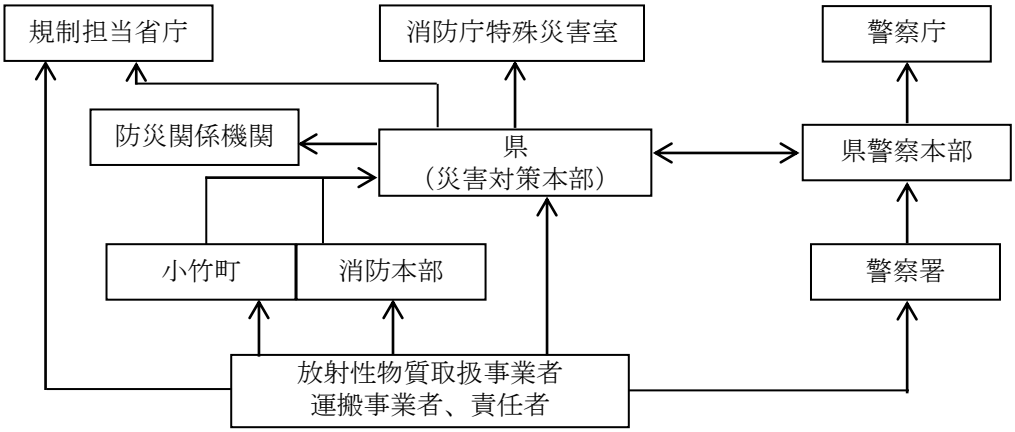

第５　町の活動体制

町は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

その場合、町地域防災計画、その他のマニュアル等にあらかじめ定められた災害対策本部の設置基準、配備体制、職員の参集基準及びその際の基本的事項に従い、的確な活動体制を構築する。

第６　屋内退避・避難収容等の防護活動

１　屋内退避等の呼びかけ

町は、運搬中の事故に伴う放射性物質の漏えい時等による放射性物質の汚染状況調査の結果、必要に応じ、当該地域住民に対し、屋内退避、コンクリート屋内退避等を呼びかける。

その他放射性物質等により地域住民が危険にさらされるおそれがある場合においても、同様の措置をとる。

２　退避等の方法

町は、昼夜の別、地形、風向等の気象動向を総合的に勘案しながら、必要に応じ、あらかじめ定める屋内退避・避難誘導の方法に基づき、地区住民を退避又は避難させる。

第７　飲料水、飲食物の摂取制限

１　飲料水、飲食物

技術工作班及び水道事業者は、放射性物質等による汚染状況の調査の結果等により、次表の「飲食物摂取制限に関する指標」を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置をとる。

（飲食物摂取制限に関する指標）　　（単位：βq[ベクレル]）

対 象	放射性ヨウ素	放射性セシウム
飲料水、牛乳・乳製品	３×10２βq/kg 以上	２×10２βq/kg 以上
野菜類、穀類、肉・卵・魚・その他	２×10３βq/kg 以上	５×10２βq/kg 以上

２　農林水産物の摂取及び出荷制限

農林班は、前述の放射性物質の汚染結果により必要と認められた場合は、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に対し、県からの指示内容について周知するとともに、県の指示等に基づき、次の措置を講じるよう指示する。

■必要となる措置

○　農作物の作付け制限
○　農林畜産物等の採取、漁獲の禁止
○　農林畜産物等の出荷制限
○　肥料・土壌改良資機材・培土及び飼料の施用・使用・生産・流通制限
○　その他必要な措置

第８　被災者の家族等への情報伝達活動

町及び県等の防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、農畜水産物等の安全性の確認状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者の家族等に役立つ正確、かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

その際、高齢者、障害のある人、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行うとともに、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡を取り合う。

第９　住民等への的確な情報の伝達

町及び県等の防災関係機関は並びに施設設置者等は、災害発生地の住民等に対し、災害の状況、安否情報、施設等の復旧情報、義援物資の取扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。また、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行う。

調整ページ

第２部　原子力災害対策

第１章　総　則

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、*斜字*は副担当）
第１節　計画の目的と構成	●			総務班
第２節　計画の基礎とするべき災害の想定	●			総務班
第３節　防災関係機関の事務又は業務の大綱				

第１節　計画の目的と構成

第１　計画の目的

この計画は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の経験から、原子力発電所に事故が発生した場合には広域に影響が及ぶ可能性があるという認識に立ち、玄海原子力発電所に係る原子力事業者（九州電力株式会社）及び核原料物質を原子力事業者等から運搬を委託された者等、原子炉の運転等により、原子力災害が発生した際の放射性物質の影響に対する町がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって町民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第２　計画の性格

１　町の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

(1) 県、国の防災基本計画との関係

この計画は、小竹町の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び県の地域防災計画（原子力災害対策編）を参考に作成したものであって、町は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講ずることとし、たとえ複合災害などの不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備する。

(2) 計画の作成又は修正に際し遵守するべき指針

地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際しては、原災法第６条の２第１項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成 25 年９月５日改訂）を遵守する。

２　小竹町における他の災害対策との関係

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、「小竹町地域防災計画」の「原子力災害対策編」として、小竹町防災会議が策定する計画であり、この計画に定めのない事項については「小竹町地域防災計画（風水害等対策編、地震対策編）」に拠る。

第２節　計画の基礎とするべき災害の想定

佐賀県玄海町に「九州電力株式会社玄海原子力発電所」が所在し、本町から最も近い距離で約 80 kmの位置関係にある。

本町は、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」において規定する「緊急防護措置を準備する区域（ＵＰＺ：Urgent Protective Action Planning Zone)」（原子力施設から 30km 以内）には含まれないが、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、放射性物質が防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲より広範囲に拡散し、住民の生活や産業に大きな影響を及ぼしている。

これから、玄海原子力発電所からの放射性物質の大量放出につながるような重大事故があげられる。

第１　原子力発電所の原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態

過酷事故等において周辺環境に異常に放出され広域に影響を与える可能性の高い放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素及びこれらに付随して放出されるエアロゾル（気体中に浮遊する微粒子）が挙げられる。

これらは、プルーム（気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団）となって風下方向に移動するが、移動距離が長くなるにしたがって、拡散により濃度は低くなるものの、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高いため、原子力発電所の状況を正確に把握し、放出された際の化学形態等を把握することが重要となる。

１　原子力発電所の事故の概要

(1) 放射性物質は、平常の状態では燃料被覆管、原子炉圧力容器、原子炉格納容器、原子炉建屋などの多重の物理的防護壁に閉じ込められている（①）。

(2) 燃料被覆管の中の核燃料は、原子炉の運転を止めた直後は崩壊熱と呼ばれる大量の発熱があるため、水で冷やす必要がある（②）。

(3) 福島第一原発の事故では、原子炉を止めた後、冷却ができない状況が続いたため高温により燃料被覆管が溶け出し、最終的には原子炉建屋などが破壊された。このように、多重の防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される（③）。

＜原子力発電所の事故の概要＞

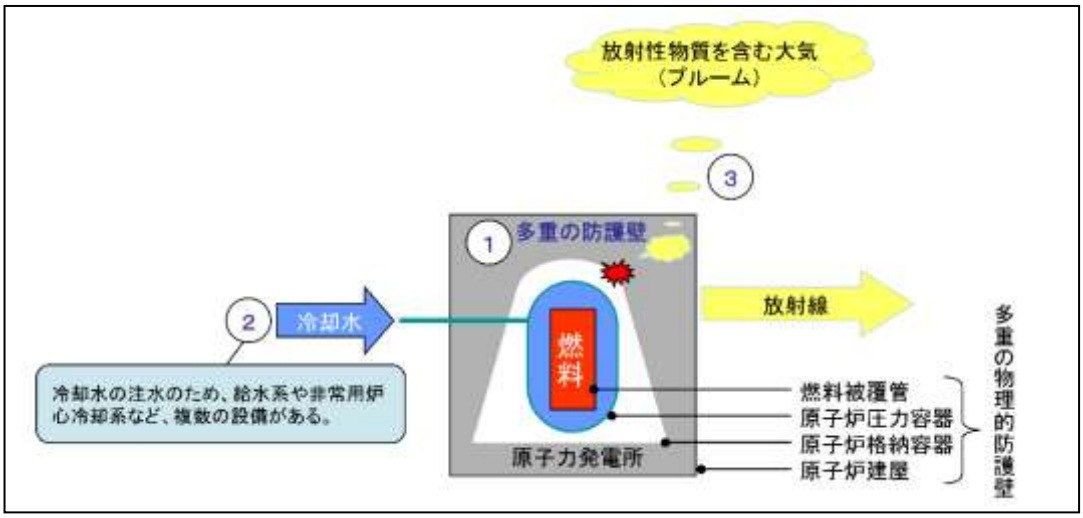

放出される放射性物質には様々な種類があり、放出される状態や人体への影響もそれぞれ異なる。いつ、どのぐらいの量が放出されるかを事前に予想することは難しい。

また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出するなど、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

本町域で事故時に注目すべき主な放射性物質は次のものがある。

＜本町域で事故時に注目すべき主な放射性物質＞

主な放射性物質	特　徴
気体状のクリプトン、キセノン等の希ガス	主にプルームからの外部被ばくに影響する。沈着はしないため、プルームが通過すれば影響は残りにくい。
揮発性のヨウ素	主に甲状腺の内部被ばくに影響する。ヨウ素 131 は半減期が 8 日程度であり比較的早く崩壊する。
セシウム	半減期が長く地面等に沈着するため、長期的な汚染による空間放射線量率の上昇に影響する。

２　被ばくの経路

原子力施設の事故による被ばくの経路には、以下の３つがある。

(1) 原子力施設からの直接の放射線

(2) 放出された放射性物質を含む大気（プルーム）

(3) 地面や水、食物等に沈着した放射性物質

また、被ばくの形態は次のように分類される。

＜事故時の被ばくの種類＞

外部被ばく	プルーム又は地面等に沈着した放射性物質から出た放射線を体の外部から受けること
内部被ばく	大気や飲食物中の放射性物質を呼吸や飲食により体内に取り込むことで放射線の影響を受けること

本町は、原子力発電所からの距離があることから、主にプルームによる影響と、沈着した放射性物質による影響に注意が必要となる。

特に、放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくや、地面等に沈着した放射性物質からの外部被ばくによる長期的な被ばくについて注意する必要がある。

３　本町で想定される被ばくの影響

本町において想定される被ばくの影響は、被ばくの種類ごとに次のような点が考えられる。

被ばくの種類	本町への影響	備　考
(1)原子力施設からの直接の放射線	原子力施設の周辺の限られた範囲への影響であり、本町への影響はない。	
(2)プルームからの外部被ばく	原子力施設からの距離が遠く、屋内退避や避難などの防護対策が必要とされるほどの影響が生じる可能性は低いと考えられる。(国の拡散予測 30km を越えない。)	過去の評価結果として、避難及び屋内退避を必要とする範囲は原子力施設から概ね 10km 以内が示されている。
(3)プルームの吸入による内部被ばく	放射性ヨウ素は体内に入ると甲状腺に集まる性質がある。プルームが通過する際に呼吸により吸入することを避けるため、町内でも屋内退避や安定ヨウ素剤の予防服用が必要になる可能性がある。	福島第一原発の事故では 50km まで影響があった可能性が指摘されている。
(4)沈着した放射性物質からの外部被ばく	地面などに沈着した放射性物質のために空間放射線量率が上昇し、年間の被ばく線量が計画的避難や除染が必要な値になる可能性がある。	福島第一原発の事故では計画的避難が 50km 程度までの範囲で行われたほか、更に広い地域で除染が行われている。
(5)沈着した放射性物質による内部被ばく	水や食料品から基準を越える放射性物質が検出された場合に、その品目について摂取制限や出荷制限が行われる可能性がある。	福島第一原発の事故の事例では 250km を越える範囲で出荷制限が行われている。

第２　本町が想定する災害

想定の対象とする原子力施設は、玄海原子力発電所を想定する。

本町は、玄海原子力発電所からの距離は最短で 80 ㎞と離れており、町民が至急の避難を必要とする事態に至る可能性は高くはないが、原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、プルーム通過時の被ばくを避けるため、自宅への屋内退避等を中心とした防護措置を実施する。

なお、福島第一原発の事故に関する調査・研究が進み、新たにリスクの高まりなどが明らかとなった場合には、適宜想定を見直すとともに、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。

第３節　防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりとする。

１　町・町の機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
小竹町	(1) 原子力防災に関する知識の普及と啓発 (2) 教育及び訓練の実施 (3) 災害状況の把握及び情報提供 (4) 緊急時モニタリングへの協力 (5) 糸島市住民などの避難受入に係る協力 (6) 住民などへの汚染飲料水・飲食物の摂取制限 (7) 住民などへの汚染農林水産物などの出荷制限など (8) 原子力災害医療への協力 (9) 放射性物質による汚染の除去 (10) 放射性物質の付着した廃棄物の処理 (11) 各種制限措置の解除 (12) 損害賠償の請求などに必要な資料の整備 (13) 情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）の影響の軽減 (14) 文教対策 (15) 災害時における避難経路及び輸送経路の確保

２　広域事務組合

機関の名称	事務又は業務の大綱
直方・鞍手広域市町村圏事務組合消防本部	(1) 住民等に対する広報に関すること。 (2) 住民の退避等の誘導に関すること。 (3) 一般傷病者の救急搬送に関すること。 (4) 被ばく者の救急搬送に関すること。 (5) 防護対策を講ずべき区域の消防対策に関すること。 (6) 関係消防本部との連絡調整に関すること。

３　福岡県の機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
福岡県	(1) 原子力防災体制の整備 (2) 通信施設及び通信連絡体制の整備 (3) モニタリング施設及び体制の整備 (4) 環境条件の把握 (5) 原子力防災に関する知識の普及と啓発

機関の名称	事務又は業務の大綱
	(6) 教育及び訓練の実施 (7) 災害発生時における国、市町村などとの連絡調整 (8) 応急対策活動に要する資機材などの整備 (9) 災害状況の把握及び情報提供 (10) 緊急時モニタリングの実施 (11) 市町村長に対する住民などの退避、避難誘導及び救助並びに立入制限の指示、助言、協力 (12) 保健医療調整本部の設置・運営 (13) 原子力災害医療（被ばく者の診断及び処置、健康相談、安定ヨウ素剤に関することなど） (14) 市町村長に対する住民などへの汚染飲料水・飲食物の摂取制限の指示など (15) 市町村長に対する住民などへの汚染農林水産物などの出荷制限の指示など (16) 放射性物質による汚染の除去 (17) 放射性物質の付着した廃棄物の処理 (18) 市町村長に対する各種制限措置の解除の指示 (19) 情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）の影響の軽減 (20) 文教対策 (21) 相談窓口の設置 (22) 県管理の道路の管理 (23) 災害時における避難経路及び輸送経路の確保 (24) その他災害対策に必要な措置

４　警察

機　　関　　名	処理すべき事務又は業務大綱
福岡県警察	(1) 住民などの退避、避難誘導及び救助並びに立入制限 (2) 立入禁止地区及びその周辺地域の警備、交通規制など (3) 緊急輸送のための交通の確保 (4) 犯罪の予防など社会秩序の維持 (5) その他災害警備に必要な措置

５　指定地方行政機関

指定地方行政機関の事務又は業務の大綱は、第１編　第１部　第３章　第２節　「第７　指定地方行政機関」の定めに準じる。

６　自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 西部方面総監部 ・第四師団	(1) 緊急時空中モニタリング及び空中輸送の支援 (2) 住民などの避難、物資の輸送などにおける陸上輸送支援 (3) その他災害応急対策の支援
海上自衛隊 佐世保地方総監部	(1) 緊急時海上モニタリング及び海上輸送の支援 (2) 住民などの避難、物資の輸送などにおける海上輸送支援 (3) その他災害応急対策の支援
航空自衛隊 西部航空方面隊	その他災害応急対策の支援

７　指定公共機関

指定公共機関の事務又は業務の大綱は、第１編　第１部　第３章　第２節　「第９　指定公共機関」の定めに準じる。

８　指定地方公共機関

指定地方公共機関の事務又は業務の大綱は、第１編　第１部　第３章　第２節　「第10　指定地方公共機関」の定めに準じる。

９　その他公共的団体

その他公共的団体の事務又は業務の大綱は、第１編　第１部　第３章　第２節　「第12　公共的団体・防災上重要な施設の管理者」の定めに準じる。

10　原子力事業者（指定公共機関）

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州電力株式会社	(1) 原子力発電所の防災体制の整備 (2) 原子力発電所の災害予防 (3) 災害状況の把握及び防災関係機関への情報提供 (4) 防災教育及び訓練の実施 (5) 原子力災害時における通報連絡体制の整備 (6) モニタリング設備及び機器類の整備 (7) 応急対策活動に要する資機材などの整備 (8) 原子力防災に関する知識の普及と啓発 (9) 緊急時における通報及び報告 (10) 緊急時における災害応急対策活動体制の整備 (11) 原子力発電所の施設内の応急対策 (12) 緊急時医療措置の実施のための協力 (13) 放射性物質の付着した廃棄物の処理 (14) モニタリングの実施 (15) 県、糸島市、防災関係機関が実施する防災対策への協力

機関の名称	事務又は業務の大綱
	(16) 相談窓口の設置 (17) 原子力発電所の災害復旧

第２章　原子力災害事前対策

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当
第１節　情報の収集・連絡体制等の整備	●			総務課、関係各課
第２節　緊急事態応急体制の整備	●			総務課
第３節　住民等への的確な情報伝達体制の整備	●			総務課
第４節　避難受入れ活動体制の整備	●			総務課
第５節　原子力災害医療体制等の整備	●			総務課、健康増進課
第６節　原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発	●			総務課
第７節　防災訓練等の実施	●			総務課

第１節　情報の収集・連絡体制等の整備

町は、国、県、その他防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。

第１　情報の収集・連絡体制の整備

１　町と関係機関相互の連携体制の確保

町は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

２　情報の収集・連絡にあたる要員の指定

町は、原子力災害発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど派遣できる体制の整備を図る。

第２　情報の分析整理

１　人材の育成・確保及び専門家の活用体制

町は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努める。

２　原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

町は、平常時より原子力防災関連情報（大気中放射性物質拡散計算を含む。）の収集・蓄積に努める。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化の推進に努める。

３　防災対策上必要とされる資料

町は、国、県と連携して応急対策の的確な実施に資するため、以下のような資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに災害対策本部設置予定地に適切に備え付け、これらを確実に管理する。

(1) 原子力施設（事業所）に関する資料

ア　防災業務計画

イ　原子力事業所の施設の配置図

町は、(1)の資料については、国が対策拠点施設に備え付ける資料から必要なものの写しを災害対策本部に備え付ける。

(2) 社会環境に関する資料

ア　周辺地域の種々の縮尺の地図

イ　町地区別人口、世帯数

(3) 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料

(4) 防災対策に活用する施設、設備、資機材等（関係章節において掲載）

(5) 防災対策の実施に関する資料（関係章節において掲載）

第２節　緊急事態応急体制の整備

第１　警戒体制をとるために必要な体制等の整備

町は、警戒事象等の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図る。

第２　災害対策本部体制等の整備

町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合に、町長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等について定めておく。

また、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行なうための体制を定めておく。この際の意思決定は判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者を定めておく。

第３節　住民等への的確な情報伝達体制の整備

町は、国及び県と連携し、特定事象又は警戒事象発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた具体的な内容を整理しておく。また、住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努める。

第４節　避難受入れ活動体制の整備

第１　避難計画等の作成

１　町は、防護措置を重点的に実施すべき区域（原子力施設から概ね30ｋｍ圏内）外であるが、原子力施設の事態の推移（事態の規模、時間的な推移）に応じて、国の指示によってＰＡＺの範囲外においても、段階的に避難措置等の予防的措置を実施することを鑑み、国、県及び原子力事業所の協力のもと、屋内退避及び避難誘導のための計画を作成する。

２　町域を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県の調整のもとに計画を作成するものとし、他の市町村からの避難者の受け入れ等については、県及び関係市町村と調整のうえ策定に努める。

第２　指定避難所等の整備

町は、町指定避難所のうち体育館等公共的施設等を対象に、避難やスクリーニング等の場所としてあらかじめ指定する。

また、避難所の指定に当たって、風向等の気象条件により避難所が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮する。また、国及び県の協力のもと、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備する。

なお、避難やスクリーニング等の場所として指定する建物については、必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い及び男女双方の視点への配慮並びに衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

第３　避難所・避難方法等の周知

町は、避難や避難誘導方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努める。

町は、国、県の協力のもと、特定事象及び警戒事象発生後の経過に応じて住民に提供すべき情報について整理しておく。

第５節　原子力災害医療体制等の整備

第１　原子力災害医療活動体制等の整備

町は、県が行う原子力災害時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力体制の確立等、体制の整備を図る。

第６節　原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発

１　町は、国、県と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施する。

(1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
(2) 原子力施設の概要に関すること
(3) 原子力災害とその特性に関すること
(4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
(5) 緊急時に、町、国及び県等が講じる対策の内容に関すること
(6) 放射線防護対策施設、屋内退避所、指定避難所に関すること
(7) 要配慮者への支援に関すること
(8) 緊急時にとるべき行動
(9) 指定避難所での運営管理、行動等に関すること

２　町は、教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。

防災教育は、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により実施する。

第７節　防災訓練等の実施

第１　訓練計画の策定

町は、国、県、自衛隊等防災関係機関と連携し、以下のような防災活動の各要素、又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定する。

１　災害対策本部等の設置運営訓練
２　緊急時通信連絡訓練
３　緊急時モニタリング訓練
４　原子力災害医療訓練
５　周辺住民に対する情報伝達訓練
６　周辺住民避難訓練
７　交通対策等措置訓練

防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練の実施計画の企画立案は、県と共同又は独自に行う。

第２　要素別訓練等の実施

町は、計画に基づき、国、県、関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的に実施する。

第３　実践的な訓練の実施と事後評価

町は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組む。

また、町は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行う。

第３章　緊急事態応急対策

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当
第１節　情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	●			総務課、関係各課
第２節　原子力災害警戒体制	●			総務課
第３節　緊急事態応急対策活動体制の確立	●			全町課等
第４節　住民等への的確な情報伝達活動	●			総務課
第５節　屋内退避、避難受入れ等の防護活動	●			総務課、健康増進課、関係各課、消防団
第６節　飲料水、飲食物の摂取制限など		●		総務課、農政環境課、上下水道課
第７節　核燃料物質等の運搬中の事故に対する迅速かつ的確な応急対策	●			総務課、消防団

緊急事態区分に応じた対応及び原災法第 15 条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策について示すものである。

これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第１節　情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

原子力発電所において事故が発生し、放射性物質又は放射線の異常な水準の放出による影響が周辺地域に及び、又は及ぶおそれがある場合には、町及び防災関係機関は相互に通報連絡を行う。

第１　情報収集・伝達

県は、原子力事業者及び国から通報連絡を受けた事項について、必要に応じて県内各市町村及び関係する指定地方公共機関に連絡する。

町は、県から警戒事象又は特定事象発生の情報連絡を受けた場合、又は内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出した場合は、当面とるべき措置について県へ助言を求めるとともに、管轄の消防本部に対し通報連絡を行う。

また、必要に応じ、直方警察署に対し通報連絡を行う。

第２　応急対策活動情報の連絡

１　町、国及び県の相互連絡

町は、国、県等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互に連絡を密にする。

２　町と関係機関との連携

町は、関係機関との間において、県から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、連絡を密にする。

３　現地事故対策連絡会議との連携

町は、国の現地事故対策連絡会議が設置された場合は、当該機関との連絡を密にする。

第３　放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

町は、県が実施する緊急時モニタリングに関し、環境試料の採取・運搬、空間放射線のモニタリング等に協力する。また、県等に職員を派遣するなどして、屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努める。

■特定事象発生時の情報伝達経路

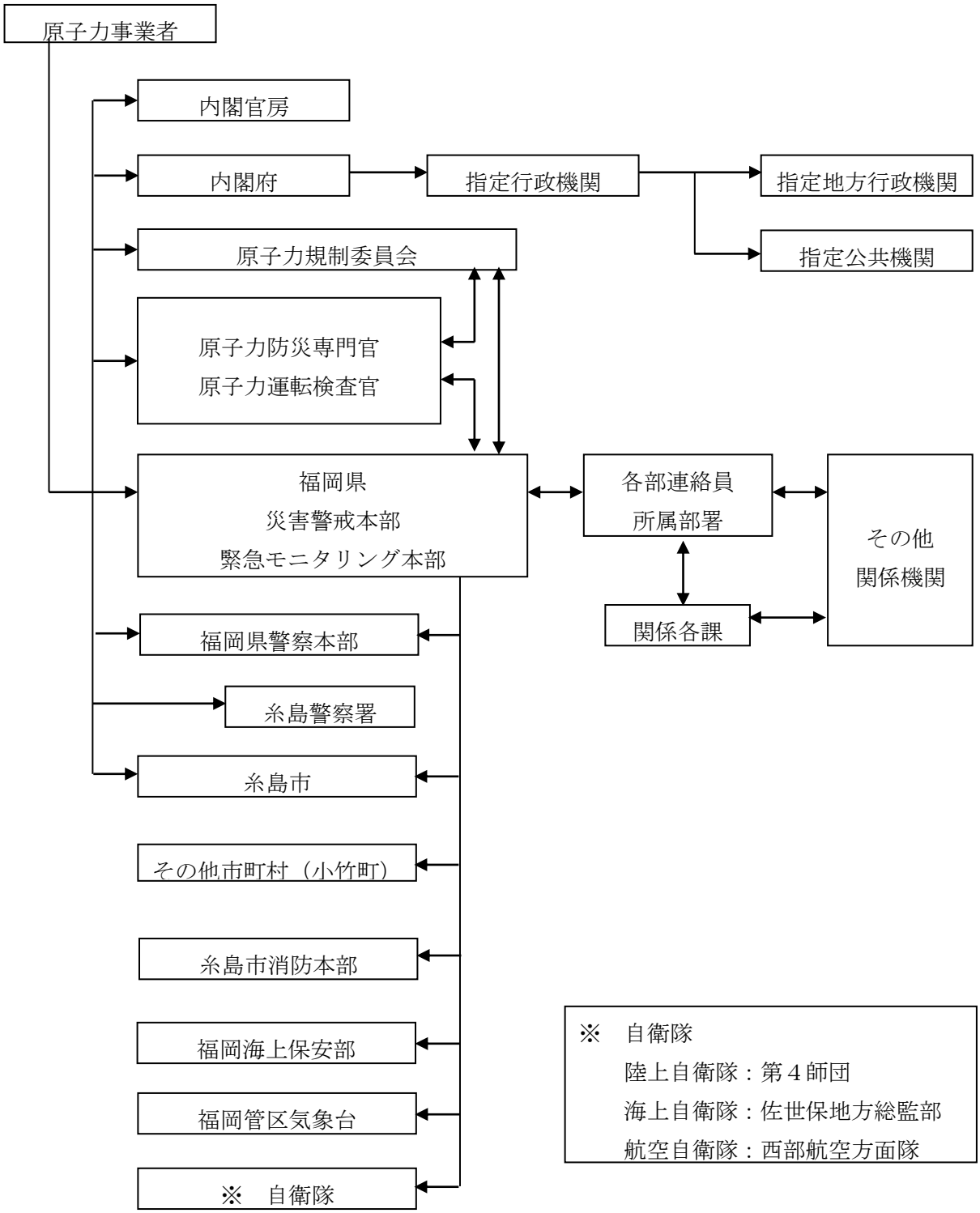

出典：福岡県地域防災計画　原子力災害対策編

■緊急事態宣言発出後の情報伝達経路

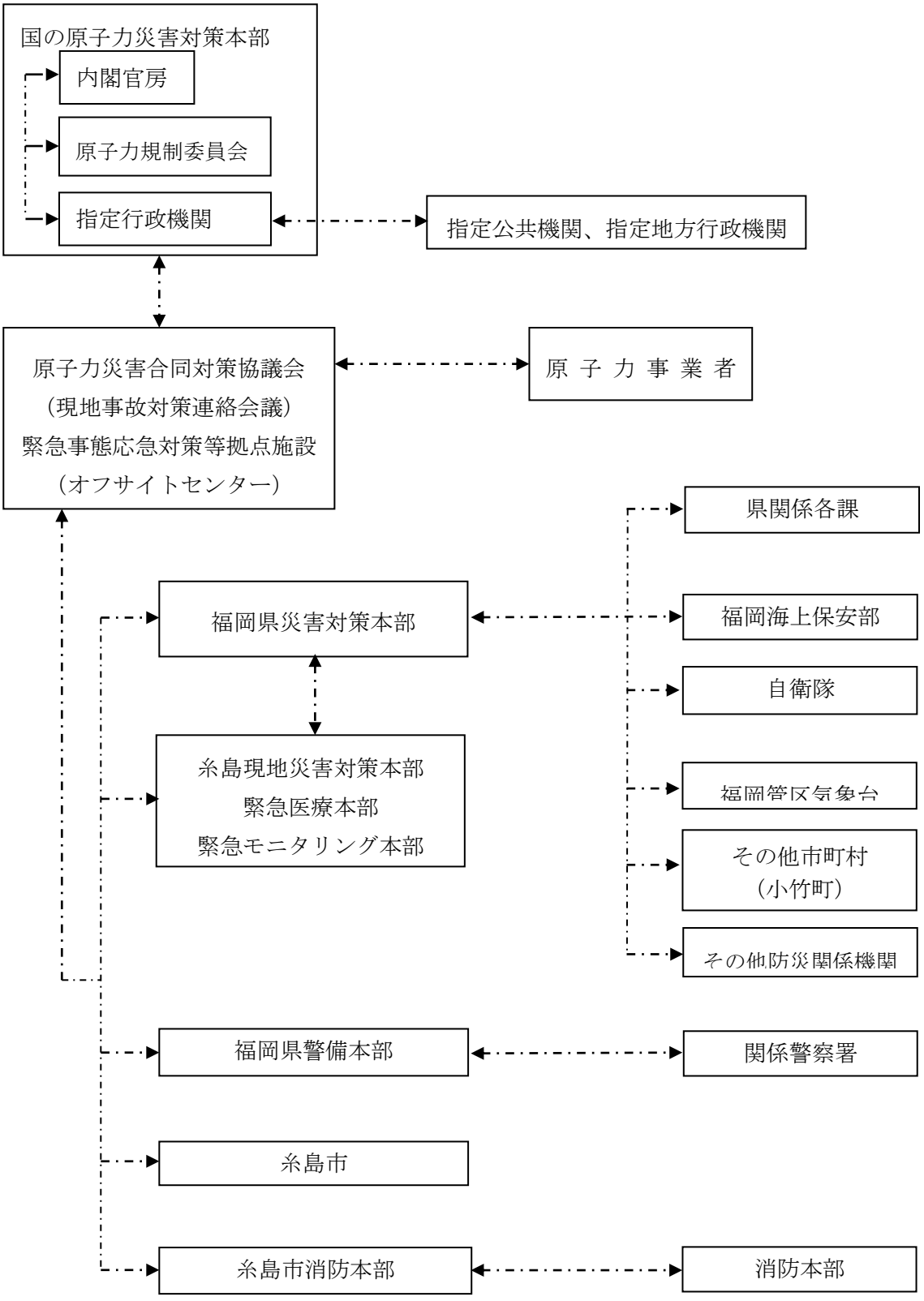

（注）　緊急事態宣言発出前に県災害対策本部等が設置された場合もこれに準じる。

出典：福岡県地域防災計画　原子力災害対策編

第２節　原子力災害警戒体制

町は、原子力事業者から事故故障等発生の通報を受けた場合又は警戒事象等を検知した場合は、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、県、国、関係市町及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、原子力災害警戒体制をとる。

１　原子力災害警戒配備体制

警戒配備時には、総務課及び関係課、消防団等の所要人員の職員は、警戒配備の必要性について自主的に判断し出勤する。

町長が警戒配備の必要性を認めた場合の配備は、総務課長は町長から警戒配備の指示を受け、課長等に連絡する。課長等は必要人員を招集、確保する。

２　原子力災害警戒本部体制

警戒本部体制時には、災害応急対策に関係のある部班の所要人員の職員は、特別警戒配備の必要性について自主判断し出勤する。

総務課長は、町長と協議し、警戒本部体制(本部長　町長)の指示を受け、課長等に連絡、課長等は必要人員を確保する。

警戒本部体制は、災害対策本部体制に移行できる職員体制とするため、職員は連絡先を明らかにし、所属課長等からの連絡により直ちに出勤できる体制を整える。

３　原子力災害警戒体制の解除

警戒体制の解除は、概ね以下の基準による。

(1) 原子力警戒配備

町長は、原子力災害の危険が解消したと認めたときは、原子力災害警戒配備を解く。

(2) 原子力特別警戒配備（原子力災害警戒本部）

町長は、原子力災害の危険が解消したと認めたとき、又は原子力災害対策本部が設置されたときは、原子力災害特別警戒配備を解き、原子力災害警戒本部を廃止する。

第３節　緊急事態応急対策活動体制の確立

第１　町の緊急事態応急対策活動体制

町は、原子力施設の緊急事態区分が施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に至った場合で必要と認めたときは又は町長が必要と認めた場合は、あらかじめ定められた場所に町長を本部長とする原子力災害対策本部を設置する。なお、原子力災害対策本部を設置した場合は、直ちに県に対しこの旨を報告する。

１　原子力災害対策本部

原子力災害対策本部は、以下に示す原子力施設等緊急事態が発生したとき、災害対策本部(本部長町長)を設置し、応急対策を実施する。

なお、本部を設置した場合、町長はその旨を住民に広報するとともに、防災関係機関に通知する。

(1) 町長が、特定事象発生に係る通報を受けた場合又は施設敷地緊急事態を検知した場合で県からの指導又は助言があったとき。

(2) 原子力発電所に事故が発生し、災害対策本部の設置について県からの指導又は助言があったとき。

(3) 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出されたとき。

(4) その他町長が必要と認めたとき。

２　災害対策本部の廃止は、概ね以下の基準による。

(1) 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。

(2) 災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

第２　災害対策本部等の組織及び配備体制等

災害対策本部等の組織、配備体制、所掌事務等は、小竹町災害対策本部条例による。

【表　原子力災害警戒本部、災害対策本部配備体制表】

配備体制	種　類	発　令　時　期	配備する部課等	活動内容等
警戒配備体　制	警戒配備	事故・故障の発生、又はそれに先行する事象に係る通報を受けた場合		
	特別警戒配　備 (警戒本部設置本部長 町長)	警戒事象等に係る通報を受けた場合、又は警戒事象等を検知した場合		
災害対策本部体制	非常配備 (本部長 町長)	１　特定事象発生に係る通報を受けた場合、又は施設敷地緊急事態を検知した場合（県からの指導又は助言があったとき)。 ２　原子力業者防災業務計画に		

配備体制	種　類	発　令　時　期	配備する部課等	活動内容等
		よる原災法第 15 条に係る報告を受けた場合、又は全面緊急事態を検知した場合（県からの指導又は助言があったとき）。 3　内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合。 4　その他町長が必要と認めたとき。		

第３　専門家の派遣要請

町は、原子力規制委員会から特定事象発生の情報連絡を受けた場合、必要に応じ手続きに従い国に対して専門家の派遣を要請する。

第４　応援要請及び職員の派遣要請等

１　応援要請

町長は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行う。

町長は、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動を要請する。

２　職員の派遣要請等

(1) 町長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

(2) 町長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求める。

第５　自衛隊の派遣要請等

町長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を要求する。

また、町長は、自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときには、速やかに知事に対し、撤収要請を要求する。

第６　原子力被災者生活支援チームとの連携

町は、緊急避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担のもと、汚染廃棄物の処理や除染等を推進する。

第４節　住民等への的確な情報伝達活動

町は、役割に応じて住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況及びモニタリングの結果等の参考情報）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、町が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所・避難場所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。

なお、その際、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮したものとし、町が行う情報伝達事項は、概ね次のとおりとする。

１　事故の概要

２　原子力発電所における対策状況

(1) 原子力発電所における対応状況

(2) 県及び町並びに国、防災関係機関の対応状況

３　災害の現況及び今後の予測

モニタリングの結果及び国による放射能影響予測等

４　住民等のとるべき措置及び注意事項

(1) 農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況

(2) 交通規制、避難経路及び避難所・避難場所等

５　その他必要と認める事項

第５節　屋内退避、避難受入れ等の防護活動

第１　屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

１　屋内退避、避難の指示等の連絡、確認等

(1) 町は、施設敷地緊急事態が発生した場合は、県及び国の指示又は独自の判断により予防的防護措置（屋内退避）の準備を行う。

(2) 全面緊急事態が発生し、内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言の発出及びＰＡＺ内の避難指示が出された場合は、県は、国の指示又は独自の判断により原則として、ＵＰＺ外の本町に対して、必要に応じて予防的防護措置（屋内退避）を行う可能性のある旨について注意喚起が行われる。

(3) 県は、放射性物質が放出された場合、ＯＩＬの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、該当する市町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難の指示等の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する。

(4) 町（市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは県）は、国が原子力災害の観点から屋内退避指示を出している中で、自然災害を起因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、独自の判断で避難指示を行う。

(6) 町は、県の協力のもと、住民等の避難誘導に当たっては、避難や避難退域時検査及び簡易除染の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測その他の避難に資する情報の提供に努める。

(7) 町は、避難状況の確実な把握のため、指定された避難所・避難場所以外に避難をした場合等には、町の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等への周知に努める。

２　避難の指示等

(1) 警戒事象発生時

町は、警戒事象が発生した場合、その状況等をプレスリリースやホームページによる情報提供等あらゆる手段を活用して、住民に広報する。

(2) 特定事象発生時

町は、特定事象が発生した場合、国の指示に基づき、対象地域において屋内退避又は、避難の準備を行うよう指示する。

(3) 原子力緊急事態宣言発出時

町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、国の指示に基づき、対象地域の住民等に屋内退避又は避難の指示を行うとともに、対象地域を越える地域等に対して、屋内退避の可能性がある旨の注意喚起を行う。

３　屋内退避による防護対策

(1) 屋内退避は、放射性物質が既に放出、拡散していることが予想される場合（予測線量が不明な場合を含む。）、予測線量があまり高くない場合、放射性物質が既に放出、拡散したが一過性の放出であり、放出が停止し収束に向かっている場合等を対象とする。

(2) 住民は、屋内退避の指示が出された場合は、原則として自宅内に留まる。

(3) 屋内退避をする場合は、建家の有する遮蔽(しゃへい)効果と、建家の気密性を高めて屋内への放射性物質の侵入防止を図る等の防護対策を講ずる。

(4) 屋内退避が長期にわたることが予想される場合は、気密性の低下等の理由から避難の実施を検討する。

(5) 町は、防護対策地域内の戸外にいる住民等に対し、速やかに自宅に戻るか、又は近くの公共施設等に退避するよう指示する。

4　避難やスクリーニング等の場所の情報提供

町は、住民等の避難誘導に当たっては、県と協力し、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。また、町はこれらの情報について、県及び原子力災害現地対策本部等に対しても情報を提供する。

第６節　飲料水、飲食物の摂取制限など

第１　飲料水、飲食物の摂取制限及び出荷制限

町は、国の指示又は要請、並びに国の指示又は要請に基づく県の要請に基づき、汚染飲料水（水道水を除く）の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限及び出荷制限など必要な措置を講じる。

また、水道水については、国の指示又は要請、並びに国の指示又は要請に基づく県の要請に基づき、他の水道水源への振替、摂取制限など必要な措置を講じる。

町は、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限及び出荷制限などの措置の内容について、町民などへの周知徹底及び注意喚起に努める。

第２　飲料水、飲食物の汚染状況調査

町は、県及び国から放射性物質による汚染状況調査の要請があった場合、指針に基づく飲食物に係るスクリーニング準を踏まえ、飲料水の調査・検査を実施する。また、食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況調査に協力する。

第３　農林水産物などの採取及び出荷制限

県は、国の指示又は要請に基づき、市町村に対し、農林水産物などの生産者、出荷機関及び市場の責任者に次の措置をとることを要請するとともに、必要に応じて、生産地、出荷機関及び市場において産地名及び出荷時期などの調査を実施する。

１　農作物の作付け制限
２　農林水産物などの収穫、漁獲の禁止
３　農林水産物などの出荷制限
４　肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の施用・使用・生産・流通制限
５　その他必要な措置

町は、農林水産物などの生産者、出荷機関及び市場の責任者などに対し、県からの要請内容について周知するとともに、県が要請する措置を講じるよう要請する。また、要請した措置の内容について、町民などへの周知徹底及び注意喚起に努める。

第７節　核燃料物質等の運搬中の事故に対する迅速かつ的確な応急対策

核燃料物質等の運搬中の事故については、事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性を踏まえ、原子力事業者及び運搬を委託された者並びに国が主体的に防災対策を行うこととされている。

町は、運搬中に事故が発生した場合、当該運搬を委託した国、県、防災関係機関等と協力して、以下の初動対応を踏まえつつ、前節までの緊急事態応急対策に準じた応急対策を講ずる。

１　町及び県の措置

事故の通報を受けた町及び県は、相互に協力して事故状況の把握に努め、国の指示に基づき事故現場周辺の住民等の安全を確保するために必要な措置を実施する。

第４章　原子力災害中長期対策

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当
原子力災害中長期対策			●	全町課等

本章は、原災法第15条第４項の規定に基づき、原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第１　緊急事態解除宣言後の対応

町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

第２　放射性物質による環境汚染への対処

町は、国、県、その他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

第３　各種制限措置の解除

町は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、住民等の退避等、並びに土地立ち入り制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を行う。また、解除実施状況を確認する。

第４　災害地域住民等に係る記録等の作成

１　災害地域住民等の記録

町は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、指定避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。

２　災害対策措置状況の記録

町は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておく。

第５　風評被害等の影響の軽減

町は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行う。

第６　被災者等の生活再建等の支援

１　町は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティーの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。

２　町は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

３　町は、県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第７　被災中小企業等に対する支援

町は、国及び県と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行う。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

第８　心身の健康相談体制の整備

町は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び内部被ばく線量を検査するための体制を整備し実施する。

小竹町地域防災計画

令和４（2022）年１２月　改訂

編集　　小竹町　総務課
〒820-1192　福岡県鞍手郡小竹町大字勝野３１６７番地１